

新宿区第三次実行計画

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

令和6（2024）年1月

新 宿 区

■ 新宿区第三次実行計画の策定にあたって

新宿区では、平成 29（2017）年 12 月に、基本構想で掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、すべての区民の皆様が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度の 10 年間の計画期間とする総合計画を策定しました。

また、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくため、第一次実行計画（平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度）、第二次実行計画（令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度）を策定し、事業を推進してきました。

今回の第三次実行計画は、現在の総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く計画とすること、また、総合計画に示す 5 つの基本政策のもと、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成へとつながる計画とすることを基本に、令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度の 4 年間に、区が計画的に推進していく事業をまとめたものです。

策定に当たっては、パブリック・コメント及び地域説明会、しんじゅく若者 Web 会議等で区民の皆様から寄せられたご意見を参考にしました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

少子高齢社会の進展や人口減少による人手不足、気候変動、急速な ICT の技術革新等、社会経済情勢は大きく変化しており、行政需要も多様化・複雑化しています。第三次実行計画では、こうした様々な課題を踏まえ、子育て支援や行政サービスのデジタル化、脱炭素化の推進、災害リスクへの備えなど、持続的に発展する新宿のまちを創造するための今後のさまざまな取組を、計画事業に位置付けてお示しています。

第三次実行計画の 4 年間は、現在の総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く重要な期間となります。そのため、「暮らしやすさ 1 番の新宿」、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、「賑わい都市・新宿の創造」の三つの重点施策と、これらを支える「健全な区財政の確立」、「好感度 1 番の区役所」の実現に向け、区の総力を挙げて対応してまいります。

今後とも、区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 6 年 1 月

新宿区長 吉住 健一

目次

1 第三次実行計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的・性格	2
(2) 計画策定にあたっての基本的な考え方	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の構成	3
(5) 新たな総合計画に向けた方向性	4
(6) 財政収支見通し	5

2 施策体系別事業

(1) 計画事業費 総括表	8
(2) 施策体系表	9
(3) 計画事業等の内容	17
I 暮らしやすさ1番の新宿	20
II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	57
III 賑わい都市・新宿の創造	81
IV 健全な区財政の確立	130
V 好感度1番の区役所	145
(4) 計画事業の指標	151
(5) 区の施策・事業の全体像	169
(6) 第二次実行計画との関連表	211
(7) 基本構想で示す基本目標との対応表	221
(8) 区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表	229

1 第三次実行計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的・性格

この実行計画は、新宿区基本構想に掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。

(2) 計画策定にあたっての基本的な考え方

第三次実行計画は、現在の総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く計画とすること、また、総合計画に示す 5 つの基本政策のもと、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成へとつながる計画とすることを基本に、以下の点を踏まえた計画とします。

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響による地域社会の変容など、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要や多様化・複雑化する区民ニーズに的確に対応するため、限られた財源を効果的に配分すること。
- イ 行政評価の実施結果や外部評価委員会からの提言、決算実績、事業の進捗管理等に基づくPDCA サイクルを十分に踏まえること。
- ウ ICT の利活用による区民サービスの向上や、業務改善・見直し等による効果的・効率的な業務の推進など、行財政改革を推進すること。
- エ 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向け、新宿区第三次環境基本計画に基づく取組の推進等、環境負荷低減に向けた取組の視点を取り入れること。
- オ 「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」等に基づき、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすいまちづくりを、ハード・ソフトの両面から推進すること。
- カ 第二次実行計画の計画事業のうち、事業の仕組みの構築がなされている事業や、取組として定着している等の事業については、原則として経常事業に位置付けること。

また、物価高騰の影響については、計画期間における物価上昇率を見込むことが困難なため、令和 7 年度から令和 9 年度の事業費は、令和 6 年度予算編成における見積額をもとに積算しています。今後、ローリング（見直し）等で各年度の決算や執行状況などを十分に分析し、的確に対応することとします。

(3) 計画の期間

第三次実行計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 か年です。

総合計画 [10 か年]		
平成 30(2018)年度 ~ 令和 9(2027)年度		
第一次実行計画 [3 か年]	第二次実行計画 [3 か年]	第三次実行計画 [4 か年]
平成 30(2018)年度 ~ 令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度 ~ 令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度 ~ 令和 9(2027)年度

(4) 計画の構成

- 第三次実行計画は、総合計画で示す以下の「5つの基本政策」に基づき、計画事業（65 事業（枝事業を含むと 89 事業））及び区が経常的に実施する事業や取組のうち、個別施策を支える主な事業や取組を体系化しています。

5つの基本政策

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

すべての区民がいいきと暮らし続けていくためには、まずは、こころも身体も健康であることが重要です。また、安心できる子育て環境の整備や、教育の充実、高齢者や障害者など誰もが自分らしく生活できるまちづくり、地域コミュニティの活性化などの推進が必要です。

「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、これら区民生活を支える施策に取り組んでいきます。

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

区民が安心して日々の生活を送るためには、災害に強い、逃げないですまちづくりと、安全安心な生活環境づくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、建築物の耐震化や不燃化、災害に強い体制づくり、犯罪のないまちづくり、民泊や空家等への対策、感染症の予防、路上喫煙防止などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

持続的に発展する新宿を創造するためには、商業・業務・文化・居住機能など多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、まちの回遊性や利便性を向上させる都市基盤整備、文化・観光・スポーツの振興、魅力ある商店街づくりや産業振興などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

様々な施策を展開するためには、財源を担保しつつ、その限りある財源の中で効果的・効率的な区政運営を行う必要があります。

このため、「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」では、公民連携による効果的・効率的な事業の実施、行政評価制度の活用、公共施設マネジメントの強化などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

計画に位置付けた施策を、区民の皆様とともに推進していくためには、区と区民との信頼関係がなくてはなりません。

このため、「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」では、区民とともに地域課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員の育成や、能力の向上に取り組んでいきます。

また、ICT を活用した行政サービスや窓口サービスの利便性の向上などにも取り組み、区役所の好感度を向上させていきます。

そして、区民に最も身近な基礎自治体として、地方分権を推進していきます。

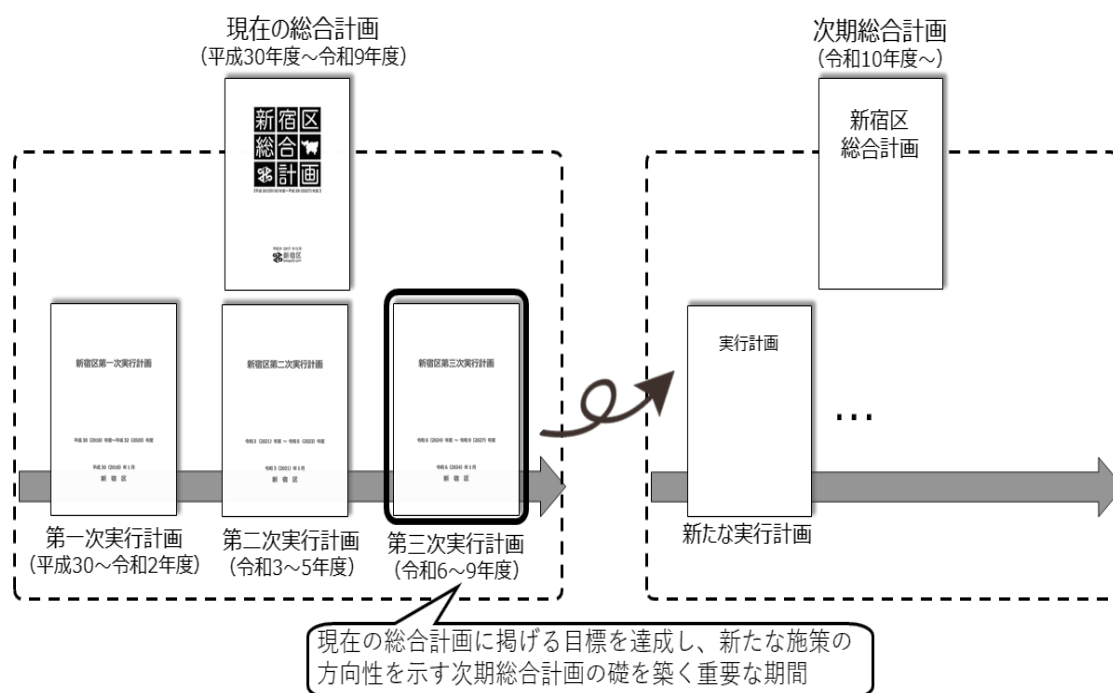
- 計画事業の評価に活用する指標を掲載しています（P.151～167「計画事業の指標」）。
- 区の施策・事業の全体像を明らかにするため、実行計画の期間内における目標を定め、目標達成に向けて計画的に推進する「計画事業」と、計画事業以外の事業（施設の修繕など臨時的に実施する事業を除く）で、経常的に実施する「経常事業」を一体的に示した一覧表を掲載しています（P.169～210「区の施策・事業の全体像」）。
- 第三次実行計画と第二次実行計画との関連をまとめた一覧表（P.211～219「第二次実行計画との関連表」）、第三次実行計画の各事業が基本構想で示す基本目標のどこに位置付けられるかを示す対応表（P.221～227「基本構想で示す基本目標との対応表」）を掲載しています。
- 2015年9月に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））と、区が総合計画で示す基本政策・個別施策との対応状況を記載しています（P.229～231「区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表」）。

（5）新たな総合計画に向けた方向性

今回の第三次実行計画は、現在の総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く重要な期間となります。

そのため、「暮らしやすさ1番の新宿」、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、「賑わい都市・新宿の創造」の三つの重点施策と、これらを支える「健全な区財政の確立」、「好感度1番の区役所」の実現に向け、区の総力を挙げて対応する施策体系としています。

【新たな総合計画に向けた方向性のイメージ】



(6) 財政収支見通し

(単位：百万円、%)

年度 項目	令和6年度		令和7年度			令和8年度			令和9年度			合計 ①+② +③+④
	①	構成比	②	構成比	対前年度 伸び率	③	構成比	対前年度 伸び率	④	構成比	対前年度 伸び率	
一般財源 A (A1+A2+A3)	118,515	64.2	115,633	65.6	△ 2.4	120,438	68.4	4.2	122,344	69.0	1.6	476,930
内訳												
特別区税 A1	56,271	30.5	58,036	32.9	3.1	60,004	34.1	3.4	62,273	35.1	3.8	236,584
特別区交付金 A2	30,881	16.7	31,756	18.0	2.8	32,917	18.7	3.7	34,125	19.3	3.7	129,679
その他 A3	31,363	17.0	25,841	14.7	△ 17.6	27,517	15.6	6.5	25,946	14.6	△ 5.7	110,667
特定財源 B (B1+B2+B3+B4)	65,983	35.8	60,635	34.4	△ 8.1	55,584	31.6	△ 8.3	55,046	31.0	△ 1.0	237,248
内訳												
国庫支出金 B1	29,420	15.9	29,289	16.6	△ 0.4	29,108	16.6	△ 0.6	29,430	16.6	1.1	117,247
都支出金 B2	13,958	7.6	13,409	7.6	△ 3.9	13,373	7.6	△ 0.3	13,593	7.7	1.6	54,333
区債 B3	8,358	4.5	5,988	3.4	△ 28.4	2,000	1.1	△ 66.6	2,000	1.1	0.0	18,346
使用料等 B4	14,247	7.8	11,949	6.8	△ 16.1	11,103	6.3	△ 7.1	10,023	5.6	△ 9.7	47,322
歳入合計 C (A+B)	184,498	100	176,268	100	△ 4.5	176,022	100	△ 0.1	177,390	100	0.8	714,178
義務的経費 D (D1+D2+D3)	85,132	46.1	84,289	47.8	△ 1.0	86,578	49.2	2.7	85,493	48.2	△ 1.3	341,492
内訳												
人件費 D1	29,548	16.0	28,680	16.3	△ 2.9	30,321	17.2	5.7	29,068	16.4	△ 4.1	117,617
扶助費 D2	52,867	28.6	53,346	30.2	0.9	53,917	30.7	1.1	54,595	30.8	1.3	214,725
公債費 D3	2,717	1.5	2,263	1.3	△ 16.7	2,340	1.3	3.4	1,830	1.0	△ 21.8	9,150
一般事業費 E	80,155	43.5	79,264	45.0	△ 1.1	81,267	46.2	2.5	83,722	47.2	3.0	324,408
投資的経費 F	19,211	10.4	12,715	7.2	△ 33.8	8,177	4.6	△ 35.7	8,175	4.6	0.0	48,278
計画事業費 G (G1+G2)	19,875	-	9,663	-	△ 51.4	9,776	-	1.2	9,642	-	△ 1.4	48,956
内訳												
一般会計計上分 (再掲) G1	19,841	10.8	9,621	5.5	△ 51.5	9,723	5.5	1.1	9,589	5.4	△ 1.4	48,774
特別会計計上分 G2	34	-	42	-	23.5	53	-	26.2	53	-	0.0	182
歳出合計 H (D+E+F)	184,498	100	176,268	100	△ 4.5	176,022	100	△ 0.1	177,390	100	0.8	714,178

〈推計の内容〉

1 歳入

- 〔特別区税〕 …… 特別区税は、区民税について区民所得の動向や納税義務者数の推移等を加味して見積もりました。
- 〔特別区交付金〕 特別区交付金は、令和6年度都区財政調整当初フレーム見込を基に、調整税等の動向を考慮して見積もりました。
- 〔その他〕 …… 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、令和6年度都区財政調整当初フレーム見込等を基に見積もりました。財政調整基金繰入金については、令和6年度105億円、令和7年度30億円、令和8年度25億円、令和9年度14億円を計上しました。
- 〔国庫支出金〕 …… 投資的経費及び扶助費等に係る国庫支出金の増減を加味して見積もりました。
- 〔都支出金〕 …… 投資的経費及び扶助費等に係る都支出金の増減を加味して見積もりました。
- 〔使用料等〕 …… 使用料及び手数料、分担金及び負担金並びに財産収入等については、決算実績等を勘案し見積もりました。

2 歳出

- 〔人件費〕 …… 退職者数及び採用者数の見込等を考慮して見積もりました。
- 〔扶助費〕 …… 決算実績及び今後の動向から伸び率を勘案し見積もりました。
- 〔公債費〕 …… 既発行分の償還計画に新たな起債に伴う償還額を加味して見積もりました。
- 〔一般事業費〕 …… 施設管理経費の実績額や特別会計繰出金の伸び等を勘案して見積もりました。
- 〔投資的経費〕 …… 計画事業費及び施設改修等の経費見込を考慮して見積もりました。

(注) 構成比は項目単位で四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

2 施策体系別事業

(1) 計画事業費 総括表

(単位：千円)

基本政策	年度 計画 事業数 ()は枝事 業含む	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		合計	
		事業費	構成比 (%)	事業費	構成比 (%)	事業費	構成比 (%)	事業費	構成比 (%)	事業費	構成比 (%)
		[一般財源]		[一般財源]		[一般財源]		[一般財源]		[一般財源]	
I 暮らしやすさ 1番の新宿	19 (23)	5,440,022	27.4%	4,781,533	49.5%	4,478,327	45.8%	4,505,011	46.7%	19,204,893	39.2%
		(3,640,976	42.8%	3,619,202	48.7%	3,419,996	45.0%	3,434,554	46.7%	14,114,728	45.7%
II 新宿の高度防 災都市化と安 全安心の強化	12 (17)	2,533,060	12.7%	1,675,277	17.3%	2,448,513	25.0%	2,525,625	26.2%	9,182,475	18.8%
		(1,414,013	16.6%	1,124,092	15.1%	1,479,054	19.5%	1,374,875	18.7%	5,392,034	17.5%
III 賑わい都市・新 宿の創造	26 (39)	2,575,856	13.0%	3,075,024	31.8%	2,708,548	27.7%	2,471,058	25.6%	10,830,486	22.1%
		(1,736,869	20.4%	2,551,831	34.4%	2,556,732	33.7%	2,408,144	32.7%	9,253,576	30.0%
IV 健全な区財政 の確立	5 (7)	9,283,466	46.7%	92,888	1.0%	103,119	1.1%	102,459	1.1%	9,581,932	19.6%
		(1,680,086	19.7%	92,888	1.3%	103,119	1.4%	102,459	1.4%	1,978,552	6.4%
V 好感度1番の区 役所	3 (3)	42,896	0.2%	37,980	0.4%	37,353	0.4%	37,353	0.4%	155,582	0.3%
		(42,841	0.5%	37,870	0.5%	37,243	0.5%	37,243	0.5%	155,197	0.5%
合計	65 (89)	19,875,300	100%	9,662,702	100%	9,775,860	100%	9,641,506	100%	48,955,368	100%
		(8,514,785	100%	7,425,883	100%	7,596,144	100%	7,357,275	100%	30,894,087	100%

※ 一般財源とは、事業費から、国や都からの補助金、使用料・手数料、基金からの繰入金など、用途を特定する財源を差し引いたものです。

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁	
I 暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備		健康部	21	
		2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	福祉部 健康部	22	
			② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	福祉部 健康部	23	
			【経常事業】健康な食生活へのサポート		健康部	23
			【経常事業】生活習慣病治療中断者への受診勧奨		健康部	23
			【経常事業】糖尿病予防対策の推進		健康部	24
			【経常事業】糖尿病性腎症等重症化予防事業		健康部	24
			【経常事業】女性の健康支援		健康部	24
			【経常事業】こころの健康づくり		健康部	24
			【経常事業】自殺総合対策		健康部	24
		【経常事業】生涯を通じた歯と口の健康づくり		健康部	24	
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	3 地域で支え合うしくみづくりの推進			福祉部	26
		4 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備		福祉部	27
			② 特別養護老人ホームの整備		福祉部	27
			③ ショートステイの整備		福祉部	28
		5 認知症高齢者への支援体制の充実			福祉部	28
			【経常事業】多様な主体による支え合いの推進		福祉部	29
			【経常事業】認知症高齢者支援の推進		福祉部	29
			【経常事業】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス		福祉部	29
			【経常事業】高齢者総合相談センターの機能の充実		福祉部	29
			【経常事業】在宅医療・介護連携ネットワークの推進		福祉部 健康部	29
		【再掲】2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業		福祉部 健康部	29
	② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業			福祉部 健康部	29	
		【再掲】19 高齢者や障害者等の住まい安定確保			都市計画部	29
	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	6 障害者グループホームの設置促進			福祉部	31
		7 区立障害者福祉施設の機能の充実			福祉部	31
			【経常事業】障害を理由とする差別の解消の推進		福祉部	32
			【再掲】18 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進		文化観光産業部	32
	4 安心できる子育て環境の整備	8 保育基盤整備の推進			子ども家庭部	34
		9 学童クラブの定員拡充			子ども家庭部	34
		10 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実			子ども家庭部 健康部	35
		11 児童相談体制の整備			子ども家庭部	36
			【経常事業】子どもから若者までの切れ目のない支援の充実		子ども家庭部	36
			【経常事業】子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援		子ども家庭部	36
			【経常事業】子どもショートステイ		子ども家庭部	36
			【経常事業】家事育児サポート事業		子ども家庭部	36
			【経常事業】発達に心配のある児童への支援の充実		子ども家庭部	37

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁	
I 暮らしやすさ1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	【経常事業】放課後子どもひろば		子ども家庭部	37	
		【経常事業】子どもの貧困の連鎖を防止するための取組		子ども家庭部	37	
		【経常事業】子どもの施策への参画促進		子ども家庭部	37	
		【経常事業】家庭・地域の教育力向上支援		子ども家庭部	38	
		【経常事業】ひとり親家庭への支援		子ども家庭部	38	
		【経常事業】子ども未来基金		子ども家庭部	38	
		【経常事業】学校安全対策		教育委員会事務局	38	
		【再掲】【経常事業】子ども読書活動の推進		教育委員会事務局	38	
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	12 不登校児童・生徒への支援			教育委員会事務局	40
		13 ICTを活用した教育の充実			教育委員会事務局	41
		【経常事業】地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実			教育委員会事務局	41
		【経常事業】学校サポート体制の充実			教育委員会事務局	41
		【経常事業】学校評価の充実			教育委員会事務局	42
		【経常事業】創意工夫ある教育活動の推進			教育委員会事務局	42
		【経常事業】部活動運営支援事業			教育委員会事務局	42
		【経常事業】特別支援教育の推進			教育委員会事務局	42
		【経常事業】日本語サポート指導			教育委員会事務局	42
		【経常事業】専門人材を活用した教育相談体制の充実			教育委員会事務局	42
		【経常事業】伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実			教育委員会事務局	42
		【経常事業】障害者理解教育の推進			教育委員会事務局	43
		【経常事業】英語キャンプの実施			教育委員会事務局	43
		【経常事業】ICTを活用した英語教育の推進			教育委員会事務局	43
		【経常事業】外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進			教育委員会事務局	43
		【経常事業】学校図書館の充実			教育委員会事務局	43
		【経常事業】時代の変化に応じた学校づくりの推進			教育委員会事務局	43
		【経常事業】公私立幼稚園における幼児教育等の推進			教育委員会事務局	43
		【経常事業】学校支援アドバイザーの派遣			教育委員会事務局	44
		【経常事業】外国籍児童の教育支援等			教育委員会事務局	44
	【経常事業】入学前プログラム			教育委員会事務局	44	
	【経常事業】家庭の教育力向上支援			教育委員会事務局	44	
	6 セーフティネットの整備充実	14 生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進			福祉部	46
		【経常事業】ホームレスの自立支援の推進			福祉部	46
		【経常事業】生活保護受給者の自立支援の推進			福祉部	46
【経常事業】生活困窮者の自立支援の推進				福祉部	46	

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁		
I 暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	15 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進		子ども家庭部	48		
			【経常事業】若者の区政参加の促進	総合政策部	48		
			【経常事業】男女共同参画の推進	子ども家庭部	48		
			【経常事業】配偶者等からの暴力の防止	子ども家庭部	49		
			【再掲】【経常事業】子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭部	49		
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	16 町会・自治会活性化への支援		① 「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	地域振興部	51	
				② 町会・自治会活性化支援	地域振興部	52	
			17 大久保通り周辺 (大久保地区) のまちづくりの推進		地域振興部 みどり土木部 環境清掃部	53	
				【経常事業】多様な主体との協働の推進	地域振興部	53	
				【再掲】【経常事業】若者の区政参加の促進	総合政策部	53	
				【再掲】【経常事業】オープンデータの活用推進	総合政策部	53	
	9 地域での生活を支える取組の推進	18 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進		文化観光産業部	55		
		19 高齢者や障害者等の住まい安定確保		都市計画部	56		
			【経常事業】人材確保支援事業	文化観光産業部	56		
			【経常事業】成年後見制度の利用促進	福祉部	56		
	II 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	① 建築物等の耐震化の推進	20 建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業	都市計画部	59
				② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	都市計画部	60	
② 木造住宅密集地域解消の取組の推進			21 木造住宅密集地域の防災性強化		① 木造住宅密集地域の整備促進 (若葉・須賀町地区)	都市計画部	60
					② 不燃化推進特定整備事業 (西新宿五丁目地区)	都市計画部	61
					【経常事業】木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	都市計画部	61
					【経常事業】新たな防火規制による不燃化の促進	都市計画部	61
③ 市街地整備による防災・住環境等の向上			22 再開発による市街地の整備		① 市街地再開発事業助成 (西新宿五丁目中央南地区)	都市計画部	61
					② 市街地再開発事業助成 (西新宿三丁目西地区)	都市計画部	62
					③ 市街地再開発の事業化支援	都市計画部	62
④ 災害に強い都市基盤の整備			23 細街路の拡幅整備		都市計画部	64	
		24 道路の無電柱化整備		みどり土木部	65		
		25 道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策	みどり土木部	66		
			② 道路・公園擁壁の安全対策	みどり土木部	66		
		26 まちをつなぐ橋の整備		みどり土木部	67		
2 災害に強い体制づくり		27 被災者生活再建支援体制の強化		総務部	69		
		28 マンション防災対策の充実		総務部	70		
	29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実		福祉部 子ども家庭部	71			
		【経常事業】女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	総務部	71			
		【経常事業】福祉避難所の充実と体制強化	福祉部	71			
		【経常事業】災害用備蓄物資の充実	総務部	71			
	【経常事業】災害情報の収集及び発信	総務部	72				

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁		
新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	【経常事業】 帰宅困難者対策等の推進		総務部	72		
		【経常事業】 災害時要援護者対策の推進		総務部 福祉部	72		
		【経常事業】 災害医療体制の充実		健康部	72		
	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	① 犯罪のない安心なまちづくり	【経常事業】 安全安心推進活動の強化		総務部	74	
			【経常事業】 客引き行為防止等の防犯活動強化		総務部	74	
			【経常事業】 防犯対策の推進		総務部	74	
			【経常事業】 詐欺・消費者対策		総務部 文化観光産業部	74	
		② 感染症の予防と拡大防止	30 新型インフルエンザ等対策の推進		健康部	76	
			【経常事業】 感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等 (結核等)		健康部	76	
			【経常事業】 予防接種		健康部	76	
			【経常事業】 食品衛生の普及啓発		健康部	77	
		③ 良好な生活環境づくりの推進	31 マンションの適正な維持管理及び再生への支援		都市計画部	79	
			【経常事業】 空家等対策の推進		総務部 環境清掃部 都市計画部	80	
			【経常事業】 民泊の適正な運営の確保		健康部	80	
			【経常事業】 路上喫煙対策の推進		環境清掃部	80	
			【経常事業】 公害の監視・規制・指導		環境清掃部	80	
			【経常事業】 アスベスト対策		都市計画部	80	
		賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	32 新宿駅周辺地区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり	都市計画部	82
					② 新宿通りモール化	都市計画部 みどり土木部	82
③ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援	都市計画部				83		
④ 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	都市計画部				83		
2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	33 歌舞伎町地区のまちづくり推進		文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部		85		
			【経常事業】 歌舞伎町安全・安心対策事業助成	総務部	86		
			【経常事業】 歌舞伎町安全・安心対策寄附金	総務部	86		
3 地域特性を活かした都市空間づくり	34 地区計画等のまちづくりルールの策定		【再掲】 【経常事業】 客引き行為防止等の防犯活動強化	総務部	86		
			【経常事業】 景観に配慮したまちづくりの推進	都市計画部	88		
4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	【再掲】 36 人にやさしい道路の整備		【経常事業】 バリアフリーの整備促進	都市計画部	89		
			【経常事業】 ユニバーサルデザインまちづくりの推進	都市計画部	89		
			① 道路の改良	みどり土木部	89		
			② バリアフリーの道づくり	みどり土木部	89		
			【再掲】 39 安全で快適な鉄道駅の整備促進	① 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	都市計画部	89	
				② ホームドア等の設置促進	都市計画部	89	

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	5 道路環境の整備	35 都市計画道路等の整備 (百人町三・四丁目地区の道路整備)		みどり土木部	91
		36 人にやさしい道路の整備	① 道路の改良	みどり土木部	91
			② バリアフリーの道づくり	みどり土木部	92
		37 道路の環境対策		みどり土木部	93
	6 交通環境の整備	38 自転車通行空間の整備		みどり土木部	95
		39 安全で快適な鉄道駅の整備促進	① 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	都市計画部	96
			② ホームドア等の設置促進	都市計画部	96
		【経常事業】駐輪場等の整備		みどり土木部	96
		【経常事業】放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動		みどり土木部	96
		【経常事業】自転車シェアリングの推進		みどり土木部	97
		【経常事業】自動二輪車の駐車対策		みどり土木部	97
		【経常事業】地域公共交通への支援		みどり土木部	97
		【経常事業】みんなで進める交通安全		みどり土木部	97
		【経常事業】駐車場整備事業の推進		都市計画部	97
		【経常事業】鉄道施設の整備促進		都市計画部	97
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	40 新宿中央公園の魅力向上		みどり土木部	99
		41 みんなで考える身近な公園の整備		みどり土木部	99
		42 公園施設の計画的更新		みどり土木部	100
		43 清潔できれいなトイレづくり		みどり土木部	100
		44 みどりの計画的な保全		みどり土木部	101
		45 次世代につなぐ桜並木		みどり土木部	101
		【経常事業】新宿らしい都市緑化の推進		みどり土木部	102
		【経常事業】樹木、樹林等の保存支援		みどり土木部	102
	8 地球温暖化対策の推進	46 地球温暖化対策の推進	① 区内における地球温暖化対策の推進	環境清掃部	104
			② 他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	環境清掃部	105
			③ 区有施設の照明設備LED化	関係部	105
		47 環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進		環境清掃部	106
		【経常事業】環境学習・環境教育の推進		環境清掃部 教育委員会事務局	106
		〔再掲〕37 道路の環境対策		みどり土木部	106
	9 資源循環型社会の構築	48 資源循環型社会の構築	① 食品ロス削減の推進	環境清掃部	108
			② 資源プラスチック回収の推進	環境清掃部	108
			③ 民間との協働・連携による資源循環	環境清掃部	109
			【経常事業】資源回収の推進	環境清掃部	109
			【経常事業】事業系ごみの減量推進	環境清掃部	109

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	49 観光と一体となった産業振興	① 「しんじゅく逸品」の普及	文化観光産業部	111
			【経常事業】新宿ものづくりの振興	文化観光産業部	111
			【経常事業】地場産業の魅力発信	文化観光産業部	111
			【経常事業】中小企業新事業創出支援	文化観光産業部	112
	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	50 大学等との連携による商店街支援		文化観光産業部	114
			【経常事業】商店会情報誌の発行	文化観光産業部	114
			【経常事業】にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	文化観光産業部	114
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	51 新宿の魅力としての文化の創造と発信		文化観光産業部	116
			52 新宿の歴史・文化の魅力向上	文化観光産業部	117
			【経常事業】大新宿区まつり	文化観光産業部	117
			【経常事業】文化体験プログラム	文化観光産業部	117
			【再掲】53② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	文化観光産業部	117
	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	53 新宿ブランドを活用した取組の推進	① 魅力ある観光情報の発信	文化観光産業部	119
			② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	文化観光産業部	120
			③ 【再掲】49①「しんじゅく逸品」の普及	文化観光産業部	120
			【経常事業】新宿観光案内所の運営	文化観光産業部	120
			【再掲】【経常事業】自転車シェアリングの推進	みどり土木部	120
		14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	54 新中央図書館等の建設		総合政策部 教育委員会事務局
	55 スポーツ環境の整備		① 「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	地域振興部	122
			② スポーツコミュニティの推進	地域振興部	123
			③ 総合運動場の整備	地域振興部	123
			④ 「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	地域振興部	123
			【経常事業】図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）	教育委員会事務局	124
			【経常事業】子ども読書活動の推進	教育委員会事務局	124
	15 多文化共生のまちづくりの推進	56 多文化共生のまちづくりの推進		地域振興部	126
			【経常事業】しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	地域振興部	126
			【経常事業】多文化共生連絡会の運営	地域振興部	126
			【経常事業】外国人への情報提供	地域振興部	126
			【経常事業】外国人相談窓口の運営	地域振興部	127
			【経常事業】日本語学習への支援	地域振興部	127
16 平和都市の推進	57 平和啓発事業の推進		総務部 教育委員会事務局	129	

(2) 施策体系表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	頁
IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	58 公民連携（民間活用）の推進		総合政策部	131
		59 効果的・効率的な業務の推進	① 業務改善・業務の見直しの推進	総合政策部	132
			② 滞納整理業務の一元化	総合政策部 総務部 福祉部 健康部	133
		60 基幹業務システム基盤の整備		総合政策部	134
		【経常事業】 行政評価制度の推進		総合政策部	134
		(ICTの計画的な更新等に係る取組)		総合政策部	134
		(負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討)		総合政策部	134
		(定員の適正化などの取組)		総務部	135
IV 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	61 区有施設等の長寿命化	① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	関係部	137
			② [再掲] 26 まちをつなぐ橋の整備	みどり土木部	137
			③ [再掲] 42 公園施設の計画的更新	みどり土木部	138
			【経常事業】 区立住宅の維持保全	都市計画部	138
			【経常事業】 道路の維持保全	みどり土木部	138
		62 区有施設のマネジメント	① 牛込保健センター等複合施設の建替え	福祉部 子ども家庭部 健康部	138
			② 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会事務局	139
			③ [再掲] 46③ 区有施設の照明設備LED化	関係部	139
		(新宿区公共施設等総合管理計画)		総合政策部	140
		(個別施設計画 (長寿命化計画))		総合政策部	144
(公有地の有効活用)		総合政策部	144		
V 好感度1番の区役所	1 行政サービスの向上	63 多様な決済手段を活用した電子納付の推進		総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 健康部	146
		64 行政手続のオンライン化等の推進		総合政策部 総務部 地域振興部	146
		【経常事業】 オープンデータの活用推進		総合政策部	147
		(休日窓口の開設)		総合政策部	147
		[再掲] 59① 業務改善・業務の見直しの推進		総合政策部	147
	2 職員の能力開発、意識改革の推進	65 自治体DXを推進する人材の育成		総合政策部 総務部	149
		【経常事業】 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成		総務部	149
		【経常事業】 新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上		総合政策部	149
	3 地方分権の推進	【経常事業】 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充		総合政策部	150
		[再掲] 11 児童相談体制の整備		子ども家庭部	150

(3) 計画事業等の内容

個別施策を単位に、総合計画における「めざすまちの姿・状態」、第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組、第三次実行計画における取組、重要業績評価指標（KPI）、個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業の内容を記載しています。

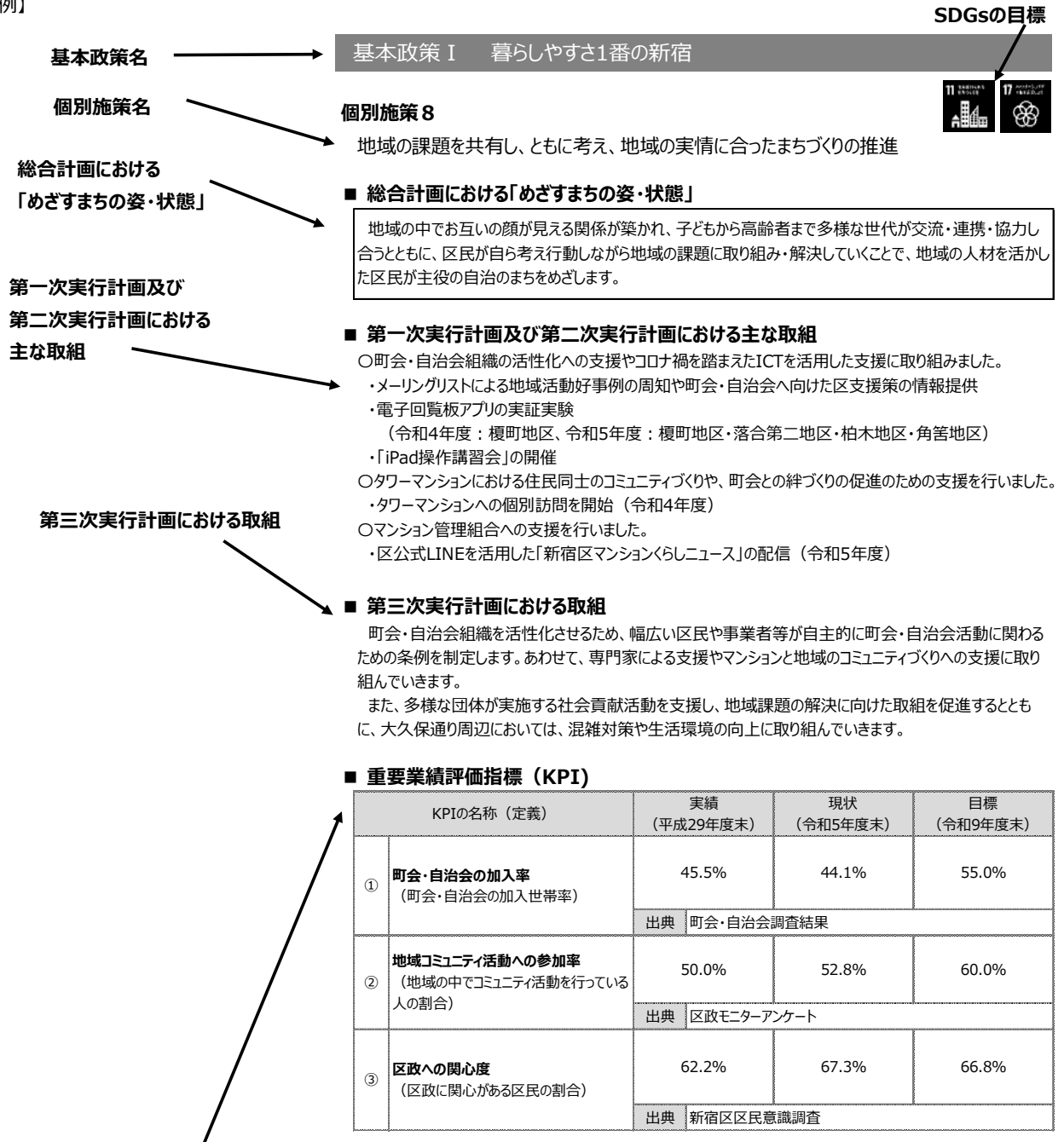
計画事業等の内容（P.20～150）の見方

本項では、個別施策ごとに、総合計画における「めざすまちの姿・状態」、第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組、第三次実行計画における取組、重要業績評価指標（KPI）、個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業の内容を記載しています。

計画事業については、事業ごとに、太枠で囲んだボックスに事業概要や年度別計画、指標、事業費等の内容を記載しています。事業が複数の事業で構成されている場合は、構成する事業（枝事業）ごとに記載しています。

経常事業については、太枠で囲んだボックスに事業概要を記載しています。

【例】



重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（Key Performance Indicator：KPI）は、各個別施策で掲げる目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するものです。

第三次実行計画は、現在の総合計画の最後の4年間となることから、KPIごとに、平成29年度末の実績及び令和5年度末の現況（予定を含む）、令和9年度末の目標を記載しています。なお、（）内については、各数値の該当年度を記載しています。

計画事業のボックス (例)

総事業費
計画事業が複数の枝事業で構成される場合、構成する枝事業の事業費総額を記載しています。

第二次実行計画との関連
第二次実行計画との関連を、新規/継続/拡充/縮小/統合/分割/手段改善に分類して記載しています。

計画事業番号

枝事業番号

年度別計画
年度ごとの事業内容を記載しています。
前年度から引き続き実施する場合は「[継続]」を記載し、その年度の取組内容がない場合は「-」を記載しています。

指標
令和5年度末の現況（予定を含む）を記載しています。なお、（）内については、各数値の該当年度を記載しています。また、第三次実行計画の最終年度である令和9年度を終えた時点の目標を【】内に記載しています。
年度別数値の場合、単位に「/年」を記載しています。
該当がない場合は「-」を記載しています。

16	計画事業名	町会・自治会活性化への支援	総事業費	117,308
	事業概要	地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会の活動に、地域住民、マンション居住者、事業者、地域団体等が自主的に関わるための条例を制定し、幅広い区民や事業者の町会・自治会活動への参加を促進するとともに、町会・自治会活性化のための施策を推進することにより地域コミュニティの醸成と地域活性化を図ります。		
16②	枝事業名	町会・自治会活性化支援	所管部	地域振興部
	事業概要	地域のコミュニティづくりの中心的役割である町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援していきます。また、区公式LINEを活用したマンション向け地域情報・防災情報等の発信や、タワーマンションへの個別訪問の実施など、マンションと地域のコミュニティづくりへの支援をしています。		
	指標	年度別計画		
	令和5年度末の現況【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	町会・自治会の加入率 44.07% (令和5年8月現在) 【55.00%】	町会・自治会加入促進の印刷物作成・配布	[継続]	[継続]
	町会・自治会の加入世帯数 99,793世帯 (令和5年8月現在) 【127,800世帯】	町会・自治会活性化のための専門家（アドバイザー）によるプログラム型支援※の実施	[継続]	[継続]
		マンションと地域のコミュニティづくりへの支援 ○マンション向け地域情報・防災情報、コミュニティ活動の取材記事を紹介する定期的な情報発信 ○タワーマンションへの個別のアプローチによる状況把握	[継続]	[継続]
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)		
	98,231	24,977	24,418	24,418
	※「プログラム型支援」とは、希望する町会・自治会の課題分析を行い、アドバイザーによる支援や行政書士による相談、パンフレット作成など区が実施している支援を総合的にプログラミングし、コンサルティングを行うことです。			
	関連する計画事業により、マンション等集合住宅居住者も含めた地域コミュニティづくりや地域防災力の向上、良好なマンションの維持・管理に取り組みます。			
	【関連事業】 マンション防災対策の充実【計画事業28】(P.70) マンションの適正な維持管理及び再生への支援【計画事業31】(P.79)			

事業費計・事業費
4年間の事業費の合計と年度ごとの事業費を記載しています。なお、該当する事業費がない場合は、「-」を記載しています。

備考欄
関連事業や用語解説等を記載しています。なお、関連事業が經常事業である場合は、「(5) 区の施策・事業の全体像」(P.169～210)の事業番号を表示します。

施策体系を構成する主要な經常事業のボックス (例)

施策体系を構成する主要な經常事業については、このボックス形式で掲載しています。

經常事業名	多様な主体との協働の推進	所管部	地域振興部
事業概要	区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働をさらに推進していきます。		



個別施策 1

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○地域社会全体で健康づくりに取り組める環境の整備や高齢期の健康づくりに取り組みました。

- ・「しんじゅく健康ポイント」や「健康アクションポイント」の本格実施
- ・初心者向けのウォーキング教室の開催とウォーキングマスターの育成
- ・「新宿いきいき体操」「新宿ごっくん体操」「しんじゅく100トレ」の普及啓発
- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の本格実施

○生活習慣病の予防に取り組みました。

- ・糖尿病の正しい知識や食生活の改善、適切な運動習慣などの普及啓発
- ・生活習慣病の治療を中断している方への受診勧奨を実施

■ 第三次実行計画における取組

健康寿命の延伸に向けて、コロナ禍において懸念されていた体力の低下等の課題も踏まえ、気軽に健康づくりができるよう身近な運動であるウォーキングを促進するとともに、高齢期の特性に応じた健康づくりや介護予防・フレイル[※]予防の取組を支援していきます。また、生活習慣病の予防や女性の健康支援、歯と口の健康維持、自殺防止対策にも取り組んでいきます。

※P.22参照

■ 重要業績評価指標 (KPI)

KPIの名称 (定義)		実績 (平成29年度末)	現状 (令和5年度末)	目標 (令和9年度末)
①	区民の65歳健康寿命 (年齢65歳に達した人が「要支援1以上」及び「要介護2以上」になるまでの平均期間を加算した年齢)	「要支援1以上」 になる年齢 男80.69歳 女82.65歳 (平成27年)	「要支援1以上」 になる年齢 男性80.94歳 女性82.93歳 (令和3年)	「要支援1以上」 になる年齢 男性81歳 女性83歳
		「要介護2以上」 になる年齢 男82.37歳 女86.10歳 (平成27年)	「要介護2以上」 になる年齢 男性82.76歳 女性86.37歳 (令和3年)	「要介護2以上」 になる年齢 男性83歳 女性87歳
		出典 65歳健康寿命 (東京保健所長会方式) 結果		
②	主観的健康感 (現在の健康状態を良いと感じている人の割合 (65歳未満))	78.7%	65.8%	80.0%
		出典 区政モニターアンケート		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

1	計画事業名	気軽に健康づくりに取り組める環境整備			所管部	健康部	拡充
事業概要	<p>地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、日常生活の中で歩いてポイントを貯める「しんじゆく健康ポイント」や、健診（検診）等の受診、健康イベントや健康づくり活動への参加など様々な健康行動でスタンプを貯める「しんじゆく健康スタンプラリー」を実施して、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。</p> <p>また、より多くの区民が日常生活の中で習慣的に歩くことができるよう、身近な運動であるウォーキングに取り組みやすい環境を整備します。</p>						
指標	年度別計画						
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
しんじゆく健康ポイントへの参加者数 12,100人 【24,600人】	「しんじゆく健康ポイント」の実施 新規参加者数 3,000人	「しんじゆく健康ポイント」の実施 新規参加者数 3,100人	「しんじゆく健康ポイント」の実施 新規参加者数 3,200人	[継続]			
ウォーキングイベントへの参加者数 500人／年 【1,000人／年】	「しんじゆく健康スタンプラリー」の実施 参加者数 1,500人	[継続]	[継続]	[継続]			
推奨されている身体活動※をしている者の割合 (18～64歳) 40.3%【43.0%】 (65歳以上) 67.8%【72.3%】	ウォーキングイベント（しんじゆくシティウォーク）の開催 1回 (定員500名)	ウォーキングイベント（しんじゆくシティウォーク）の開催 1回 (定員750名)	ウォーキングイベント（しんじゆくシティウォーク）の開催 1回 (定員1,000名)	[継続]			
	初心者向けウォーキング教室の開催 9回 (延べ定員270名)	[継続]	初心者向けウォーキング教室の開催 10回 (延べ定員300名)	[継続]			
	ウォーキングマスター養成講座の開催 1回 (定員20名)	[継続]	[継続]	[継続]			
	区民公開講座の開催 1回	[継続]	[継続]	[継続]			
	ウォーキングマップの改訂 10,000部	ウォーキングマップの作成 (増刷) 10,000部	[継続]	[継続]			
事業費計 (千円)	事業費 (千円)						
142,029	33,735	34,355	36,525	37,414			
<p>※「推奨されている身体活動」とは、生活習慣病予防や体力維持に効果があると言われていた身体活動のことで、18～64歳の方は毎日60分、65歳以上の方は毎日40分は体を動かすことです。</p>							

2	計画事業名	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	総事業費	219,278	
	事業概要	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けられるように、高齢者が地域の中で人となりがながら、健康づくりや介護予防・フレイル ^{※1} 予防に取り組み、健康で生きがいのある生活が送れるよう支援します。			
2①	枝事業名	高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	所管部	福祉部 健康部	継続
	事業概要	高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発するとともに、身近な地域で住民主体で実践できるような活動を支援します。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	高齢期の健康づくり・介護予防出前講座への参加者数 2,000人【2,800人】	区オリジナル3つの体操・トレーニング ^{※2} の普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]
	「しんじゅく100トレ」に取り組む住民主体の団体数 75団体【115団体】	サポーターの育成・支援 ^{※3}	[継続]	[継続]	[継続]
		高齢期の健康づくり・介護予防出前講座の実施による住民主体の団体への支援	[継続]	[継続]	[継続]
		「しんじゅく100トレ」の地域展開	[継続]	[継続]	[継続]
		高齢者が気軽に参加できる仕組みづくりの検討	—	—	—
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	91,580	22,895	22,895	22,895	22,895
<p>※1「フレイル」とは、加齢に伴い心身の活力が低下し、要介護となるリスクが高い状態のことであり、運動習慣や食生活の改善、口腔機能の維持、社会参加などにより、フレイルを予防することが大切です。</p> <p>※2「区オリジナル3つの体操・トレーニング」とは、区が作成した「新宿いきいき体操」、「新宿ごっくん体操」、「しんじゅく100トレ」のことです。</p> <p>※3 新宿いきいき体操サポーターを中心に、住民主体で区オリジナル3つの体操・トレーニングを地域で広められるよう支援していきます。</p>					
【関連事業】 多様な主体による支え合いの推進【経常事業】（P.29）					

2②	枝事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管部	福祉部 健康部	拡充
事業概要		高齢者の健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行うとともに、地域の様々な場で健康教育や健康相談等を行うなど、高齢者がフレイル予防を実践できるよう医療専門職が総合的な支援を行います。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
フレイルハイリスク個別支援者数 100人/年 【100人/年】		低栄養の改善を中心とした「訪問型個別支援プログラム」100件	[継続]	[継続]	[継続]
健康教育や個別相談等を実施した 通いの場※等の数 50団体/年 【100団体/年】		通いの場等地域の様々な場での健康教育・健康相談等 100団体	[継続]	[継続]	[継続]
		検討会の開催 (事業の効果検証及び改善) 1回	検討会の開催 (新たな支援プログラムの検討) 3回	検討会の開催 (拡充事業の効果検証及び改善) 1回	[継続]
		—	—	新たな支援プログラムの実施	[継続]
		関係者向け研修・説明会の開催 1回	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
127,698		32,143	31,989	31,783	31,783
※「通いの場」とは、住民が主体で運営し、体操や趣味活動等、介護予防に資する活動をしている場のことです。現在区内には「新宿いきいき体操」、「しんじゅく100トレに取り組むグループ」、「地域安心カフェ」、「ふれあい・いきいきサロン」、高齢者活動・交流施設で活動する団体等があります。					
【関連事業】 多様な主体による支え合いの推進【経常事業】(P.29)					

経常事業名	健康な食生活へのサポート	所管部	健康部
事業概要	食に関する正しい知識を普及啓発し、区民の野菜摂取量を増やすために1日に必要な野菜摂取量の認知度向上を図ります。 また、保育施設・学校・事業所等の給食施設、食品販売店等において、「しんじゅく野菜の日」を活用して必要な野菜摂取量の周知を行うとともに、野菜が多く摂れるメニューを提供する場を増やすことで、健康的な食生活の推進を図ります。		

経常事業名	生活習慣病治療中断者への受診勧奨	所管部	健康部
事業概要	生活習慣病3疾病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)は、一度発症すると治癒することは少ないため、病状悪化の防止が重要であり、定期的な診療と継続的な服薬が求められます。 国民健康保険の診療報酬明細書等(レセプト)のデータを活用して、生活習慣病治療患者のうち、治療中断の可能性のある被保険者に対し医療機関への受診を勧奨することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。		

経常事業名	糖尿病予防対策の推進	所管部	健康部
事業概要	代表的な生活習慣病であり、重大な合併症を引き起こす糖尿病を予防するために、区民が糖尿病を発症しやすい生活習慣について理解し、健康的な生活を送ることができるよう、正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。		

経常事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業	所管部	健康部
事業概要	糖尿病で通院する患者のうち、重症化するリスクが高い者に対し、医療機関と連携した保健指導を実施することで、糖尿病性腎症による透析への移行等を防止します。		

経常事業名	女性の健康支援	所管部	健康部
事業概要	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、四谷保健センター内の女性の健康支援センターにおいて、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談、女性特有のがんについての普及啓発等、思春期から老年期までの女性のライフステージに応じた健康を支援します。		

経常事業名	こころの健康づくり	所管部	健康部
事業概要	こころの健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとる等、ストレスと上手に付き合うことが大切です。関係機関との連携等により、こころの健康についての啓発活動を充実させることで、こころの病気やストレスに対処できるような環境づくりを推進していきます。		

経常事業名	自殺総合対策	所管部	健康部
事業概要	誰も自殺に追い込まれることがないように、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。		

経常事業名	生涯を通じた歯と口の健康づくり	所管部	健康部
事業概要	生涯を通じた歯と口の健康を支援するため、ライフステージごとの取組を推進します。 乳幼児期から学齢期は、支援者となるデンタルサポーターを育成し、園や学校での歯科健康教育および地域の歯科診療所での歯科健康診査やフッ化物塗布を実施します。また、口腔機能の発育・発達を目的とした保健センターでの歯科相談を実施します。 成人期、高齢期には歯科健康診査、妊婦歯科健康診査、後期高齢者歯科健康診査を実施するとともに出張講座などによる普及啓発を行い、歯科疾患の予防と口腔機能の獲得、維持、向上を支援します。		



個別施策 2

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらするまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらするまち」をめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 地域で支え合うしくみづくりに取り組んできました。
 - ・「新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイト（さがせる新宿）」の運用
 - ・地域支え合い活動の展開の実施場所拡充
（中落合高齢者在宅サービスセンター、戸山シニア活動館、西新宿シニア活動館）
- 地域における高齢者の見守りを促進しました。
 - ・高齢者見守りキーホルダー・温度計付シートの配布
- 介護保険サービスの基盤整備に取り組みました。
 - ・富久町国有地（特別養護老人ホーム、ショートステイ：令和元年7月開設）
 - ・市谷山伏町民有地（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護：令和4年5月開設）
 - ・市谷薬王寺町国有地（特別養護老人ホーム、ショートステイ：令和4年9月開設）
- 認知症高齢者支援に取り組みました。
 - ・認知症サポーターの養成・支援、「チームオレンジ[※]」の取組を開始

※P.28参照

■ 第三次実行計画における取組

コロナ禍における地域活動の停滞や一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加等の課題も踏まえ、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合うしくみづくりを推進するため、地域支え合いの普及啓発や「地域支え合い活動」のための事業実施場所の拡充に取り組んでいきます。

また、特別養護老人ホームやショートステイの整備に向けた調査・検討を進めていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者への支援体制や高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図っていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区民の地域福祉活動への協働意識 （「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民の割合）	8.5%	4.8%	20.0%
		出典	区政モニターアンケート	
②	認知症サポーター養成数 （認知症サポーター養成の実績数）	17,751人 （平成28年度末）	27,638人 （令和4年度）	34,600人※ （令和8年度）
		出典	事業実績による	
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、30,000人でしたが実績に合わせ、「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」（素案）において目標値を上方修正しています。				
③	地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）を実感している高齢者の割合（一般高齢者） （地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）を実感している高齢者の割合（一般高齢者））	52.6% （平成28年度）	52.3% （令和4年度）	60.0% （令和8年度）
		出典	新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

3	計画事業名	地域で支え合うしくみづくりの推進	所管部	福祉部	拡充
	事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	高齢者等支援団体による活動人数 15,000人／年 【19,800人／年】	多世代に向けた地域支え合いの普及啓発 ○普及啓発イベント ○区オリジナル3つの体操・トレーニング体験会	[継続]	[継続]	[継続]
		信濃町シニア活動館における「地域支え合い活動」のための事業実施	[継続]	[継続]	[継続]
		—	高田馬場シニア活動館における「地域支え合い活動」のための事業実施	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	204,164	51,041	51,041	51,041	51,041
区オリジナル3つの体操・トレーニング体験会に係る一部事業費は、「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業【計画事業2①】」（P.22）に計上しています。					

4	計画事業名	介護保険サービスの基盤整備	総事業費	235,641		
事業概要		在宅での介護を支援するため、地域密着型サービスの事業所を整備するとともに、在宅での介護が困難な方を支えるため、特別養護老人ホームを整備します。				
4①	枝事業名	地域密着型サービスの整備	所管部	福祉部	継続	
事業概要		要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを提供できる施設の整備を行います。				
指標		年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
小規模多機能型居宅 介護事業所等の登録 定員数 241人（9所） 【270人（10所） （令和7年度）】	払方町国有地 小規模多機能型居宅 介護（29人）、認知 症高齢者グループホー ム（18人） ○建設	払方町国有地 小規模多機能型居宅 介護（29人）、認知 症高齢者グループホー ム（18人） ○建設 ○開設	—	—		
認知症高齢者グループ ホームの定員数 198人（12所） 【270人（15所） （令和7年度）】	民有地 認知症高齢者グループ ホーム ○公募2所（54人）	—	—	—		
事業費計（千円）		事業費（千円）				
235,641		225,127	10,514	—	—	
【関連事業】 障害者グループホームの設置促進【計画事業6】（P.31）						
4②	枝事業名	特別養護老人ホームの整備	所管部	福祉部	継続	
事業概要		在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民設民営方式による特別養護老人ホームの整備を行います。				
指標		年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
特別養護老人ホームの 定員数 762人（10所） 【定員拡充】	公有地を活用した民設 民営による整備につい て調査・検討	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計（千円）		事業費（千円）				
—		—	—	—	—	
【関連事業】 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用【計画事業62②】（P.139）						

4③	枝事業名	ショートステイの整備	所管部	福祉部	継続
事業概要		高齢者が、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられ、また、家族の介護負担が軽減されるよう、民設民営方式によるショートステイの整備を行います。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ショートステイ（短期入所生活介護）の定員数119人（12所） 【定員拡充】		公有地を活用した民設民営による整備について調査・検討	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
—		—	—	—	—
【関連事業】 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用 【計画事業62②】（P.139）					

5	計画事業名	認知症高齢者への支援体制の充実	所管部	福祉部	拡充
事業概要		今後、急速に増加が見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症についての正しい知識の普及を進めていくなど、地域で認知症高齢者を支援する体制を充実していきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
オレンジの輪の登録者 ^{※1} 数 750人【950人】		認知症サポーターの養成 ○商店会、企業サポーターの養成	[継続]	[継続]	[継続]
チームオレンジ ^{※2} の開催数 6回／年 【30回／年】		○児童・生徒を含めた多世代サポーターの養成	[継続]	[継続]	[継続]
		認知症サポーター活動の推進	[継続]	[継続]	[継続]
		チームオレンジの活動の推進 ○チームオレンジの活動の実施（2か所） ○新たな活動拠点の検討（1か所）	[継続]	チームオレンジの活動の推進 ○チームオレンジの活動の実施（3か所）	[継続]
		新宿オレンジプロジェクト月間の開催	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
30,934		7,633	7,132	8,076	8,093
<p>※1「オレンジの輪の登録者」とは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症介護者家族会等の運営支援や地域での認知症の普及啓発活動を行う認知症サポーターです。</p> <p>※2「チームオレンジ」とは、認知症高齢者やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのことです。</p>					

経常事業名	多様な主体による支え合いの推進	所管部	福祉部
事業概要	高齢者自身も含めた多様な世代が、地域で高齢者を支える担い手となって活動できるよう育成、支援を図ります。また、区民が主体となって体操や趣味活動等の介護予防に資する活動を行う通いの場の情報発信や運営支援、参加促進を進めるとともに、関係機関との連携強化を図り、地域で支え合うしくみづくりを推進します。		

経常事業名	認知症高齢者支援の推進	所管部	福祉部
事業概要	認知症初期集中支援チーム [※] による支援、認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援、認知症診療連携マニュアルの作成・普及などを実施し、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進していきます。		

※「認知症初期集中支援チーム」とは、地域型高齢者総合相談センターの医療と福祉・介護の専門職で構成され、認知症が疑われ支援が必要な高齢者に対して、認知症サポート医の助言を受けながら早い段階で医療や介護につなげる訪問活動等の支援を行うチームのことで。

経常事業名	一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス	所管部	福祉部
事業概要	一定の条件に該当する一人暮らしの認知症高齢者に対して、ヘルパーを派遣し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。		

経常事業名	高齢者総合相談センターの機能の充実	所管部	福祉部
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センターの相談体制や、家族介護者等の支援の充実を図るとともに、地域ケア会議 [※] をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。		

※「地域ケア会議」とは、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議であり、個別のケースを扱う「個別型地域ケア会議」、地域課題を検討する「日常生活圏域型地域ケア会議」、区全域における地域課題の整理や解決策の検証等を行う「地域ケア推進会議」の3類型があります。

経常事業名	在宅医療・介護連携ネットワークの推進	所管部	福祉部 健康部
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、安心して看取りまでできる体制の強化を目指し、病院、診療所、歯科診療所、薬局等の医療ネットワークを推進するとともに、ケアマネジャー、介護サービス事業担当者等を含めた多職種連携を推進し、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう取り組みます。また、在宅医療相談窓口、在宅歯科相談窓口、がん療養相談窓口の充実を図り、区内の医療と介護の支援情報を区民や関係者に情報発信します。		

「個別施策2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進」に関連する事業（再掲）

- 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業【計画事業 2①】(P.22)
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【計画事業 2②】(P.23)
- 高齢者や障害者等の住まい安定確保【計画事業 19】(P.56)

個別施策3



障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう環境の整備に取り組みました。

- ・「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」の制定（令和2年6月施行）
- ・「新宿らくらくバリアフリーマップ」の刷新

○障害者福祉施設の機能の充実を図りました。

- ・新宿福祉作業所と高田馬場福祉作業所の多機能化（生活介護事業の開始）
- ・あゆみの家の生活介護事業の定員拡充、重症心身障害者通所事業の開始

■ 第三次実行計画における取組

障害者の地域での生活を支援するため、障害者グループホームの設置促進や、区立障害者福祉施設の機能の充実に取り組みます。また、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の推進や区民への啓発活動等により、障害を理由とする差別の解消を推進していきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	障害者の社会参加のしやすさ （障害があっても積極的に社会参加しやすいまちだと思う割合）	14.8%	19.8%	増加
		出典	区政モニターアンケート	
②	障害者差別解消法認知度 （障害者差別解消法の施行を知っている人の割合）	44.7%	51.3%	増加
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

6	計画事業名	障害者グループホームの設置促進	所管部	福祉部	継続
事業概要		障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して施設整備費等の補助を行い、設置促進を図ります。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障害者グループホームの定員数 105人（18所） 【142人（20所） （令和7年度）】	払方町国有地 障害者グループホーム （20人） ○建設	払方町国有地 障害者グループホーム （20人） ○建設 ○開設	—	—	—
	中落合一丁目区有地 障害者グループホーム （17人） ○建設	中落合一丁目区有地 障害者グループホーム （17人） ○建設 ○開設	—	—	—
	民有地 ○民設民営方式によるグループホームの設置促進	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
1,114,469		893,330	221,139	—	—

7	計画事業名	区立障害者福祉施設の機能の充実	所管部	福祉部	継続
事業概要		障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路の選択肢を確保するため、生活介護事業の充実を図ります。また、家族の高齢化に伴う介護負担の軽減のため、短期入所事業の充実を図ります。 新宿生活実習所の建替えを行い、新施設において生活介護事業及び短期入所事業の定員の拡充を行います。 また、障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護事業の定員の拡充を行います。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生活介護事業所の定員数 231人（7所） 【274人（8所）】	新宿生活実習所 ○新施設の整備工事等	—	—	—	—
	短期入所事業所の定員数 19人（8所） 【25人（10所）】	障害者福祉センター ○定員拡充	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
—		—	—	—	—
新施設の整備に係る事業費は、「牛込保健センター等複合施設の建替え【計画事業 62①】」（P.138）に計上しています。					
【関連事業】 牛込保健センター等複合施設の建替え【計画事業 62①】（P.138）					

經常事業名	障害を理由とする差別の解消の推進	所管部	福祉部
事業概要	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、令和6年4月から民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。改正法の趣旨を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じた合理的配慮等の提供が促進されるよう、コミュニケーション支援等の推進や区民及び事業者への理解啓発活動を行います。また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。</p>		

「個別施策3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」に関連する事業（再掲）
○ だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進【計画事業 18】（P.55）

個別施策 4

安心できる子育て環境の整備



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現していると、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○待機児童の解消に向けて、保育所の整備と定員拡大に取り組みました。

・新宿区における待機児童数ゼロを達成（令和3年度から継続）

○放課後の子どもの居場所づくりに取り組みました。

・学童クラブの定員拡充

・「ひろばプラス」の設置拡充（20所→28所）

・学童クラブと「ひろばプラス」に入退室管理システムを導入

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みました。

・産後ケア事業の開始（ショートステイ型、アウトリーチ型、デイサービス型の産後ケアを開始）

・産前産後支援事業の拡充（産後ドゥーラ派遣を開始）

・不妊治療支援事業、ベビーシッター利用支援事業を導入

○児童相談所の整備に向けて取り組みました。

・新宿一時保護所の開設（令和3年4月より東京都へ貸付）

・東京都児童相談センター内に子ども総合センター分室を設置（令和5年7月）

■ 第三次実行計画における取組

多様化する子育てニーズに対応するため、産前・産後の支援や子ども総合センター・子ども家庭支援センターを拠点とした子育てに関する相談支援、子どもショートステイや家事育児サポート事業の実施等により、妊娠期・出産後・乳幼児期・子育て期に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、必要な保育基盤の整備や小学生の放課後の居場所となる学童クラブの定員拡充に取り組みます。

また、年々増加傾向にある児童虐待への対応や養育環境が懸念される家庭等への支援など、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	子育てのしやすさ （子育てしやすいまちだと感じる人の割合）	就学前児童保護者 47.0%	就学前児童保護者 59.3%	増加
		小学生保護者 54.9% （平成25年度）	小学生保護者 61.9% （平成30年度）	
		出典	次世代育成支援に関する調査	
②	子育て支援サービスの利用支援 （子育て支援サービスの情報提供等（利用者支援事業）の件数）	11,868件 （平成28年度）	9,427件 （令和4年度）	増加
		出典		
③	学童クラブの充実 （学童クラブの定員数）	1,365人	2,147人	2,566人
		出典		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

8	計画事業名	保育基盤整備の推進			所管部	子ども家庭部	継続
事業概要	地域の教育・保育の量の見込みを踏まえた「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」の策定や見直しを実施する中で、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で保育基盤の整備を実施することにより、保育を必要とする家庭の支援を行います。						
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
新宿区の保育所待機児童数 0人（令和5年4月） 【0人（令和9年4月）】	私立保育所整備の検討等	[継続]	[継続]	[継続]			
	都市開発諸制度で設置要請した私立保育所の整備 2所（令和7年度開設予定） ○西新宿五丁目中央南 ○四谷四丁目	—	—	—			
事業費計（千円）	事業費（千円）						
461,117	460,187	310	310	310			

9	計画事業名	学童クラブの定員拡充			所管部	子ども家庭部	拡充
事業概要	保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、需要増に対応するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの定員拡充を図ります。						
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
学童クラブの定員数 2,147人【2,566人】	学童クラブの運営 29所	学童クラブの運営 30所	学童クラブの運営 31所	学童クラブの運営 32所			
学童クラブ利用者アンケートの満足度 90.0%【90.0%】	学童クラブの開設 1所 ○戸塚第一小学校内学童クラブの開設	学童クラブの開設 1所 ○（仮称）花園小学校内学童クラブの開設	学童クラブの開設 1所 ○（仮称）べんてん学童クラブの開設				
	学童クラブの定員拡充 6所 ○東五軒町学童クラブ ○百人町学童クラブ ○高田馬場第一学童クラブ ○落合第一小学校内学童クラブ ○上落合学童クラブ ○北新宿第二学童クラブ	学童クラブの定員拡充 1所 ○戸山小学校内学童クラブ	学童クラブの定員拡充 1所 ○鶴巻小学校内学童クラブ				
	民間学童クラブへの助成 3所	[継続]	[継続]	[継続]			
事業費計（千円）	事業費（千円）						
7,160,995	1,875,908	1,803,031	1,728,541	1,753,515			

10	計画事業名	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	所管部	子ども家庭部 健康部	拡充
事業概要		<p>核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭のニーズが多様化しています。</p> <p>妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るため、妊娠期・出産後・乳幼児期の節目に、保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。また、これまで以上に児童福祉分野と母子保健分野が連携して、計画的かつ継続的な支援を行うため、「こども家庭センター」を設置します。</p> <p>総合的な少子化対策を推進していくために、児童福祉や母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、経済的支援も一体的に実施しながら妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を充実させていきます。</p>			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
産後ケア事業利用前に期待していたことが達成できた人の割合 95.0%【95.0%】		「ゆりかご・しんじゅく」※1の 実施	[継続]	[継続]	[継続]
		産後ケア事業（ショート ステイ型、アウトリーチ 型、デイサービス型）の 実施	[継続]	[継続]	[継続]
		出産・子育て応援ギフ ト事業※2の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		バースデーサポート事業 ※3の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		子育て世代への包括的 な支援体制の整備 ○「こども家庭センター」の 設置・運営	子育て世代への包括的 な支援体制の整備 ○「こども家庭センター」の 運営	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
2,082,812		520,703	520,703	520,703	520,703
<p>※1「ゆりかご・しんじゅく」とは、妊娠届を出した妊婦の方を対象として、保健師等の専門職が面接（ゆりかご面接）し、面接を受けた妊婦の方に妊娠・出産・子育てを応援するギフトを支給する事業です。また、サポートプランを作成し、継続的な支援を行います。</p> <p>※2「出産・子育て応援ギフト事業」とは、妊娠・出産・子育てを応援するため、「ゆりかご面接」を受けた妊婦の方に「出産応援ギフト」、出産後に保健師等の専門職の訪問を受け、面接した方に「子育て応援ギフト」を支給する事業です。</p> <p>※3「バースデーサポート事業」とは、1歳6か月健診を受診し、アンケートを回答した方に家事・子育てを応援するギフトを支給する事業です。</p>					

11	計画事業名	児童相談体制の整備	所管部	子ども家庭部	継続
	事業概要	虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきます。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	児童相談体制の整備 状況 体制の整備 【体制の整備】	児童相談体制の整備	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	15,461	3,433	3,919	4,072	4,037

経常事業名	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	所管部	子ども家庭部
事業概要	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した子ども・若者総合相談窓口において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者を支援していきます。さらに、家庭内のデリケートな問題から表面化しにくい課題を抱える子どもを適切な支援につなげられるよう、関係機関を含めた研修や周知啓発を実施します。		

経常事業名	子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	所管部	子ども家庭部
事業概要	子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。さらに、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。		

経常事業名	子どもショートステイ	所管部	子ども家庭部
事業概要	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預ります。また、保護者及び児童の養育環境等により特に支援が必要な家庭を対象としたショートステイ、親子一緒にのショートステイのほか、子ども本人の希望による預かりも行います。		

経常事業名	家事育児サポート事業	所管部	子ども家庭部
事業概要	保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成します。また、育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（産後ドゥーラまたはヘルパー）を派遣することで、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。		

経常事業名	発達に心配のある児童への支援の充実	所管部	子ども家庭部
事業概要	<p>障害や心身の発達に心配のある児童が、家庭や地域で健やかに成長できるよう、総合的な支援を推進するため、多様化する療育ニーズに対応していきます。</p> <p>相談や障害児通所支援に加え、保育所など児童が日常の集団生活を営む場で支援を行うほか、ペアレントメンター（障害児の育児経験を持つ方）による相談、児童の一時預かりによる保護者へのケアなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。</p>		

経常事業名	放課後子どもひろば	所管部	子ども家庭部
事業概要	<p>小学生が自由に集い、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラムの場である放課後子どもひろばに加え、放課後子どもひろばに出欠確認等学童クラブ機能の一部を付加した「ひろばプラス」を実施し、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。</p>		

経常事業名	子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	所管部	子ども家庭部
事業概要	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、引き続き子どもの貧困対策等に資する事業を着実に展開するとともに、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう周知の充実を図り、取組をより一層推進します。</p>		

【関連事業】 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実【経常事業】(P.36)
子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援【経常事業】(P.36)
子どもショートステイ【経常事業】(P.36)
家事育児サポート事業【経常事業】(P.36)
子ども医療費助成【経常事業】(P.179 No.177)
ひとり親家庭への支援【経常事業】(P.38)
子ども未来基金【経常事業】(P.38)
子育てに関する相談・支援体制の充実【経常事業】(P.179 No.191)
専門人材を活用した教育相談体制の充実【経常事業】(P.42)
奨学資金の貸付【経常事業】(P.182 No.236)
就学援助(小・中学校)【経常事業】(P.183 No.248)
生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進【計画事業14】(P.46)
生活保護受給者の自立支援の推進【経常事業】(P.46)
生活困窮者の自立支援の推進【経常事業】(P.46)
受験生チャレンジ支援貸付事業【経常事業】(P.184 No.272)

◆ 各事業内で行っている経済的支援

- ひとり親世帯等の負担軽減
認可保育所、子ども園、幼稚園、地域型保育事業利用者の負担軽減、
認証保育所保育料助成、認可外保育施設保育料助成
- 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯等の負担軽減
学童クラブ利用料、ひろばプラスおやつ代の減免、その他各種子育て支援サービスにおける減免

経常事業名	子どもの施策への参画促進	所管部	子ども家庭部
事業概要	<p>子どもが区長と直接意見交換をする小・中学生フォーラムの実施などにより、子どもが区政に参加できる機会を確保します。</p>		

経常事業名	家庭・地域の教育力向上支援	所管部	子ども家庭部
事業概要	自立した青少年の育成を目的として体験活動の充実を図る青少年活動推進委員の活動や、子育て支援の輪の構築・拡大を目的とした地域団体等の見本市である新宿子育てメッセの開催により家庭・地域の子育てを支援します。		

経常事業名	ひとり親家庭への支援	所管部	子ども家庭部
事業概要	ひとり親家庭に対し、「ひとり親家庭サポートガイド」等による情報提供、医療費の助成、家事援助者の雇用に対する費用助成、就業支援や資格取得支援、養育費確保、レクリエーションなどへの支援を行います。		

経常事業名	子ども未来基金	所管部	子ども家庭部
事業概要	「新宿区子ども未来基金」を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する活動に対し助成及び支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支えます。		

経常事業名	学校安全対策	所管部	教育委員会事務局
事業概要	子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全確保や学校等の安全管理を図ります。また、防犯啓発用冊子の作成、非常通報装置（学校110番）や通学路防犯カメラの保守、PTA防犯パトロール支援等を行います。そのほか、中学生と地域の防災訓練の実施を支援します。		

「個別施策4 安心できる子育て環境の整備」に関連する事業（再掲）			
○ 子ども読書活動の推進【経常事業】（P.124）			



個別施策5

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けて取り組みました。
 - ・「つくし教室」の訪問型支援の実施
 - ・家庭と子供の支援員^{※1}の派遣校数の拡充（5校→15校）
 - ・仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援の実施
- 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援に取り組みました。
 - ・特別支援推進員の増員（32人→75人）
 - ・全区立中学校に特別支援教室設置
 - ・特別支援教室へのアセスメントツールの導入
- 「新宿区版GIGAスクール構想」^{※2}に基づき、ICTを活用した教育の充実に取り組みました。
 - ・児童・生徒へ1人1台タブレット端末を整備
 - ・ICT支援員による支援の実施
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育に取り組みました。
 - ・英語キャンプ、日本伝統文化体験教室、障害者スポーツ体験事業、パラリンピック学校連携観戦の実施
- 学校施設の整備に取り組みました。
 - ・学校トイレの洋式化（令和3年度完了）
 - ・屋内運動場の空調設備整備（令和2年度完了）

※1 P.40参照、※2 P.41参照

■ 第三次実行計画における取組

学校と地域との連携・協働による地域協働学校の運営を支援し、開かれた学校づくりを推進していきます。また、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の充実に向けて、公私立幼稚園における幼児教育や特別支援教育を推進するとともに、不登校児童・生徒への多様で適切な教育機会の確保や「新宿区版GIGAスクール構想」に基づくICTを活用した教育のより一層の充実に取り組んでいきます。さらに、多様な人材の活用など、学校の教育力の強化や教員の働き方改革に向けた取組を支援していきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	分かる授業の実践 （児童・生徒アンケートで学校の授業が分かりやすいと回答した割合）	88.0% （平成28年度）	87.9% （令和4年度）	93.0%
		出典 学校評価（内部評価）		
②	学校運営の充実 （第三者評価報告書において総合所見がA（優れている）の評価を得た割合）	52.5% （平成28年度）	80.0% （令和4年度）	75.0%
		出典 学校評価（第三者評価）		
③	学校と地域が連携した教育の取組 （学校関係者評価報告書の「地域連携」の項目について評価（A～C評価）がAまたはB評価である割合）	72% （平成28年度）	100% （令和4年度）	95.0%
		出典 学校評価（学校関係者評価）		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

12	計画事業名	不登校児童・生徒への支援	所管部	教育委員会事務局	拡充
	事業概要	<p>不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していけるように、多様な教育機会の確保に努めるとともに、多様な教育機会検討委員会等により、教職員への理解啓発を図ります。また、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援やつくし教室の訪問型支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。さらに、つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】	ICTを活用した学習支援	[継続]	[継続]	[継続]
		多様な教育機会検討委員会の開催	[継続]	[継続]	[継続]
	不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】	家庭と子供の支援員*の派遣	[継続]	[継続]	[継続]
		区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 3所	区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 4所	区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 5所	[継続]
		オンライン上の仮想空間を活用した支援	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	24,644	6,161	6,161	6,161	6,161
<p>※「家庭と子供の支援員」とは、不登校等の問題行動の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行う支援員のことです。</p>					

13	計画事業名	ICTを活用した教育の充実	所管部	教育委員会事務局	拡充
	事業概要	<p>「新宿区版GIGAスクール構想[※]」に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。</p> <p>さらに、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、ICT環境の運用を適切に進めるとともに、各学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 82.5%【90.0%】	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○協働的な学びの推進 ○学習機会の確保	[継続]	[継続]	[継続]
	「GIGA端末の利活用についてのアンケート」において、ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合 85.0%【92.0%】	端末及びソフトウェア等の運用保守 ○タブレット端末の更新	端末及びソフトウェア等の運用保守	[継続]	[継続]
		ディスプレイ型電子黒板の運用 ○特別教室へのディスプレイ型電子黒板の導入	ディスプレイ型電子黒板の運用	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	6,213,695	953,975	1,753,240	1,753,240	1,753,240
<p>※「新宿区版GIGAスクール構想」とは、令和元年12月に国から示された「GIGAスクール構想」（令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる構想）を踏まえ、新宿区の子どもの現状や課題に合わせて、ICTを最大限に有効活用し、「個別最適な学びの推進」、「協働的な学びの推進」、「学習機会の確保」を図る構想のことです。</p>					

経常事業名	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	<p>学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。</p>		

経常事業名	学校サポート体制の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	<p>学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。</p>		

経常事業名	学校評価の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	区立学校では、内部評価、学校関係者評価、第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、指導・助言を行います。さらに、小中連携型地域協働学校の関係する小・中学校の学校評価についても行います。		

経常事業名	創意工夫ある教育活動の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	各学校（園）が、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。		

経常事業名	部活動運営支援事業	所管部	教育委員会事務局
事業概要	「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等の充実を支援するとともに、教員の働き方改革を推進します。 また、部活動指導員の配置業務の一部を民間事業者へ委託し、より質の高い指導員の安定的・継続的確保に努め、魅力ある学校づくりを進めていきます。		

経常事業名	特別支援教育の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことで、すべての子どもの健やかな成長を支え、可能性を伸ばしていきます。児童・生徒の苦手なことや困難なことなどの特性を把握し、個別の教育的ニーズをふまえた適切な支援を行い、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の充実を図ります。		

経常事業名	日本語サポート指導	所管部	教育委員会事務局
事業概要	区立学校（園）に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本語の授業を理解できるように、日本語初期指導、日本語による教科の学習指導、中学校3年生への進学支援等による日本語サポート指導を行います。		

経常事業名	専門人材を活用した教育相談体制の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。また、子どもをとりまく社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、早期の課題解決を図ります。		

経常事業名	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	小学校では、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、講師を招いて、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器の演奏体験を実施します。		

経常事業名	障害者理解教育の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。		

経常事業名	英語キャンプの実施	所管部	教育委員会事務局
事業概要	児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。		

経常事業名	ICTを活用した英語教育の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	全小学校に導入したデジタル教材を効果的に活用し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力の素地・基礎を育みます。		

経常事業名	外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	小・中学校に外国人英語教育指導員を配置し、外国人との交流の機会を設けることにより、多様な文化に対する理解を深め、広い視野と国際感覚を備えた児童・生徒を育成します。また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど、地域の協力も得ながら国際理解教育の充実に取り組んでいきます。		

経常事業名	学校図書館の充実	所管部	教育委員会事務局
事業概要	子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週2回程度）し、学校図書館の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携、小学校の学校図書館の放課後開放等を行い、児童・生徒の読書活動や自学自習を支援します。		

経常事業名	時代の変化に応じた学校づくりの推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況を踏まえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。		

経常事業名	公私立幼稚園における幼児教育等の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者のニーズが変化する中、区立幼稚園及び区内私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。また、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。		

経常事業名	学校支援アドバイザーの派遣	所管部	教育委員会事務局
事業概要	学校支援アドバイザーを各校へ派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。		

経常事業名	外国籍児童の教育支援等	所管部	教育委員会事務局
事業概要	学校（園）からの連絡文書の翻訳により、外国籍児童・生徒及び保護者への支援を行います。また、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をを行い、国際理解教育を支援します。		

経常事業名	入学前プログラム	所管部	教育委員会事務局
事業概要	安心して入学準備ができるよう、区立小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、新1年生保護者会等の機会を活用して、保護者同士子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施します。		

経常事業名	家庭の教育力向上支援	所管部	教育委員会事務局
事業概要	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育講座の実施、家庭教育ワークシートの作成等、多様な形態での家庭教育事業を実施します。		



個別施策 6

セーフティネットの整備充実

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○セーフティネット機能の充実に向けて取り組みました。

- ・拠点相談所「とまりぎ」や自立支援ホームによるホームレスの自立支援
- ・ハローワーク等と連携した生活保護受給者や生活困窮者への就労支援

■ 第三次実行計画における取組

ホームレスや生活保護受給者、生活困窮者の自立支援に継続して取り組むとともに、貧困の連鎖を防止するため、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が行えるよう被保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援の充実を図っていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	ホームレスの減少 （新宿区のホームレスの人数）	126人 （平成28年度）	76人 （令和4年度）	減少
		出典 東京都路上生活者概数調査報告		
②	生活保護の被保護者の就労割合 （被保護世帯のうち、就労世帯の割合）	14.5% （平成28年度）	13.3% （令和4年度）	20.0%
		出典 東京都業務報告		
③	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 （生活保護世帯に属する子どもの高等学校等へ進学した割合）	100%	100% （令和4年度）	100%
		出典 事業実績による		
④	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 （生活保護世帯に属する子どもの大学等へ進学した割合）	38.1%	36.8% （令和4年度）	50.0%
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

14	計画事業名	生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進	所管部	福祉部	新規
	事業概要	<p>貧困の連鎖を防止するため、被保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援を充実します。</p> <p>早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整えます。</p> <p>また、「新宿進学さぼーと教室」の対象を高校卒業まで拡大し、大学、専門学校等への進学を支援します。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	訪問事業により支援した子どもの数 —【150名/年】	訪問等による世帯の状況に合わせた個別支援 150名	[継続]	[継続]	[継続]
	訪問事業の利用者満足度 —【80.0%】				
	「新宿進学さぼーと教室」を利用した子どもの大学等進学率 —【60.0%】	「新宿進学さぼーと教室」での学習支援 50名	[継続]	[継続]	[継続]
	「新宿進学さぼーと教室」の利用者満足度 —【80.0%】				
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	291,516	72,879	72,879	72,879	72,879

経常事業名	ホームレスの自立支援の推進	所管部	福祉部
事業概要	<p>ホームレスは路上生活に至った原因が様々であり、その自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。そのため、総合的な相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護をはじめ、他の制度や自助努力などを含めて自立を促します。元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。</p>		

経常事業名	生活保護受給者の自立支援の推進	所管部	福祉部
事業概要	<p>生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。</p> <p>また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。</p>		

経常事業名	生活困窮者の自立支援の推進	所管部	福祉部
事業概要	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」にて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。</p>		

個別施策 7



女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○女性や若者が社会の中で活躍でき自分らしく生活できるよう取り組みました。

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業へのコンサルタント派遣を実施
- ・「しんじゅく若者会議」を開催
- ・中学生向け男女共同参画啓発誌への性自認・性的指向等に関する内容の追加

■ 第三次実行計画における取組

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス制度の見直しや企業への育児支援の強化に取り組み、働きやすい職場づくりに向けた支援の充実を図ります。あわせて、男女共同参画社会に関する意識啓発や情報提供を行います。

また、広く配偶者からの暴力防止の意識啓発を行うとともに、次世代を担う若者の区政参加を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	仕事と生活のバランスの満足度 （現在の仕事と生活のバランスに満足している人（たいへん満足している・ほぼ満足していると回答した人）の割合）	53.4%	66.4%	増加
		出典	区政モニターアンケート	
②	若者の区政への関心度 （区政に対し「非常に関心がある」及び「少し関心がある」と回答した若者（18歳から39歳）の割合）	49.9%	56.3%	60.0%
		出典	新宿区区民意識調査	
③	性別役割分担意識に反対する人の割合 （固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合）	62.6%	68.6%	増加
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

15	計画事業名	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進			所管部	子ども家庭部	拡充
事業概要		<p>仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、関係部署と連携して企業への支援や働きかけを行っていきます。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」等として認定するとともに、専門的な助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣します。そのほか、企業向けセミナーや勉強会を開催する等、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進します。また、国の男性育休取得促進に向けた動向に併せ、企業における育児支援の強化を検討します。</p>					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数 9社／年（令和4年度） 【20社／年】		ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づく区内事業者支援	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づく区内事業者支援	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づく区内事業者支援	【継続】		
推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数 1社／年（令和4年度） 【1社／年】		○育児支援強化の検討	○育児支援強化の検討・実施	○強化後の育児支援の実施			
表彰を受けた推進企業数 3社／年（令和4年度） 【2社／年】		○推進企業認定基準の見直しの検討	○推進企業認定基準の見直しの検討・実施	○見直し後の推進企業認定の実施			
コンサルタント派遣を受けた企業向けのアンケートで「自社のワーク・ライフ・バランスの取組が進んだ」と回答した企業の割合 —【100.0%】		○ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定ヒアリング 30回	○ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定ヒアリング 30回	○ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定ヒアリング 30回			
事業費計（千円）		○コンサルタント派遣 60回	○コンサルタント派遣 60回	○コンサルタント派遣 60回			
30,528		7,632	7,632	7,632	7,632		

経常事業名	若者の区政参加の促進	所管部	総合政策部
事業概要	<p>持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるための効果的な仕組みづくりに取り組みます。</p>		

経常事業名	男女共同参画の推進	所管部	子ども家庭部
事業概要	<p>男女共同参画社会の実現を目指すとともに、性別にとらわれず多様な生き方を認め合う社会づくりに向けて、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」に沿って、情報誌や啓発講座等を活用した意識啓発や情報提供を行っていきます。</p>		

経常事業名	配偶者等からの暴力の防止	所管部	子ども家庭部
事業概要	配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）に対する正しい知識や理解を促進するための啓発講座等を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っています。また、1年を通じて、女性への暴力廃絶を訴える「パープルリボン運動」の周知・普及啓発にも力をいれて取り組んでいます。		

「個別施策7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」に関連する事業（再掲）
○ 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実【経常事業】（P.36）

個別施策 8

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 町会・自治会組織の活性化への支援やコロナ禍を踏まえたICTを活用した支援に取り組みました。
 - ・メーリングリストによる地域活動好事例の周知や町会・自治会へ向けた区支援策の情報提供
 - ・電子回覧板アプリの実証実験
(令和4年度：榎町地区、令和5年度：榎町地区・落合第二地区・柏木地区・角筈地区)
 - ・「iPad操作講習会」の開催
- タワーマンションにおける住民同士のコミュニティづくりや、町会との絆づくりの促進のための支援を行いました。
 - ・タワーマンションへの個別訪問を開始（令和4年度）
- マンション管理組合への支援を行いました。
 - ・区公式LINEを活用した「新宿区マンションくらしニュース」の配信（令和5年度）

■ 第三次実行計画における取組

町会・自治会組織を活性化させるため、幅広い区民や事業者等が自主的に町会・自治会活動に関わるための条例を制定します。あわせて、専門家による支援やマンションと地域のコミュニティづくりへの支援に取り組んでいきます。

また、多様な団体が実施する社会貢献活動を支援し、地域課題の解決に向けた取組を促進するとともに、大久保通り周辺においては、混雑対策や生活環境の向上に取り組んでいきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 (平成29年度末)	現状 (令和5年度末)	目標 (令和9年度末)
①	町会・自治会の加入率 (町会・自治会の加入世帯率)	45.5%	44.1%	55.0%
		出典	町会・自治会調査結果	
②	地域コミュニティ活動への参加率 (地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合)	50.0%	52.8%	60.0%
		出典	区政モニターアンケート	
③	区政への関心度 (区政に関心がある区民の割合)	62.2%	67.3%	66.8%
		出典	新宿区区民意識調査	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

16	計画事業名	町会・自治会活性化への支援	総事業費	117,308
	事業概要	地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会の活動に、地域住民、マンション居住者、事業者、地域団体等が自主的に関わるための条例を制定し、幅広い区民や事業者の町会・自治会活動への参加を促進するとともに、町会・自治会活性化のための施策を推進することにより地域コミュニティの醸成と地域活性化を図ります。		
16①	枝事業名	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	所管部	地域振興部
	事業概要	地域住民・マンション居住者・事業者・地域団体等が、町会・自治会活動に自主的に関わるための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」を制定します。また、条例を推進するための「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を策定します。		
	指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
条例施行に向けた取組 状況 検討 【施行（令和7年度）】	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定に向けた検討・制定	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の施行	—	—
	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」の策定に向けた検討	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」の策定	—	—
事業費計（千円）	事業費（千円）			
19,077	18,472	605	—	—

16②	枝事業名	町会・自治会活性化支援	所管部	地域振興部	継続
事業概要	<p>地域のコミュニティづくりの中心的役割である町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家（アドバイザー）による支援及び加入促進に向けた取組を支援していきます。</p> <p>また、区公式LINEを活用したマンション向け地域情報・防災情報等の発信や、タワーマンションへの個別訪問の実施など、マンションと地域のコミュニティづくりへの支援をしていきます。</p>				
指標	年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
町会・自治会の加入率 44.07% (令和5年8月現在) 【55.00%】	町会・自治会加入促進の印刷物作成・配布	[継続]	[継続]	[継続]	
町会・自治会の加入世帯数 99,793世帯 (令和5年8月現在) 【127,800世帯】	町会・自治会活性化のための専門家（アドバイザー）によるプログラム型支援※の実施	[継続]	[継続]	[継続]	
	マンションと地域のコミュニティづくりへの支援 ○マンション向け地域情報・防災情報、コミュニティ活動の取材記事を紹介する定期的な情報発信 ○タワーマンションへの個別のアプローチによる状況把握	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計（千円）	事業費（千円）				
98,231	24,977	24,418	24,418	24,418	
<p>※「プログラム型支援」とは、希望する町会・自治会の課題分析を行い、アドバイザーによる支援や行政書士による相談、パンフレット作成など区が実施している支援を総合的にプログラミングし、コンサルティングを行うことです。</p> <p>関連する計画事業により、マンション等集合住宅居住者も含めた地域コミュニティづくりや地域防災力の向上、良好なマンションの維持・管理に取り組みます。</p> <p>【関連事業】 マンション防災対策の充実【計画事業28】（P.70） マンションの適正な維持管理及び再生への支援【計画事業31】（P.79）</p>					

17	計画事業名	大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進	所管部	地域振興部 みどり土木部 環境清掃部	新規
	事業概要	大久保通り周辺の混雑対策や生活環境の向上、そしてまちの魅力再発見に向けて課題解決に継続的に取り組むための協議会を立ち上げ、区、町会、商店街・駅・道路管理者・交通管理者・大学等が一体となって、継続的に各種対策に取り組み、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現を目指す「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」を推進していきます。			
	指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況 推進【推進】	「新大久保ルール」※ ¹ に関する周知の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		来街者・店舗向けのマナーの周知の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		環境美化に向けた取組の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		交通量調査の実施	交通量調査を踏まえた道路・交通管理者との協議・混雑対策の検討	[継続]	[継続]
		「大久保つつじ」※ ² の普及啓発・植栽等の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		協議会の設置及び課題解決に向けた取組の実施	協議会での課題解決に向けた取組の実施	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	219,912	70,773	49,713	49,713	49,713
<p>※1「新大久保ルール」とは、店舗前での通行の妨げとなるような滞留への配慮や西大久保公園等の飲食スペースの活用、ポイ捨て・路上喫煙の禁止を来街者等に呼びかけるものです。</p> <p>※2「大久保つつじ」とは、品種ではなく、大久保地域で育てられたつつじのことです。主な品種は、江戸時代に薩摩（鹿児島県）から伝わったキリシマツツジ系の本霧島や八重霧島などです。</p>					

経常事業名	多様な主体との協働の推進	所管部	地域振興部
事業概要	区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働をさらに推進していきます。		

「個別施策 8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」に関連する事業（再掲）
○ 若者の区政参加の促進【経常事業】(P.48)
○ オープンデータの活用推進【経常事業】(P.147)



個別施策 9

地域での生活を支える取組の推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活を送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 障害者、高齢者、若年非就業者等への就労支援を推進しました。
 - ・ 養蜂事業を立ち上げ、「新宿しQハニー」として商品展開
 - ・ Web会議システムを整備し、相談や面談をオンラインで実施できるよう対応
- 高齢者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう取り組みました。
 - ・ 新宿区居住支援協議会を設置（令和2年2月）
 - ・ 入居者死亡保険料の助成を開始（令和2年度）
 - ・ 家賃債務保証料の継続保証料を支援対象に追加（令和2年度）

■ 第三次実行計画における取組

障害の有無や年齢・性別にかかわらず地域の中で安心して暮らし続けられるよう、住まいの安定確保や総合的な就労支援に取り組んでいきます。また、成年後見制度の利用促進を図るほか、就業希望者に対する人材確保支援事業を実施します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	就職者数（障害者・若年者非就業者等） （障害者・若年非就業者等で一般就労に結び付いた人数）	40人／年	44人／年	62人／年 [※]
		出典 事業実績による		
※ 「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、60人／年でしたが、障害者・若年者等就労支援事業の拡充に合わせ、本計画において目標値を上方修正しています。				
②	就職者数（高年齢者無料職業紹介事業の利用者） （高年齢者無料職業紹介所から就労に結び付いた人数）	217人／年	132人／年	170人／年
		出典 事業実績による		
③	成年後見制度の認知度 （成年後見制度を知っていると回答した高齢者の割合）	—	42.8% （令和4年度）	50% （令和8年度）
		出典 新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査		
④	新宿区登録後見活動メンバー数 （新宿区登録後見活動メンバー数）	58名 （平成28年度）	77名 （令和4年度）	100名
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

18	計画事業名	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	所管部	文化観光産業部	拡充
事業概要	<p>障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことに支援を必要とする全ての人に対し、就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。</p> <p>また、受注センター事業では、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めていきます。</p>				
指標	年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
就職者数 (障害者・若年非就業者等) 44人/年 【62人/年】	<p>障害者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「就労選択支援」の実施に向けた準備 ○関係機関との連携強化 	<p>障害者就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「就労選択支援」の実施 ○関係機関との連携強化 	[継続]	[継続]	
就労定着率 (障害者就労支援) 83.0%【88.0%】	<p>若年者等就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フリースペース事業の強化・実施 ○PR動画の作成・活用 	<p>若年者等就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フリースペース事業の実施 ○PR動画の作成・活用 	[継続]	[継続]	
仲介件数 (受注センター) 16件/年 【18件/年】	<p>受注センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養蜂事業の販路開拓に向けた検討・調整・実施 	[継続]	[継続]	[継続]	
就職者数 (高年齢者無料職業紹介事業の利用者) 132人/年 【170人/年】	<p>高年齢者無料職業紹介事業(新宿わく☆ワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「シニア充実ライフ万博」の実施 ○求人者向けセミナーの実施 	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計(千円)	事業費(千円)				
625,220	156,305	156,305	156,305	156,305	
【関連事業】 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実【経常事業】(P.36)					

19	計画事業名	高齢者や障害者等の住まい安定確保	所管部	都市計画部	継続
	事業概要	<p>高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、家賃等債務保証料助成及び入居者死亡保険料助成等、家主が抱える不安を解消するための支援に取り組みます。また、助成制度の更なる利用促進を図るため、普及啓発の強化を含めた助成制度の見直しを行います。</p> <p>さらに、居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援等について情報共有や連携体制の強化を図ります。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	セーフティネット登録住宅数 460件【650件】	セーフティネット登録住宅確保の支援に向けた検討	[継続]	[継続]	[継続]
	家賃等債務保証料助成件数 50件/年 【50件/年】	協定保証会社へのあつ旋	[継続]	[継続]	[継続]
	入居者死亡保険料助成件数 50件/年 【50件/年】	保証料助成 ○新規保証料助成 50件 ○継続保証料助成	[継続]	[継続]	[継続]
		入居者死亡保険への助成 ○新規保険料助成 50件 ○継続保険料助成	[継続]	[継続]	[継続]
		居住支援協議会の運営	[継続]	[継続]	[継続]
		助成制度のあり方検討・調査	助成制度のあり方検討を踏まえた見直し	—	—
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	15,170	2,713	3,552	4,033	4,872

経常事業名	人材確保支援事業	所管部	文化観光産業部
事業概要	<p>国や東京都が実施する人材確保等に関する補助金の活用やハローワークとの連携等により、求職者と中小企業のマッチングを支援するとともに、女性及び外国人を中心とした就業希望者に対する就労支援に取り組みます。</p>		

経常事業名	成年後見制度の利用促進	所管部	福祉部
事業概要	<p>認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実による制度の利用促進を図っていきます。また、市民後見人の養成と活用に取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会（新宿区成年後見センター）による法人後見を実施していきます。</p>		



個別施策 1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

- ① 建築物等の耐震化の推進
- ② 木造住宅密集地域解消の取組の推進
- ③ 市街地整備による防災・住環境等の向上

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 建築物等の耐震化を促進するため、制度の拡充を行いました。
 - ・一般緊急輸送道路沿道建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物における耐震改修工事費補助への加算創設（令和2年10月）
 - ・特定緊急輸送道路沿道建築物における延べ面積5,000㎡以下の部分にかかる耐震改修工事費補助の上限撤廃（令和4年度）
 - ・昭和56年6月から平成12年5月までに着工された新耐震木造住宅を補助対象に追加（令和5年度）
 - ・非木造建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物の補助対象に「段階的改修工事」を追加（令和5年度）
 - ・エレベーター防災対策改修支援にかかる助成要件の緩和や助成金額の上限引き上げ（令和元年10月、令和4年7月）
- ブロック塀や擁壁・がけの安全化対策と橋りょうの健全かつ安全な維持管理に取り組みました。
 - ・一般道路沿いブロック塀等の点検調査の実施（平成30年12月から）
 - ・道路沿いブロック塀等への安全化指導の実施（令和元年7月から）
 - ・フェンス等の新設工事への助成（平成30年9月から令和2年度まで）
 - ・令和元年9月に指定された土砂災害特別警戒区域の安全化対策
おとめ山公園：令和3年12月対策工事、令和5年6月指定解除
東戸山小学校・落合第四小学校：令和4年1月対策工事、令和5年6月指定解除
 - ・道路擁壁の安全化対策
平成30年度：赤城元町道路・四谷四丁目道路
令和4年度：横寺町道路 令和5年度：荒木町道路
 - ・土砂災害警戒区域等内の土地の所有者及び居住者への個別周知啓発等、包括的な支援の実施（令和5年度）
 - ・土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込める擁壁等の対策工事を助成対象に追加（令和5年度）
- 木造住宅密集地域の解消に向けて、不燃化建替えや除却への助成を行いました。
- 市街地再開発事業や防災街区整備事業に取り組み、市街地再開発準備組合等の活動支援を行いました。
 - ・西新宿五丁目中央南地区 第一種市街地再開発事業（平成29年12月都市計画決定、令和元年7月再開発組合設立認可）
 - ・西新宿三丁目西地区 第一種市街地再開発事業（平成31年3月都市計画決定、令和5年2月再開発組合設立認可）
 - ・西新宿五丁目北地区 防災街区整備事業（平成27年8月都市計画決定、令和4年度工事完了）

■ 第三次実行計画における取組

地震や大雨に対する安全性を確保し、市街地の防災性を向上させるため、建築物や敷地の耐震化を促進します。特に木造住宅密集地域では、地域住民との協働により、新たな防火規制や地区計画等の導入による建築物の不燃化を促進するとともに、防災や安全性、住環境等の課題を抱える地区では、地元権利者等の参加による市街地再開発事業を支援します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	住宅の耐震化率 （住宅総戸数に対する建築基準法における新耐震基準（昭和56年基準）または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合）	91.5% （平成27年度末）	94.9% （令和元年度末）	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
		出典 新宿区耐震改修促進計画		
②	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 （建築確認台帳及び道路台帳等をもとに推計した、必要な耐震性能を有している緊急輸送道路沿道建築物）	88.9% （平成28年度末）	92.7% （令和2年度末）	（特定緊急） 100% （一般緊急） 95%以上
		出典 新宿区耐震改修促進計画		
③	土砂災害警戒区域の安全化対策 （土砂災害特別警戒区域の指定箇所数）	14か所* ※自然斜面のみ （平成29年3月指定）	34か所* ※自然斜面及び 人工斜面の合計 （令和元年9月指定）	30か所
		出典 事業実績による		
④	若葉・須賀町地区の木造住宅密集地域における不燃領域率 （市街地の「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出）	52.6% （平成27年度末）	57%	61%*
		出典 事業実績による		

※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、60.0%以上でしたが、整備の進捗に合わせ、本計画において目標値を上方修正しています。

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

20	計画事業名	建築物等の耐震性強化			総事業費	1,529,294
	事業概要	建築物等の耐震化を促進し、地震や大雨に対する敷地の安全性を確保することにより、市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します。				
20①	枝事業名	建築物等耐震化支援事業	所管部	都市計画部	継続	
	事業概要	<p>「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、普及啓発と支援制度の周知・利用促進を図ることで、建築物等の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の予備耐震診断等への技術者派遣 ・建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助 ・エレベーター防災対策改修への助成、ブロック塀等除去への補助、耐震シェルター・耐震ヘッド設置の補助 ・耐震フォローアップ[※]等による耐震化の普及啓発 				
	指標	年度別計画				
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	耐震改修工事費補助 完了件数 577件【721件】	耐震改修工事費補助 ○木造（平成12年5月 までに着工された新耐震 木造住宅を含む）	[継続]	[継続]	[継続]	
	住宅の耐震化率 94.9% （令和元年度） 【耐震性が不十分な住 宅をおおむね解消す る。】	○非木造 ○特定緊急輸送道路沿 道建築物（除却、建替 含む）	[継続]	[継続]	[継続]	
		エレベーター防災対策 改修助成、ブロック塀等 除去への補助等	[継続]	[継続]	[継続]	
		耐震フォローアップ（木 造建築物）等による普 及啓発	耐震フォローアップ（非 木造建築物）等による 普及啓発	耐震フォローアップ（木 造建築物）等による普 及啓発	耐震フォローアップ（非 木造建築物）等による 普及啓発	
	事業費計（千円）	事業費（千円）				
	1,363,954	528,945	277,299	280,911	276,799	
※「耐震フォローアップ」とは、区の耐震診断の助成等を活用し、耐震改修工事に至っていない建築物について、個別訪問などにより耐震改修工事を改めて促す普及啓発のことです。						

20②	枝事業名	擁壁・がけの安全化の総合的な支援	所管部	都市計画部	継続
	事業概要	<p>擁壁及びがけの適切な安全化対策による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対し安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。</p> <p>居住者・家屋に大きな危害を及ぼす恐れのある擁壁及びがけについて築造工事を行う際は、工事費の一部助成を行います。また、土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、工事費の一部助成を行います。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
擁壁等の安全化対策 工事に対する助成件数 2件/年 【8件/年】 土砂災害特別警戒区 域の指定解除件数 4件/年【1件/年】 安全化指導・啓発によ り、所有者による自主的 な改修を確認した件数 20件/年 【20件/年】	安全化指導及び啓発 約2,300件	[継続]	[継続]	[継続]	
	土砂災害警戒区域内 の居住者に対する意識 啓発 約2,200件	[継続]	[継続]	[継続]	
	安全化促進の支援 18件	[継続]	[継続]	[継続]	
	築造工事費助成 7件	[継続]	[継続]	[継続]	
	土砂災害対策工事費 助成 1件	[継続]	[継続]	[継続]	
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	165,340	41,335	41,335	41,335	41,335

21	計画事業名	木造住宅密集地域の防災性強化	総事業費	325,177	
	事業概要	<p>木造住宅密集地域において、地域住民との協働により、地区計画等を導入し、建築物の不燃化を促進するとともに、道路や公園等の公共施設を整備し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの実現を目指します。</p>			
21①	枝事業名	木造住宅密集地域の整備促進 (若葉・須賀町地区)	所管部	都市計画部	拡充
	事業概要	<p>若葉地区及び若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
道路用地等の買収面積 88㎡【187㎡】 不燃領域率 57%【61%】	道路用地等買収 39㎡	道路用地等買収 20㎡	[継続]	[継続]	
	若葉地区 ○地区計画変更 ○新たな防火規制導入	若葉地区 ○地区計画の運用支援	[継続]	[継続]	
	若葉・須賀町地区 ○地区計画変更 ○新たな防火規制導入	若葉・須賀町地区 ○地区計画の運用支援	[継続]	[継続]	
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	323,207	99,389	84,163	69,063	70,592

21②	枝事業名	不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	所管部	都市計画部	継続
事業概要		不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定されている西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行えるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
不燃領域率 69% 【70%（令和7年度）】		南エリア ○まちづくり構想の運用 支援	[継続]	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
1,970		887	1,083	—	—
本事業は不燃化推進特定整備事業が完了する令和7年度までとし、令和8年度以降は経常事業「木造住宅密集地域における不燃化建替え促進」において、耐火建築物等への不燃化建替えや既存木造住宅の除却に対する助成を引き続き実施します。					
経常事業名		木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	所管部	都市計画部	
事業概要		木造住宅密集地域のうち、特に不燃化の推進を位置付けている区域や、地域住民により新防火規制又は地区計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、耐火建築物等への不燃化建替え及び既存木造建築物の除却に対して助成を行い、火災に強いまちを実現します。			
経常事業名		新たな防火規制による不燃化の促進	所管部	都市計画部	
事業概要		木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを図ることで、木造住宅密集地域の解消に取り組みます。			

22	計画事業名	再開発による市街地の整備	総事業費	2,779,482	
事業概要		防災や安全性、住環境等の課題を抱える地区について、地元権利者等の参加による市街地再開発事業を支援し、安全で安心して住めるまち、地域の特性が活きるまち、みどりの多い快適なまちの実現を誘導します。			
22①	枝事業名	市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区）	所管部	都市計画部	継続
事業概要		西新宿五丁目中央南地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率※ 90% 【100%（令和6年度）】		本体工事 （共同施設整備費、 建設工事費高騰分）	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
390,088		390,088	—	—	—
※ 事業進捗率 再開発の機運：0% 準備組合等の設立：30% 都市計画決定：50% 事業認可：70% 権利変換計画認可・着工：90% 完成：100%					

22②	枝事業名	市街地再開発事業助成（西新宿三丁目西地区）	所管部	都市計画部	継続
事業概要		西新宿三丁目西地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率※ 70%【90%】	調査設計計画（権利 変換計画作成費）	権利変換計画認可		—	—
	—	土地整備 （建築物除却費）	[継続]	—	—
	—	—	本体工事 （共同施設整備費）	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
2,388,674		59,488	120,088	856,010	1,353,088
※ 事業進捗率 再開発の機運：0% 準備組合等の設立：30% 都市計画決定：50% 事業認可：70% 権利変換計画認可・着工：90% 完成：100%					
22③	枝事業名	市街地再開発の事業化支援	所管部	都市計画部	継続
事業概要		次の地区を対象に、市街地再開発準備組合等の活動支援を行います。 ・高田馬場駅東口地区 ・西新宿七丁目地区 ・西新宿五丁目南地区 ・新宿三丁目駅前西地区			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率※ 高田馬場駅東口地区 30%【50%】 西新宿七丁目地区 30%【30%】 西新宿五丁目南地区 30%【30%】 新宿三丁目駅前西地区 30%【30%】	市街地再開発準備組 合等への活動支援				
	○高田馬場駅東口地区 ○西新宿七丁目地区 ○西新宿五丁目南地区 ○新宿三丁目駅前西 地区	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計（千円）		事業費（千円）			
720		180	180	180	180
※ 事業進捗率 再開発の機運：0% 準備組合等の設立：30% 都市計画決定：50% 事業認可：70% 権利変換計画認可・着工：90% 完成：100%					

個別施策 1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

④ 災害に強い都市基盤の整備



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。
 災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○災害時の避難路や緊急車両の進入路を確保するため、細街路の拡幅整備を進めました。

(平成30年度から令和5年度まで：約15km)

○「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、道路の無電柱化を進めました。

- ・聖母坂通り（令和元年度整備完了）
- ・補助第72号線第Ⅰ期（職安通り～大久保通り）（令和元年度整備完了）
- ・甲州街道脇南側区道（令和元年度整備完了）
- ・信濃町駅周辺区道（令和元年度整備完了）

■ 第三次実行計画における取組

災害時の安全性の向上を図るため、細街路の拡幅整備や道路の無電柱化整備に取り組むとともに、道路・公園擁壁の安全対策や橋りょうの計画的な維持管理を行い、都市空間の防災機能の強化に取り組みます。また、道路の治水対策を計画的に実施し、区内における水害の軽減を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	細街路の拡幅整備 （区細街路拡幅整備条例に基づく区による整備距離及び整備率）	整備距離 約30km 整備率 約8.0%	整備距離 約47km 整備率 約12.1%	整備距離 約57km 整備率 約14.7% [※]
		出典 事業実績による		
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、整備距離約54km 整備率約13.0%でしたが、整備の進捗に合わせ、本計画において目標値を上方修正しています。				
②	区道の無電柱化率 （区道総延長に占める無電柱化された道路延長の割合）	10.0%	10.8%	増加
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

23	計画事業名	細街路の拡幅整備	所管部	都市計画部	継続
事業概要		「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員 4 m未満の細街路を拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年間合意距離 6.0km/年 (累計 約131km) 【6.0km/年 (累計 約155km)】	年間合意距離 約6.0km	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
年間整備距離 2.5km/年 (累計 約47km) 【2.5km/年 (累計 約57km)】	年間整備距離 約2.5km	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
声かけによる協力要請 件数 20件/年【20件/年】	声かけによる 協力要請 20件	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
1,623,208	405,802	405,802	405,802	405,802	405,802

24	計画事業名	道路の無電柱化整備	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会をとらえ、事業者は無電柱化の整備を要請していきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率 *		女子医大通り ○支障移設 ○道路詳細設計 ○歩行者空間整備工事	女子医大通り ○支障移設 ○共同溝本体工事	[継続]	女子医大通り ○支障移設 ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事(電力) ○引込連系管設計(通信)
女子医大通り 20%【60%】					
四谷駅周辺区道 20% 【100% (令和8年度)】		四谷駅周辺区道 ○支障移設 ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事(電力) ○引込連系管設計(通信)	四谷駅周辺区道 ○引込連系管工事(通信) ○道路詳細設計	四谷駅周辺区道 ○道路築造工事	—
上落中通り 10%【40%】					
水野原通り 40% 【100% (令和8年度)】		上落中通り ○共同溝詳細設計 ○道路詳細設計	上落中通り ○共同溝詳細設計 ○引込連系管設計(電力)	上落中通り ○支障移設	[継続]
		水野原通り ○共同溝本体工事 ○引込連系管工事(電力) ○引込連系管設計(通信) ○道路詳細設計	水野原通り ○引込連系管工事(通信)	水野原通り ○道路築造工事	—
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
2,068,994		853,325	442,364	548,235	225,070
※ 事業進捗率 共同溝予備設計完了 : 10% 共同溝詳細設計完了 : 20% 支障移設完了 : 40% 共同溝本体工事完了 : 60% 引込連系管工事完了 : 80% 道路築造工事完了 : 100%					

25	計画事業名	道路・公園の防災性の向上	総事業費	474,687	
	事業概要	地震や豪雨等の自然災害に強いまちづくりを推進するため、区の管理する道路・公園の整備を行い、防災性の向上を図ります。			
25①	枝事業名	道路の治水対策	所管部	みどり土木部	拡充
	事業概要	「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。 道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や、浸透及び貯留機能の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減します。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	道路の治水対策の進捗状況 151,412㎡ 【166,512㎡】	透水性舗装等の整備 2,500㎡相当	透水性舗装等の整備 4,200㎡相当	[継続]	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	450,498	74,586	125,304	125,304	125,304
25②	枝事業名	道路・公園擁壁の安全対策	所管部	みどり土木部	継続
	事業概要	擁壁本体及び周辺の安全性を確保していく必要があることから、5年ごとの定期点検を行うとともに、必要な箇所改修及び補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の整備を図ります。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	擁壁の点検箇所数 (道路) 9か所/年【一※】	擁壁経過観察	[継続]	[継続]	[継続]
	擁壁の点検箇所数 (公園) 19園/年【一※】	—	—	道路擁壁等調査 (全箇所点検) ○道路擁壁 22か所 ○公園擁壁 30園	—
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	24,189	80	80	23,949	80
※「擁壁の点検箇所数(道路・公園)」の令和9年度末の目標については、令和8年度に実施する全箇所点検結果を踏まえ設定します。					

26	計画事業名	まちをつなぐ橋の整備	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
補修橋りょう数 7橋【17橋】	榎橋 ○補修工事	—	—	—	—
	長町橋1号 ○補修工事	—	—	—	—
	羽衣橋 ○協議・調整	羽衣橋 ○補修工事	—	—	—
	田島橋 ○協議・調整	田島橋 ○補修工事	—	—	—
	上落合八幡歩道橋 ○協議・調整	上落合八幡歩道橋 ○補修工事	—	—	—
	新開橋 ○補修設計（詳細）	新開橋 ○協議・調整	新開橋 ○補修工事	—	—
	万亀橋 ○補修設計（詳細）	万亀橋 ○協議・調整	万亀橋 ○補修工事	—	—
	—	三島橋 ○補修設計（詳細）	三島橋 ○協議・調整	三島橋 ○補修工事	—
	—	仲之橋 ○補修設計（詳細）	仲之橋 ○協議・調整	仲之橋 ○補修工事	—
	—	豊橋 ○補修設計（詳細）	豊橋 ○協議・調整	豊橋 ○補修工事	—
—	—	定期点検 58橋	—	—	
事業費計（千円）		事業費（千円）			
258,588		47,358	146,677	64,553	—

個別施策 2

災害に強い体制づくり

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 女性や障害者など配慮を要する方の視点を取り入れた管理運営体制の充実を図りました。
 - ・ワークショップの実施（全10地区完了）
- 災害時における要配慮者の支援に取り組みました。
 - ・要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨、普及啓発
 - ・二次避難所（福祉避難所）運営マニュアルの作成
- 災害用備蓄物資の充実を図りました。
 - ・「新宿区災害時受援応援計画」の策定（令和2年3月）
 - ・避難所に蓄電池、軽量型折り畳み式リヤカー等を新規配備
 - ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策物資を配備
- マンション防災対策の充実を図りました。
 - ・マンション自主防災組織への防災資機材助成制度の創設（令和元年6月）
 - ・マンション防災講話等の実施

■ 第三次実行計画における取組

東京都における「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを踏まえ、令和5年度中に修正する「新宿区地域防災計画」に基づき、区における防災対策の取組を推進していきます。

避難所の開設・運営訓練の実施や災害用備蓄物資の計画的更新、帰宅困難者対策の推進等により、災害時における体制の充実を図るとともに、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援し、マンション防災対策を推進します。

また、発災後の対応の迅速化を図るため、業務のデジタル化や職員への実践的な研修を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	家庭内の防災対策の普及 （家庭内の防災対策実施率）	65.2%	74.9%	90%
		出典	区政モニターアンケート	
②	避難場所・避難所の理解度 （一時集合場所、一次避難所、避難場所を理解している区民の割合）	49.1%	35.9%	80.0%
		出典	区政モニターアンケート	
③	防災訓練参加者数 （避難所防災訓練への参加者数）	8,507人 （平成28年度）	2,954人 （令和4年度）	増加
		出典	事業実績による	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

27	計画事業名	被災者生活再建支援体制の強化			所管部	総務部	新規
事業概要		災害時における被災者生活再建支援の強化に向けて、体制整備を行います。罹災証明書の前提となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務のデジタル化、職員に対して実践的な研修を行うことにより、発災後の対応の迅速化を図ります。					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
住家被害認定調査の調査リーダー育成状況 40名/年 【40名/年】 被災後の相談に対応する職員の育成状況 —【100%】	被災者生活再建支援システムの更新・運用	被災者生活再建支援システムの運用	[継続]	[継続]			
	住家被害認定調査モバイルシステムの導入・運用	住家被害認定調査モバイルシステムの運用	[継続]	[継続]			
	罹災証明書発行システムの更新・運用	罹災証明書発行システムの運用	[継続]	[継続]			
	被災者台帳システムの更新	被災者台帳システムの運用に向けた相談体制の整備	被災者台帳システムの運用	[継続]			
	職員の育成 ○住家被害認定調査研修の実施	[継続]	職員の育成 ○住家被害認定調査研修の実施 ○被災後の相談に関する研修の実施	[継続]			
	—	「新宿区震災復興マニュアル」の改定	—	—			
事業費計（千円）		事業費（千円）					
24,217		7,382	4,893	5,971	5,971		

28	計画事業名	マンション防災対策の充実	所管部	総務部	拡充
事業概要		区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援します。 また、マンションと地域との連携を促進することにより、地域の防災力の向上を図ります。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
マンション戸別訪問の実施状況 —【10回/年】	自主防災組織結成に向けたマンション戸別訪問の実施 10件		[継続]	[継続]	[継続]
	マンション自主防災組織への防災資機材の助成 15組織		[継続]	[継続]	[継続]
	長周期地震動シミュレータ派遣訓練 4回		[継続]	[継続]	[継続]
	マンション防災講話等の実施		[継続]	[継続]	[継続]
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
31,040		7,760	7,760	7,760	7,760
関連する計画事業により、マンション等集合住宅居住者も含めた地域コミュニティづくりや地域防災力の向上、良好なマンションの維持・管理に取り組みます。					
【関連事業】 町会・自治会活性化支援【計画事業 16②】(P.52) マンションの適正な維持管理及び再生への支援【計画事業 31】(P.79)					

29	計画事業名	高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実	所管部	福祉部 子ども家庭部	新規
	事業概要	<p>区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。</p> <p>高齢者、障害者等の要配慮者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすることが最重要課題だと考えています。要配慮者が普段利用する障害・介護サービス事業者との連携等の取組を行っていますが、自宅が被災した要配慮者の受入れ先の確保も必要となります。要配慮者が安心できる避難所体制とするため、災害発生時に要配慮者を収容する福祉避難所（二次避難所）に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行ってまいります。</p> <p>これらの取組により、より確実な避難所管理体制の確保と災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	要配慮者支援体制の 整った福祉避難所数 —【26所※（令和8年 度）】	高齢施設 4所	高齢施設 8所	[継続]	—
		障害施設 3所	[継続]	—	—
		福祉防災の推進	[継続]	[継続]	[継続]
		—	支援事業実施済施設 での訓練実施	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	13,217	3,558	5,592	4,067	—
※ 施設数は、併設施設も含めて1所としています。					

経常事業名	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	所管部	総務部
事業概要	避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。		

経常事業名	福祉避難所の充実と体制強化	所管部	福祉部
事業概要	災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成奨励を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。		

経常事業名	災害用備蓄物資の充実	所管部	総務部
事業概要	避難所の食糧等の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査し、災害時における避難所の機能の充実を図ります。 また、避難所の備蓄物資を補完するため、拠点となる区備蓄倉庫を整備し、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。		

経常事業名	災害情報の収集及び発信	所管部	総務部
事業概要	災害時の情報収集伝達手段である災害情報支援システムの運用及び維持管理を行います。また、気象情報を収集し、防災対策に活用するとともに区ホームページ、防災気象情報メール及び区公式LINEを通して区民等への情報提供を行います。		

経常事業名	帰宅困難者対策等の推進	所管部	総務部
事業概要	新宿駅周辺防災対策協議会を中心に、地元事業者、大学、医療機関等と連携し、帰宅困難者対策をはじめ新宿駅周辺地域の防災対策を推進します。		

経常事業名	災害時要援護者対策の推進	所管部	総務部 福祉部
事業概要	災害時要援護者対策を推進するため、災害時要援護者名簿への登録を勧奨するとともに、災害時要援護者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」の配布、家具類転倒防止器具等の無料取付及び防災ラジオの無償貸与を実施します。		

経常事業名	災害医療体制の充実	所管部	健康部
事業概要	医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品・医療資器材等を計画的に更新し、機能維持を図ります。 また、医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設・運営訓練や区内関係機関との災害医療運営連絡会・検討会の開催等により、災害医療体制を充実させます。		



個別施策3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

① 犯罪のない安心なまちづくり

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 歌舞伎町に集まる若者や女性の犯罪被害等の防止に向けて取り組みました。
 - ・深夜帯における安全安心パトロールの実施
- 区内4警察署との連携した特殊詐欺対策に取り組みました。
 - ・自動通話録音機の貸出
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種会場における啓発物品の配布や注意喚起の実施

■ 第三次実行計画における取組

区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域や警察と連携した客引き行為等防止のパトロールの実施など、防犯活動や防犯に関する啓発活動に取り組んでいきます。

また、詐欺・消費者対策として、消費生活センターにおいて消費生活に関するトラブルの相談や解決に取り組むとともに、消費者教育の推進や消費者講座の実施などに取り組んでいきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区民の日常生活における安心度 （居住地域で犯罪への不安を感じない区民の割合）	40.6%	36.2%	増加
		出典	区政モニターアンケート	
②	犯罪件数 （新宿区内の刑法犯認知件数）	6,580件 （平成28年度）	4,820件 （令和4年度）	減少
		出典	警視庁統計 （区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数）	
③	消費者問題に対する関心度 （悪質商法や消費者問題に対して関心がある区民の割合）	78.3%	85.8%	85.0%
		出典	区政モニターアンケート	
④	消費生活センターの認知度 （契約のトラブルなどで困った時に消費生活センターに相談できることを知っている区民の割合）	60.9%	60.8%	70.0%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する主要な経常事業

経常事業名	安全安心推進活動の強化	所管部	総務部
事業概要	<p>区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、区民・警察・区が一体となって地域課題や情報を共有する新宿区安全・安心推進協議会を中心に、地域に根ざした安全安心推進活動の強化に取り組んでいきます。</p> <p>また、重点地区や防犯ボランティアグループの相互に連携した防犯活動を促進するとともに、警察等と連携を図りながら活動を支援していきます。</p>		
経常事業名	客引き行為防止等の防犯活動強化	所管部	総務部
事業概要	<p>新宿区内の公共の場所における客引き行為等を防止するため、地域・警察・区が一体となってパトロールなどの防犯活動を行っていきます。</p> <p>また、危険薬物の撲滅に向けて、関係機関との連携を強化していきます。</p>		
経常事業名	防犯対策の推進	所管部	総務部
事業概要	<p>まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図ります。</p>		
経常事業名	詐欺・消費者対策	所管部	総務部 文化観光産業部
事業概要	<p>特殊詐欺等身近な犯罪の防止、子どもから高齢者までの消費者教育の推進に取り組んでいきます。また、消費生活センターにおいて消費生活に関するトラブルの相談や解決に取り組むとともに、関係機関や地域の団体等との連携により消費者講座を実施するなど、消費者問題に的確に対応していきます。</p>		



個別施策3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現
② 感染症の予防と拡大防止

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることのできるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制強化に取り組みました。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備
- ・医療提供体制強化
- ・検査体制の確保
- ・介護サービス事業所等に対する感染防止対策の強化
- ・「新宿区感染症予防計画」策定（令和6年3月）

■ 第三次実行計画における取組

今後の新型インフルエンザ等の感染症と同様に危険性のある新感染症等の発生に備え、区民等への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができる体制整備を進めます。

また、区民の健康保持に寄与するため予防接種の実施や食品衛生知識の普及啓発を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	感染の予防行動 （感染の予防行動をとっている区民の割合）	手洗い実施率 84.2%	手洗い実施率 79.6%	手洗い実施率 90.0%
		咳エチケット実施率 77.7%	咳エチケット実施率 95.0%	咳エチケット実施率 85.0%
		出典	区政モニターアンケート	
②	食の安全に関する関心度 （食中毒の予防や食品の安全に対して正しい知識を持つ区民の割合）	65.8%	70.9%	80.0%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

30	計画事業名	新型インフルエンザ等対策の推進	所管部	健康部	継続
事業概要	<p>今後の新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等の発生に備え、区民等への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関による新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、地域医療機関等との連携強化を図ります。</p> <p>流行期に区内の診療所で適切な医療が提供できるよう、防護服やマスクを計画的に配布します。発生時の様々な状況を想定した訓練を実施し、地域医療体制の整備を進めます。また、令和5年度中に策定する「新宿区感染症予防計画」にそって、今後の感染症の発生やまん延の防止に備え、感染症対策の充実を図ります。</p>				
指標	年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
新型インフルエンザ等対策の推進状況 推進【推進】	区内診療所及び薬局への院内備蓄の準備支援	[継続]	[継続]	[継続]	
	区民等への普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]	
	新型インフルエンザ等対策連絡会の開催 2回	[継続]	[継続]	[継続]	
	発生状況を想定した訓練の実施 2回	[継続]	[継続]	[継続]	
	備蓄用予防薬（イナビル）の購入	—	—	備蓄用予防薬（タミフル、リレンザ）の購入	
	—	—	職員用感染防護服の購入	—	
	「新宿区感染症予防計画」に基づいた体制構築の検討	—	—	—	
	IHEAT※要員に対する研修の実施	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計（千円）	事業費（千円）				
23,191	5,052	4,812	7,528	5,799	
※「IHEAT」とは、新型インフルエンザ等感染症のまん延時等において、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのことです。					

経常事業名	感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）	所管部	健康部
事業概要	<p>感染症予防関係法令に基づき、感染症に関する知識の普及啓発や検査を行い、結核・HIV・性感染症の早期発見・まん延防止に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備します。</p>		

経常事業名	予防接種	所管部	健康部
事業概要	<p>「予防接種法」に定められた疾病予防のため、区民を対象に定期予防接種（ポリオ、麻しん・風しん等）を実施するとともに、任意予防接種を実施することで、公衆衛生の向上及び増進を図り、区民の健康の保持に寄与します。</p>		

経常事業名	食品衛生の普及啓発	所管部	健康部
事業概要	より安全な食生活を実現するため、動画の配信、パンフレット等の配布により、消費者に対しタイムリーな情報提供を行うとともに、食品衛生知識の普及啓発を行います。		

個別施策3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

③ 良好な生活環境づくりの推進



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

アスベストの除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくれます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○受動喫煙やたばこの火による被害の防止に取り組みました。

- ・路上喫煙禁止パトロール員の巡回体制強化
- ・新宿駅西口駅前には公衆喫煙所を整備（令和2年3月）

○マンションの適正な維持管理を支援しました。

- ・「新宿区マンション管理適正化推進計画」を策定（令和6年3月）

■ 第三次実行計画における取組

住環境の保全・向上を図るため、アスベスト対策やマンションの適正な維持・管理への支援、空家等の対策、民泊の適正な運営の確保等を実施します。

また、受動喫煙等による被害を防止するため、キャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導、路上喫煙禁止の普及啓発を行います。さらに、騒音・振動・悪臭等の公害のない良好な生活環境づくりのための規制指導や監視、調査、苦情対応等を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	マンションにおける長期修繕計画作成の割合 （長期修繕計画を「作成している」または「作成中」と回答した数／全回答数）	27% （平成28年）	27% （平成28年）	増加
		出典 新宿区マンション実態調査		
②	駅周辺・生活道路での路上喫煙率 （駅周辺・生活道路での路上喫煙率）	0.11% （駅周辺） 0.45% （生活道路） （平成29年12月）	0.05% （駅周辺） 0.24% （生活道路）	減少
		出典 路上喫煙率調査		
③	一斉道路美化清掃の参加者数 （春と秋の全区一斉道路美化清掃の参加者数）	8,354人	7,000人	11,000人
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

31	計画事業名	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	所管部	都市計画部	拡充
事業概要		マンションの良好な維持・管理を促進し、住環境の保全・向上を図るため、建物の維持・保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、情報提供及び相談を行います。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
管理計画認定マンション数 —【5件/年】	マンション管理計画認定制度の運用 ○認定 5件 ○認定取得マンションへの補助 5件	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
マンション管理セミナー満足度 80%【80%】	マンション管理計画認定に向けた支援 ○長期修繕計画作成費等補助 10件 ○管理計画認定支援サービス手数料補助 5件	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
マンション管理組合交流会満足度 80%【80%】	マンション管理運営支援施策の実施 ○マンション管理相談 ○マンション管理相談員派遣 ○マンション管理セミナー ○マンション管理組合交流会 ○マンション管理相談員研修会	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	—	—	—	—	「新宿区マンション管理適正化推進計画」の見直し
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
	31,380	7,845	7,845	7,845	7,845
関連する計画事業により、マンション等集合住宅居住者も含めた地域コミュニティづくりや地域防災力の向上、良好なマンションの維持・管理に取り組みます。					
【関連事業】 町会・自治会活性化支援【計画事業16②】(P.52) マンション防災対策の充実【計画事業28】(P.70)					

経常事業名	空家等対策の推進	所管部	総務部 環境清掃部 都市計画部
事業概要	管理不全な空家やごみ屋敷の解消及び空家等の適正管理の促進・発生の抑制に向けて、「新宿区空家等対策計画」に基づく空家等の対策を総合的かつ計画的に実施します。		

経常事業名	民泊の適正な運営の確保	所管部	健康部
事業概要	住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者へルールブック等により普及啓発を行います。		

経常事業名	路上喫煙対策の推進	所管部	環境清掃部
事業概要	地域等との協働によるキャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。		

経常事業名	公害の監視・規制・指導	所管部	環境清掃部
事業概要	公害のない良好な生活環境づくりのため、特定建設作業及び特定施設や工場・指定作業場に係る規制指導、石綿含有建築物解体作業の監視、地下水汚染調査、繁華街・駅周辺の拡声器の騒音規制、日常生活に伴う公害の苦情対応などを行います。		

経常事業名	アスベスト対策	所管部	都市計画部
事業概要	アスベスト対策が必要な建物所有者等に対して継続的に吹付けアスベスト除去等工事の啓発、助言、安全化指導を行います。また、吹付けアスベスト調査員派遣の実施や除去等工事費用の助成を行うことで、アスベスト対策の促進を図ります。		



個別施策 1

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 新宿グランドターミナルとして再編するため、「新宿の拠点再整備方針」に基づく新宿駅直近地区のまちづくりを推進しました。
 - ・新宿駅東西自由通路の整備（令和2年7月供用開始）
 - ・新宿駅東口駅前広場等の緊急整備（令和3年3月）
 - ・新宿駅直近地区の都市基盤等に係る都市計画（令和元年12月都市計画決定）
 - ・「新宿駅西口地区開発計画」に係る都市計画（令和3年4月都市計画変更）
 - ・地下歩行者通路の都市計画決定（令和3年11月都市計画変更）
 - ・「新宿駅西南口地区開発計画」に係る都市計画（令和4年11月都市計画変更）
- 地元組織との協働により、地区計画等のまちづくりルールを策定を推進しました。
 - ・新宿駅東口地区
（平成31年3月：「新宿駅東口地区まちづくりビジョン」策定、令和元年9月：都市計画変更、令和3年4月：都市計画変更、令和5年3月：「新宿三丁目駅周辺まちづくり誘導方針」策定）
 - ・歌舞伎町シネシティ広場周辺地区（平成30年6月：都市計画変更）
 - ・西新宿超高層ビル地区（令和5年3月：「西新宿地区再整備方針」策定）
 - ・西新宿一丁目商店街地区（令和5年1月：都市計画決定）

■ 第三次実行計画における取組

新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続きや事業化に向けた調整を行うとともに、「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、地元組織との協働によるまちづくりを推進し、進捗状況に応じて地区計画等のまちづくりルールを策定・変更していきます。また、新宿通りのモール化や靖国通り地下通路延伸に向けた調整を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	新宿駅周辺の回遊のしやすさに対する満足度 （新宿駅周辺（東口・西口・南口など）が、訪れる人にとって、それぞれアクセスしやすいと思う区民の割合）	18.4%	18.6%	30%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

32	計画事業名	新宿駅周辺地区の整備推進	総事業費	126,415		
	事業概要	新宿駅周辺地区は、世界一の乗降客数を有する新宿駅を擁し、東口地区、西口地区、南口地区、歌舞伎町地区など、商業・業務・娯楽・滞在施設をはじめ多様な都市機能を併せもっています。各地区の特色を活かしながら、快適な歩行者空間を充実させるなど、回遊性を高め、連携を一層強化することで、調和のとれたまちづくりを推進し、新宿駅周辺全体でのブランド力向上を図ります。				
32①	枝事業名	新宿駅直近地区のまちづくり	所管部	都市計画部	継続	
	事業概要	新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の「新宿グランドターミナル」とするため、「新宿の拠点再整備方針」に基づき、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編することで、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進します。 新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続きとともに、事業化に向けた調整を行います。				
	指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	事業進捗率 ^{※1} 50%【50%】	都市計画決定 (西新宿一丁目地区 地域冷暖房施設・新宿南口西地区地域冷暖房施設 ^{※2})	—	—	—	
		各種整備事業の着手に向けた調整	[継続]	[継続]	[継続]	
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
	19,532	18,686	282	282	282	
<p>※1 事業進捗率 整備方針の検討：10% 整備方針策定：20% 都市計画決定：50% 完成：100%</p> <p>※2 「地域冷暖房施設」とは、1か所又は数か所のプラントから複数の建物に、導管で結んで冷房・暖房・給湯などに使用するための冷水・温水・蒸気を送る施設のことです。</p>						
32②	枝事業名	新宿通りモール化	所管部	都市計画部 みどり土木部	継続	
	事業概要	まちの賑わいと魅力をより向上させるため、新宿通りを歩きやすく魅力的な歩行者空間としてモール化を行い、歩いて楽しいまちづくりを進めます。				
	指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	事業進捗率 [※] 10%【30%】	モール化に向けた検討、関係機関等調整	[継続]	[継続]	[継続]	
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
	40	10	10	10	10	
<p>※ 事業進捗率 車両流入抑制に向けた検討：10% 荷さばきに関する地元ルールの導入：30% 歩道の部分拡幅整備：50% 東口地区全体を人中心の道路空間へ再編：100%</p>						

32③	枝事業名	靖国通り地下通路延伸に向けた支援	所管部	都市計画部	継続
事業概要		新宿駅周辺地区における連続的な地下歩行者ネットワークの整備によって、地上部と地下部の多層的な歩行者ネットワークを構築し、まち全体の賑わい創出や歩行者の回遊性向上を図ります。このため、沿道のまちづくり事業等との連携や関係機関等との調整を行い、事業化を促進します。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業進捗率 [*] 10%【10%】		関係機関等協議、調整	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
40		10	10	10	10
※ 事業進捗率 事業化に向けた検討：10% 関係機関との合意：30% 都市計画決定：70% 完成：100%					
32④	枝事業名	新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	所管部	都市計画部	継続
事業概要		「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、以下の地区において地元組織との協働によるまちづくりを推進し、進捗状況に応じて地区計画等のまちづくりルールを策定・変更していきます。 新宿駅東口地区／歌舞伎町シネシティ広場周辺地区／新宿ゴールデン街地区／西新宿超高層ビル地区／西新宿一丁目商店街地区			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地区計画等の策定・変更を実施した地区数 22地区 ^{※1} 【26地区】		地区計画等の策定・変更 1件	[継続]	[継続]	[継続]
		地区計画等の策定・変更、まちづくりの方向性の検討に向けた支援	[継続]	[継続]	[継続]
		まちづくり相談員 ^{※2} の派遣	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
106,803		40,092	26,692	28,748	11,271
※1 令和5年度末の現況（予定）の地区計画等の策定・変更件数は、これまでに新宿駅周辺地区で策定・変更した地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等の合計数を掲載しています。 ※2 「まちづくり相談員」とは、まちづくり関連事業を行う団体等に対する指導・助言・相談及びまちづくりに関する調査・研究・技術支援を行う専門家のことです。					

個別施策 2

誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 「歌舞伎町ルネッサンス[※]」を推進するため、賑わいの創出や新たな文化の創造・発信に取り組みました。
 - ・シネシティ広場や大久保公園等を活用した各種イベントの開催
- 歌舞伎町に集まる若者や女性の犯罪被害等の防止に向けて取り組みました。
 - ・「歌舞伎町安全・安心対策寄附金」を創設（令和4年6月）
 - ・「歌舞伎町安全・安心対策事業助成」を開始（令和4年6月）

※P.85参照

■ 第三次実行計画における取組

歌舞伎町の更なる賑わい創出を図るため、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、区、地元・事業者、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、新たな文化の創造・発信等による賑わいづくりや、歌舞伎町に集まる若者や女性の犯罪被害の防止等の安全・安心対策、繁華街の環境美化等に取り組みます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	歌舞伎町に対する区民のイメージ （以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う人の割合）	30.7%	40.6%	60.0% [※]
		出典 区政モニターアンケート		
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、40.0%でしたが、歌舞伎町の更なる賑わい創出に向けて、本計画において目標値を上方修正しています。				
②	地域活性化プロジェクト参加人数 （歌舞伎町ルネッサンスにおける地域活性化プロジェクトの参加人数）	573,800人	381,500人 （令和4年度）	800,000人
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

33	計画事業名	歌舞伎町地区のまちづくり推進	所管部	文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	拡充	
	事業概要	歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するため、歌舞伎町ルネッサンス ^{※1} 推進協議会の下、区、地元・事業者、一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント ^{※2} 、関係行政機関、NPO、ボランティア等が一体となって、地域活性化プロジェクト（賑わいづくりと新たな文化の創造・発信）とクリーン作戦プロジェクト（安全・安心対策と環境美化）をはじめ、総合的な施策を展開します。				
	指標	年度別計画				
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う」と回答した区民の割合 27.0%【50.0%】	歌舞伎町タウン・マネージメントによるまちづくりの推進 ○新たな歌舞伎町エリアマネジメント活動方針の策定 ○収益確保と公益還元についての中期計画の策定	歌舞伎町タウン・マネージメントによるまちづくりの推進 ○新たな歌舞伎町エリアマネジメント活動方針の実施 ○収益確保と公益還元についての中期計画の推進	[継続]	[継続]	
	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う」と回答した区民の割合 40.6%【60.0%】	地域活性化事業 ○歌舞伎町の資源を活かした多彩なイベントの実施	[継続]	[継続]	[継続]	
		安全・安心事業 ○ポイ捨て対策の推進、歌舞伎町クリーン作戦の実施 ○放置自転車対策の推進 ○不法看板等の撤去、啓発の推進	[継続]	[継続]	[継続]	
		情報発信事業 ○歌舞伎町タウン・マネージメントのホームページ運用強化 ○来街者や事業者等へ向けたPR動画の活用 ○新宿観光振興協会と連携した情報発信	[継続]	[継続]	[継続]	
	事業費計（千円）	事業費（千円）				
	195,768	48,942	48,942	48,942	48,942	
<p>※1「歌舞伎町ルネッサンス」とは、歌舞伎町環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと再生する活動のことです。</p> <p>※2「タウンマネージメント」とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。</p> <p>「一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント」では、区と地元・事業者が連携し、歌舞伎町地区の情報発信、安全・安心、環境美化、地域活性化、まちづくりなどの事業を実施しています。</p>						

経常事業名	歌舞伎町安全・安心対策事業助成	所管部	総務部
事業概要	歌舞伎町地区において、若者や女性を対象とする「健全育成」や「性犯罪の防止」など、安全・安心なまちづくりを目的として自発的に行われる活動を支援し、歌舞伎町地区に集まる様々な困難を抱えた若者や女性の犯罪被害を防止します。		

経常事業名	歌舞伎町安全・安心対策寄附金	所管部	総務部
事業概要	歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止活動への支援や歌舞伎町地区の安全・安心なまちづくりに賛同する個人・団体からの寄附金を受け付けます。		

「個別施策2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現」に関連する事業（再掲）			
○ 客引き行為防止等の防犯活動強化【経常事業】（P.74）			

個別施策3

地域特性を活かした都市空間づくり

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 区民や地元組織との協働による地域の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組みました。
 - ・赤城周辺地区（平成30年12月：都市計画変更）
 - ・上落合中央・三丁目地区（令和2年1月：「上落合中央・三丁目地区まちづくりガイドライン」改定）
 - ・上落合東部地区（令和2年2月：「上落合東部地区まちづくりガイドライン」策定）
 - ・神楽坂三・四・五丁目地区（令和2年7月、令和5年8月：都市計画変更）
 - ・高田馬場駅周辺地区（令和4年7月：「高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針」策定）
 - ・飯田橋駅東口周辺地区（令和4年8月：「飯田橋駅前地区基盤整備ビジョン」策定 令和5年4月：「飯田橋駅周辺基盤整備方針」策定）
- 「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」の改定を行いました。

■ 第三次実行計画における取組

地域の課題にきめ細かく対応していくため、地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画等を策定・変更していきます。また、「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、新宿にふさわしい賑わいと潤いのある景観形成を推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	地域特性を踏まえたまちづくりに対する区民意識 （地域の土地利用の特性を踏まえたまちづくりが行われていると感じる区民の割合）	39.8%	44.5%	60%
		出典	区政モニターアンケート	
②	景観に対する区民意識 （まちなみや景観が「良い」、または「まあまあ良い」と感じる区民の割合）	42.8%	46.2%	60%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

34	計画事業名	地区計画等のまちづくりルールの策定	所管部	都市計画部	継続
	事業概要	<p>地域の課題にきめ細かく対応していくため、以下の地区において地域住民との協働によるまちづくりを行い、進捗状況に応じて地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを策定・変更していきます。</p> <p>(1) まちづくりの方向性が定まり、地区計画等の策定・変更に向けて取り組んでいる地区 (8地区) 新宿駅東口地区 (再掲) / 新宿駅直近地区 (再掲) / 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 (再掲) / 新宿ゴールデン街地区 (再掲) / 西新宿超高層ビル地区 (再掲) / 西新宿一丁目商店街地区 (再掲) / 若葉地区 (再掲) / 若葉・須賀町地区 (再掲)</p> <p>(2) 地域組織とまちづくりの方向性について検討を進めている地区 (6地区) 飯田橋駅東口周辺地区 (駅前地区) / 環状4号線沿道余丁町地区 / 環状4号線沿道富久地区 / 高田馬場駅周辺地区 / 神楽坂地区 / 西早稲田駅前地区</p> <p>(3) 地域組織とまちづくり構想等の実現に向けた取組を進めている地区 (5地区) 上落合中央・三丁目地区 / 内藤町地区 / 市谷柳町地区 / 中落合1丁目地区 / 西新宿五丁目地区 (南エリア) (再掲)</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	地区計画等の策定・変更を実施した地区数 114地区※1 【122地区】	地区計画等の策定・変更 2件	[継続]	[継続]	[継続]
		まちづくり相談員の派遣	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	93,844	29,954	45,903	11,056	6,931
	総事業費計 (千円)	総事業費※2 (千円)			
	226,494	86,788	75,630	42,839	21,237
	※1 令和5年度末の現況 (予定) の地区計画等の策定・変更件数は、これまでに策定・変更した地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等の合計数 (「新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定【計画事業 32④】」(P.83) における地区計画等の策定・変更件数を含む) を掲載しています。 ※2 総事業費には以下の関連事業において取り組んでいる地区計画等のまちづくりルールの策定・変更にかかる経費も含めて掲載しています。				
	[関連事業] 木造住宅密集地域の整備促進 (若葉・須賀町地区) 【計画事業 21①】 (P.60) 新宿駅直近地区のまちづくり【計画事業 32①】 (P.82) 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定【計画事業 32④】 (P.83)				

経常事業名	景観に配慮したまちづくりの推進	所管部	都市計画部
事業概要	「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、景観まちづくり相談員※を活用し、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。		
※ 「景観まちづくり相談員」とは、景観に関して専門的な知見を有し、景観事前協議の対象となる建築物や屋外広告物等への助言や景観まちづくりに関する支援を行う専門家のことです。			



個別施策 4

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるような生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組めます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進しました。
 - ・「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」の制定（令和2年4月一部施行、10月全部施行）
 - ・「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例適合証」を施設所有者等に交付
 - ・「新宿区移動等円滑化促進方針」の策定（令和3年11月）

■ 第三次実行計画における取組

「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、各施設管理者に対するバリアフリー整備を促進するとともに、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。また、区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	道路の歩きやすさ満足度 （安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合）	24.0%	23.0%	増加
	出典	区政モニターアンケート		
②	バリアフリー整備路線数 （「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した「バリアフリーの道づくり」事業の整備対象路線のうち、整備が完了した路線数）	—	1路線	12路線
	出典	事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

経常事業名	バリアフリーの整備促進	所管部	都市計画部
事業概要	高齢者や障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう、令和3年11月策定の「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、各施設管理者に対して周知啓発を図り、区内のバリアフリー整備を促進します。		

経常事業名	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	所管部	都市計画部
事業概要	「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、建築等の計画の早い段階から事前協議制度等を実施し、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。また、ユニバーサルデザインまちづくりの普及・啓発を図り、区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めていきます。		

「個別施策 4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり」に関連する事業（再掲）

- 道路の改良 【計画事業 36④】（P.91）
- バリアフリーの道づくり 【計画事業 36②】（P.92）
- 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善 【計画事業 39①】（P.96）
- ホームドア等の設置促進 【計画事業 39②】（P.96）

個別施策5

道路環境の整備



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 都市計画道路の整備に取り組みました。
 - ・補助第72号線（靖国通り～新目白通り）の全線開通（令和2年7月）
- 生活者の視点に立った道路整備に取り組みました。
 - 【道路の改良】
 - ・信濃町駅周辺、新大久保駅西側区道、小滝橋通り、旧青梅街道、早大正門前交差点及び周辺区道の整備
 - 【防護柵ベンチの設置】
 - ・戸山地区3路線、百人町地区4路線の整備
 - 【バリアフリー化整備】
 - ・さかえ通り、新宿通り、モア4番街、甲州街道脇北側区道、区役所通り、国立競技場周辺区道の整備
- 道路の環境対策に取り組みました。
 - ・小型蛍光灯及び大型街路灯のLED化
 - ・遮熱性舗装の実施

■ 第三次実行計画における取組

安全で快適な歩行空間の確保に向けて、幹線道路及び区内主要道路等の改良に取り組むとともに、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した区道において、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換を踏まえた歩行環境を整備します。

また、環境に配慮した舗装や街路灯のLED化など、道路の環境対策に取り組みます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	道路の歩きやすさ満足度【再掲】 （安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合）	24.0%	23.0%	増加
		出典	区政モニターアンケート	
②	遮熱性舗装の整備面積 （遮熱性舗装の整備面積）	15,792㎡	37,099㎡	43,499㎡ [※]
		出典	事業実績による	
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、31,700㎡でしたが既に達成しているため、本計画において目標値を上方修正しています。				
③	街路灯のCO₂削減量 （街路灯のLED化に伴うCO ₂ 削減量）	799.0t-CO ₂	1,397.0t-CO ₂	1,670.0t-CO ₂
		出典	事業実績による	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

35	計画事業名	都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		百人町三・四丁目地区における防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路の整備を行います。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区画街路の整備状況 詳細設計の実施（区画街路3号の一部） 【調整】	用地買収、道路整備 に向けた調整	[継続]	[継続]	[継続]	
	道路整備工事 （区画街路3号の一部）	—	—	—	
事業費計（千円）		事業費（千円）			
51,669		51,519	50	50	50

36	計画事業名	人にやさしい道路の整備	総事業費	1,666,015	
事業概要		安全で快適な歩行空間を確保するとともに、生活者等の視点に立った人中心の道路整備を進めていきます。			
36①	枝事業名	道路の改良	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		幹線道路及び地区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を行います。また、道路のライフサイクルコストを考慮した道路の改良や、震災時の緊急道路の機能確保のための改良を実施します。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
道路改良を行った路線 の数 44路線【46路線】	早大通り ○道路改良工事第Ⅲ期 （山吹町335番地先から 291番地先）	早大通り ○道路改良工事第Ⅳ期 （早稲田鶴巻町537番 地先から520番地先）	早大通り ○道路改良工事第Ⅴ期 （早稲田鶴巻町109番 地先から555番地先）	—	
	江戸川橋通り ○道路改良工事第Ⅰ期 （天神町63番地先から 山吹町293番地先）	[継続]	江戸川橋通り ○道路改良工事第Ⅱ期 （山吹町291番から文京 区関口一丁目21番先）	[継続]	
	—	—	牛込中央通り（北側） ○基本設計	牛込中央通り（北側） ○詳細設計	
	—	—	花園通り ○基本設計	花園通り ○詳細設計	
事業費計（千円）		事業費（千円）			
1,321,087		336,722	318,977	425,748	239,640

36②	枝事業名	バリアフリーの道づくり			所管部	みどり土木部	継続
事業概要		「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した整備路線において、高齢者、障害者、子育て世代等の当事者参加による意見交換などを踏まえて整備内容を検討し、全ての人が安全・安心して通行できる、歩行環境を整備していきます。					
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づいた整備路線数 1路線【12路線】		新宿通り（第Ⅱ期） ○バリアフリー整備工事 （四谷四丁目交差点から 新宿一丁目南交差点）	新宿通り（第Ⅲ期） ○バリアフリー整備工事 （新宿二丁目交差点から 新宿一丁目西交差点）	—	—		
		社会福祉協議会前区道 ○バリアフリー整備工事	—	—	—		
		中央病院通り ○道路詳細設計	中央病院通り ○バリアフリー整備工事	—	—		
		BIZ新宿前区道 ○道路詳細設計	BIZ新宿前区道 ○バリアフリー整備工事	—	—		
		—	中井通り ○道路詳細設計	中井通り ○バリアフリー整備工事	—		
		—	曙橋通り ○道路詳細設計	曙橋通り ○バリアフリー整備工事	—		
		—	—	津の守坂通り ○道路詳細設計	津の守坂通り ○バリアフリー整備工事		
		—	—	落合第二特出前区道 （旭通り） ○道路詳細設計	落合第二特出前区道 （旭通り） ○バリアフリー整備工事		
		—	—	—	蜀江坂 ○道路詳細設計		
		—	—	—	早稲田中学校東側区道 ○道路詳細設計		
事業費計（千円）		事業費（千円）					
344,928		196,837	109,992	22,575	15,524		

37	計画事業名	道路の環境対策	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		道路を環境に配慮した舗装（遮熱性舗装等）にすることで、ヒートアイランド現象の抑制及びCO ₂ の抑制を目指すとともに、道路の街路灯をエネルギー効率の良いLED街路灯に積極的に改修することで、CO ₂ の抑制と省エネルギー化を図り、道路の環境対策を進めます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
遮熱性舗装実施面積 37,099㎡ 【43,499㎡】	遮熱性舗装 1,600㎡	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
小型街路灯 ^{※1} のLED 化基数 0基 【465基（令和6年度）】	低炭素（中温化） アスファルト舗装 ^{※2} 等の 検討	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
大型街路灯のLED化 基数 811基【2,129基】	街路灯のLED化 ○小型 465基 ○大型 270基	街路灯のLED化 ○大型 350基	[継続]	街路灯のLED化 ○大型 348基	
街路灯のCO ₂ 削減量 1,397.0t-CO ₂ 【1,670.0t-CO ₂ 】			[継続]		
事業費計（千円）		事業費（千円）			
1,454,656		412,327	347,443	347,443	347,443
<p>※1 小型街路灯については、令和5年度で蛍光灯のLED化が完了するため、令和6年度からは新たにセラミックメタルハライドランプ^{※3}のLED化に着手します。</p> <p>※2 「低炭素（中温化）アスファルト舗装」とは、製造時の加熱温度を10～30℃下げることでCO₂排出量を抑制したアスファルト混合物を用いた舗装のことです。</p> <p>※3 「セラミックメタルハライドランプ」とは、セラミックの蛍光管を用いて、水銀とハロゲン化金属による発光を利用したランプのことです。</p>					

個別施策 6

交通環境の整備



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 自転車通行空間の整備に取り組みました。
 - ・「新宿区自転車ネットワーク計画」の策定（平成31年3月）
 - ・18路線の整備
- 駐輪場の整備・民営化に取り組みました。
 - ・内藤町自転車保管場所、高田馬場駅前駐輪場、百人町自転車保管場所の整備
 - ・民間事業者を活用した駐輪場の整備（約10,500台）
- 鉄道駅のホームドア及びエレベーターの設置促進を図りました。
 - ・ホームドア整備の上限額を増額、エレベーターの補助対象をエレベーター単位に変更

【ホームドア】

- ・京王新線新宿駅（平成31年2月供用開始）
- ・西武新宿線西武新宿駅（令和2年10月供用開始）
- ・西武新宿線高田馬場駅（令和3年3月供用開始）
- ・JR総武線大久保駅（令和3年11月供用開始）
- ・小田急線新宿駅（令和4年1月供用開始）

【エレベーター】

- ・JR山手線新大久保駅（令和2年2月設置[※]）

※新大久保駅の設置完了により、区内すべての鉄道駅にバリアフリールートが1ルート以上確保

■ 第三次実行計画における取組

誰もが安全に安心して利用できる交通環境の整備に向けて、「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づく自転車通行空間の整備を進めるとともに、放置自転車対策や警察と連携した自動二輪車の駐車対策のほか、自転車適正利用の普及啓発等に取り組んでいきます。また、鉄道駅において、乗換え経路等の整備やホームドア及びエレベーター等の設備整備、開かずの踏切の解消に向けた調整を促進します。さらに、地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入等について協議を行います。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

KPIの名称 (定義)		実績 (平成29年度末)	現状 (令和5年度末)	目標 (令和9年度末)
①	放置自転車台数 (駅周辺の道路上に放置された自転車台数)	2,012台 (平成28年度)	363台 (令和4年度)	280台 [※]
		出典 東京都「駅前放置自転車等の現況と対策」		
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、1,000台でしたが既に達成しているため、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」において目標値を上方修正しています。				
②	駐輪場利用率 (駐輪場の収容台数に対し、調査時に実際に駐輪場に止まっていた台数の割合)	60.6% (平成28年度)	55% (令和4年度)	70%
		出典 東京都「駅前放置自転車等の現況と対策」		
③	交通安全の集いの参加人数 (「交通安全の集い」に参加している人数)	3,965人	2,854人 (令和4年度)	5,000人
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

38	計画事業名	自転車通行空間の整備	所管部	みどり土木部	継続
事業概要	「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車の通行空間を整備することで、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間を創出します。 また、国道や都道、他区の路線とのネットワーク化を進め、周辺区や各種施設との回遊性を向上させることで、地域・観光の活性化を図っていきます。				
指標	年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
整備工事完了路線の 延長 18,243m 【36,906m】	早大南門通り 外2路線 ○整備工事	—	—	—	
	文化センター通り 外11路線 ○詳細設計	文化センター通り 外11路線 ○整備工事	—	—	
	—	グランド坂通り 外4路線 ○詳細設計	グランド坂通り 外4路線 ○整備工事	—	
	—	—	銀杏坂通り外7路線 ○詳細設計	銀杏坂通り外7路線 ○整備工事	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
230,771	52,355	76,150	49,832	52,434	

39	計画事業名	安全で快適な鉄道駅の整備促進	総事業費	204,680	
	事業概要	新宿区内の鉄道駅において、バリアフリーに配慮した乗換え経路等の総合的な整備による改善と利用者が安全かつ円滑に移動するためのホームドア及びエレベーター等の設備整備を促進することで、安全性及び快適性の向上を図ります。			
39①	枝事業名	京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	所管部	都市計画部	新規
	事業概要	京王線新宿駅において、バリアフリーに配慮した乗換え経路の新設等、総合的な整備を促進し、歩行者混雑を緩和することなどにより、歩行者の回遊性や来街者の利便性の向上を図ります。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	事業進捗率※ 25%【50%】	補助金交付（工事）	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	204,600	8,450	187,050	50	9,050
※ 事業進捗率 協議会の設置：10% 整備計画の策定：25% 工事着手：50% 供用開始：90% 完了：100%					
39②	枝事業名	ホームドア等の設置促進	所管部	都市計画部	継続
	事業概要	鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	ホームドア及びエレベーターの設置促進状況 設置促進【設置促進】	事業者協議	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	80	20	20	20	20

経常事業名	駐輪場等の整備	所管部	みどり土木部
事業概要	<p>「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、放置自転車の解消に向けて、すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪施設に移行し、区民ニーズの高い時間利用の駐輪場を拡充するとともに、区内を東西2つのエリアに分けて、それぞれを事業者が包括的かつ効率的に運営管理します。</p> <p>また、一定規模の集客施設等では、施設所有者による駐輪場整備が義務づけられていますが、駐輪場が十分に活用されていないことや附置義務の対象とならない商店街や集合住宅の周辺では、放置自転車が散見されることから、地域の駐輪課題の解決につながる附置義務駐輪場の制度の見直しを検討します。</p>		

経常事業名	放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動	所管部	みどり土木部
事業概要	<p>放置自転車の解消を目指し、整理指導員による声掛けや条例に基づく撤去活動を行うとともに、地域住民等との協働による啓発活動を進め、自転車を放置させない環境をつくっていきます。</p>		

経常事業名	自転車シェアリングの推進	所管部	みどり土木部
事業概要	区民の移動手段の充実や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこかのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車シェアリング事業を推進します。また、他区との広域相互利用等による自転車シェアリングの利用促進を図りながら、サイクルポートを増設し、利用者の利便性を高めます。		

経常事業名	自動二輪車の駐車対策	所管部	みどり土木部
事業概要	路上に放置されている自動二輪車の対策を進めるため、警察と連携した啓発活動等の取組を行い、駐車場の利用促進を図ります。		

経常事業名	地域公共交通への支援	所管部	みどり土木部
事業概要	地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入等について協議を行います。また、新宿駅周辺循環型バス（新宿WEバス）の運行に対して支援協力します。		

経常事業名	みんなで進める交通安全	所管部	みどり土木部
事業概要	交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、春・秋の交通安全運動等のキャンペーンや交通安全パレード等を警察とともにを行います。また、自転車用ヘルメットの購入費を助成し着用を促進するとともに、子どもや高齢者等を対象に、交通安全の集い等の交通安全教育や講習会を実施します。		

経常事業名	駐車場整備事業の推進	所管部	都市計画部
事業概要	「新宿区駐車場整備計画」に基づき、総合的・計画的な駐車対策の推進を図るとともに、まちづくり方針等に沿った駐車対策を推進します。		

経常事業名	鉄道施設の整備促進	所管部	都市計画部
事業概要	区内の踏切における安全対策や開かずの踏切の解消に向け、鉄道事業者や東京都などと調整を行います。		

個別施策 7



豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の魅力向上に取り組みました。
 - ・ポケットパーク、眺望のもり、新宿白糸の滝、芝生広場、ちびっこ広場の整備
 - ・交流拠点施設「SHUKNOVA」の開業（令和2年7月）
 - ・案内サイン設置、自転車駐輪場の整備
- 公園周辺の住民と協働して作成した整備計画に基づき、住民参加による公園の整備を実施しました。
 - ・など児童遊園、やよい公園、みよが坂児童遊園の再整備工事
- 公園トイレ・公衆トイレをバリアフリートイレや洋式トイレに改修しました。
 - ・バリアフリートイレ設置個所数（平成29年度：43か所→令和5年度：56か所）
 - ・洋式トイレ設置個所数（平成29年度：53か所→令和5年度：94か所）
- 計画的な公園施設の更新・補修や公園遊具の定期点検により適切な安全管理に努めました。
 - ・「新宿区公園施設長寿命化計画」の策定（平成30年9月）

■ 第三次実行計画における取組

魅力ある都市緑化の推進に向けて、公園等の樹木や街路樹の計画的な保全や整備、維持管理に取り組んでいきます。さらに、神田川における桜について、次世代に向けて桜並木が維持・継承できるよう取り組んでいきます。

あわせて、新宿中央公園に「花のもり」を整備し更なる魅力向上に取り組むとともに、住民参加による地域の公園整備や公園施設の計画的な更新などにより、誰もが安心して利用できる身近な公園づくりを推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	緑被率 （区の面積に対する樹木、樹林、草地、 屋上緑地の割合）	17.5% （平成27年度）	18.0% （令和2年度）	18.5%
		出典	みどりの実態調査	
②	公園利用者満足度 （公園の利用に関して満足している区民 の割合）	68.9%	77.4%	75.0%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

40	計画事業名	新宿中央公園の魅力向上	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備箇所数 5か所【6か所】	【北エリア】 花のもり整備工事	【北エリア】 花のもり整備完了	—	—	—
	【西エリア】 乳幼児等休憩施設整備工事	【西エリア】 乳幼児等休憩施設整備完了	—	—	—
	新宿中央公園の魅力向上に向けた検討	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
287,826		114,328	173,498	—	—

41	計画事業名	みんなで考える身近な公園の整備	所管部	みどり土木部	拡充
事業概要		地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行うとともに、地域と連携した公園管理に取り組んでいきます。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備公園数 16園【20園】	東五軒公園 ○再整備工事	東五軒公園 ○地域と連携した公園管理の実施	[継続]	[継続]	[継続]
	西坂公園 ○ワークショップによる再整備計画作成	西坂公園 ○再整備工事	西坂公園 ○地域と連携した公園管理の実施	[継続]	[継続]
	—	榎町公園 ○ワークショップによる再整備計画作成	榎町公園 ○再整備工事	榎町公園 ○地域と連携した公園管理の実施	榎町公園 ○地域と連携した公園管理の実施
	—	—	高田馬場駅西児童遊園 ○ワークショップによる再整備計画作成	高田馬場駅西児童遊園 ○再整備工事	高田馬場駅西児童遊園 ○再整備工事
	—	—	—	東大久保児童遊園 ○ワークショップによる再整備計画作成	東大久保児童遊園 ○ワークショップによる再整備計画作成
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
469,623		103,819	158,061	131,018	76,725

42	計画事業名	公園施設の計画的更新	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
更新等を行った公園施設数 114施設【137施設】	公園施設の更新等の実施（遊具等）	7園7施設	2園3施設	5園10施設	3園3施設
	公園遊具の定期点検		[継続]	[継続]	[継続]
	—	—	—	一般施設の健全度調査	—
	—	—	—	—	「新宿区公園施設長寿命化計画」の改定
事業費計（千円）		事業費（千円）			
242,599		70,534	24,000	78,586	69,479

43	計画事業名	清潔できれいなトイレづくり	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイレの洋式トイレ化も進めていきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公園トイレバリアフリー箇所数 46か所【54か所】	トイレの改修工事 ○公園トイレ（箱型） 2か所	—	—	—	—
	洋式トイレ化対応箇所数 94か所【115か所】	トイレの改修設計 ○公園トイレ（建物型） 2か所	トイレの改修工事 ○公園トイレ（建物型） 2か所	—	—
	—	トイレの改修設計 ○公園トイレ（箱型） 2か所	トイレの改修工事 ○公園トイレ（箱型） 2か所	—	—
	—	—	トイレの改修設計 ○公園トイレ（箱型） 2か所	トイレの改修工事 ○公園トイレ（箱型） 2か所	—
	—	—	—	トイレの改修設計 ○公園トイレ（箱型） 2か所	—
	洋式トイレ化工事 ○公園トイレ（建物型） 1か所 （箱型） 3か所 ○公衆トイレ（建物型） 1か所	洋式トイレ化工事 ○公園トイレ（箱型） 2か所 ○公衆トイレ（建物型） 2か所	洋式トイレ化工事 ○公園トイレ（建物型） 1か所 （箱型） 3か所	洋式トイレ化工事 ○公園トイレ（建物型） 1か所 （箱型） 3か所	洋式トイレ化工事 ○公園トイレ（建物型） 1か所 （箱型） 1か所 ○公衆トイレ（建物型） 2か所
事業費計（千円）		事業費（千円）			
334,178		90,443	86,186	77,561	79,988

44	計画事業名	みどりの計画的な保全	所管部	みどり土木部	新規
事業概要		区立公園・児童遊園等の樹木について、専門家による健全度調査を計画的に行い、倒木や枝の落下を原因とした重大事故等を防止し、公園利用者及び近隣住民等の安全と安心を確保します。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
樹木診断実施本数 —【約10,000本】	対象樹木の確認及び 初期診断 約2,500本	初期診断等に基づく 詳細な樹木診断	—	—	—
	—	対象樹木の確認及び 初期診断 約2,500本	初期診断等に基づく 詳細な樹木診断	—	—
	—	—	対象樹木の確認及び 初期診断 約2,500本	初期診断等に基づく 詳細な樹木診断	—
	—	—	—	対象樹木の確認及び 初期診断 約2,500本	—
	診断結果に基づく安全 対策や処置の実施	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計(千円)		事業費(千円)			
148,286		25,868	40,806	40,806	40,806

45	計画事業名	次世代につなぐ桜並木	所管部	みどり土木部	新規
事業概要		平成18年3月に策定した「新宿区街路樹管理指針」の見直しを行った上で、リーディングプロジェクトとして老木化した神田川における桜について、区民参加のもと、承継に向けたアクションプランを作成し、次世代に向けて桜並木が維持・承継できるよう取り組んでいきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「新宿区街路樹管理 指針」の改定に向けた 取組状況 —【改定(令和6年度)】	「新宿区街路樹管理 指針」の見直し	—	—	—	—
	桜の承継に向けた取組 状況 —【アクションプラン作 成(第Ⅲ期)】	桜並木街路樹診断 (神田川全域)	桜の承継に向けた アクションプラン作成 (第Ⅰ期)	桜の承継に向けた アクションプラン作成 (第Ⅱ期)	桜の承継に向けた アクションプラン作成 (第Ⅲ期)
事業費計(千円)		事業費(千円)			
42,392		22,397	7,045	6,475	6,475

経常事業名	新宿らしい都市緑化の推進	所管部	みどり土木部
事業概要	公共施設において、生物多様性にも配慮しながらみどりの保全及び緑化推進を行います。また、都市化の進展が著しい新宿のまちにおいて、建築物の屋上や壁面を活用した緑化を進めるため、助成や更なる普及啓発を図っていきます。		

経常事業名	樹木、樹林等の保存支援	所管部	みどり土木部
事業概要	区内にある大きな樹木、まとまった樹林、りっぱな生垣を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理や移植の費用の一部助成や維持管理修繕に対する支援など、様々な支援を実施することにより、都市部における貴重なみどりの保存を図っていきます。		

個別施策 8

地球温暖化対策の推進



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

区内に暮らし、または活動しているすべての方々と連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 地球温暖化対策の更なる推進に向けて取り組みました。
 - ・区民向け蓄電池システム設置助成の新設（令和2年度）
 - ・2050（令和32）年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」を表明（令和3年6月）
 - ・新宿再エネアクションを活用し、区内法人や個人事業主の省エネ電力の切替を推進（令和3年9月から）
 - ・事業者向け高効率空調設備設置助成の新設（令和5年度）
 - ・区有施設における再生可能エネルギー電力等への切替
 - ・区有施設における省エネを目的としたLED化の推進
 - ・長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した3つの「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業の実施

■ 第三次実行計画における取組

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区有施設における環境に配慮した電力調達の推進や、区民等の省エネルギー・創エネルギー行動を支援するとともに、「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業やJクレジット等を活用したCO₂排出削減の施策を実施します。

また、できる限り環境に負荷をかけない「人と環境の調和したまちづくり」に向け、環境学習・環境教育や「（仮称）新宿環境アクションポイント」^{*}の実施により、区民等の行動変容を促進します。

^{*}P.106参照

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区内の二酸化炭素の排出量 （区内の二酸化炭素排出量の平成25年度比）	5.9%削減 （平成26年度）	26.4%削減 （令和2年度）	46%以上削減 [*] （令和12年度）
		出典 23区温室効果ガス排出量算定手法による算定結果		
※「新宿区総合計画」における令和12年度末の目標は、24.0%でしたが、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、「新宿区環境基本計画」において目標値を上方修正しています。				
②	区有施設の二酸化炭素の排出量 （区有施設の二酸化炭素排出量の平成25年度比）	0.9%増加	20.2%削減 （令和4年度）	50%以上削減 （令和12年度）
		出典 新宿区環境マネジメント		
③	環境に配慮した取組を行っている区民の割合 （環境に配慮した取組を例示した上で、それらのいずれかを実施している区民の割合）	93.9%	95.1%	取組率向上
		出典 区政モニターアンケート		
④	「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業によるCO ₂ 吸収量 （カーボン・オフセット事業により見込まれるCO ₂ 吸収量）	421.05 t-CO ₂	230.00t-CO ₂	420.00t-CO ₂
		出典 事業実績による		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

46	計画事業名	地球温暖化対策の推進	総事業費	2,302,612	
	事業概要	<p>地球温暖化対策は喫緊の課題であり、区においてもCO₂排出削減に向けた積極的な取組が求められています。</p> <p>このため、令和5年2月に改定した「新宿区第三次環境基本計画」で定める2030年度の区内CO₂削減目標の達成、ひいては2050年までに区内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区民・事業者・他自治体等とのより一層の連携・協力により、CO₂排出削減の取組を加速していきます。</p>			
46①	枝事業名	区内における地球温暖化対策の推進	所管部	環境清掃部	統合
	事業概要	<p>「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、区有施設における再生可能エネルギー電力等の環境に配慮した電力調達を推進するなど、率先してCO₂排出削減に取り組みます。また、「家庭部門」及び「業務部門」のCO₂排出削減を推進するため、区民・事業者に対する省エネルギー・創エネルギーの取組に対する支援を行います。さらに、「業務部門」の電力由来のCO₂排出量が、区内全体の約50%を占めることから、重点的に事業者の再生可能エネルギー電力導入に対する支援を行います。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	省エネルギー・創エネルギー機器等補助の実施によるCO ₂ 削減量 860 t-CO ₂ /年 【2,766 t-CO ₂ /年】	区有施設における環境に配慮した電力調達の推進 29施設	区有施設における環境に配慮した電力調達の推進 6施設	区有施設における環境に配慮した電力調達の推進 8施設	区有施設における環境に配慮した電力調達の推進 15施設
	省エネルギー・創エネルギー機器等補助 652件	省エネルギー・創エネルギー機器等補助 720件	省エネルギー・創エネルギー機器等補助 806件	省エネルギー・創エネルギー機器等補助 914件	
	「新宿再エネオークション」*の実施（通年）	[継続]	[継続]	[継続]	
	「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」*の実施 2回	[継続]	[継続]	[継続]	
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	697,792	154,080	165,644	180,097	197,971
<p>※ 電力会社が他社の入札価格を見ながらさらに低い価格を提示していく「競り下げ方式」の電力オークションを活用し、区内事業者の再生可能エネルギー電力等への切替を推進するための取組です。「新宿再エネオークション」は、区内事業者による個別調達の仕組み、「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」は、首都圏事業者（区内事業者含む）による共同調達の仕組みです。</p>					

46②	枝事業名	他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	所管部	環境清掃部	統合
	事業概要	<p>長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した「新宿の森」において、森林の確保や整備・管理によるカーボン・オフセット事業に取り組みます。また、「新宿の森」を活用し、区民を対象とした自然体験を実施し、環境配慮の意識啓発を図ります。</p> <p>さらに、新たな「新宿の森」の展開や、Jクレジットを活用するなど、CO₂排出削減の施策を検討・実施し、他自治体等との連携による地球温暖化対策を推進していきます。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	カーボン・オフセット事業によるCO ₂ 吸収量 710 t -CO ₂ (令和3～5年度) 【1,520 t -CO ₂ (令和6～9年度)】	「新宿の森」(伊那・沼田・あきる野)でのカーボン・オフセット事業	[継続]	[継続]	[継続]
		「新宿の森」(伊那・沼田・あきる野)での自然体験の実施	[継続]	[継続]	[継続]
		新たな「新宿の森」の展開に向けた検討・調整	[継続]	[継続]	[継続]
		Jクレジット等※を活用した他自治体等との連携による新たな施策の検討	Jクレジット等を活用した他自治体等との連携による新たな施策の実施	[継続]	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	160,982	37,815	42,555	40,570	40,042
※「Jクレジット等」とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する国の制度である「Jクレジット」をはじめとした、環境価値を取引する制度のことです。					
46③	枝事業名	区有施設の照明設備LED化	所管部	関係部	新規
	事業概要	区有施設の照明設備を計画的にLED化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	整備の進捗状況 検討【工事完了】	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○調査 ○設計	小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 ○工事	小学校・中学校・幼稚園 ○工事	[継続]
		区有施設の照明設備LED化に向けた検討	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	1,443,838	—	481,102	481,368	481,368

47	計画事業名	環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進	所管部	環境清掃部	新規
	事業概要	<p>区民・事業者に対する環境意識の醸成・啓発は、環境施策全体の推進に向けて基盤となる重要な取組であり、特に「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けては、長期的・継続的なCO₂排出削減の取組が必要となることから、次代を担う子どもたちに対する環境学習・環境教育^{※1}のより一層の充実を図ります。また、区内大学と連携し、若者に向けた環境意識啓発事業を構築します。</p> <p>こうした取組により、できる限り環境に負荷をかけない「人と環境の調和したまちづくり」のための行動変容を促進します。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	子ども向け環境学習講座の受講等により環境配慮行動の実践に繋がった家庭の割合 —【80%】	ゼロカーボンシティ普及啓発読本の印刷・配布・活用	ゼロカーボンシティ普及啓発読本の活用	ゼロカーボンシティ普及啓発読本の印刷・配布・活用	ゼロカーボンシティ普及啓発読本の活用
	「（仮称）新宿環境アクションポイント」 ^{※2} の年間総ポイント数 33,656ポイント／年 【46,256ポイント／年】	「（仮称）環境活動人材ネットワーク」の設置・運用	「（仮称）環境活動人材ネットワーク」の運用	[継続]	[継続]
		区内大学と連携した若者の環境意識啓発事業の検討	新たな若者の環境意識啓発事業の検討・実施	新たな若者の環境意識啓発事業の実施	[継続]
		「（仮称）新宿環境アクションポイント」の実施	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	41,359	9,865	10,323	9,755	11,416
<p>※1 環境学習・環境教育については、本事業における取組のほか、経常事業における取組と合わせ、総合的に推進します。</p> <p>※2 「（仮称）新宿環境アクションポイント」とは、家庭内での節電や食品ロス削減協力店の利用などに対してポイントを付与することで、環境に配慮した行動への変容を促す制度です。令和5年度までは「新宿エコ自慢ポイント」の名称で実施しており、令和6年度から名称を変更し、活動項目を拡充します。なお、令和5年度末の現況については、「新宿エコ自慢ポイント」の数値を掲載しています。</p>					

経常事業名	環境学習・環境教育の推進	所管部	環境清掃部 教育委員会事務局
事業概要	<p>環境学習ガイド等を活用し、学校教育、生涯学習など様々な場における環境学習・環境教育を推進します。また、みどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等が整備された学校施設を整備します。児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した取組を行うとともに、学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、学校における環境教育の取組を推進していきます。</p>		

「個別施策 8 地球温暖化対策の推進」に関連する事業（再掲）
○ 道路の環境対策 【計画事業 37】（P.93）



個別施策 9

資源循環型社会の構築

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 食品ロス削減の一層の推進を図りました。
 - ・食品ロス削減協力店登録制度の実施
 - ・フードドライブ^{*}の実施
- 資源回収の推進に取り組みました。
 - ・集団回収事業者支援金制度の創設（令和3年4月）
 - ・ごみ分別アプリの配信開始（令和4年3月）

※P.108参照

■ 第三次実行計画における取組

リサイクルの推進やごみの減量を促進するため、区民、事業者及び区による意見交換の場として3R推進協議会を運営します。また、食品ロスの削減に向けて、食品ロス削減協力店登録制度やフードドライブ等の取組を推進します。

さらに、資源・ごみ集積所等における資源回収を推進するとともに、令和6年度から開始する製品プラスチックの回収によるプラスチックの資源循環を促進するほか、事業系ごみの減量及び再資源化を推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区民一人1日当たりの区収集ごみ量の推移 （区が当該年度に収集するごみ処理量÷新宿区の人口（当該年度1月1日）÷当該年度の日数）	572g	517g	444g [*]
		出典 資源・ごみ排出実態調査		
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、484gでしたが、区収集ごみ量の実績に合わせ、「新宿区環境基本計画」において目標値を上方修正しています。				
②	ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合 （「ごみの減量・リサイクルの推進に向けて取組を行っている」と回答する区民の割合）	98.3%	99.7%	取組率向上
		出典 区政モニターアンケート		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

48	計画事業名	資源循環型社会の構築	総事業費	2,263,870	
事業概要		持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を図ります。			
48①	枝事業名	食品ロス削減の推進	所管部	環境清掃部	継続
事業概要		食品ロスの削減に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、食品ロス削減協力店登録制度やフードドライブ [※] 等の食品ロス削減に関する取組を推進していきます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
家庭系食品ロス量 4,213 t / 年 【3,860t / 年】	食品ロス削減協力店 制度の推進	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
食品ロス削減協力店 舗数 67店舗【145店舗】	様々な情報媒体による 普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	フードドライブの推進	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
1世帯あたりの食品ロス 排出量 1,003g / 月 【919g / 月】	モニター調査の実施	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	—	—	資源・ごみ排出実態調 査の実施	—	—
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
10,370		3,093	2,413	2,426	2,438
※「フードドライブ」とは、家庭で使いきれない食品を持ち寄り、必要とする人々へ提供する活動のことです。					
48②	枝事業名	資源プラスチック回収の推進	所管部	環境清掃部	拡充
事業概要		令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、製品プラスチックを容器包装プラスチックと併せて回収し、プラスチックの資源循環を促進します。 また、資源プラスチックの回収量の増加を図っていくため、組成調査を実施するほか、周知啓発動画を作成するなど区民周知を徹底し、プラスチックの正しい分け方・出し方の定着に努めます。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
資源プラスチックの回収量 1,766t【2,772t】	資源プラスチックの回収	2,314t	[継続]	[継続]	[継続]
	資源プラスチック回収に 係る区民周知	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
—	組成調査の実施	組成調査結果に基づく 周知用動画の作成	—	—	—
事業費計 (千円)		事業費 (千円)			
2,239,140		531,753	551,005	569,603	586,779

48③	枝事業名	民間との協働・連携による資源循環	所管部	環境清掃部	継続
	事業概要	ごみの減量とリサイクルの推進に向けて、区民、事業者及び区による意見交換の場として3R推進協議会を運営し、相互に理解を深めながらレジ袋やストロー、ペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減をはじめとする、ごみ発生抑制に関する取組を推進していきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	区民一人1日当たりの ごみ量 517g【444g】	3R推進協議会の 体制強化	3R推進協議会の 運営	[継続]	[継続]
	民間との連携・協定数 4件【7件】	3R推進月間キャン ペーンの開催	[継続]	[継続]	[継続]
		ごみ発生抑制の推進に 向けた普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]
		民間事業者との新たな 連携事業の検討	民間事業者との新たな 連携事業の検討・実施	[継続]	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	14,360	3,590	3,590	3,590	3,590
	経常事業名	資源回収の推進	所管部	環境清掃部	
	事業概要	資源循環型社会を目指し、地域住民が自主的に行う資源集団回収の推進のため、資源回収実践団体及び回収事業者への支援を実施します。併せて、資源・ごみ集積所や回収拠点において区の資源回収を推進し、安定した資源回収の実現を図っていきます。また、区が収集した金属・陶器・ガラスごみや粗ごみからも資源をピックアップ回収します。			
	経常事業名	事業系ごみの減量推進	所管部	環境清掃部	
	事業概要	事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査を行い、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導するとともに、法令改正や社会環境の変化を踏まえた廃棄物管理責任者講習会を開催します。			

個別施策10

活力ある産業が芽吹くまちの実現

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 「しんじゅく逸品」の普及と地場産業の振興に取り組みました。
 - ・しんじゅく逸品マルシェを開催し、マルシェ出展企業の商品を「しんじゅく逸品」に登録（39品登録）
 - ・金融機関と連携した「しんじゅく逸品」の販路開拓等支援事業の実施
 - ・「Azalée[※]」による新商品開発や周知への補助金の交付
- 新宿ものづくりの振興に取り組みました。
 - ・新宿ものづくりマイスター『技の名匠』の認定
- 中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援しました。
 - ・新宿ビジネスプランコンテスト、新製品・新サービス開発支援助成、新宿ビジネス交流会の実施

※P.111参照

■ 第三次実行計画における取組

区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、販路開拓等支援に取り組むことで、新宿の魅力発信や地域経済の活性化を推進します。また、区内地場産業等の振興を図るため、「Azalée」プロジェクトの支援に取り組むとともに、区内のものづくり産業を広く発信していきます。

さらに、中小企業者が取り組む新たな事業等に対する助成等を行い、中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援していきます。

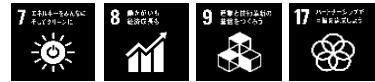
■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区内中小企業の景況 （地域の産業の景気状況について、「良い」と答えた企業割合から、「悪い」と答えた企業割合を差し引いた数値（業況DI））	▲32.0 （平成28年度業況DIの平均値）	▲30.2 （令和4年度業況DIの平均値）	0
		出典 新宿区中小企業景気動向調査		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

49	計画事業名	観光と一体となった産業振興	総事業費	43,713	
	事業概要	区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、様々な方法で販売することで新宿の魅力を発信し、来街者の増加による地域経済の活性化につなげます。 また、「しんじゅく逸品」と区内の観光スポットを掲載した紹介冊子の発行や、新宿文化観光資源案内サイトへの「しんじゅく逸品」情報の掲載を通じて、観光と一体となった産業振興を推進します。			
49①	枝事業名	「しんじゅく逸品」の普及	所管部	文化観光産業部 手段改善	
	事業概要	区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、様々な方法での販売を通じて新宿の魅力を発信することで、来街者の増加による地域経済の活性化につなげます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	「しんじゅく逸品」登録品数 39品【51品】	金融機関と連携した「しんじゅく逸品」販路開拓等支援の検討	「しんじゅく逸品」販路開拓等支援の実施	[継続]	[継続]
		「しんじゅく逸品マルシェ」の開催 1回	—	—	—
		「しんじゅく逸品」の新たな選定方法の検討	新たな選定方法による「しんじゅく逸品」の登録の実施	[継続]	[継続]
		「しんじゅく逸品」登録品数 42品	「しんじゅく逸品」登録品数 45品	「しんじゅく逸品」登録品数 48品	「しんじゅく逸品」登録品数 51品
		紹介冊子や新宿文化観光資源案内サイト等による情報発信	[継続]	[継続]	[継続]
		地場産業「Azalée」※周知支援補助金	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	43,713	17,943	8,590	8,590	8,590
※「Azalée (アザレー)」とは、区の地場産業である染色業及び印刷・製本関連業の強みを活かした新商品開発を支援する中で生まれたプロジェクトです。商品開発にとどまらず、区内企業にも「Azalée」デザインの活用を呼びかけ、まちの活性化プロジェクトとして継続的に実施していきます。					
	経常事業名	新宿ものづくりの振興	所管部	文化観光産業部	
	事業概要	区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術・技能を持つ方を、新宿ものづくりマイスター「技の名匠」に認定します。また、ものづくり産業発信動画を活用し、区内外に広くPRすることで、区内のものづくり産業を志す人材の創出とさらなる活性化を図ります。			
	経常事業名	地場産業の魅力発信	所管部	文化観光産業部	
	事業概要	区が主催する行事等において、染色業及び印刷・製本関連業の魅力を発信することにより、地場産業に対する区民及び来街者の認知度を向上し、両地場産業団体の振興を図ります。			

経常事業名	中小企業新事業創出支援	所管部	文化観光産業部
事業概要	<p> 中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援するため、「新宿ビジネスプランコンテスト」において、創業期の事業者が持つ可能性を発掘・支援するとともに、「新製品・新サービス開発支援助成」では、中小企業者が取り組む新たな事業等に対する助成を行います。また、「新宿ビジネス交流会」では、中小企業者相互の交流の場を提供することにより、新事業の創出を支援します。 </p>		



個別施策11

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 大学等との連携による商店街支援に取り組みました。
 - ・大学等が持つ専門性や人的資源を活かした商店街の魅力づくりの推進（延べ15大学、19商店会）
- 商店会情報誌の発行に取り組みました。
 - ・商店会情報誌「新宿商人」を発行し、商店街の魅力を発信
- にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援に取り組みました。
 - ・商店会が実施するイベント事業や活性化事業、省電力化事業等への助成の実施

■ 第三次実行計画における取組

商店街の活性化に向けて、大学等と商店街の連携・交流を進めることにより、商店街の魅力づくりを推進していきます。また、商店会情報誌の発行や事業助成を実施し、商店会等の取組を支援していきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	商店会数 （区内商店会数）	104	100	維持
		出典	事業実績による	
②	商店会における補助金の活用度 （区内商店会の「にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援事業補助金」の申請件数）	114件	139件	増加
		出典	事業実績による	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

50	計画事業名	大学等との連携による商店街支援			所管部	文化観光産業部	継続
事業概要		大学等が持つ専門性や人的資源を活かしながら、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取組を支援していきます。また、大学等と地域（商店街）の連携・交流を進めることにより、商店街の魅力づくりを推進します。					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
大学等との連携により支援した商店会数 19商店会 【21商店会（令和8年度）】		大学等との連携による商店街支援事業の実施 新規：2商店会 2年目：3商店会 3年目：4商店会	大学等との連携による商店街支援事業の実施 2年目：2商店会 3年目：3商店会	大学等との連携による商店街支援事業の実施 3年目：2商店会	—		
		専門家によるコンサルティング 21商店会	[継続]	[継続]	—		
事業費計（千円）		事業費（千円）					
37,289		17,118	13,096	7,075	—		

経常事業名	商店会情報誌の発行	所管部	文化観光産業部
事業概要	商店会、店主向けの情報誌を発行し、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘など、商店経営、商店会活動の参考となる情報を提供することにより、商店会等の魅力的な取組を支援し、商店街の活性化を図ります。		

経常事業名	にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	所管部	文化観光産業部
事業概要	商店会等が実施する、イベント事業や活性化事業、商店街路灯のLED化による省電力化事業等に対して、必要な費用の助成を行い支援することで、にぎわいにあふれ、環境にもやさしい商店街づくりの支援を行います。		

個別施策12

まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 「新宿フィールドミュージアム」の実施により、新宿のまちの魅力を創造・発信しました。
 - ・コアイベントの実施
 - ・イベント情報をより検索しやすくするためのホームページリニューアル
- 漱石山房記念館を中心とした区の記念館・博物館の魅力発信に取り組みました。
 - ・アニメ・漫画等を活用した区内文化施設回遊イベントの実施
 - ・無料公衆無線LAN環境の整備、「ポケット学芸員」を活用した情報発信
- 文化国際交流拠点機能等の整備に取り組みました。
 - ・「四谷クルーセ」の使用開始（令和2年2月）
 - ・「新宿区立四谷スポーツスクエア」を開設（令和2年4月）

■ 第三次実行計画における取組

区ゆかりの人物・文化財等を全国に広く情報発信するとともに、漱石山房記念館や新宿歴史博物館の周年企画の実施に向けた検討を進めます。また、新宿の文化資源を活用した幅広いジャンルのイベントからなる「新宿フィールドミュージアム」、大新宿区まつり、文化体験プログラムなどを実施し、文化芸術の振興や新宿のまちの魅力創造・発信に取り組みます。さらに、魅力ある情報発信の充実に向けて、ICTを活用した文化情報の発信を検討し、強化を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区の伝統文化や文化財への関心度 （区の伝統文化や文化財への関心がある区民の割合）	62.8%	65.5%	70.0%
		出典	区政モニターアンケート	
②	文化芸術活動の状況 （文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合）	51.9%	50.7%	60.0%
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

51	計画事業名	新宿の魅力としての文化の創造と発信			所管部	文化観光産業部	拡充
事業概要		新宿の文化資源を活用した多様な主体による文化芸術イベントを集約し、音楽・美術・演劇・伝統芸能・パフォーマンス・まち歩き・歴史探訪など、幅広いジャンルのイベントからなる「新宿フィールドミュージアム」として実施することにより、文化芸術の振興を図り、新宿のまちの魅力を創造・発信します。また、魅力ある文化情報をさらに発信するため、ICTを活用した文化情報の発信強化等の実施に向け、検討を進めます。					
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画					
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
「新宿フィールドミュージアム」参加団体数 135団体／年 【155団体／年】 イベントの満足度 90.0%【90.0%】	「新宿フィールドミュージアム」のコアイベントの実施 ○サーキット型イベント※の実施	「新宿フィールドミュージアム」のコアイベントの実施 ○サーキット型イベントの実施 ○ホール公演イベントの実施	「新宿フィールドミュージアム」のコアイベントの実施 ○サーキット型イベントの拡充 ○ホール公演イベントの実施	「新宿フィールドミュージアム」のコアイベントの実施 ○サーキット型イベントの実施	「新宿フィールドミュージアム」のコアイベントの実施 ○サーキット型イベントの実施 ○ホール公演イベントの実施		
	文化月間（10月～11月）を設定し、広く情報発信	文化月間（9月～11月）を設定し、広く情報発信	[継続]	[継続]			
	ICTを活用した文化情報の発信強化等 ○文化芸術振興会議の提言等	ICTを活用した文化情報の発信強化等 ○文化芸術振興会議の提言等を踏まえた検討	[継続]	ICTを活用した文化情報の発信強化等 ○文化情報の発信強化等の実施			
事業費計（千円）		事業費（千円）					
170,476		36,569	41,569	46,169	46,169		
※「サーキット型イベント」とは、ライブハウス等の複数の施設を会場として、回遊することにより様々なステージを楽しめる形式の音楽イベントのことです。							

52	計画事業名	新宿の歴史・文化の魅力向上	所管部	文化観光産業部	継続
	事業概要	<p>区内の文化財、文化施設を巡るイベント等を開催し区の魅力をPRするとともに、区ゆかりの人物・文化財等を貴重な文化歴史資源として全国に広く情報発信し区内回遊を促進します。</p> <p>また、令和9年度には、漱石山房記念館が開館10周年を迎えることから、10周年記念企画を実施します。令和10年度には、新宿歴史博物館が開館40周年を迎えることから、40周年記念企画の実施に向けた検討を進めます。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	イベント等の参加者へのアンケートにおいて、「イベント等を通じて新宿の歴史・文化への関心度が向上した」と回答した参加者の割合 —【90.0%】	—	漱石山房記念館開館10周年記念企画の検討	[継続]	漱石山房記念館開館10周年記念企画の実施
		アニメ・漫画等を活用した区内文化施設やスポットなどの回遊促進	[継続]	[継続]	[継続]
		文化・歴史情報発信イベントの開催	[継続]	[継続]	[継続]
		夏目漱石コンクール（読書感想文・絵画）等による情報発信	[継続]	[継続]	[継続]
		—	—	新宿歴史博物館40周年記念企画の検討	[継続]
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	81,728	20,432	20,432	20,432	20,432

経常事業名	大新宿区まつり	所管部	文化観光産業部
事業概要	<p>「ふれあいフェスタ」「新宿まちフェス」の2つの主要イベントと商店街などが開催する協賛イベントからなる「大新宿区まつり」を区内各所で開催し、人々の交流の輪を広げるとともに、にぎわいを創出します。</p>		

経常事業名	文化体験プログラム	所管部	文化観光産業部
事業概要	<p>専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図りながら、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用した魅力あるプログラムを提供し、気軽に本格的な文化体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。</p>		

<p>「個別施策12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」に関連する事業（再掲）</p> <p>○ 観光資源を活かした区内回遊性の向上【計画事業 53②】（P.120）</p>	
---	--

個別施策13

国際観光都市・新宿としての魅力の向上

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。
国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- 国際観光都市としての魅力とブランド力向上に向けた情報発信に取り組みました。
 - ・新宿観光振興協会ホームページ・SNSを活用した情報発信
 - ・観光情報誌「新宿plus」の発行、電子書籍版の開始
 - ・外国人旅行者に向けた英語のFacebookと英語版ホームページによる情報発信の開始
- 区内回遊の促進に取り組みました。
 - ・観光資源情報検索システム「温故知しん！じゅく散歩」の構築（令和元年度）
 - ・新宿フリーWi-Fiの整備
 - ・「新宿観光マップ」の作成・配布（5エリア、6言語作成）

■ 第三次実行計画における取組

区と一般社団法人新宿観光振興協会とが連携し、ホームページやSNS、観光情報誌、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」等による観光情報の発信に取り組んでいきます。

また、国際観光都市・新宿の魅力をさらに高めていくため、海外プロモーションを実施するとともに観光プロモーション動画を作成します。さらに、新宿観光案内所を拠点とし、新宿の懐の深さや高いポテンシャルを発信することで何度も訪れたいまちを目指します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	訪都外国人旅行者が、都内で一番期待するエリア （東京都「国・地域別外国人旅行者行動特性調査」の調査項目の「一番期待していた場所」における「新宿・大久保」の順位）	第3位 （平成28年度）	第4位以下* （令和4年） ※第1位から第3位のみ公表	第1位

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

53	計画事業名	新宿ブランドを活用した取組の推進	総事業費	205,170	
	事業概要	国際観光都市・新宿の魅力をさらに高めていくため、新宿の歴史や文化により培われた多様性にあふれる逸品や体験型のサービス、魅力的な観光スポットといった新宿ならではの地域資源を新宿ブランドとして活用し、区と一般社団法人新宿観光振興協会とが連携した取組を推進していきます。			
53①	枝事業名	魅力ある観光情報の発信	所管部	文化観光産業部	拡充
	事業概要	国際観光都市としての魅力とブランド力の向上を図るため、官民一体で新宿の観光振興を担っている一般社団法人新宿観光振興協会の情報媒体を活用して観光情報を発信します。新宿ならではの新たなスポットや隠れた観光資源、まちの記憶である文化歴史資源、イベントやグルメ等、新宿の持つ多様な魅力を観光客の視点から発信していきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新宿観光振興協会 ホームページの閲覧数 1,200,000 ページビュー／年 【1,600,000 ページビュー／年】 新宿観光振興協会公 式SNSのフォロワー数 27,000人 【31,000人】	ホームページ・SNSの活用、ホームページの改修	ホームページ・SNSの活用	[継続]	[継続]	
	観光情報誌「新宿plus」の発行	[継続]	[継続]	[継続]	
	海外プロモーションの実施	[継続]	[継続]	[継続]	
	観光プロモーション動画の制作・活用	観光プロモーション動画の活用	[継続]	[継続]	
	—	YouTube動画の制作・活用	[継続]	[継続]	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
161,276	52,694	36,194	36,194	36,194	

53②	枝事業名	観光資源を活かした区内回遊性の向上	所管部	文化観光産業部	継続
	事業概要	区内のパブリックアート※をはじめとした魅力あるスポット等の新しい観光資源を発掘するとともに、まちの記憶である文化歴史資源と併せて、「新宿観光マップ」により情報発信します。また、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」を運営し、新宿の多彩な文化観光資源を発信するとともに、新たな区内回遊促進策を検討します。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	「新宿観光マップ」配布部数 279,400部/年 【500,000部/年】	「新宿観光マップ」の作成・配布 45万部	「新宿観光マップ」の作成・配布 50万部	[継続]	[継続]
	新宿文化観光資源案内サイトの閲覧数 60,000 ページビュー/年 【90,000 ページビュー/年】	新宿文化観光資源案内サイトの運用	[継続]	[継続]	[継続]
		新たな区内回遊促進策の検討	[継続]	[継続]	[継続]
	事業費計(千円)	事業費(千円)			
	43,894	10,726	11,056	11,056	11,056
※ 「パブリックアート」とは、公共空間に設置される芸術作品のことです。					
53③	枝事業名	(再掲) 49① 「しんじゅく逸品」の普及	所管部	文化観光産業部	手段改善
	事業概要	区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、様々な方法での販売を通じて新宿の魅力を発信することで、来街者の増加による地域経済の活性化につなげます。			
	経常事業名	新宿観光案内所の運営	所管部	文化観光産業部	
	事業概要	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成等を行い、新宿観光案内所を、新宿の懐の深さや高いポテンシャルを発信する拠点にして、新宿を訪れる多くの方々に、区内の各エリアの魅力を提供することで回遊性を高め、何度も訪れたい国際観光都市・新宿を目指します。			
「個別施策13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上」に関連する事業(再掲) ○ 自転車シェアリングの推進【経常事業】(P.97)					



個別施策14

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- スポーツを楽しむ機会や場の提供に取り組みました。
 - ・子ども・成人向けスポーツ体験、障害者スポーツ体験の実施
 - ・「江戸川河川敷グラウンド」の借り上げを開始
- スポーツ施設整備基金を活用しスポーツ施設を改修しました。
 - ・新宿スポーツセンターの冷暖房設備設置工事、照明LED化工事及び防犯カメラ更新工事等（平成30年度）
 - ・西戸山公園野球場照明LED化、人工芝及び管理棟改修工事（令和2年度）
 - ・落合中央公園庭球場照明LED化、人工芝及びフェンス改修工事（令和2年度）
 - ・大久保スポーツプラザ庭球場改修工事及び照明LED化工事（令和3年度）
 - ・新宿コスミックスポーツセンターの大体育室照明更新工事及び第二武道場床改修工事（令和4年度）
 - ・新宿スポーツセンターのプール天井設置等工事及び大小体育室床等改修工事（令和5年度）
- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成に取り組みました。

■ 第三次実行計画における取組

「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設に向けた検討を進めるとともに、図書館サービスの充実や子ども読書活動の推進に取り組んでいきます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー継承やパラスポーツを通じた「共生社会」の実現などの課題も踏まえ「新宿区スポーツ環境整備方針」を改定します。あわせて、多様なスポーツ体験会やスポーツ施設の整備を実施することにより、スポーツ活動に親しめる環境を充実させていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	学習・スポーツ活動の実施状況 （学習・スポーツ活動を行っている区民の割合）	56.4%	62.5%	65.0%
	出典	区政モニターアンケート		

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

54	計画事業名	新中央図書館等の建設	所管部	総合政策部 教育委員会事務局	継続
事業概要		「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】	新中央図書館等の建設検討	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
—		—	—	—	—

55	計画事業名	スポーツ環境の整備	総事業費	81,723	
事業概要		スポーツ活動の場を整備し、子どもから高齢者まで、また障害のあるなしに関わらず、ライフステージに応じて多様なスポーツ活動に親しめる環境を充実していきます。			
55①	枝事業名	「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	所管部	地域振興部	継続
事業概要		「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定から10年が経過し、区民を取り巻くスポーツ環境や社会情勢は大きく変化しました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承や、パラスポーツを通じた「共生社会」の実現など、スポーツ施策に求められる新たな課題も踏まえ、「新宿区スポーツ環境整備方針」を改定します。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スポーツ環境整備方針の改定に向けた取組状況 ニーズ調査実施 【改定（令和6年度）】	「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	—	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
7,018		7,018	—	—	—

55②	枝事業名	スポーツコミュニティの推進	所管部	地域振興部	拡充
事業概要	「新宿区スポーツ環境整備方針」の基本理念を持続的・継続的な視点を持って着実に推進するため、スポーツ体験イベントを実施します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、パラスポーツの体験会、障害者向け運動教室を実施します。				
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
スポーツ実施率 59.5%【69.5%】	スポーツを楽しむ機会の創出 ○子ども・成人向けスポーツ体験会 12回	[継続]	[継続]	[継続]	
	障害者スポーツの推進 ○パラスポーツ体験会 4回 ○障害者向け運動教室 6回	障害者スポーツの推進 ○パラスポーツ体験会 4回 ○障害者向け運動教室 12回	[継続]	[継続]	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
46,448	11,168	11,760	11,760	11,760	
55③	枝事業名	総合運動場の整備	所管部	地域振興部	継続
事業概要	現在の戸山公園箱根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、より快適に・多様目・多目的に使用できる総合的な運動場としての整備を行います。 また、引き続き東京都へ積極的な働きかけを行います。				
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総合運動場の整備・検討状況 整備・検討 【整備・検討】	総合運動場の整備・検討	[継続]	[継続]	[継続]	
	都との連携・協議	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
—	—	—	—	—	
55④	枝事業名	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	所管部	地域振興部	継続
事業概要	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用し、スポーツ施設を整備することにより区民のスポーツへの参加を促進します。				
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備 施設整備 【施設整備】	甘泉園公園庭球場 ○人工芝張替等工事	—	—	—	
	戸山公園箱根山地区多目的運動広場における総合運動場の整備・検討【再掲】	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
28,257	28,257	—	—	—	

経常事業名	図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）	所管部	教育委員会事務局
事業概要	図書館利用者に幅広い知識や情報を提供するため、多様な図書館資料の収集・所蔵・提供を図っていきます。あわせて、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、図書館独自で作成できるデジタル情報を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。		

経常事業名	子ども読書活動の推進	所管部	教育委員会事務局
事業概要	「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。		

個別施策15

多文化共生のまちづくりの推進



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※のまち」をめざします。

※P.126参照

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○多文化共生のまちづくりの推進に取り組みました。

- ・冊子や外国語版広報紙、外国語版SNSを活用した多言語での情報発信
- ・新宿区多文化共生まちづくり会議や新宿区多文化共生連絡会の開催
- ・外国人住民が円滑に生活をスタートさせるための情報をまとめた映像「新宿生活スタートガイド」を作成
- ・外国人向け生活情報ホームページの改修

■ 第三次実行計画における取組

多文化共生のまちづくりを推進するため、「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営をはじめ、外国人への情報提供や外国人相談、日本語学習支援、しんじゅく多文化共生プラザを拠点としたネットワーク事業などに総合的に取り組んでいきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	地域における多文化共生の定着度 （「地域における多文化共生が進んでいる」と回答する区民の割合）	64.5%	69.1%	増加
		出典	区政モニターアンケート	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

56	計画事業名	多文化共生のまちづくりの推進	所管部	地域振興部	継続
	事業概要	<p>国籍や民族等が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生※のまち」をめざします。</p> <p>多文化共生のまちづくりを推進するため、「新宿区多文化共生まちづくり会議」を運営し、提言を踏まえた施策の検討・実施に取り組みます。あわせて、関連事業である外国人への情報提供や外国人相談、日本語学習支援、しんじゅく多文化共生プラザを拠点としたネットワーク事業などに総合的に取り組んでいきます。</p>			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	区政モニターアンケートにおいて、「地域における多文化共生が進んでいる」と回答した区民の割合 69.1%【増加】	第6期「新宿区多文化共生まちづくり会議」からの提言	「新宿区多文化共生まちづくり会議」からの提言を踏まえた検討・実施	[継続]	[継続]
		第7期「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営	[継続]	「新宿区多文化共生まちづくり会議」からの提言	「新宿区多文化共生まちづくり会議」からの提言を踏まえた検討・実施
		—	—	第8期「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営	[継続]
	事業費計 (千円)	事業費 (千円)			
	12,619	3,401	2,906	3,406	2,906
※「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていくことです。					

経常事業名	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	所管部	地域振興部
事業概要	日本語学習コーナー、資料・情報コーナー、外国人相談コーナー、多目的スペースを有するしんじゅく多文化共生プラザを拠点として、多文化共生のまちづくりを進めます。		

経常事業名	多文化共生連絡会の運営	所管部	地域振興部
事業概要	地域住民や活動団体の情報交換や活動をPRできる場として「新宿区多文化共生連絡会」を運営することで、多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化を進めます。		

経常事業名	外国人への情報提供	所管部	地域振興部
事業概要	外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、新宿生活スタートブック・外国人住民のための生活情報紙・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。		

経常事業名	外国人相談窓口の運営	所管部	地域振興部
事業概要	日常生活等の悩み事や、わからないことについて気軽に相談できる多言語（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語）による相談窓口を設置・運営します（区役所及びしんじゅく多文化共生プラザ）。		

経常事業名	日本語学習への支援	所管部	地域振興部
事業概要	新宿区で生活する外国人の言語に対する不安を取り除くため、しんじゅく多文化共生プラザ等区内10か所において日本語教室を開催するほか、区立学校に通う小学校4年生から中学校3年生を対象とした子ども日本語教室の運営を行います。		

個別施策16

平和都市の推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○戦争の悲惨さと平和の大切さを共有し次世代に伝えていくため、平和啓発事業を実施しました。

- ・戦争体験者動画の制作・活用
- ・区立中学校・新宿養護学校2年生全員を対象に、被爆者の体験講話事業を開催
- ・「新宿区平和都市宣言35周年記念事業」をオンライン配信により実施（令和4年3月）
- ・平和啓発冊子の作成、平和マップの更新

■ 第三次実行計画における取組

平和に関する認識を深めるため、戦争と平和に関する資料・ポスター展示やコンサート、親と子の平和派遣など平和啓発普及活動を推進することで、次世代に平和の大切さと戦争の悲惨さを伝えていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	平和イベントの参加者数 （平和派遣報告会や平和コンサートなどの平和啓発事業の参加者数）	400人／年	500人／年	増加 （500人／年）※
		出典 事業実績による		
※「新宿区総合計画」における令和9年度末の目標は、増加ですが、本計画において目標値を設定しているため、併記しています。				

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

57	計画事業名	平和啓発事業の推進	所管部	総務部 教育委員会事務局	継続
事業概要	「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進します。平和の尊さを感じる機会として戦争と平和に関する資料・ポスター展示やコンサート等を行うとともに、地域における平和の担い手を育むため被爆地の広島・長崎へ区民の親子を派遣します。さらに、平和派遣に参加された方々で構成する「新宿区平和派遣の会」と協働し、様々な平和啓発事業を行うことで、戦争の悲惨さと平和の大切さを共有し次世代に伝えていきます。				
指標	年度別計画				
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】	平和展等の開催	[継続]	[継続]	[継続]	
	親と子の平和派遣事業	[継続]	[継続]	[継続]	
区政モニターアンケート において平和について 「大切だと考える」と回答した区民の割合 —【95%】	平和派遣者との協働事業	[継続]	[継続]	[継続]	
	平和首長会議等への参加	[継続]	[継続]	[継続]	
	平和のポスター展の開催	[継続]	[継続]	[継続]	
	平和の語り部・戦争体験動画の活用	[継続]	[継続]	[継続]	
	—	平和都市宣言40周年記念事業 (平和のつどいの開催、記念誌の発行)	—	—	
事業費計 (千円)	事業費 (千円)				
41,205	7,021	21,672	7,245	5,267	



個別施策 1

効果的・効率的な行財政運営

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICTの利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

- Park-PFIや民間提案制度の活用など、公民連携を推進してきました。
 - ・ Park-PFIによる新宿中央公園の「SHUKNOVA」のオープン（令和2年7月）
 - ・ 行政課題等への対応として、民間事業者等の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、新宿区民間提案制度を開始（令和4年度から）
- 社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて窓口サービス・業務の見直しに取り組みました。
 - ・ RPA[※]の導入やAI-OCRの活用、電子申請の導入
 - ・ 会議録作成支援システムの活用

※P.132参照

■ 第三次実行計画における取組

質の高い行政サービスを提供するため、民間事業者等から事業提案を募集する民間提案制度を活用し、民間との連携を推進していきます。また、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順の見直しやICTの利活用を行うとともに、滞納整理業務の一元化に取り組みます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	効果的・効率的な行財政運営 （効果的・効率的な行財政運営を推進する。）	推進	推進	推進
		出典	—	
②	民間提案制度による採用事業の事業評価結果 （民間提案制度による採用事業の事業評価（事後評価）において、B評価（妥当である）以上の評価を得た事業の割合）	—	—	75%
		出典	事業実績による	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

58	計画事業名	公民連携（民間活用）の推進	所管部	総合政策部	拡充
事業概要	<p>民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を活用し、様々な分野にまたがる民間との連携を推進していきます。</p> <p>また、実証実験の企画提案を募集し、質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれる企画提案について、実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援を行います。</p> <p>さらに、民間事業者等を対象に既存のプラットフォームや関係団体へのアウトリーチ型の制度周知・情報発信を行い、公民のパートナーシップを深めていきます。</p>				
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
民間提案制度による採用事業の事業評価結果 —【75%】	民間提案制度の実施	[継続]	[継続]	[継続]	
	実証実験の募集	[継続]	[継続]	[継続]	
職員向けアンケート結果 (公民連携の意義・民間提案制度の目的等の理解度) —【70%】	—	実証実験の実施及び効果検証	[継続]	[継続]	
	制度の普及啓発	[継続]	[継続]	[継続]	
事業費計（千円）	事業費（千円）				
18,012	1,428	5,528	5,528	5,528	

59	計画事業名	効果的・効率的な業務の推進	総事業費	336,683	
	事業概要	社会経済状況の動向や行政需要の多様化・複雑化に的確に対応するため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA ^{※1} 、文章生成AI ^{※2} 等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。			
59①	枝事業名	業務改善・業務の見直しの推進	所管部	総合政策部	拡充
	事業概要	区民サービスの向上や働き方改革への対応につなげるため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成AI等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいきます。			
	指標	年度別計画			
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進 推進【推進】	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進	[継続]	[継続]	[継続]
	「書かない窓口」 ^{※3} の実現に向けた窓口受付支援システムの導入 検討【導入】	「書かない窓口」の実現に向けた検討	[継続]	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システム導入準備	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システム導入
	事業費計（千円）	事業費（千円）			
	186,750	45,450	47,100	47,100	47,100
<p>※1「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、パソコン上で処理する一連の定型的な作業を、自動化するツールのことです。</p> <p>※2「文章生成AI」とは、データのパターンや関係を学習し、文章を生成することができる人工知能のことです。</p> <p>※3「書かない窓口」とは、窓口受付における支援システムの導入などにより、来庁者の申請書記入などの手続きの負担軽減を図るサービスのことです。</p>					

59②	枝事業名	滞納整理業務の一元化			所管部	総合政策部 総務部 福祉部 健康部	新規
事業概要		<p>特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に担当する部門を新たに設置するとともに、滞納整理業務の一元化に係るシステムの整備等を進め、区民の負担軽減や業務の効率化を図ります。</p> <p>また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務部門との情報共有・連携やシステムの整備等を進め、区民の生活状況に応じた納付相談等を実施していきます。</p>					
指標		年度別計画					
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
国民健康保険料の 収入率 85.1%【88.3%】 滞納者と納付相談がで きた滞納案件の数 50,000件／年 【57,000件／年】	特別区民税・都民税、 軽自動車税（種別 割）と国民健康保険 料の滞納整理業務を 一元的に担当する部門 の設置に向けた準備	特別区民税・都民税、 軽自動車税（種別 割）と国民健康保険 料の滞納整理業務を 一元的に担当する部門 の設置	[継続]		[継続]		
	「（仮称）催告等事務 センター」の開設・運用	「（仮称）催告等事務 センター」の運用	[継続]		[継続]		
	—	特別区民税・都民税、 軽自動車税（種別 割）と国民健康保険 料の滞納整理業務を 一元的に担当する部門 における財産調査シス テム等の整備・運用	特別区民税・都民税、 軽自動車税（種別 割）と国民健康保険 料の滞納整理業務を 一元的に担当する部門 における財産調査シス テム等の運用	[継続]			
	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の連携等の検討	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の情報共有・連携等の 準備	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門と の情報共有・連携等の 実施	[継続]			
	—	—	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門に おける財産調査シス テム等の整備・運用	介護保険料及び後期 高齢者医療保険料の 滞納整理業務部門に おける財産調査シス テム等の運用			
事業費計（千円）		事業費（千円）					
149,933		9,351	40,260	50,491	49,831		

60	計画事業名	基幹業務システム基盤の整備	所管部	総合政策部	継続
事業概要		「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムの導入及び国が整備するガバメントクラウド※の活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費縮減を図ります。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況		システムデータの移行及び移行後の業務移行検証	—	—	—
整備・移行【整備・移行完了（令和6年度）】		ガバメントクラウドと区とのネットワーク接続環境等整備・データ連携等検証	—	—	—
		新システム切替・稼働開始	—	—	—
		ガバメントクラウド利用開始	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
1,182,621		1,182,621	—	—	—
※「ガバメントクラウド」とは、国が整備するクラウドサービスの利用環境のことです。					

経常事業名	行政評価制度の推進	所管部	総合政策部
事業概要	区が行う施策や事業を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、「新宿区総合計画」の個別施策や「実行計画」に掲げる事業を中心に行政評価を実施します。このことにより、行財政運営におけるPDCAサイクルの強化を図っていきます。		

「個別施策 1 効果的・効率的な行財政運営」に関連する取組

◆ ICTの計画的な更新等に係る取組

▼ 取組の方向

ICTに係るすべてのシステムや機器の導入及び更新時期を把握し、AI等の最新技術や民間クラウドサービス等の活用を含め、総合的に調整していくことで、ICTに係る全庁コストの平準化や適正化を図るなど、情報システムを効果的・効率的に活用していけるよう取り組んでいきます。

◆ 負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討

▼ 取組の方向

特別区民税、国民健康保険料等、行政サービスの提供に要する費用の財源については、高い収納率を目指して負担の公平性を確保し、基礎自治体としての自主性・自立性を高めていきます。
また、受益者負担のあり方については、基本的な考え方に基づき適正化を図ります。

◆ 定員の適正化などの取組

○第三次実行計画期間中における定員適正化計画（令和6年度～令和9年度）

1 基本的な考え方

より簡素で効率的な行政運営を推進するために、事務事業の見直しや業務の委託化推進等により、職員数増加の抑制及び職員定数の削減を図ることで、定員の適正化に努めます。

2 これまでの取組状況

定員適正化については、平成7年の「財政非常事態宣言」以降、継続的に取組んでいます。
 現総合計画のもとでの第一次実行計画期間（平成30年度から令和2年度）及び第二次実行計画期間（令和3年度から令和5年度）では、学校用務業務の委託、自転車交通対策業務の一括委託、保育園・子ども園給食調理業務の委託、システム再整備により、48人の定数削減を実現しました。
 また、前総合計画期間では、再任用職員の活用や事務事業の見直し等により、平成20年度から23年度の第一次実行計画期間で207人、24年度から27年度の第二次実行計画期間で219人、28年度から29年度の第三次実行計画期間で42人の削減を行い、10年間の合計で468人分の定員適正化を実現しました。

第一次実行計画、第二次実行計画期間中の取組状況 (単位：人)

項目	内容	進捗	第一次実行計画			第二次実行計画			合計
			年度			年度			
			30	元	2	3	4	5	
学校用務業務の委託	学校用務業務の委託化により職員数の削減を行う。	計画	▲8	▲8		▲4	▲6	▲6	▲32
		実績	▲8	▲8		▲4	▲6	▲6	▲32
自転車交通対策業務の一括委託	放置自転車対策に係る業務を一括委託化し、職員数の削減を行う。	計画			▲3				▲3
		実績			▲3				▲3
保育園・子ども園給食調理業務の委託	保育園・子ども園給食調理業務の委託化により職員数の削減を行う。	計画				▲6	▲6		▲12
		実績				▲6	▲6		▲12
システム再整備	介護保険ホストシステムのパッケージ化により職員数の削減を行う。	計画				▲1			▲1
		実績				▲1			▲1
合計		計画	▲8	▲8	▲3	▲11	▲12	▲6	▲48
		実績	▲8	▲8	▲3	▲11	▲12	▲6	▲48

(参考) 前総合計画期間中の取組状況 (単位：人)

年度	第一次実行計画				第二次実行計画				第三次実行計画		合計
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
計画	▲27	▲41	▲78	▲56	▲68	▲52	▲37	▲44	▲17	▲8	▲428
実績	▲27	▲44	▲80	▲56	▲72	▲59	▲25	▲63	▲20	▲22	▲468

【主な取組内容】

学校給食調理業務の委託、図書館の指定管理者制度の導入、学童クラブの委託等

3 第三次実行計画期間中における定員適正化計画

安全で安心な区民生活を支えるため、多様化・複雑化した行政需要に適切に対応する一方で、業務手順や執行体制の見直し、デジタル化による業務の改善、公民連携の推進を進め、職員数の増加抑制及び効果的・効率的な執行体制の実現に努めます。また、引き続き学校用務業務の委託化、保育園・子ども園給食調理業務の委託化等による職員定数の削減を目指します。

個別施策2

公共施設マネジメントの強化



■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産（建築物）の長寿命化を図ります。

区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的・計画的に行ってきました。

- ・牛込保健センター等複合施設の建替え方針の決定（平成30年度）
- ・旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等の活用方針の決定（令和2年度）

■ 第三次実行計画における取組

「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の実施方針に基づき、予防保全の考え方に立った適切な修繕を行うとともに、区有施設について計画的に区有施設マネジメントを行っていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの強化 （個別施設の更新等を検討する場合は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施する。）	推進	推進	推進
		出典	新宿区公共施設等総合管理計画	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

61	計画事業名	区有施設等の長寿命化	総事業費	1,581,869
	事業概要	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の長寿命化の実施方針を定めた個別施設計画（長寿命化計画）により、区有施設等の維持管理・長寿命化を総合的かつ計画的に行い、マネジメントの強化に向けて取り組みます。		
61①	枝事業名	中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	所管部	関係部
	事業概要	個別施設計画の実施方針に基づき、区有施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った中長期修繕計画による、適切な修繕を行います。		
	指標	年度別計画		
	令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予防保全の考え方に 立った適切な修繕の実 施状況 修繕の実施 【修繕の実施】	庁舎等 3所 防災関係施設 1所 地域センター 5所 高齢者福祉施設 1所 障害者福祉施設 1所 保育園等 2園 小学校 9校 中学校 6校 図書館 1館 生涯学習館 1館 スポーツ施設 2所 保養施設等 2所	対象施設については、老朽度や緊急度等を総合的に勘案して決定します。	
	事業費計（千円）	事業費（千円）		
	1,581,869	1,581,869	—	—
	令和6年度に工事を実施する施設			
	庁舎等	保育園等	3 四谷中	
	1 新宿中継・資源センター	1 大木戸子ども園	4 西早稲田中	
	2 産業会館	2 しなのまち子ども園	5 落合第二中	
	3 教育センター	小学校	6 西新宿中	
	防災関係施設	1 江戸川小	図書館	
	1 防災センター	2 鶴巻小	1 中央図書館	
	地域センター	3 富久小	生涯学習館	
	1 四谷地域センター	4 東戸山小	1 住吉町生涯学習館	
	2 榎町地域センター	5 花園小	スポーツ施設	
	3 若松地域センター	6 落合第三小	1 新宿コスミックスポーツセンター	
	4 戸塚地域センター	7 柏木小	2 大久保スポーツプラザ	
	5 落合第二地域センター	8 西新宿小	保養施設等	
	高齢者福祉施設	9 西新宿小（旧淀橋第二中建物部分）	1 中強羅区民保養所	
	1 北新宿特別養護老人ホーム	中学校	2 区民健康村	
	障害者福祉施設	1 牛込第一中		
	1 障害者福祉センター	2 牛込第三中		
61②	枝事業名	（再掲）26 まちをつなぐ橋の整備	所管部	みどり土木部
	事業概要	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。		

61③	枝事業名	(再掲) 42 公園施設の計画的更新	所管部	みどり土木部	継続
事業概要		遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。			
	經常事業名	区立住宅の維持保全	所管部	都市計画部	
事業概要		「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図ります。			
	經常事業名	道路の維持保全	所管部	みどり土木部	
事業概要		道路施設のアセット・マネジメントの考え方にに基づき、計画的に修繕を実施し、区道の安全な維持管理を行います。			

62	計画事業名	区有施設のマネジメント	総事業費	6,462,747	
事業概要		「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設の更新・統廃合・複合化などを計画的に行い、区有施設のマネジメントの強化を図ります。			
62①	枝事業名	牛込保健センター等複合施設の建替え	所管部	福祉部 子ども家庭部 健康部	継続
事業概要		牛込保健センター等複合施設前面の外苑東通り拡幅事業による施設への影響や、施設使用上の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡充等を図るため、牛込保健センター等複合施設の建替えを行います。 建替え工事中は、牛込保健センターは旧都立市ヶ谷商業高等学校に、新宿生活実習所は旧都立市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンターに、弁天町保育園は鶴巻南公園（仮園舎）に、榎町高齢者総合相談センターは防災センターに、それぞれ移転し施設の運営を行います。			
指標		年度別計画			
令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備の進捗状況 新施設工事 【新施設工事（令和6年度）】		新施設の整備工事等	—	—	—
		仮移転先での運営 ○牛込保健センター及び新宿生活実習所の仮移転先（旧都立市ヶ谷商業高校等） ○弁天町保育園の仮移転先（弁天町保育園仮園舎） ○榎町高齢者総合相談センターの仮移転先（防災センター）	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
2,860,670		2,860,670	—	—	—
各仮移転先での管理運営費は、「保健センターの管理運営【經常事業】」（P.171 No.33）、「新宿生活実習所の管理運営【經常事業】」（P.176 No.125）、「区立保育所の管理運営【經常事業】」（P.177 No.150）、「高齢者総合相談センターの機能の充実【經常事業】」（P.29）に、それぞれ計上しています。					
【関連事業】 区立障害者福祉施設の機能の充実【計画事業7】（P.31） 保育基盤整備の推進【計画事業8】（P.34）					

62②	枝事業名	旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	所管部	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会事務局	継続
事業概要		旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地を、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替えを行います。また、中町図書館を移転し、牛込第一中学校に併設します。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
整備の進捗状況 設計 【設計完了（令和6年度）】		旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に 伴う設計委託等	—	—	—
		旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地取得	—	—	—
事業費計（千円）		事業費（千円）			
3,602,077		3,602,077	—	—	—
62③	枝事業名	（再掲）46③ 区有施設の照明設備 LED化	所管部	関係部	新規
事業概要		区有施設の照明設備を計画的にLED化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。			

◆ 新宿区公共施設等総合管理計画

区有施設は、社会的要請や行政ニーズに対応して設置され、また、必要に応じて、統廃合などが行われてきました。約180棟ある区有施設の半数以上が供用開始後30年以上を経過しており、長寿命化や修繕経費の平準化に取り組んでいますが、全ての区有施設を、現状のまま維持していくことは、極めて困難な状況です。

また、少子高齢社会の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化により、行政サービスに対する区民のニーズも複雑化・多様化しています。

このため、区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた「新宿区公共施設等総合管理計画」を策定し、区有施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいます。

<計画の基本理念>

次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する
～「安全な施設利用の確保」、「公共サービスの質の維持・向上」、「財政の健全性」を同時に達成する～

<計画の基本方針>

基本方針1 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

区有施設があるという前提から離れることによって、新しい公共サービスを実現する手段が広がります。すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

基本方針2 効果的・効率的な施設・インフラ等の管理を実現する

公共施設を維持・管理する際には、これまで以上に、最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

基本方針3 必要な施設・インフラ等を適切に維持する

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

基本方針4 計画の実現に向けてPDCAサイクルを実行する

<計画の施設類型別基本方針>

1 庁舎等

- この施設類型は行政運営を行うための施設であることから、区が所有し維持管理すべき施設である。
- 本庁舎を将来建て替える際は、不動産価値を利用して財政負担を軽減する方式（不動産活用、PFI等）の検討を行う。また、その際、分散している機能を統合し、事務機能の向上を図る。
- 特別出張所は、IT化の進展や住民ニーズを踏まえ、行政サービス機能の今後の展開について、住民の利便性向上の観点から検討する必要がある。
- 工事事務所・公園事務所、清掃関連施設、保健センターは、今後も維持するが、他の公共施設との複合化などにより維持経費の削減を図る工夫を行う。

2 防災関係施設

- 防災センター、防災活動拠点、多目的環境防災広場については、現状どおり維持管理する。
- 地域防災活動拠点については、課題を踏まえ、あり方の検討を行う。
- 備蓄倉庫については、区有施設や民間施設の余剰部分を利活用することを原則とする。
- 職員防災住宅については、民間借り上げへの移行なども含めたあり方の検討を行う。

3 区民等利用施設

- この施設類型は区の施策にかかる地域の活動拠点としての機能を有するが、区有施設として維持する必要性について再検討すべき施設である。
- 新宿NPO協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、高田馬場創業支援センター、消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。
- 今後も維持が必要なものについては、老朽化に伴う大規模な改修・建替えの際に、施設の規模を見直すとともに、他の施設との機能統合を図っていく。

4 地域センター

- 地域センターは、区における地域活動の拠点として位置づけられており、地域にも浸透しているため、今後も、地域活動拠点機能の施設として維持していくものとするが、集会室機能については、効率的な運営を図るため集会室機能を有する他の区有施設と、対象者の年齢要件や利用手続き等を含め機能を統合する。
- 施設の大規模な改修・建替えに際しては、稼働率等を勘案し、施設や部屋の規模そのものを見直す。
- 近隣の学校施設において、学校改修時等に独立した動線の確保やセキュリティ面での安全性の確保、並びに、今後の教育需要や児童・生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業として実施しているプールや体育館、校庭と同様、学校内の特別教室等についても地域活動の場として機能共有を図っていく。

5 ホール

- この施設類型は音響・照明等の設備の適切な保守・更新の必要性、民間施設によるサービス供給状況や、新宿文化センターにおける需要規模と利用実績との乖離等を踏まえ、今後の区におけるホールのあり方、施設総量及び施設規模の検討を一体的に行う。
- 新宿文化センターについては、財政負担の軽減及びサービス向上の観点から、建替えの際には、より専門性の高い民間事業者によるPFI等の導入も検討する。

6 高齢者活動・交流施設

- 特定の世代のみが利用する施設から、より幅広く区民が利用できる施設へと転換する。
- この施設類型は、以下の機能を提供する地域拠点施設とする。
 - ① 地域住民による相互の支援活動等の拠点（活動拠点機能、情報共有機能）
 - ② 健康づくり・介護予防サービス機能
- 老朽化が進んでいる施設が多いため、施設の大規模な改修・建替えに際しては、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら施設の統廃合を検討する。また、地域拠点施設としての更新にあたっては「多世代交流」や「健康づくり」等を促進するための機能充実を原則とする。

7 高齢者福祉施設

- この施設類型は、民間によるサービスの提供を原則としているが、民間のサービス供給状況を勘案し、行政需要を踏まえた運営の検討を行う必要がある施設である。
- 高齢者在宅サービスセンターについては、地域における高齢者サービスの提供を行うため今後必要な機能の検討を行う。
- 特別養護老人ホームについては、民間事業者のサービス供給を勘案し、行政需要を踏まえた対応を行う。

8 障害者福祉施設

- 障害の重度化や家族の高齢化に伴うニーズに適切に対応していくため、行政需要を踏まえ、施設を適切に維持管理していく。
- 対象者の重度化への対応や事業運営の効率化等の検討を行っていく。

9 その他福祉施設

- 作業宿泊所については、課題を踏まえ対応していく。
- 母子生活支援施設については、児童相談所の設置を見据え、今後区における母子生活支援機能のあり方について検討を行う。
- 病児病後児保育室については、行政需要を踏まえ対応していく。

10 保育園

- 保育園は、保護者の就労等により保育を必要とする就学前までの子どもを預かる施設であるため、行政として提供すべきサービスである。
- 保育園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立保育園・子ども園の設置を基本とする。
- 多様な保育サービス（延長保育、一時保育、障害児保育等）が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

11 子ども園

- 子ども園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立園の設置を基本とする。
- 多様な保育サービス（延長保育、一時保育、障害児保育等）が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

12 幼稚園

- 幼稚園は、学校教育法に基づく幼児教育及び子育て支援事業の提供施設であるため、行政として必要な量を今後も維持管理していく施設である。
- 特別支援教育の充実など、区立幼稚園が中心的役割を担う必要があり、施設環境の整備・充実に必要がある。
- 建替えの際には、学校等との一体的な整備を検討する。
- 幼稚園需要の低下により入園児童の減少が学級の編成基準を満たさなくなった場合は休園し、その後の活用について検討を行う。
- 幼児人口の推移や私立幼稚園、認定こども園、保育園等との役割分担、区立幼稚園に求められるニーズの変化等に応じて対応していく。

13 児童館等

- 児童館は、行政需要に応じた施設の特徴の検討、民営化の検討も行いながら維持していく。また、小学校の建替えの際は、施設規模等を勘案し、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- 子ども家庭支援センターは、現在と同規模で維持する。
- 今後、児童相談所を設置する際は、既存施設の活用を検討し、単独施設ではなく原則として複合施設としていく。

14 小学校

- 将来の児童数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は児童数の増加が続くことから教育需要を踏まえ、適正な管理運営を行っていく。
- セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や児童の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- 建替えの際に、施設規模等を勘案した上で、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- 将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- 小学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

15 中学校

- 将来の生徒数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は生徒数の増加が見込まれることから教育需要を踏まえ適正な管理運営を行っていく。
- セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- 将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- 中学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

16 特別支援学校

- 学校教育法に基づく施設として、引き続き維持管理していく。

17 図書館

- 新中央図書館については、今後の社会経済状況も見据え、建設に向けて検討していく。
- 地域図書館については、大規模な改修や建替えの際に、地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、地域図書館のあり方及び施設総量の検討を行う。

18 博物館・記念館

- この施設類型は今後も行政需要に応じ、維持管理又は設置していく。

19 生涯学習施設

- 地域の施設としてより幅広く区民が利用する施設へと転換すべき施設である。
- 生涯学習館は、特定の活動のみを目的とした施設から、より幅広い区民の利用が可能な施設に転換し、施設の大規模な改修・建替えに際しては、他の施設との機能統合等を図り、統廃合を検討していく。
- 区民ギャラリーは、施設の必要性を検討し、他の区有施設を活用するなどのサービス提供方法について検討する。

20 スポーツ施設

- この施設類型は、民間施設や国・都等の施設の活用を図っていく。
- 大規模な改修や建替えの際に、民間によるサービス供給状況を踏まえ、今後の区におけるスポーツ施設のあり方及び施設総量及び規模について検討する。

21 保養施設等

- この施設類型は区民の健康増進、余暇活動の充実を図るための施設であるが、多様化する区民ニーズに対応する民間のサービス供給が見込まれることから、将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する。
- 女神湖高原学園（ヴィレッジ女神湖）の区外学習施設としての機能については、区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う。

22 公営住宅等

- 区営住宅は、住宅に困窮する低所得者の住宅セーフティネットとして区が一定規模の施設を維持する必要がある施設である。
- 長寿命化を最大限図り、大規模な改修や建替えの際には、施設数を集約し維持管理費の効率化を図るとともに、集約化により利用可能な土地については有効活用する。
- また、建替時の行政需要を踏まえ、所有形態のあり方も含め効果的・効率的な管理方法について検討する。
- 維持管理については、包括委託（受付から維持管理）の導入を検討する。
- 特定住宅は、事業開始から15年で終了するため、それ以降は更新しない。また、事業住宅は、現入居者が退去した際に借り上げている住宅を解約する。

23 貸付施設

- 平成12年7月5日付け新宿区公有財産運用・価格審査会決定「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針」に基づき、将来にわたり安定した財政基盤を確立するために、効果的かつ効率的に管理・運用を行う。
- 有効活用対象とされた区有財産であっても、地域需要や社会情勢の変化等が生じた場合には、適切な対応を行う。

◆ 個別施設計画（長寿命化計画）

「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設やインフラ等を適切に維持していくため、施設の長寿命化の実施方針を定めた個別施設計画（長寿命化計画）を策定しています。

※ 区が策定している個別施設計画

- 「新宿区行政系施設等個別施設計画」
- 「新宿区生涯学習施設個別施設計画」
- 「新宿区スポーツ施設個別施設計画」
- 「新宿区博物館・記念館個別施設計画」
- 「新宿区公営住宅等長寿命化計画」
- 「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」
- 「新宿区公園施設長寿命化計画」
- 「新宿区立学校施設個別施設計画」
- 「新宿区図書館個別施設計画」

《参考》

区では、跡施設を定期建物賃貸借、賃貸借、貸与（無償・有償）等により、区有地を信託方式、定期借地権、賃貸借、貸与（無償・有償）等により有効活用しています。

また、学校施設を貸付等により資産活用した場合には、基金への積立でも行い、校舎整備や新校建設の財源としています。なお、跡施設、跡地活用の検討にあたっては行政需要や地域需要、財政的状況に十分配慮します。

区有施設を廃止した場合には、これまで次のような手順で、有効活用を検討してきました。

- ① 地域において新たな需要が認められる場合（実行計画事業及び地域要望があり特に必要と認められる場合）は、「地域サービスの提供活用」の対象施設として、跡施設、跡地活用を検討する。
- ② 上記①以外の場合は、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針（平成 12 年度策定）」に基づき対応する。ただし、財源確保のために活用する場合でも、できる限り区民生活や福祉の向上も視野に入れて検討する。

有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針（抄）
（平成 12 年 7 月 5 日 公有財産運用価格審査会承認・決定）

（活用方法）

区内物件については貸付け（定期建物賃貸借契約又は定期借地権設定契約）を、区外物件については売却を原則とする。

ただし、区内物件、区外物件とも、当区にとっての有利性、当該物件の活用見込み、建物の老朽化の程度、維持管理費の多寡、財政見通し等を総合的に勘案したうえ、区内物件について売却、区外物件について貸付けを行う場合もある。

◆ 公有地の有効活用

国有地などの公有地の跡地活用に際しては、公共の福祉優先、適正な利用及び計画に沿った活用が求められています。

区は、土地の規模、立地条件や周辺環境等からみて、地域住民の生活や福祉の向上に資すると認められる用途活用を促進していきます。

区が公有地を取得して事業を推進する場合は、次の視点を考慮し、財政状況や既存区有施設の老朽度などから総合的に判断していきます。

- 長期的な視点にたった的確な事業予測による行政需要があること
- 公有地の取得により事業が推進され、かつ、費用対効果が見込めること
- 災害対策上、緊急的に確保する必要があること
- 既存区有施設と一体的に活用し、重層・複合的な利用ができること
- 歴史的・文化的財産（史跡など）を保護する必要があること
- 環境保護に寄与し多大な効果が見込めること



個別施策 1

行政サービスの向上

■ **総合計画における「めざすまちの姿・状態」**

行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICTの活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。

■ **第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組**

○区民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用した住民票の写し等証明書のコンビニ交付サービスの導入や公金納付における新たな決済手段の導入に取り組みました。

- ・コンビニ交付サービスの導入（平成30年12月）
- ・クレジット納付の導入
特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料（令和2年度）
介護保険料（令和3年度）
- ・ペイジー納付の導入
特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料（令和2年度）
- ・交通系電子マネー決済の導入
戸籍住民課で取り扱う手数料等（令和3年度）
税務課・特別出張所で取り扱う手数料等（令和4年9月）
- ・コード決済の導入
特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、介護保険料（令和4年4月）
国民健康保険料（令和4年6月）

○マイナポータル・ぴったりサービスや共同運営電子申請サービスによる電子申請を進め、区民の利便性・サービスの向上を図りました。

■ **第三次実行計画における取組**

公金の納付や行政手続における区民の利便性の向上のため、新たな決済手段の導入による納付手段の拡充やオンライン申請の導入を推進していきます。また、公共データを誰もが利用できるようオープンデータカタログサイトを運用します。

■ **重要業績評価指標（KPI）**

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	区役所への好感度 （様々な区役所とのかかわりの中で、職員の対応や区の発行物のわかりやすさなど印象が「良い」と感じる人の割合）	49.0%	52.3%	55.0%

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

63	計画事業名	多様な決済手段を活用した電子納付の推進	所管部	総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 健康部	拡充
事業概要		公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用（特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料） 運用【運用】	交通系電子マネー決済の運用 （税務課・戸籍住民課・特別出張所で取り扱う手数料等）	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	コード決済の運用 （特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料）	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	交通系電子マネー・コード決済等の導入・運用 （地域センター使用料）	交通系電子マネー・コード決済等の運用 （地域センター使用料）	[継続]	[継続]	[継続]
	コード決済等の対象拡大に向けた検討	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
91,936		25,156	22,678	22,051	22,051

64	計画事業名	行政手続のオンライン化等の推進	所管部	総合政策部 総務部 地域振興部	拡充
事業概要		行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、共同運営電子申請サービス及びマイナポータル・ぴたりサービスを活用した電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。			
指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】		年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
電子申請手続の導入及び運用 導入・運用【導入・運用】	電子申請の運用 ○電子申請手続の導入・運用	[継続]	[継続]	[継続]	[継続]
	電子申請におけるコード決済等の導入 導入検討【運用】	電子申請におけるコード決済等の運用	[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）		事業費（千円）			
31,322		9,659	7,221	7,221	7,221

経常事業名	オープンデータの活用推進	所管部	総合政策部
事業概要	区が保有する公共データを誰もが自由に二次利用できるようにするため、オープンデータカタログサイトを運用しています。オープンデータを活用した官・民・学の連携による地域課題の解決に取り組めるよう、利用者のニーズに応じて、公開するデータを順次増やしていきます。		

「個別施策 1 行政サービスの向上」に関連する取組

◆ 休日窓口の開設

▼ 取組の方向

区民の多様なライフスタイルに対応するため、引き続き、月1回休日に住民異動等に伴う業務の窓口を本庁舎に開設します。

「個別施策 1 行政サービスの向上」に関連する事業（再掲）
 ○ 業務改善・業務の見直しの推進 【計画事業 59①】（P.132）

個別施策 2

職員の能力開発、意識改革の推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○区政運営の高度化・専門化や区民ニーズの多様化・複雑化等に的確に対応できる職員の育成に取り組みました。

- ・「新宿区人材育成基本方針」の改訂（令和2年4月）
- ・職員が能力を十分に発揮できるようスマートワーキングやハラスメントのない職場づくりの推進
- ・新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブック作成（令和4年3月）

■ 第三次実行計画における取組

「新宿区人材育成基本方針」に基づき、多様化する地域の行政課題に対し、区民の視点で考え、政策立案し、実行できる職員を育成するとともに、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため人材の育成を行います。また、働きやすい職場をつくることにより、職員の意欲と組織の活気を高めることが良質な区民サービスを提供することにつながることから、スマートワーキングや、ハラスメントのない職場づくりを推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	職員研修受講者率 （1年間に職員研修を受講した職員の数の全職員に対する割合（正規職員））	144%	200% （延べ実施人数5,412 ／職員数2,709）	150%
		出典	事業実績による	
②	ICTを活用した業務改善の検討を行った業務数 （ICTを活用した業務改善の検討を行った業務数）	—	3業務／年	2業務／年
		出典	事業実績による	

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

65	計画事業名	自治体DXを推進する人材の育成	所管部	総合政策部 総務部	新規
	事業概要	区は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、区民の利便性の向上や、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。これまでもDXの推進に取り組んできましたが、全庁を挙げてさらに進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革やスキルの習得が必要です。このため、DXに取り組む人材の育成を計画的に進めていきます。			
	指標 令和5年度末の現況 【令和9年度末の目標】	年度別計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
DX研修受講者の理解度調査結果（DX推進の意義・デジタルツールの活用等の理解度） —【受講者平均4.5（5段階）】 ICTを活用した業務改善の検討を行った業務数 3業務／年 【2業務／年】	管理監督者向け研修の実施		[継続]	[継続]	[継続]
	一般職員向け研修の実施		[継続]	[継続]	[継続]
	情報システム部門職員向け専門研修の実施		[継続]	[継続]	[継続]
	eラーニング※ ○職員向け個別学習		[継続]	[継続]	[継続]
事業費計（千円）	事業費（千円）				
	32,324	8,081	8,081	8,081	8,081
※「eラーニング」とは、パソコンやスマートフォンを用いてインターネットを利用して学ぶ学習形態のことです。					

経常事業名	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	所管部	総務部
事業概要	「新宿区人材育成基本方針」に基づき、実務を遂行するうえで欠かせない知識や法令等の基礎的能力向上とともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を継続するほか、職員の能力を活かす職場づくりに取り組むため、スマートワーキングや、ハラスメントのない職場づくりを推進します。		

経常事業名	新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上	所管部	総合政策部
事業概要	区が直面する課題を的確に把握・分析し、区民ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していくため、区職員と学識経験者が連携して政策研究と政策提言を行う新宿自治創造研究所を運営し、区の政策形成能力を高めます。		

個別施策3

地方分権の推進

■ 総合計画における「めざすまちの姿・状態」

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

■ 第一次実行計画及び第二次実行計画における主な取組

○地方分権改革について、引き続き国から地方への権限移譲を進めるとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じるよう、特別区長会や東京都との連携など、あらゆる機会を通じて国へ要望しました。

■ 第三次実行計画における取組

都区制度改革に関しては、都から区への権限移譲と財源の移譲を着実に進めていくため、都に対して働きかけていきます。また、地方分権改革に関しては、地方からの提案制度などの活用により、国から地方への権限移譲推進に向けて国に対して働きかけていきます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

KPIの名称（定義）		実績 （平成29年度末）	現状 （令和5年度末）	目標 （令和9年度末）
①	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲 （国、都からの区への権限移譲及びこれに伴う適正な財源移譲についての働きかけの継続）	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進	国、都からの区への更なる権限移譲と財源移譲の推進	国、都からの区への権限移譲及びこれに伴う適正な財源移譲についての働きかけの継続

■ 個別施策を構成する計画事業と主要な経常事業

経常事業名	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	所管部	総合政策部
事業概要	<p>都区制度改革や地方分権改革の取組の中で、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区が、“自己決定・自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう、特別区長会や全国市長会等を通じ、国や都に対して働きかけていきます。</p> <p>都区制度改革に関しては、事務配分や税財政制度等を根本的かつ発展的に検討するため「都区のあり方検討委員会」において協議を行い、都から区への権限と財源の移譲を着実に進めていきます。このうち、児童相談所については、都と区が連携して円滑な移管・運営が行えるよう個別に取り組んでいきます。</p> <p>地方分権改革に関しては、自治体への権限移譲や義務付け・枠づけの見直し、地方からの提案制度など、「地方分権一括法」に係る情報収集等について、国の動向を踏まえた確に対応するとともに、特別区長会や全国市長会等を通じ、国に働きかけていきます。</p>		

「個別施策3 地方分権の推進」に関連する事業（再掲）

○ 児童相談体制の整備【計画事業 11】(P.34)

(4) 計画事業の指標

計画事業の適切な進行管理を行うための指標を掲載しています。
なお、指標は毎年度実施する行政評価においても活用します。

(4) 計画事業の指標

【計画事業の指標の見方】

指標で示す数値が、事業のこれまでの取組結果を累積したものが、年度別のものが分かりづらい場合、定義欄に「累積」または「年度別」と記載しています。

計画事業	枝事業	指標名	定義
1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備		しんじゅく健康ポイントへの参加者数	しんじゅく健康ポイントへの参加者数 【累積】
		ウォーキングイベントへの参加者数	ウォーキングイベントへの参加者数 【年度別】
21 木造住宅密集地域の防災性強化	不燃化推進特定整備事業 ② 業（西新宿五丁目地区）	不燃領域率	不燃化特区の不燃領域率

平成29年度末の実績を記載しています。該当する情報がない場合は、「—」を記載しています。

計画事業	枝事業	指標名	定義
1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備		しんじゅく健康ポイントへの参加者数	しんじゅく健康ポイントへの参加者数 【累積】
		ウォーキングイベントへの参加者数	ウォーキングイベントへの参加者数 【年度別】
		推奨されている身体活動をしている者の割合（18～64歳）	区政モニターアンケートに回答した18～64歳の区民のうち、日常生活で体を動かす時間を「60分以上」と回答した区民の割合
		推奨されている身体活動をしている者の割合（65歳以上）	区政モニターアンケートに回答した65歳以上の区民のうち、日常生活で体を動かす時間を「40分以上」と回答した区民の割合
2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	高齢期の健康づくり・介護予防出前講座への参加者数	高齢期の健康づくり・介護予防出前講座に参加した人数 【累積】
		「しんじゅく100トレ」に取り組む住民主体の団体数	「しんじゅく100トレ」に取り組む住民主体の団体数
	② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	フレイルハイリスク個別支援者数	フレイルハイリスク個別支援者数 【年度別】
		健康教育や個別相談等を実施した通いの場等の数	健康教育や個別相談等を実施した通いの場等の数 【年度別】
3 地域で支え合うしくみづくりの推進		高齢者等支援団体による活動人数	高齢者等支援団体が主催する講座への参加者数（団体メンバー数+受講者数） 【年度別】
4 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備	小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数	小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数
		認知症高齢者グループホームの定員数	認知症高齢者グループホームの定員数
	② 特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホームの定員数	区内特別養護老人ホームの定員数
	③ ショートステイの整備	ショートステイ（短期入所生活介護）の定員数	区内ショートステイ（短期入所生活介護）の定員数

(4) 計画事業の指標

令和5年度末の現況（見込）を記載しています。該当する情報がない場合、「—」を記載しています。

実績	現況（見込）	目標			
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
—	12,100人	15,100人	18,200人	21,400人	24,600人
—	500人/年	500人/年	750人/年	1,000人/年	1,000人/年
68%	69%	69%	70%	—	—

第三次実行計画（令和6年度～9年度）期間中の目標を年度別に記載しています。
計画策定時点で、計画期間中に事業終了する見込みである場合、終了後の年度に「—」を記載しています。

実績	現況（見込）	目標			
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
—	12,100人	15,100人	18,200人	21,400人	24,600人
—	500人/年	500人/年	750人/年	1,000人/年	1,000人/年
41.0%	40.3%	41.0%	41.6%	42.3%	43.0%
69.3%	67.8%	68.9%	70.1%	71.2%	72.3%
1,895人	2,000人	2,200人	2,400人	2,600人	2,800人
—	75団体	85団体	95団体	105団体	115団体
—	100人/年	100人/年	100人/年	100人/年	100人/年
—	50団体/年	100団体/年	100団体/年	100団体/年	100団体/年
—	15,000人/年	16,200人/年	17,400人/年	18,600人/年	19,800人/年
212人（8所）	241人（9所）	241人（9所）	270人（10所）	—	—
162人（10所）	198人（12所）	252人（14所）	270人（15所）	—	—
615人（8所）	762人（10所）	定員拡充	定員拡充	定員拡充	定員拡充
117人（10所）	119人（12所）	定員拡充	定員拡充	定員拡充	定員拡充

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
5 認知症高齢者への支援体制の充実		オレンジの輪の登録者数	認知症サポーター養成講座終了者のうちオレンジの輪に登録した人数
		チームオレンジの開催数	チームオレンジの開催数 [年度別]
6 障害者グループホームの設置促進		障害者グループホームの定員数	障害者グループホームの定員数
7 区立障害者福祉施設の機能の充実		生活介護事業所の定員数	生活介護事業所の定員数
		短期入所事業所の定員数	短期入所事業所の定員数
8 保育基盤整備の推進		新宿区の保育所待機児童数	4月1日現在の新宿区の保育所待機児童数 (4月1日とは各年度末の翌日をいう。)
9 学童クラブの定員拡充		学童クラブの定員数	学童クラブの定員数
		学童クラブ利用者アンケートの満足度	学童クラブ保護者アンケートにおいて、指導内容に「満足・概ね満足」と回答した利用者の割合
10 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実		産後ケア事業利用前に期待していたことが達成できた人の割合	産後ケア事業利用者に対するアンケートにおいて「産後ケア事業利用前に期待していたことが達成できた」と回答した人の割合
11 児童相談体制の整備		児童相談体制の整備状況	児童相談体制の整備状況
12 不登校児童・生徒への支援		不登校生徒への進路支援の取組状況	不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合
		適応指導教室による支援率	不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合
13 ICTを活用した教育の充実		学校のICTを活用した教育への取組状況	各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合
		ICTを活用した教育の児童・生徒の学習への効果	「GIGA端末の活用についてのアンケート」において、ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合
14 生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進		訪問事業実績	訪問事業により支援した子どもの数 [年度別]
		訪問事業の利用者満足度	訪問事業利用者に対するアンケートで支援内容に満足した割合
		「新宿進学さぼーと教室」を利用した子どもの大学等進学率	「新宿進学さぼーと教室」を利用した高校生のうち大学等へ進学した割合
		「新宿進学さぼーと教室」の利用者満足度	「新宿進学さぼーと教室」利用者に対するアンケートで、「授業が分かりやすい」と回答した割合

(4) 計画事業の指標

実績	現況(見込)	目標			
		平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
507人	750人	800人	850人	900人	950人
—	6回/年	18回/年	18回/年	30回/年	30回/年
101人(16所)	105人(18所)	105人(18所)	142人(20所)	設置促進	設置促進
191人(5所)	231人(7所)	254人(7所)	274人(8所)	—	—
16人(7所)	19人(8所)	20人(8所)	25人(10所)	—	—
25人	0人	0人	0人	0人	0人
1,365人	2,147人	2,405人	2,499人	2,566人	2,566人
96.5%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
児童相談所 運営体制の整備	体制の整備	体制の整備	体制の整備	体制の整備	体制の整備
98.5%	95.5% (令和4年度)	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
—	20.6% (令和4年度)	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
—	82.5%	85.0%	85.0%	90.0%	90.0%
78.0%	85.0%	87.5%	89.0%	90.0%	92.0%
—	—	150名/年	150名/年	150名/年	150名/年
—	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
—	—	40.0%	50.0%	60.0%	60.0%
—	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
15 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進宣言企業または推進企業に認定された企業数 [年度別]
		推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数	推進宣言企業として認定を受けた後、取組を進めて推進企業にステップアップした企業数 [年度別]
		表彰を受けた推進企業数	優れた取組実績により表彰された推進企業数 [年度別]
		企業のワーク・ライフ・バランスの進捗度	コンサルタント派遣を受けた企業向けのアンケートで「自社のワーク・ライフ・バランスの取組が進んだ」と回答した企業の割合
16 町会・自治会活性化への支援	① 「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	条例施行に向けた取組状況	「（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例」の施行に向けた取組状況
	② 町会・自治会活性化支援	町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率
		町会・自治会の加入世帯数	町会・自治会の加入世帯数
17 大久保通り周辺（大久保地区）のまちづくりの推進		「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況	「大久保通り周辺（大久保地区）を良くするプロジェクト」の推進状況
18 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進		就職者数（障害者・若年非就業者等）	障害者・若年非就業者等で、就労支援事業から一般就労に結び付いた人数 [年度別]
		就労定着率（障害者就労支援）	当事業の支援を利用して就職した者のうち、1年後も就労を継続している者の割合
		仲介件数（受注センター）	受注センターが企業等の発注元と事業所との直接契約などの仲介業務を実施した件数 [年度別]
		就職者数（高齢者無料職業紹介事業の利用者）	高齢者無料職業紹介所から就労に結び付いた人数 [年度別]
19 高齢者や障害者等の住まい安定確保		セーフティネット登録住宅数	住宅確保要配慮者の入居を家主が拒まない賃貸住宅の登録数 [累積]
		家賃等債務保証料助成件数	家賃等債務保証料への新規助成件数 [年度別]
		入居者死亡保険料助成件数	入居者死亡保険料への新規助成件数 [年度別]
20 建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業	耐震改修工事費補助完了件数	建築物の耐震改修工事費補助が完了した件数 [累積]
		住宅の耐震化率	住宅総戸数に対する、新耐震基準（昭和56年基準）または、これと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合
	② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	擁壁等の安全化対策工事に対する助成件数	築造工事費及び土砂災害対策工事費の助成件数 [年度別]
		土砂災害特別警戒区域の指定解除件数	築造工事もしくは土砂災害対策工事を行ったことにより、土砂災害特別警戒区域の指定が解除された件数 [年度別]
	安全化指導・啓発による擁壁等の改修促進	安全化指導・啓発により、所有者による自主的な改修を確認した件数 [年度別]	

(4) 計画事業の指標

実績	現況(見込)	目標				
		平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
12社/年	9社/年 (令和4年度)	20社/年	20社/年	20社/年	20社/年	20社/年
1社/年	1社/年 (令和4年度)	1社/年	1社/年	1社/年	1社/年	1社/年
2社/年	3社/年 (令和4年度)	2社/年	2社/年	2社/年	2社/年	2社/年
—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
—	検討	検討・制定	施行	—	—	—
45.53%	44.07% (令和5年8月現在)	48.00%	50.00%	52.00%	55.00%	55.00%
98,762世帯	99,793世帯 (令和5年8月現在)	108,500世帯	114,100世帯	119,700世帯	127,800世帯	127,800世帯
—	推進	推進	推進	推進	推進	推進
40人/年	44人/年	44人/年	50人/年	56人/年	62人/年	62人/年
96.9%	83.0%	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%	88.0%
12件/年	16件/年	16件/年	16件/年	17件/年	18件/年	18件/年
217人/年	132人/年	170人/年	170人/年	170人/年	170人/年	170人/年
—	460件	500件	550件	600件	650件	650件
10件/年	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年
—	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年	50件/年
429件	577件	613件	649件	685件	721件	721件
91.5% (平成27年度)	94.9% (令和元年度)	98.3%	※ (※) 令和7,8年度は、当該指標の目標値・実績の根拠となる住宅・土地統計調査を実施しないことから、目標値を設定しない。	※	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
1件/年	2件/年	8件/年	8件/年	8件/年	8件/年	8件/年
0件/年	4件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年	1件/年
15件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
21 木造住宅密集地域の防災性強化	① 木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	道路用地等の買収面積	道路用地等の買収面積 [累積]
		不燃領域率	若葉・須賀町地区の不燃領域率
	② 不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	不燃領域率	不燃化特区の不燃領域率
22 再開発による市街地の整備	① 市街地再開発事業助成（西新宿五丁目中央南地区）	事業進捗率（西新宿五丁目中央南地区）	再開発の機運：0% 準備組合等の設立：30% 都市計画決定：50% 事業認可：70% 権利変換計画認可・着工：90% 完成：100%
		② 市街地再開発事業助成（西新宿三丁目西地区）	
	③ 市街地再開発の事業化支援	事業進捗率（高田馬場駅東口地区）	
		事業進捗率（西新宿七丁目地区）	
		事業進捗率（西新宿五丁目南地区）	
	事業進捗率（新宿三丁目駅前西地区）		
23 細街路の拡幅整備		年間合意距離	細街路事前協議等により、年度内に合意した延長距離 [年度別]
		年間整備距離	細街路事前協議等に基づき、年度内に区が拡幅整備を実施した細街路（区道及び私道）の延長距離 [年度別]
		声かけによる協力要請件数	土地所有者等に対し細街路拡幅整備に関する協力要請を行った件数 [年度別]
24 道路の無電柱化整備		事業進捗率（女子医大通り）	共同溝予備設計完了：10% 共同溝詳細設計完了：20% 支障移設完了：40% 共同溝本体工事完了：60% 引込連系管工事完了：80% 道路築造工事完了：100%
		事業進捗率（四谷駅周辺区道）	
		事業進捗率（上落中通り）	
		事業進捗率（水野原通り）	
25 道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策	道路の治水対策の進捗状況	透水性舗装等の新設・改修を行った面積 [累積] ■ 整備予定 令和6年度：2,500㎡／年相当 令和7～9年度：4,200㎡／年相当の整備
		② 道路・公園擁壁の安全対策	擁壁の点検箇所数（道路）
			擁壁の点検箇所数（公園）
26 まちをつなぐ橋の整備		補修橋りょう数	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく補修工事が完了した橋りょうの数 [累積]

(4) 計画事業の指標

実績	現況（見込）	目標			
		平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
0㎡	88㎡	127㎡	147㎡	167㎡	187㎡
55.5%	57%	58%	59%	60%	61%
68%	69%	69%	70%	—	—
50%	90%	100%	—	—	—
30%	70%	70%	90%	90%	90%
30%	30%	30%	30%	50%	50%
0%	30%	30%	30%	30%	30%
0%	30%	30%	30%	30%	30%
0%	30%	30%	30%	30%	30%
6.0km/年	6.0km/年	6.0km/年	6.0km/年	6.0km/年	6.0km/年
2.6km/年	2.5km/年	2.5km/年	2.5km/年	2.5km/年	2.5km/年
—	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年
0%	20%	20%	20%	20%	60%
0%	20%	60%	80%	100%	—
—	10%	10%	20%	20%	40%
—	40%	60%	80%	100%	—
135,621㎡	151,412㎡	153,912㎡	158,112㎡	162,312㎡	166,512㎡
9か所/年	9か所/年	9か所/年	9か所/年	9か所/年	令和8年度に実施する全箇所点検結果を踏まえ設定する。
11園/年	19園/年	19園/年	19園/年	19園/年	
2橋	7橋	9橋	12橋	14橋	17橋

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
27 被災者生活再建支援体制の強化		住家被害認定調査の調査リーダー育成状況	住家被害認定調査の調査リーダーの育成数 [年度別]
		被災後の相談に対応する職員の育成状況	被災後の相談に関する研修受講後のアンケートで、理解度を5段階中の4以上と回答した職員の割合
28 マンション防災対策の充実		マンション戸別訪問の実施状況	マンション戸別訪問実施回数 [年度別]
		マンション自主防災組織への防災資機材の助成状況	防災資機材助成を実施したマンション自主防災組織の数 [年度別]
29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実		要配慮者支援体制の整った福祉避難所数	事業支援を行うことで、管理体制が強化され、要配慮者を受け入れる体制が充実している福祉避難所数 [累積]
30 新型インフルエンザ等対策の推進		新型インフルエンザ等対策の推進状況	区民等への普及啓発、関係機関との連携強化、医療資機材の配備、訓練等を通じた、新型インフルエンザ等対策の推進状況
31 マンションの適正な維持管理及び再生への支援		管理計画認定マンション数	管理計画認定制度の認定を受けたマンションの件数 [年度別]
		マンション管理セミナー満足度	セミナー参加者向けアンケートで「役に立った」と回答した人の割合
		マンション管理組合交流会満足度	交流会参加者向けアンケートで「役に立った」と回答した人の割合
32 新宿駅周辺地区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり	事業進捗率	整備方針の検討：10% 整備方針策定：20% 都市計画決定：50% 完成：100%
	② 新宿通りモール化	事業進捗率	車両流入抑制に向けた検討：10% 荷さばきに関する地元ルールの導入：30% 歩道の部分拡幅整備：50% 東口地区全体を人中心の道路空間へ再編：100%
	③ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援	事業進捗率	事業化に向けた検討：10% 関係機関との合意：30% 都市計画決定：70% 完成：100%
	④ 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	地区計画等の策定・変更を実施した地区数	地区計画及びまちづくりルール等の策定・変更を実施した地区数 [累積]
33 歌舞伎町地区のまちづくり推進		歌舞伎町のイメージに対する区民意識	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町のイメージが向上したと思う」と回答した区民の割合
		歌舞伎町の賑わいに対する区民意識	区政モニターアンケートにおいて、「以前と比較して歌舞伎町が賑わいのあるまちになったと思う」と回答した区民の割合
34 地区計画等のまちづくりルールの策定		地区計画等の策定・変更を実施した地区数	地区計画及びまちづくりルール等の策定・変更を実施した地区数 [累積]
35 都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）		区画街路の整備状況	整備未完了の区画街路整備の進捗状況
36 人にやさしい道路の整備	① 道路の改良	路線の整備状況	道路改良を行った路線の数 [累積]
	② バリアフリーの道づくり	「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づいた整備路線数	「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づいた整備路線数 [累積]

(4) 計画事業の指標

実績	現況（見込）	目標				
		平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
10名/年	40名/年	40名/年	40名/年	40名/年	40名/年	40名/年
—	—	—	—	100%	100%	—
—	—	10回/年	10回/年	10回/年	10回/年	10回/年
—	15組織/年	15組織/年	15組織/年	15組織/年	15組織/年	15組織/年
—	—	7所	18所	26所	—	—
推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進
—	—	5件/年	5件/年	5件/年	5件/年	5件/年
—	80%	80%	80%	80%	80%	80%
—	80%	80%	80%	80%	80%	80%
10%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
10%	10%	10%	30%	30%	30%	30%
10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
9地区	22地区	23地区	24地区	25地区	26地区	—
42.0%	27.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	—
30.7%	40.6%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	—
69地区	114地区	116地区	118地区	120地区	122地区	—
調整	詳細設計の実施（区画 街路3号の一部）	調整	調整	調整	調整	調整
38路線	44路線	44路線	44路線	45路線	46路線	—
—	1路線	5路線	8路線	10路線	12路線	—

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
37 道路の環境対策		遮熱性舗装実施面積	遮熱性舗装を実施した面積 [累積]
		小型街路灯のLED化基数	小型セラミックメタルハライドランプ（セラメタ灯）のLED化基数 [累積]
		大型街路灯のLED化基数	大型街路灯のLED化基数 [累積]
		街路灯のCO ₂ 削減量	街路灯のLED化に伴うCO ₂ 削減量 [累積]
38 自転車通行空間の整備		整備工事完了路線の延長	自転車通行空間整備工事が完了した路線の延長 [累積]
39 安全で快適な鉄道駅の整備促進	① 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	事業進捗率	協議会の設置：10% 整備計画の策定：25% 工事着手：50% 供用開始：90% 完了：100%
	② ホームドア等の設置促進	ホームドア及びエレベーターの設置促進状況	区内の鉄道駅のホームドア及び複数ルート確保のためのエレベーターの設置促進状況
40 新宿中央公園の魅力向上		整備箇所数	新宿中央公園の魅力向上に向けた整備箇所数 [累積]
41 みんなで考える身近な公園の整備		整備公園数	本事業により整備した公園数 [累積]
42 公園施設の計画的更新		更新等を行った公園施設数	本事業により更新等を行った公園施設数 [累積] ※（）内は他事業実施分含む施設数
43 清潔できれいなトイレづくり		公園トイレバリアフリー箇所数	多機能トイレを備えた公園トイレの箇所数 [累積] ※（）内は他事業実施分含む箇所数
		洋式トイレ化対応箇所数	洋式トイレを備えた公園トイレ・公衆トイレの箇所数 [累積] ※（）内は他事業実施分含む箇所数
44 みどりの計画的な保全		樹木診断実施本数	新宿区立公園等における対象樹木の確認及び初期診断の実施本数 [累積]
45 次世代につなぐ桜並木		「新宿区街路樹管理指針」の改定に向けた取組状況	「新宿区街路樹管理指針」の改定に向けた取組の状況
		桜の承継に向けた取組状況	神田川沿いの桜並木の承継に向けた取組の状況
46 地球温暖化対策の推進	① 区内における地球温暖化対策の推進	省エネルギー・創エネルギー機器等補助の実施によるCO ₂ 削減量	省エネルギー・創エネルギー機器等補助により削減が見込まれるCO ₂ 排出量 [年度別]
	② 他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	カーボン・オフセット事業によるCO ₂ 吸収量	カーボン・オフセット事業により見込まれるCO ₂ 吸収量 [年度別]
	③ 区有施設の照明設備LED化	整備の進捗状況	小学校・中学校・特別支援学校及び幼稚園の照明設備のLED化の整備状況
47 環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進		子ども向け環境学習講座の受講等により環境配慮行動の実践に繋がった家庭の割合	普及啓発読本を用いた授業後のアンケートで、「環境配慮行動の実践に至った」と回答した児童とその家庭の割合
		「(仮称)新宿環境アクションポイント」の年間総ポイント数	「(仮称)新宿環境アクションポイント」参加者に付与したポイント数の総計 [年度別]

(4) 計画事業の指標

実績	現況（見込）	目標			
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
15,792㎡	37,099㎡	38,699㎡	40,299㎡	41,899㎡	43,499㎡
0基	0基	465基	—	—	—
90基	811基	1,081基	1,431基	1,781基	2,129基
799.0t-CO ₂	1,397.0t-CO ₂	1,559.0t-CO ₂	1,596.0t-CO ₂	1,633.0t-CO ₂	1,670.0t-CO ₂
—	18,243m	20,815m	27,852m	31,172m	36,906m
—	25%	50%	50%	50%	50%
設置促進	設置促進	設置促進	設置促進	設置促進	設置促進
0か所	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所
13園	16園	17園	18園	19園	20園
—	114施設	121施設 (121施設)	124施設 (125施設)	134施設 (136施設)	137施設 (139施設)
33か所	46か所	48か所 (49か所)	50か所 (52か所)	52か所 (55か所)	54か所 (58か所)
53か所	94か所	101か所 (102か所)	105か所 (107か所)	111か所 (114か所)	115か所 (119か所)
—	—	約2,500本	約5,000本	約7,500本	約10,000本
—	—	改定	—	—	—
—	—	街路樹診断	アクションプラン作成 (第Ⅰ期)	アクションプラン作成 (第Ⅱ期)	アクションプラン作成 (第Ⅲ期)
152t-CO ₂ /年	860t-CO ₂ /年	2,504t-CO ₂ /年	2,573t-CO ₂ /年	2,660t-CO ₂ /年	2,766t-CO ₂ /年
421.05t-CO ₂ /年	230.00t-CO ₂ /年	320.00t-CO ₂ /年	380.00t-CO ₂ /年	400.00t-CO ₂ /年	420.00t-CO ₂ /年
—	検討	設計完了	工事	工事	工事完了
—	—	80%	80%	80%	80%
61,327ポイント/年	33,656ポイント/年	37,856ポイント/年	42,056ポイント/年	44,156ポイント/年	46,256ポイント/年

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
48 資源循環型社会の構築	① 食品ロス削減の推進	家庭系食品ロス量	区収集燃やすごみ量実績 × 燃やすごみ中の食品ロスの組成割合（令和3年度資源・ごみ排出実態調査による）【年度別】
		食品ロス削減協力店舗数	食品ロス削減協力店に登録している店舗数
		1世帯あたりの食品ロス排出量	1世帯あたりの食品ロス排出重量【年度別】
	② 資源プラスチック回収の推進	資源プラスチックの回収量	容器包装プラスチック（ペットボトルを除く）及び製品プラスチックを資源として回収した量【年度別】
	③ 民間との協働・連携による資源循環	区民一人1日当たりのごみ量	区が当該年度に収集するごみ処理量 ÷ 新宿区の人口（当該年度1月1日） ÷ 当該年度の日数
民間との連携・協定数		ごみの発生抑制に係る事業における民間との連携・協定数【累積】	
49 観光と一体となった産業振興	① 「しんじゅく逸品」の普及	「しんじゅく逸品」登録品数	「しんじゅく逸品」に登録した商品数【累積】
50 大学等との連携による商店街支援		大学等との連携により支援した商店会数	大学等との連携により支援した商店会数【累積】
51 新宿の魅力としての文化の創造と発信		「新宿フィールドミュージアム」参加団体数	新宿フィールドミュージアム協議会参加団体数【年度別】
		イベントの満足度	イベント参加者へのアンケートにおいて、「内容に満足した」と回答した参加者の割合
52 新宿の歴史・文化の魅力向上		イベント等を通じて新宿の歴史・文化への関心度が向上した参加者の割合	イベント等の参加者へのアンケートにおいて、「イベント等を通じて新宿の歴史・文化への関心度が向上した」と回答した参加者の割合
53 新宿ブランドを活用した取組の推進	① 魅力ある観光情報の発信	新宿の観光情報への接触度	新宿観光振興協会ホームページの閲覧数【年度別】
		新宿の観光情報の発信度	新宿観光振興協会公式SNS（X、Facebook、Instagram）のフォロワー数
	② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	「新宿観光マップ」配布部数	「新宿観光マップ」配布部数【年度別】
		新宿文化観光資源案内サイトへの接触度	新宿文化観光資源案内サイトの閲覧数【年度別】
54 新中央図書館等の建設		新中央図書館等の建設検討状況	「新中央図書館等基本計画」等を踏まえた、新中央図書館等の建設検討状況
55 スポーツ環境の整備	① 「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	スポーツ環境整備方針の改定に向けた取組状況	スポーツ環境整備方針の改定に向けた取組状況
	② スポーツコミュニティの推進	スポーツ実施率	区政モニターアンケートにおいて、「週1回以上スポーツや運動を行っている」と回答した区民の割合 ※ 平成29年度末の実績は、区政モニターアンケートにおいて、学習・スポーツ活動を実施していると回答した区民の割合
	③ 総合運動場の整備	総合運動場の整備・検討状況	総合運動場の整備・検討状況
	④ 「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備

(4) 計画事業の指標

実績	現況（見込）	目標			
		令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末
4,556t/年	4,213t/年	4,125t/年	4,037t/年	3,949t/年	3,860t/年
—	67店舗	87店舗	107店舗	127店舗	145店舗
—	1,003g/月	982g/月	961g/月	940g/月	919g/月
1,658t	1,766t	2,314t	2,465t	2,612t	2,772t
—	517g	499g	481g	463g	444g
0件	4件	4件	5件	6件	7件
0品	39品	42品	45品	48品	51品
6商店会	19商店会	21商店会	21商店会	21商店会	—
104団体/年	135団体/年	140団体/年	145団体/年	150団体/年	155団体/年
—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
—	—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
1,483,955人/年	1,200,000人/年	1,300,000人/年	1,400,000人/年	1,500,000人/年	1,600,000人/年
15,210人	27,000人	28,000人	29,000人	30,000人	31,000人
44,900部/年	279,400部/年	450,000部/年	500,000部/年	500,000部/年	500,000部/年
—	60,000人/年	65,000人/年	70,000人/年	80,000人/年	90,000人/年
検討	検討	検討	検討	検討	検討
—	ニーズ調査実施	改定	—	—	—
56.4%	59.5%	62.0%	64.5%	67.0%	69.5%
整備・検討	整備・検討	整備・検討	整備・検討	整備・検討	整備・検討
施設整備	施設整備	施設整備	施設整備	施設整備	施設整備

(4) 計画事業の指標

計画事業	枝事業	指標名	定義
56 多文化共生のまちづくりの推進		地域における多文化共生の定着度	区政モニターアンケートにおいて、「地域における多文化共生が進んでいる」と回答した区民の割合
57 平和啓発事業の推進		平和啓発事業への参加者数	平和派遣報告会、平和講演会・映画会、すいとんの会等、参加者数が把握可能な平和啓発事業への参加者数 [年度別]
		平和意識の啓発状況	区政モニターアンケートにおいて、平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合
58 公民連携（民間活用）の推進		民間提案制度による採用事業の事業評価結果	民間提案制度による採用事業の事業評価（事後評価）において、B評価（妥当である）以上の評価を得た事業の割合
		職員向けアンケート結果（公民連携の意義・民間提案制度の目的等の理解度）	職員向け研修終了後のアンケートにおいて、「公民連携の意義や民間提案制度の目的等を理解した」と回答した職員の割合
59 効果的・効率的な業務の推進	① 業務改善・業務の見直しの推進	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進	窓口サービス、業務の見直し、RPA等のICTの利活用の推進状況
		「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システムの導入	「書かない窓口」の実現に向けた窓口受付支援システムの導入状況
	② 滞納整理業務の一元化	国民健康保険料の収入率	現年度分保険料収入額 ÷ 保険料調定額
		滞納者と納付相談ができた滞納案件の数	滞納者と納付交渉や納付相談等ができた、税及び国保料の滞納案件の数 [年度別]
60 基幹業務システム基盤の整備		次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況	次期基幹業務システム運用基盤の整備及びホスト基幹業務システムの新たな基盤への移行状況
61 区有施設等の長寿命化	① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況	予防保全の考え方に立った「中長期修繕計画」に基づく適切な修繕の実施状況
62 区有施設のマネジメント	① 牛込保健センター等複合施設の建替え	整備の進捗状況	牛込保健センター複合施設等（新施設）の整備の進捗状況
	② 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	整備の進捗状況	旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用に伴う整備の進捗状況
63 多様な決済手段を活用した電子納付の推進		手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用	手数料等の交通系電子マネー決済及びコード決済等の運用（特別区民税・都民税、軽自動車（種別割）、国民健康保険料、介護保険料）
64 行政手続のオンライン化等の推進		電子申請手続の導入及び運用	電子申請手続の導入及び運用
		電子申請におけるコード決済等の導入	電子申請におけるコード決済等の導入
65 自治体DXを推進する人材の育成		DX研修受講者の理解度調査結果（DX推進の意義・デジタルツールの活用等の理解度）	集合研修終了後の調査で測定した、受講者の理解度（5段階）の平均値
		ICTを活用した業務改善業務数	ICTを活用した業務改善の検討を行った業務数 [年度別]

(4) 計画事業の指標

実績	現況(見込)	目標				
		平成29年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
64.5%	69.1%	増加	増加	増加	増加	増加
400人/年	500人/年	500人/年	1,500人/年	500人/年	500人/年	500人/年
—	—	95%	95%	95%	95%	95%
—	—	60%	65%	70%	75%	75%
—	—	70%	70%	70%	70%	70%
—	推進	推進	推進	推進	推進	推進
—	検討	検討	検討	準備	導入	導入
80.5%	85.1%	85.3%	86.3%	87.3%	88.3%	88.3%
50,000件/年	50,000件/年	50,000件/年	53,000件/年	55,000件/年	57,000件/年	57,000件/年
—	整備・移行	整備・移行完了	—	—	—	—
修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施	修繕の実施
—	新施設工事	新施設工事	—	—	—	—
—	設計	設計完了	—	—	—	—
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
—	導入・運用	導入・運用	導入・運用	導入・運用	導入・運用	導入・運用
—	導入検討	導入	運用	運用	運用	運用
—	—	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
—	3業務/年	2業務/年	2業務/年	2業務/年	2業務/年	2業務/年

(5) 区の施策・事業の全体像

「計画事業」と、「経常事業」を一体的に示すことで、区が実施する施策や事業の全体像を明らかにします。

※「計画事業」とは、実行計画の期間内における目標を定め、目標達成に向けて計画的に推進する事業のことです。年度別の事業内容及び年度別の事業費を記載するほか、事業の適切な進行管理を行うための指標を設定しています。

「経常事業」とは、計画事業以外の事業のことです（施設の修繕など臨時的に実施する事業を除く）。事業の仕組みの構築がなされている、取組として定着している等、経常的に事業を推進します。

※「経常事業」には、

- ・ 単独の予算事業で構成されるもの、
 - ・ 関連する複数の予算事業をまとめたもの、
 - ・ 一つの予算事業を施策体系別に分割したもの、
- などがあります。

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備	地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、日常生活の中で歩いてポイントを貯める「しんじゅく健康ポイント」や、健診（検診）等の受診、健康イベントや健康づくり活動への参加など様々な健康行動でスタンプを貯める「しんじゅく健康スタンプラリー」を実施して、多くの区民が健康づくりに参加するきっかけをつくります。また、より多くの区民が日常生活の中で習慣的に歩くことができるよう、身近な運動であるウォーキングに取り組みやすい環境を整備します。	健康部	1
		2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進			
		① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防について普及啓発するとともに、身近な地域で住民主体で実践できるような活動を支援します。	福祉部 健康部	2
		② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の健診・医療情報等に基づき、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、訪問指導等個別支援を行うとともに、地域の様々な場で健康教育や健康相談等を行うなど、高齢者がフレイル予防を実践できるような医療専門職が総合的な支援を行います。	福祉部 健康部	3
		健康な食生活へのサポート	食に関する正しい知識を普及啓発し、区民の野菜摂取量を増やすために1日に必要な野菜摂取量の認知向上を図ります。また、保育施設・学校・事業所等の給食施設、食品販売店等において、「しんじゅく野菜の日」を活用して必要な野菜摂取量の周知を行うとともに、野菜が多く摂れるメニューを提供する場を増やすことで、健康的な食生活の推進を図ります。	健康部	4
		生活習慣病治療中断者への受診勧奨	生活習慣病3疾病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）は、一度発症すると治癒することは少ないため、病状悪化の防止が重要であり、定期的な診察と継続的な服薬が求められます。国民健康保険の診療報酬明細書等（レセプト）のデータを活用して、生活習慣病治療患者のうち、治療中断の可能性のある被保険者に対し医療機関への受診を勧奨することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。	健康部	5
		糖尿病予防対策の推進	代表的な生活習慣病であり、重大な合併症を引き起こす糖尿病を予防するために、区民が糖尿病を発症しやすい生活習慣について理解し、健康的な生活を送ることができるよう、正しい知識の普及啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。	健康部	6
		糖尿病性腎症等重症化予防事業	糖尿病で通院する患者のうち、重症化するリスクが高い者に対し、医療機関と連携した保健指導を実施することで、糖尿病性腎症による透析への移行等を防止します。	健康部	7
		女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、四谷保健センター内の女性の健康支援センターにおいて、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談、女性特有のがんについての普及啓発等、思春期から老年期までの女性のライフステージに応じた健康を支援します。	健康部	8
		こころの健康づくり	こころの健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとる等、ストレスと上手に付き合うことが大切です。関係機関との連携等により、こころの健康についての啓発活動を充実させることで、こころの病気やストレスに対処できるような環境づくりを推進していきます。	健康部	9
		自殺総合対策	誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。	健康部	10
		生涯を通じた歯と口の健康づくり	生涯を通じた歯と口の健康を支援するため、ライフステージごとの取組を推進します。乳幼児期から学齢期は、支援者となるデンタルサポーターを育成し、園や学校での歯科健康教育および地域の歯科診療所での歯科健康診査やフッ化物塗布を実施します。また、口腔機能の発育・発達を目的とした保健センターでの歯科相談を実施します。成人期、高齢期には歯科健康診査、妊婦歯科健康診査、後期高齢者歯科健康診査を実施するとともに出張講座などによる普及啓発を行い、歯科疾患の予防と口腔機能の獲得、維持、向上を支援します。	健康部	11
		公衆浴場の支援	区内公衆浴場への支援を行い、転廃業を防止し、区民の保健衛生、健康増進、地域コミュニティの存続等を図るため、区内公衆浴場に対して、設備更新、健康増進型公衆浴場への施設更新、公衆浴場活性化のためのイベント実施等に係る経費の助成や運営費助成、改修資金の融資あっせん・利子補給を行います。	地域振興部	12
		中強羅区民保養所の管理運営	区民の健康回復や保養のため、箱根の中強羅に設置した中強羅区民保養所（箱根つつじ荘）の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	13
		区民健康村の管理運営	豊かな自然環境の中で、区民の心と体の健康を保ち、余暇の充実を図るため、八ヶ岳のふもとに設置した区民健康村（グリーンヒル八ヶ岳）の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	14
		高齢者健康増進事業（いきいきハイキング）	体力に自信のある60歳以上の高齢者を対象として、ハイキングを実施し、高齢者のいきがいづくりと健康維持増進を図ります。	福祉部	15
高齢者健康増進事業（マッサージサービス）	地域交流館等において、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため、60歳以上の区民に対し1回30分につき1,000円の自己負担で、各館年18回のマッサージサービスを行います。	福祉部	16		

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	高齢者健康増進事業 (ふれあい入浴)	高齢者及び身体障害者等を対象として、健康増進と交流・ふれあいを目的に、月に4回まで区内の公衆浴場に入浴できる「ふれあい入浴」事業を行います。	福祉部	17
		高齢者健康増進事業 (湯ゆう健康教室)	身近にある公衆浴場を利用して、保健師等による保健講話やレクリエーションを実施し、健康づくりの推進及び交流を図ります。	福祉部	18
		地域保健医療支援体制の推進	在宅療養者の支援を目的に、かかりつけ医機能の推進や緊急的に一時入院できる病床の確保等を行います。また、地域保健医療体制の整備に関する具体的な方策を協議・検討するための協議会を運営します。在宅療養にかかわる人材育成や区民の在宅療養への理解促進を行います。	健康部	19
		国民健康保険の運営	「国民健康保険法」に基づき、新宿区に住民登録をされていて他の医療保険制度に加入していない方 (自営業の方や会社などを退職された方等) を対象とした国民健康保険制度を運営します。	健康部	20
		生活習慣病予防の推進	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、新宿区の国民健康保険加入者のうち、40～74歳の方に対し、特定健康診査、特定保健指導を行います。あわせて、糖尿病等の治療が必要な方を医療につなげる取組も行います。	健康部	21
		健康増進事業等	「健康増進法」等に基づき、区民一人ひとりが主体となって取り組む健康づくりを支え、推進するため、各種の健康診査、健診後の健康相談、健康教育等を行います。	健康部	22
		栄養指導	「健康増進法」に基づき、事業所、病院、児童福祉施設等の特定給食施設がその特性に応じた適切な栄養管理を実現できるよう指導します。また、「食品表示法」及び「健康増進法」に基づき、栄養成分表示や誇大表示の禁止についての相談・助言を行います。	健康部	23
		食育の推進	食に関する正しい知識と理解を深め、生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れることを目的として、「新宿区食育推進計画」に基づき、広く区民に食育を推進します。	健康部 教育委員会 事務局	24
		かかりつけ歯科医機能の推進	身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医の機能強化を図り、安全安心な歯科医療を提供できる体制づくりを進めます。また、障害者の生涯にわたる歯と口の健康のために、障害者施設における歯科保健の取組を行います。	健康部	25
		歯科医療協議会の運営	歯科保健事業をより効果的に実施するため、歯科保健・歯科医療の課題等について協議を行い、歯科保健行政に反映させていきます。	健康部	26
		喫煙による健康被害の防止	喫煙や受動喫煙による健康影響から区民を守るため、たばこの健康影響に関する普及啓発や、未成年・父母等に対する喫煙防止対策を行います。また、禁煙の意向を持つ区民に対して、禁煙の指導・助言を行います。	健康部	27
		受動喫煙防止対策の推進	区民や事業者からの受動喫煙防止対策の相談や、助言、指導等を実施し、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進します。	健康部	28
		医療安全相談窓口の運営	「医療法」に基づき、新宿区患者の声相談窓口を設置し、区内の診療所等の医療に関する相談に対応します。	健康部	29
		精神障害者への支援	精神障害の相談を受けるほか、デイケア、アウトリーチ支援や、措置入院をはじめとした入院中の精神障害者に対する退院支援等により、精神障害者やその家族等が地域で安定した生活を送るための支援を行います。	健康部	30
		骨粗しょう症予防検診	20歳以上の区民を対象に骨密度測定を行い、骨粗しょう症の早期発見と骨粗しょう症予防に関する知識の普及啓発を行います。	健康部	31
		訪問指導の充実	区民で療養上の指導が必要な方等を対象に、保健センターから保健師等が家庭訪問して保健指導を行い、心身機能の低下防止や健康の保持増進を図ります。	健康部	32
		保健センターの管理運営	保健センターを管理運営し、区民の健康維持・増進、医療知識の普及・啓発のため、各種健康相談や健診を行います。	健康部	33
		休日診療	休日における急病に対応するため、新宿区医師会区民健康センターで内科・小児科の診療及び電話による医療機関案内等を実施します。また、休日歯科診療所を当番医制で区内2カ所に開設します。	健康部	34
		小児夜間診療	夜間における子どもの急病に対応するため、国立国際医療研究センター病院内に診療室を開設し、小児科診療を行います。	健康部	35
		元気館の管理運営	運動習慣の定着を目的とする健康増進事業を実施して、区民の健康保持とその増進を図るとともに、地域における健康づくり活動を支援するため、元気館の管理運営 (指定管理者) を行います。	健康部	36
地域健康づくりの推進	区民の健康寿命のさらなる延伸に向けて、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、健康づくりの普及啓発を行います。	健康部	37		
健康づくり行動計画 (がん対策・食育推進計画) の推進	区民、学識経験者、関連団体から推薦を受けた者等で構成される新宿区健康づくり行動計画推進協議会を開催し、健康づくり行動計画 (がん対策・食育推進計画) の進捗状況や達成度を評価するとともに、今後の健康づくり事業の展開に意見を反映させます。	健康部	38		
がん患者のウィッグ購入費等助成	がん治療に伴う外見 (アビランス) の変化の悩みを抱えている患者が、自分らしく生活できるよう、ウィッグなどの購入やレンタル等にかかる費用の一部を助成することで療養生活を支援します。	健康部	39		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	3 地域で支え合うしくみづくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めます。	福祉部	40
		4 介護保険サービスの基盤整備			
		① 地域密着型サービスの整備	要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを提供できる施設の整備を行います。	福祉部	41
		② 特別養護老人ホームの整備	在宅生活が困難になった要介護高齢者の生活を支えるため、民設民営方式による特別養護老人ホームの整備を行います。	福祉部	42
		③ ショートステイの整備	高齢者が、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられ、また、家族の介護負担が軽減されるよう、民設民営方式によるショートステイの整備を行います。	福祉部	43
		5 認知症高齢者への支援体制の充実	今後、急速に増加が見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症についての正しい知識の普及を進めていくなど、地域で認知症高齢者を支援する体制を充実していきます。	福祉部	44
		多様な主体による支え合いの推進	高齢者自身も含めた多様な世代が、地域で高齢者を支える担い手となって活動できるよう育成、支援を図ります。また、区民が主体となって体操や趣味活動等の介護予防に資する活動を行う通いの場の情報発信や運営支援、参加促進を進めるとともに、関係機関との連携強化を図り、地域で支え合うしくみづくりを推進します。	福祉部	45
		認知症高齢者支援の推進	認知症初期集中支援チームによる支援、認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援、認知症診療連携マニュアルの作成・普及などを実施し、認知症高齢者の早期発見・早期診断・診断後の支援体制の充実、認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしやすい体制づくり、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進していきます。	福祉部	46
		一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス	一定の条件に該当する一人暮らしの認知症高齢者に対して、ヘルパーを派遣し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。	福祉部	47
		高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センターの相談体制や、家族介護者等の支援の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	福祉部	48
		在宅医療・介護連携ネットワークの推進	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、安心して看取りまでできる体制の強化を目指し、病院、診療所、歯科診療所、薬局等の医療ネットワークを推進するとともに、ケアマネジャー、介護サービス事業者等を含めた多職種連携を推進し、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう取り組みます。また、在宅医療相談窓口、在宅歯科相談窓口、がん療養相談窓口の充実を図り、区内の医療と介護の支援情報を区民や関係者に情報発信します。	福祉部 健康部	49
		シルバーピア（高齢者集合住宅）の管理運営	新宿区が指定する住宅（シルバーピア）に高齢者の生活援助等を行うワーデン（生活協力員）・LSA（生活援助員）を配置することにより、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ります。	福祉部	50
		特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理	東京都の経営支援補助金の対象とならない元区立の特別養護老人ホームの運営の助成や、区所有の貸付施設（特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター）の維持管理等を行うことにより、各施設のサービスの維持・向上を図ります。また、区内の特別養護老人ホームが医療処置を要する区民を受け入れる際に、運営経費の一部を助成します。	福祉部	51
		高齢者保健福祉計画等の推進	区民、学識経験者、保健福祉関係者で構成される新宿区高齢者保健福祉推進協議会を設置し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進行管理及び計画の見直しの協議を行います。	福祉部	52
		高齢者向け総合情報冊子の発行	区民を適切な窓口や高齢者サービスの利用につなげることを目的とし、高齢者向け各種事業や相談窓口等について、わかりやすい情報を総合的に提供できる冊子として「高齢者くらしのおたすけガイド」を作成・配布します。	福祉部	53
		老人福祉施設への入所等措置	家庭で生活することが困難な65歳以上（特別の場合は60歳以上）の方の養護老人ホームへの入所措置や、虐待を受けている高齢者等のために、やむを得ない事由による措置を行います。	福祉部	54
一人暮らし高齢者等への助成	一定の条件に該当する一人暮らし高齢者等に対して、日常生活を支援する事業（配食サービス、理美容サービス、緊急通報システム等）を実施し、高齢者の自立した生活を支えます。	福祉部	55		
紙おむつ等購入費助成	おむつを必要とする高齢者等のうち一定の条件に該当する方を対象に、おむつ購入費の一部を助成します。	福祉部	56		
補聴器及び杖の支給	一定の条件に該当する高齢者に対して、補聴器及び杖を支給することにより、日常生活での不便を解消します。	福祉部	57		
特別養護老人ホームの入所調整	特別養護老人ホームの入所にあたって、より必要度の高い方から入所できるよう、必要度を点数化し入所調整を行います。	福祉部	58		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	徘徊高齢者等緊急一時保護	緊急保護を要する徘徊高齢者等を、24時間対応が可能な宿泊施設に確保した緊急保護用ベッドで一時的に保護します。	福祉部	59
		高齢者緊急ショートステイ事業	介護する家族の疾病等により緊急にショートステイが必要な方に対し、有料老人ホームの居室を提供することで、要介護高齢者の介護及び生活の場を一時的に保障し、在宅生活を支援します。	福祉部	60
		介護者リフレッシュ支援事業	一定の条件に該当する高齢者に対して、ヘルパーを派遣し、当該高齢者を介護する者の精神的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会を創出します。	福祉部	61
		地域見守り協力員	75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を地域見守り協力員（ボランティア）が定期的に訪問し、安否の確認や、孤独感の解消を図ります。新宿区社会福祉協議会に委託して実施します。	福祉部	62
		一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布	75歳以上の一人暮らし高齢者に、情報紙「ぬくもりだより」を月2回訪問配布し、生活に役立つ情報提供などを行うとともに、地域との交流が少なくなりがちな高齢者の安否確認・見守りを行います。	福祉部	63
		地域安心カフェ	高齢者及びその介護者等が気軽に交流や相談ができる場を設け支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防し、地域の支え合いの充実を図ります。	福祉部	64
		介護支援等ボランティア・ポイント事業	区内の介護保険施設等でのボランティア活動や高齢者の見守り活動等を行った際に、換金又は寄附できるポイントを付与することにより、地域における高齢者等への支え合い活動の担い手を育成、支援します。	福祉部	65
		高齢者見守り登録事業等	高齢者に身近な民間事業者が、業務中に気付いた高齢者の異変を高齢者総合相談センター等へ連絡し、関係機関と連携して地域の高齢者をゆるやかに見守ります。また、熱中症予防パンフレットや見守りキーホルダー、高齢者見守り啓発用チラシの配布等を通じて、地域における見守り支え合いの充実を図ります。	福祉部	66
		高齢者の権利擁護の普及啓発	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会の開催等を通じて、高齢者の権利擁護に関するネットワークの充実を図り、虐待防止等についての有効な手立てを検討します。	福祉部	67
		特別永住者等福祉特別給付金	国民年金制度上、老齢年金を受けない特別永住者等に福祉特別給付金を支給し、当該特別永住者等の福祉の向上を図ります。	福祉部	68
		高齢者在宅サービスセンターの管理運営	介護を必要とする在宅の高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、区立高齢者在宅サービスセンター（百人町）の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	69
		介護人材確保・育成支援	区内で介護保険サービスを提供している事業所等を対象にして、介護福祉士の資格取得費用助成や、適切な事業所運営やスキルアップのための研修等を実施することで、区内の介護保険サービスの質の向上を図ります。併せて、人材の確保を図るため、介護人材入門的研修を実施します。	福祉部	70
		介護従事職員宿舍借り上げ支援事業	区内で介護保険サービスを提供している事業者を対象にして、介護従事職員の宿舍借り上げを支援し、介護人材の確保定着を図るとともに、民間福祉施設による福祉避難所の拡充を進めます。	福祉部	71
		介護保険サービス利用者負担の軽減	低所得者を対象に、介護保険サービス利用時の負担額を軽減します。	福祉部	72
		介護保険制度の運営	介護保険の被保険者の資格取得・喪失、保険料の賦課・徴収や還付、保険給付等の管理を行うとともに、各種申請の受付や相談など、介護保険制度を運営します。	福祉部	73
		介護保険料の収納対策等	納付相談員による介護保険料の徴収や介護保険制度の趣旨普及を含めた活動のほか、在宅で納付できるモバイル収納などの多様な決済手段に対応することにより、介護保険料の収納率向上を図ります。	福祉部	74
		介護保険サービスの質の向上	事業者の質の向上と育成支援を主眼に、新宿区介護サービス事業者協議会の運営支援、事業者向け研修会の開催支援、情報提供等を行います。	福祉部	75
		地域密着型サービス事業者の指定	地域密着型サービス、介護予防支援、居宅介護支援の事業者の指定を行います。地域密着型サービスの指定等に関しては、新宿区地域包括支援センター等運営協議会で意見を聴取します。	福祉部	76
		要支援・要介護認定の実施	要支援・要介護認定申請を受けて、介護認定審査会の判定に基づき要介護認定等を行います。審査に当たっては、主治医意見書を徴取すると共に、認定調査を行います。	福祉部	77
		介護保険制度の周知	介護保険制度の趣旨を広く周知するため、「介護保険へんり帳」等の作成・配布、ホームページによるサービス事業者の情報提供等を行います。	福祉部	78
介護給付適正化の推進	介護サービス事業者に対する指導検査、介護報酬請求内容の点検などを行い、サービス利用及び介護費用の適正化に取り組み、介護保険制度の安定的な運営を図ります。	福祉部	79		
介護保険サービス給付費の支給等	介護保険法に基づき、居宅サービス費、施設サービス費など各種サービスの保険給付費を支給します。東京都国民健康保険団体連合会に介護報酬明細書の審査及び各サービス事業者への介護報酬の支払を委託します。	福祉部	80		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービスを実施します。また、高齢者が介護予防に継続して取り組めるよう一般介護予防事業を実施します。	福祉部	81	
		家族介護慰労金支給	要介護者（要介護度4・5）を1年間介護保険のサービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して、慰労金を支給します。	福祉部	82	
		徘徊高齢者探索サービス	認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護する方に対して、位置情報専用端末機を貸出し、位置情報を提供します。	福祉部	83	
		新宿区シルバー人材センター運営助成等	公益社団法人新宿区シルバー人材センターに対して必要な経費の一部を助成することにより、高齢者の就業機会の増進及び生きがいづくりの一助とし、地域社会の発展に寄与することを旨とします。	福祉部	84	
		高齢者福祉活動事業助成等	高齢者の生活支援、介護予防、いきがいづくり及び健康づくり等に関する活動を行う団体に対し、助成を行います。	福祉部	85	
		高齢者クラブへの助成等	高齢者クラブの活動を支援するため、高齢者クラブ運営費や連合会事業への助成等を行います。	福祉部	86	
		都市型軽費老人ホーム整備助成	都市型軽費老人ホームの整備を促進するため、整備事業者を募集し、東京都の制度を利用して整備費を助成します。	福祉部	87	
		敬老事業	敬老会、ことぎ祝金及び区長による高齢者訪問により長寿のお祝いを行います。	福祉部	88	
		高齢者健康増進事業（高齢者福祉大会）	高齢者クラブ会員や地域交流館等利用者が日頃練習した踊りや唄等を発表する場として、高齢者福祉大会を開催します。	福祉部	89	
		高齢者健康増進事業（いきがいづくり支援等）	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるよう、地域の高齢者を対象とした「いきがいづくり支援・地域交流支援・介護予防」の取組を実施します。	福祉部	90	
		シニア活動館の管理運営	シニア世代の方及び高齢者がボランティアなどの社会貢献活動の拠点の場とするとともに、シニア世代の方等を対象とした健康及び福祉の増進を図るため、シニア活動館の管理運営（指定管理者）を行います。また、地域の実情やニーズを踏まえ、担い手や団体の育成・支援、活動のコーディネート等を行うことにより、「地域支え合い活動」を展開します。	福祉部	91	
		地域交流館の管理運営	地域における高齢者の福祉を増進するために行われる高齢者相互の交流の拠点とするとともに、高齢者に係る健康及び福祉の増進を図るため、地域交流館の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	92	
		薬王寺地域ささえあい館の管理運営	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者の健康及び福祉の増進を図るとともに、地域支え合い活動の拠点として、薬王寺地域ささえあい館の管理運営を行います。	福祉部	93	
		後期高齢者医療制度	平成20年4月から、75歳以上（一定以上の障害のある場合は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が創設され、運営主体となる広域連合は資格管理・保険料賦課・保険給付等を行い、区は保険料の徴収と各種申請等の窓口事務を行います。	健康部	94	
		3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	6 障害者グループホームの設置促進	障害者の地域での生活を支援するため、民設民営方式によるグループホームの整備に対して施設整備費等の補助を行い、設置促進を図ります。	福祉部	95
			7 区立障害者福祉施設の機能の充実	障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路の選択肢を確保するため、生活介護事業の充実を図ります。また、家族の高齢化に伴う介護負担の軽減のため、短期入所事業の充実を図ります。新宿生活実習所の建替えを行い、新施設において生活介護事業及び短期入所事業の定員の拡充を行います。また、障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護事業の定員の拡充を行います。	福祉部	96
			障害を理由とする差別の解消の推進	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、令和6年4月から民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。改正法の趣旨を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じた合理的配慮等の提供が促進されるよう、コミュニケーション支援等の推進や区民及び事業者への理解啓発活動を行います。また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。	福祉部	97
			心身障害者扶養年金事務（扶養共済制度）	心身障害者を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害となった場合に、心身障害者に年金を支給します。	福祉部	98
			心身障害者医療費助成事務	身体障害者手帳1・2級（内部障害者は3級まで）、愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の方が医療保険で診療等を受けた場合に、自己負担分の費用を助成します。	福祉部	99

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	障害者計画等の推進	障害福祉サービスに関係する機関等が連携を図り、また地域における障害者等への支援体制に関する課題検討などを行う障害者自立支援協議会を運営します。また、「新宿区障害者計画」等を推進します。	福祉部	100
		障害者自立支援ネットワーク	障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行います。また、身体障害者、知的障害者、家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。	福祉部	101
		介護給付費等の支給に関する審査会	介護給付費等の支給に関する審査会は、「障害者総合支援法」に基づき設置しており、障害支援区分の認定を行います。	福祉部	102
		障害児等タイムケア事業	小・中・高校生の障害児等に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供します。事業を実施する社会福祉法人に対し、運営経費の一部を助成します。	福祉部	103
		障害者就労支援施設事業運営助成	民営の障害者就労支援施設等を運営する社会福祉法人等に対し、安定的な施設運営をサポートし利用者支援の充実を図るために、運営経費の一部を助成します。	福祉部	104
		障害者支援施設運営助成	障害者支援施設新宿けやき園及びシャロームみなみ風に対し、夜間看護職員の配置に対する助成や日中の生活介護利用者のための通所バス運行等に対する助成などを行います。	福祉部	105
		指定障害福祉サービス事業者等指導検査事務	適正な障害福祉サービスの提供等のために、区内の指定障害福祉サービス事業者等に対し、指導検査を行います。	福祉部	106
		障害者への自立支援給付費等	障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、介護給付費等、訓練給付費等、自立支援医療費、補装具費、相談支援給付費、高額障害福祉サービス費などを支給します。	福祉部	107
		障害児支援給付	障害児が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、障害児への通所支援費、障害児が受けるサービスの利用計画作成費などを支給します。	福祉部	108
		障害者支援施設への短期入所措置等	虐待を受けた障害者の生命の安全を確保するため、養護者等から分離し、一時的に保護することが必要な場合に、障害者支援施設へ短期入所等の措置を行います。	福祉部	109
		障害者地域生活支援事業	障害者に対し、相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業（日中ショートステイ、障害児等タイムケア事業、土曜ケアサポート事業）、巡回入浴サービス事業等を行います。	福祉部	110
		福祉手当等の支給	障害（身体、知的、精神）がある方や難病患者の方に心身障害者福祉手当を支給します。また、原爆被災者への見舞金や、国や都の制度として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当等を支給します。	福祉部	111
		心身障害者への助成	障害者に対し、歯科診療、リフトタクシーの運行委託、タクシー利用料、自動車燃料費、自動車運転教習費、障害者位置探索システム加入費用等の助成を行います。	福祉部	112
		在宅重度心身障害者への助成	在宅重度心身障害者に対し、理美容サービス、介護人休養サービス、寝具乾燥・消毒サービス、紙おむつ費用助成、重度脳性麻痺者介護人派遣、緊急通報システム・火災安全システムの提供などを行います。また、重症心身障害児等に対し、在宅レスパイト等サービスを行います。	福祉部	113
		身体障害者への助成	自らが運転する自動車を所有する身体障害者が、就労等に伴い自動車を改造する場合に、その費用を助成します。また、外出困難な身体障害者に対し電話使用料を助成します。	福祉部	114
		遠距離施設訪問家族交通費助成	遠隔地の施設等に入所している障害者の家族が、施設を訪問する際の交通費の一部を助成します。	福祉部	115
		視覚・聴覚障害者支援事業	視覚・聴覚に障害のある方を対象に、情報提供や代読・代筆等のサービスを行い、障害のある方同士の交流を図る事業と場を提供します。	福祉部	116
		特別永住者等重度障害者特別給付金	国民年金制度上、障害基礎年金を受けることができない特別永住者等の方へ、重度障害者特別給付金を支給します。	福祉部	117
		障害者医療的ケア体制への支援	区内の福祉ホーム等の施設利用者及び在宅で生活する重度身体障害者に対して、訪問看護事業等に委託し、たんの吸引等の医療的ケアを実施するとともに、各施設の介護職員や保護者に対して研修等を通して、医療的ケアに関する知識、技術の習得を図ります。	福祉部	118
		あゆみの家の管理運営	心身に障害のある区民やその家族の福祉の向上を図るため、生活介護事業、短期入所・日中ショートステイ事業等や、生活介護利用者に対する給食・送迎サービスを実施するあゆみの家の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	119
障害者施策推進協議会の運営	障害者のための施策を総合かつ計画的に推進し、新宿区における障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者施策推進協議会を設置・運営します（公募区民委員や障害者団体の代表者委員等による構成）。	福祉部	120		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	障害者就労支援推進	障害者の就労機会の拡大を図るため、区内障害者就労支援施設への委託により、新宿区障害者による地域緑化推進事業を実施しています。	福祉部	121
		障害者ヘルプカード等の作成	緊急時や災害時に障害者への援助をスムーズに行うため、ヘルプカードを作成し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者等に配布します。	福祉部	122
		福祉作業所の管理運営	障害者の自立の支援その他の障害者福祉の増進を図るため、就労継続支援B型事業及び生活介護事業を行う福祉作業所の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	123
		障害者福祉センターの管理運営	障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者に対する相談・福祉情報の提供、福祉サービスの利用支援などを行う障害者福祉センターの管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	124
		新宿生活実習所の管理運営	知的障害者の社会参加や社会生活能力の向上を図ることを目的として、生活支援や自立に向けての援助を行う新宿生活実習所の管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	125
		障害者生活支援センターの管理運営	精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行う障害者生活支援センターの管理運営（指定管理者）を行います。	福祉部	126
		難病対策事業	難病患者等の方やそのご家族に対して、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問等による相談を行うとともに、看護師派遣等を行います。また、骨髄等の移植を完了したドナー等に助成金を交付することで、ドナー登録の増加や、骨髄等の適切な提供を推進していきます。さらに、難病患者への地域の実情に応じた支援体制について協議、検討するための協議会を運営します。	健康部	127
	4 安心できる子育て環境の整備	8 保育基盤整備の推進	地域の教育・保育の量の見込みを踏まえ「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）」の策定や見直しを実施する中で、地域ごとの就学前児童数の状況等を詳細に検証し、必要な地域に適切な規模で保育基盤の整備を実施することにより、保育を必要とする家庭の支援を行っていきます。	子ども家庭部	128
		9 学童クラブの定員拡充	保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、需要増に対応するため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの定員拡充を図ります。	子ども家庭部	129
		10 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭のニーズが多様化しています。妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るため、妊娠期・出産後・乳幼児期の節目に、保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。また、これまで以上に児童福祉分野と母子保健分野が連携して、計画的かつ継続的な支援を行うため、「こども家庭センター」を設置します。総合的な少子化対策を推進していくために、児童福祉や母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、経済的支援も一体的に実施しながら妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を充実させていきます。	子ども家庭部 健康部	130
		11 児童相談体制の整備	虐待などの問題から子どもを守るため、職員の更なる専門性の向上を図りつつ、児童相談所の設置について検討していきます。あわせて、都区連携による取組として東京都児童相談センター内に設置した新宿区子ども総合センター分室の効果も踏まえ、新宿区の子どもや子育て家庭にとって最適な児童相談体制の整備に向けて取り組んでいきます。	子ども家庭部	131
		子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した子ども・若者総合相談窓口において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者を支援していきます。さらに、家庭内のデリケートな問題から表面化しにくい課題を抱える子どもを適切な支援につなげられるよう、関係機関を含めた研修や周知啓発を実施します。	子ども家庭部	132
		子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターにおいて、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつなげていきます。さらに、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	子ども家庭部	133
子どもショートステイ	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預ります。また、保護者及び児童の養育環境等により特に支援が必要な家庭を対象としたショートステイ、親子一緒にショートステイのほか、子ども本人の希望による預かりも行います。	子ども家庭部	134		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の 新宿	4 安心できる子育て環境の整備	家事育児サポート事業	保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を助成します。また、育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（産後ドゥーラまたはヘルパー）を派遣することで、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。	子ども家庭部	135
		発達に心配のある児童への支援の充実	障害や心身の発達に心配のある児童が、家庭や地域で健やかに成長できるよう、総合的な支援を推進するため、多様化する療育ニーズに対応していきます。相談や障害児通所支援に加え、保育所など児童が日常の集団生活を営む場で支援を行うほか、ペアレントメンター（障害児の育児経験を持つ方）による相談、児童の一時預かりによる保護者へのケアなど、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。	子ども家庭部	136
		放課後子どもひろば	小学生が自由に集い、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラムの場である放課後子どもひろばに加え、放課後子どもひろばに出欠確認等学童クラブ機能の一部を付加した「ひろばプラス」を実施し、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	子ども家庭部	137
		子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、引き続き子どもの貧困対策等に資する事業を着実に展開するとともに、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう周知の充実を図り、取組をより一層推進します。	子ども家庭部	138
		子どもの施策への参画促進	子どもが区長と直接意見交換をする小・中学生フォーラムの実施などにより、子どもが区政に参加できる機会を確保します。	子ども家庭部	139
		家庭・地域の教育力向上支援	自立した青少年の育成を目的として体験活動の充実を図る青少年活動推進委員の活動や、子育て支援の輪の構築・拡大を目的とした地域団体等の見本市である新宿子育てメッセの開催により家庭・地域の子育てを支援します。	子ども家庭部	140
		ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、「ひとり親家庭サポートガイド」等による情報提供、医療費の助成、家事援助者の雇用に対する費用助成、就業支援や資格取得支援、養育費確保、レクリエーションなどへの支援を行います。	子ども家庭部	141
		子ども未来基金	「新宿区子ども未来基金」を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する活動に対し助成及び支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支えます。	子ども家庭部	142
		学校安全対策	子どもが犯罪に巻き込まれないよう安全確保や学校等の安全管理を図ります。また、防犯啓発用冊子の作成、非常通報装置（学校110番）や通学路防犯カメラの保守、PTA防犯バトロール支援等を行います。そのほか、中学生と地域の防災訓練の実施を支援します。	教育委員会事務局	143
		島田育英基金	将来の社会に有為な人材を育成するため、学業優秀な区内在住中学生に対し、高等学校等へ進学する際に育英資金を支給します。	総務部	144
		保育施設のサービス評価事業	区立保育所・子ども園の福祉サービス第三者評価の実施や、私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所のサービス評価受審経費の補助を行います。	子ども家庭部	145
		保育園児等への日本語サポート	日本語のサポートが必要な園児を対象とした日本語の指導支援や、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会への通訳の派遣を実施します。	子ども家庭部	146
		保育従事職員資格取得支援事業	新宿区内の保育施設に勤務している、保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、保育に必要な人材の確保を図り、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部	147
		保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	保育従事職員の宿舍借り上げを行う事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び離職防止を図り、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部	148
		保育の必要性の認定及び入所に係る事務	「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に基づき、認可保育施設等への入所を希望する児童に対しては教育・保育給付認定及び入所に係る事務を行います。認可外保育施設等の利用にあたり幼児教育・保育の無償化の給付対象となる児童に対しては、施設等利用給付認定に係る事務を行います。	子ども家庭部	149
		区立保育所の管理運営	区立保育所の管理運営を行います。また、多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時保育、障害児保育、年末保育なども行います。	子ども家庭部	150
		私立認可保育所への保育委託	保育が必要であると認定された児童のうち、私立認可保育所に入所している児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部	151
		区立子ども園の管理運営	区立子ども園の管理運営を行います。また、一時保育や定期保育のほか、子育て相談や、未就園児親子の交流の場を設置する等、子育て支援事業を行います。	子ども家庭部	152
		私立認定こども園への施設型給付等	保育が必要であると認定された児童のうち、私立認定こども園に入所している児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部	153

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心できる子育て 環境の整備	地域型保育給付等	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を利用する児童についてその費用を支弁します。	子ども家庭部	154
		私立認可保育所等における特別保育事業	私立認可保育所、私立認定こども園等において延長保育事業、一時保育事業、定期保育事業、病児・病後児保育事業を実施します。	子ども家庭部	155
		保育士等キャリアアップ補助事業	保育士等が専門性を高めながらやりがいを持って働けるよう、保育士等のキャリアアップの取組を行う事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を目指します。	子ども家庭部	156
		認証保育所への認可化移行支援	認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的手続等を支援します。	子ども家庭部	157
		認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、区民の保育料負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。	子ども家庭部	158
		認可外保育施設の利用者への助成	認可保育所等への入園が不承諾となった区民が、一定の基準を満たした認可外保育施設を利用した場合に、保育料負担を軽減するため要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。	子ども家庭部	159
		施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象の認証保育所、認可外保育施設、一時保育事業、ひろば型一時保育事業等を利用し、給付の認定を受けた子どもの保護者に対して、上限額の範囲内で施設等利用費を給付します。	子ども家庭部	160
		保育士就職相談・面接会の実施	就職相談会・面接会を実施し、私立認可保育所等を運営する民間事業者における保育人材の確保を支援します。	子ども家庭部	161
		保育指導検査事務	区立保育所・子ども園や、私立認可保育所・私立認定こども園・認証保育所等を対象として、区職員による指導検査を実施することにより、適正な運営管理及び保育の質の維持向上を図ります。	子ども家庭部	162
		児童館の管理運営	児童館の管理運営を行います。児童館では、子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導や子ども読書活動などを行うほか、幼児サークルや身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりを推進しています。	子ども家庭部	163
		青少年健全育成活動	社会を明るくする運動やこどもんなか月間などを通じて、青少年の非行防止、非行に陥った者の更生・援助のための地域活動、青少年自身の社会参加の実践活動を奨励し、青少年の健全育成に努めます。	子ども家庭部	164
		地区青少年育成委員会活動への支援	地区青少年育成委員会が行う事業への助成や、合同研修会などの合同行事等への支援を行い、青少年の健全育成活動の活性化を図ります。	子ども家庭部	165
		地域活動指導員	青少年の体験活動の充実や家庭地域の教育力向上のため、専門職として地域の教育力等の技術的指導・助言を行います。	子ども家庭部	166
		思春期の子育て支援	思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として、連続講座やシンポジウムを開催します。	子ども家庭部	167
		未来を担うジュニアリーダーの育成	区内で実施される地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍する人材の発掘と、子どもの自主性・協調性の育成を目的とし、年間を通じた連続講座を実施します。	子ども家庭部	168
		ファミリーサポート事業	保育施設等の時間外に子どもを預かるなど、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会へ委託して実施します。	子ども家庭部	169
		ひろば型一時保育	理由を問わず身近な場所で、短時間、乳幼児を預かることにより、子育て家庭を支援します。対象は生後6か月から小学校就学前までです。	子ども家庭部	170
		地域子育て支援センターの運営	0～3歳の乳幼児と保護者が集う乳幼児親子の交流の場の提供や、子育てに関する情報提供や相談を行います。地域子育て支援センター二葉と地域子育て支援センター原町みゆきがあります。	子ども家庭部	171
		家庭訪問型子育てボランティア推進事業	研修を受けたホームビジター（ボランティア）が、妊婦や未就学児がいる家庭へ1回2時間程度4～6回無償で訪問して、子育ての悩みを聴いたり、育児や家事、外出等を保護者と一緒に行います。	子ども家庭部	172
		誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表するために誕生祝品を支給します。	子ども家庭部	173
北山伏子育て支援協働事業	北山伏児童館1階において、乳幼児と保護者が親子で気軽に立ち寄れる「ゆうゆうひろば」、子育てに関する情報提供や相談、一時預かりなどを実施します。地域の子育て当事者で構成するNPO法人ゆったりーのに運営を委託しています。	子ども家庭部	174		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	4 安心できる子育て環境の整備	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う地域の団体等の活動を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境づくりを促進するとともに、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援します。	子ども家庭部	175
		落合三世交代交流事業	西落合児童館2階において、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世交代交流サロン」を実施します。区民で構成する「落合三世交代交流を育てる会」に運営を委託しています。	子ども家庭部	176
		子ども医療費助成	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成することにより、子どもの健全育成を図ります。	子ども家庭部	177
		児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に手当を支給します。なお、法改正により、令和6年度中に支給期間の延長等の変更が予定されています。	子ども家庭部	178
		まちの子育てバリアフリーの推進	妊娠期から就学前の子どもを持つ方を主な対象として、出産や子育てに役立つ情報をスマートフォンに届けるプッシュ通知と、子ども連れで外出する時に便利な「子育て応援ショップ&マップ」の2つの機能をひとつのアプリにまとめた「しんじゅく子育て応援ナビ」を提供しています。	子ども家庭部	179
		子ども総合センターまつり	子ども総合センターを周知し、更なる利用の促進を図るため、イベントを開催します。なお、同センターは、新宿ここから広場内にあるため、「ここからまつり」の一環として実施します。	子ども家庭部	180
		母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上の様々な問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	子ども家庭部	181
		助産施設への入所委託	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	子ども家庭部	182
		児童育成手当	父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための障害手当があります。	子ども家庭部	183
		児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。他に、障害を有する20歳未満の児童を養育する方のための特別児童扶養手当があります。	子ども家庭部	184
		相談員の活動	母子・父子自立支援員はひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。家庭相談員は、結婚や離婚等の夫婦の問題、嫁と姑、親子関係など様々な悩みなどの相談を受け、問題解決について助言します。	子ども家庭部	185
		東京都母子及び父子福祉資金の貸付事務	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要になった場合に貸付けを行います。	子ども家庭部	186
		次世代育成協議会の運営	区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するための施策に関して協議するため、次世代育成協議会を運営します。	子ども家庭部	187
		子ども・子育て会議の運営	特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関し意見を聴くとともに、「子ども・子育て支援事業計画」に定める子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者及び学識経験者等からなる子ども・子育て会議を運営します。	子ども家庭部	188
		保育所等緊急助成	物価高騰対策として、食材料費及び光熱費の高騰に対する保育所等への支援を実施します。	子ども家庭部	189
		在宅子育て家庭への相談支援	保育施設等を利用していない子育て家庭を対象とする育児相談の場を設け、保育の専門性を活かし、地域で子育てを支援する施設に区が補助を実施し地域の子育てを支えていきます。	子ども家庭部	190
		子育てに関する相談・支援体制の充実	区民が安心して出産、子育てができるよう、妊娠にともなう費用負担の軽減のための助成や、母親学級、両親学級等を通じた知識の普及・情報提供等、妊娠から出産、乳幼児期の子育てについて支援を行います。	健康部	191
		母子保健事業	妊娠の届出があった区民に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理をサポートします。また、乳幼児に対する健康診査等の実施、生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭に子育てのための訪問相談を行います。	健康部	192
		多胎児家庭への移動支援	多胎児家庭の負担を軽減し、母子保健事業の一層の利用促進と家庭の状況に応じたきめ細かな支援に繋げるため、多胎児がいる世帯を対象に、相談支援・交流会・母子保健事業利用等のための移動に係る経費を補助します。	健康部	193
		区立幼稚園の管理運営	区立幼稚園の管理運営として、教材教具の充実、障害児保育の充実、幼稚園児の健康管理、保健衛生等を行います。医療的ケア児及びその家族に対する支援について、引き続き受入体制を整備していきます。	教育委員会事務局	194
私立幼稚園の振興	私立幼稚園に対する指導監督を行います。また、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園に施設型給付費を支給します。	教育委員会事務局	195		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の新宿	4 安心できる子育て環境の整備	私立幼稚園緊急助成	物価高騰対策として、食材料費、光熱費及び燃料費の高騰に対する私立幼稚園への支援を実施します。	教育委員会事務局	196
		学童交通安全対策	区立小学校1年生を対象に交通安全意識啓発用のランドセルカバー・黄色い帽子等を配付します。また、毎年、交通安全及び防犯の視点での通学路点検を実施し、通学路の安全を確保します。	教育委員会事務局	197
		学童擁護委託	児童の登下校時において、委託による学童擁護員が、交通信号機や交通状況により道路横断等において声掛け・見守りを行い、児童の安全を確保します。	教育委員会事務局	198
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	12 不登校児童・生徒への支援	不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していけるように、多様な教育機会の確保に努めるとともに、多様な教育機会検討委員会等により、教職員への理解啓発を図ります。また、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援やつくし教室の訪問型支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。さらに、つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。	教育委員会事務局	199
		13 ICTを活用した教育の充実	「新宿区版GIGAスクール構想」に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会を確保します。さらに、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、ICT環境の運用を適切に進めるとともに、各学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。	教育委員会事務局	200
		地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	教育委員会事務局	201
		学校サポート体制の充実	学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。	教育委員会事務局	202
		学校評価の充実	区立学校では、内部評価、学校関係者評価、第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、指導・助言を行います。さらに、小中連携型地域協働学校の関係する小・中学校の学校評価についても行います。	教育委員会事務局	203
		創意工夫ある教育活動の推進	各学校（園）が、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。	教育委員会事務局	204
		部活動運営支援事業	「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等の充実を支援するとともに、教員の働き方改革を推進します。また、部活動指導員の配置業務の一部を民間事業者へ委託し、より質の高い指導員の安定的・継続的確保に努め、魅力ある学校づくりを進めていきます。	教育委員会事務局	205
		特別支援教育の推進	知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことで、すべての子どもの健やかな成長を支え、可能性を伸ばしていきます。児童・生徒の苦手なことや困難なことなどの特性を把握し、個別の教育的ニーズをふまえた適切な支援を行い、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の充実を図ります。	教育委員会事務局	206
		日本語サポート指導	区立学校（園）に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本語の授業を理解できるように、日本語初期指導、日本語による教科の学習指導、中学校3年生への進学支援等による日本語サポート指導を行います。	教育委員会事務局	207
		専門人材を活用した教育相談体制の充実	全区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。また、子どもをとりまく社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、早期の課題解決を図ります。	教育委員会事務局	208
		伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実	小学校では、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、講師を招いて、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器の演奏体験を実施します。	教育委員会事務局	209
障害者理解教育の推進	児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。	教育委員会事務局	210		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	英語キャンプの実施	児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	教育委員会事務局	211
		ICTを活用した英語教育の推進	全小学校に導入したデジタル教材を効果的に活用し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、コミュニケーション能力の素地・基礎を育みます。	教育委員会事務局	212
		外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進	小・中学校に外国人英語教育指導員を配置し、外国人との交流の機会を設けることにより、多様な文化に対する理解を深め、広い視野と国際感覚を備えた児童・生徒を育成します。また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど、地域の協力も得ながら国際理解教育の充実に取り組んでいきます。	教育委員会事務局	213
		学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週2回程度）し、学校図書計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、区立図書館との連携、小学校の学校図書館の放課後開放等を行い、児童・生徒の読書活動や自学自習を支援します。	教育委員会事務局	214
		時代の変化に応じた学校づくりの推進	近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っています。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況を踏まえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めています。	教育委員会事務局	215
		公私立幼稚園における幼児教育等の推進	幼児教育・保育の無償化が始まり、保護者のニーズが変化中、区立幼稚園及び区内私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。また、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対しては、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。	教育委員会事務局	216
		学校支援アドバイザーの派遣	学校支援アドバイザーを各校へ派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のモデルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。	教育委員会事務局	217
		外国籍児童の教育支援等	学校（園）からの連絡文書の翻訳により、外国籍児童・生徒及び保護者への支援を行います。また、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力を行い、国際理解教育を支援します。	教育委員会事務局	218
		入学前プログラム	安心して入学準備ができるよう、区立小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、新1年生保護者会等の機会を活用して、保護者同士子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施します。	教育委員会事務局	219
		家庭の教育力向上支援	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育講座の実施、家庭教育ワークシートの作成等、多様な形態での家庭教育事業を実施します。	教育委員会事務局	220
		総合教育会議の運営	区長及び教育委員会により、教育に関する大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じた場合などの緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整します。	総務部 教育委員会事務局	221
		私立専修・各種学校指導監督事務	私立専修・各種学校の健全な発展を図るため、指導監督を行うほか、私立学校の設置・廃止等の認可、各種届書の受理等を行います。	総務部	222
		教職員の研修、研究活動に対する支援	教育課題等に関する各種研修会の実施、各種指導手引きの作成、教育課題に対処するための委員会運営等を行い、教職員の資質や指導力の向上を図ります。また、授業等の成果発表への支援、副読本の作成等を行います。	教育委員会事務局	223
		新宿区学力定着度調査の実施	区立小・中学校の児童・生徒一人ひとりの学習内容の定着度や学力の伸びを把握し、今後の指導方法の改善に役立てるため、区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。	教育委員会事務局	224
スポーツギネス新宿の推進	児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、小学校及び中学校でスポーツギネス新宿を実施します。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。	教育委員会事務局	225		
英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育委員会事務局	226		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	芸術鑑賞教育の推進	小学校6年生・中学校2年生を対象にオーケストラによるクラシック音楽を中心とした演奏会の音楽鑑賞教室や、小学校4年生を対象に演劇鑑賞教室、小学校6年生を対象としたこころの劇場鑑賞を実施します。また、小中学生を対象に地域の美術館を活用した、芸術鑑賞教育（対話型鑑賞）を実施します。	教育委員会事務局	227
		教科用図書の採択	教科用図書の検討委員会、調査委員会を設置し、対象となる教科書について調査研究し採択を行います。	教育委員会事務局	228
		外国籍の子どもへの就学支援	就学状況が把握できず、就学先が不明の外国籍の子どもに対して、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、就学促進を図っていきます。	教育委員会事務局	229
		校外学習活動等の支援	区立学校、幼稚園で実施するプラネタリウム見学や社会科見学などの校外学習等においてバス派遣等を行い支援します。	教育委員会事務局	230
		国内友好都市との連携事業	新宿区の友好都市である長野県伊那市の農産物を活用した給食を提供し、食を通じた伊那市との連携を推進します。	教育委員会事務局	231
		特別支援教室等の運営（小・中学校）	特別支援学級（知的障害：小学校5校・中学校3校、病弱：小学校1校）・特別支援教室（小学校29校・中学校10校）の適正な運営を図ります。医療的ケア児及びその家族に対する支援について、引き続き受入体制を整備していきます。	教育委員会事務局	232
		就学支援委員会の運営	特別な教育的支援を要する児童・生徒に適切な教育を保障するため、就学相談を実施するとともに、就学支援委員会を開催・運営します。	教育委員会事務局	233
		移動教室	小学校5・6年生、中学校1・2年生を対象とした移動教室（教育課程内）を実施・運営します。	教育委員会事務局	234
		教育委員会の運営	教育委員会は合議制の執行機関で、教育長と5名の委員で組織されています。毎月第1金曜日の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催します。また、学校訪問や学校の研究発表会等、様々な機会を捉えて学校現場の実態を把握し、施策に活かします。	教育委員会事務局	235
		奨学資金の貸付	区内に居住し、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学・入学する者のうち、成績優秀で経済的理由により修学困難な生徒に対し、修学上必要な資金を貸し付けます。	教育委員会事務局	236
		入学祝金支給	小・中学校入学を祝い、児童・生徒の健やかな成長を支援するため、入学祝金を支給します。	教育委員会事務局	237
		教育だよりの発行及び配布	教育行政全般にわたる広報紙として年4回、教育だより「しんじゅく教育」を発行し、教育行政に関する情報や学校における教育活動の取組等について情報提供を行います。	教育委員会事務局	238
		学校情報公開制度の運営	区立学校の保有する情報の公開（開示）請求に対応するため、文書管理体制を整備し、学校情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図ります。	教育委員会事務局	239
		学校交換便業務委託	教育委員会事務局と区立学校との間や区立学校相互の通知や資料送付を行います。	教育委員会事務局	240
		学校選択制度の運営	中学校の新入学生徒が、それぞれの個性に適した、希望する学校で教育を受けることができるよう、中学校での学校選択制度を実施します。	教育委員会事務局	241
		教育センターの運営	教育センターにおいて、幼児・児童・生徒等の教育相談や「新宿子どもほっとライン」による電話相談を行います。また、プラネタリウムの公開、理科教育の充実を図るサイエンス・プログラム、視聴覚教育、聴覚・言語の発達に課題のある児童等に対する「ことばの教室」、不登校児童等に対する「つくし教室」等を運営します。	教育委員会事務局	242
		学校情報ネットワークシステムの運用	学校情報ネットワーク（教育用ネットワーク、校務用ネットワーク）とICT機器を効果的に活用し、校務処理の効率化や教員間の情報共有を進めるとともに授業力の向上を図り、子どもにとってよりわかりやすく、学習効果の高い授業となるよう、授業内容の充実と改善に取り組んでいます。	教育委員会事務局	243
		教育施設の施設整備と保守管理	教育施設の校舎棟、屋内運動場等を改修・補修し、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。また、各設備の清掃、保守点検等により施設の機能を維持します。	教育委員会事務局	244
		普通学級の管理運営（小・中学校）	小学校29校・中学校10校の学校運営の適正な維持管理を図ります。	教育委員会事務局	245
義務教育教材整備（小・中学校）	義務教育の教材備品の整備充実にも努め、教育水準の維持向上を図ります。	教育委員会事務局	246		
理科教育等設備整備（小・中学校）	小・中学校において、理科教育の充実を図るため、学校教育設備整備費等補助金を受け、実験機械器具等を購入します。	教育委員会事務局	247		

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.		
I 暮らしやすさ1番の 新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	就学援助 (小・中学校)	経済的事由により就学困難な要保護・準要保護世帯の児童・生徒及び特別支援学級の児童・生徒の保護者に対し、学用品費、校外教授費等の各種援助を行います。	教育委員会事務局	248		
		学校給食費等助成	子育て世帯の負担軽減を図るため、全ての子育て世帯を対象に区立学校の給食費を無償化するともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施します。	教育委員会事務局	249		
		学校給食の管理運営 (小・中学校)	「学校給食法」に基づき、区立小・中学校で栄養バランスのとれた、おいしく安全安心な給食を提供するため、調理備品等の整備などを行います。	教育委員会事務局	250		
		学校給食調理業務の民間委託 (小・中・特別支援学校)	学校給食調理業務を民間業者に委託することにより、衛生管理の徹底、多様な給食のメニューの導入や質の向上を図るとともに経費の効率的な運用を図ります。	教育委員会事務局	251		
		学校保健の管理運営 (小・中学校)	「学校保健安全法」に基づき、区立小・中学校の児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持・改善を図るため、定期健康診断や環境衛生検査などを実施します。	教育委員会事務局	252		
		新宿養護学校の管理運営	肢体不自由児童・生徒を対象とする新宿養護学校の管理運営を行います。	教育委員会事務局	253		
		女神湖高原学園の管理運営	区立小・中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動を行う場、区民等を対象とした生涯学習活動の場を提供するため、女神湖高原学園の管理運営 (指定管理者) を行います。	教育委員会事務局	254		
		スクールスタッフの活用	地域特性を活かした教育活動を展開するため、地域の人材をスクールスタッフとして、学校でのティーム・ティーチング等による授業への協力、放課後等学習支援や読書活動の支援等に活用します。	教育委員会事務局	255		
		社会教育委員の活動	社会教育委員は、社会教育法に基づき教育委員会が設置しており、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会への助言等を行います。	教育委員会事務局	256		
		スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	教育委員会事務局	257		
		PTA活動への支援	時代に即した組織運営の効率化や広報誌作成の支援等により、PTAのより良い組織づくりを支援します。また、PTA活動の充実や活性化を目指して、講演会等を通して学び合う機会を提供します。さらに、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるため、地域との協働事業等の家庭教育支援事業を共催により推進していきます。	教育委員会事務局	258		
		6 セーフティネットの整備充実	14	生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進	貧困の連鎖を防止するため、被保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援を充実します。早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえた多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整えます。また、「新宿進学さぼーと教室」の対象を高校卒業まで拡大し、大学、専門学校等への進学を支援します。	福祉部	259
				ホームレスの自立支援の推進	ホームレスは路上生活に至った原因が様々であり、その自立支援には、ホームレス一人ひとりに合った、きめ細かな対応が必要です。そのため、総合的な相談や就労指導等、自立への支援を行い、生活保護をはじめ、他の制度や自助努力などを含めて自立を促します。元ホームレスの生活保護受給者に対しては、社会資源の活用や生活習慣確立のための支援を行います。	福祉部	260
				生活保護受給者の自立支援の推進	生活保護世帯に対して、健全育成費や公衆浴場入浴券の支給などの必要な支援を行います。また、稼働能力のある生活保護受給者に対する就労支援や、高齢者等に対する日常生活自立及び社会生活自立のための支援、小・中学生とその保護者に対する居場所づくり等による日常生活自立のための支援などにより、生活保護受給者の自立の助長を図ります。	福祉部	261
生活困窮者の自立支援の推進	「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する生活支援相談窓口にて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。			福祉部	262		
被災者への見舞	火災等の被害が発生した場合に被災者に対し、見舞金品を支給します。			地域振興部	263		
生活保護法施行事務等	生活困窮者の生活保障と自立助長を目的として定められた「生活保護法」の適正な実施及び円滑な運用を行います。また、嘱託医 (内科医 2 名、精神科医 1 名) を設置し、医療扶助の医学的判断、助言、指導を行います。			福祉部	264		
被保護者の生活支援事業	被保護者の自立を支援するため、福祉事務所が組織的な対応として自立支援プログラムを導入し、多様なサービスを提供して、自立促進を図ります。			福祉部	265		
保護費支給	生活保護は、生活に困窮する人に、困窮度に応じて生活を保障する制度で、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の 8 種の扶助の他、就労自立給付金及び進学準備給付金があり、被保護者への適正な給付と自立を支援します。			福祉部	266		
保護施設事務費	保護施設等 (救護、更生、宿所提供、日常生活支援住居) は、自立の助長を図るため、保護を要する方が入所する施設です。入所者の費用等を負担します。			福祉部	267		

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ1番の 新宿	6 セーフティネットの整備充実	女性相談支援	女性相談についての専門相談員を配置し、適切な相談及び指導を通じて福祉の向上を図ります。	福祉部	268
		女性及び母子緊急一時保護	家庭状況等により、緊急の保護を要する女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより、身体の安全を確保するとともにその自立を支援します。	福祉部	269
		ひきこもり相談支援	ひきこもりのことでお悩みの方からの相談に対応するひきこもり総合相談窓口にて、専門相談員による支援を実施します。	福祉部	270
		中国残留邦人等に対する支援	中国残留邦人等の老後の生活基盤安定を図るための給付金（生活支援費、住宅支援費、医療・介護費用等）を支給します。また、地域生活に必要な支援を行います。	福祉部	271
		受験生チャレンジ支援貸付事業	一定基準以下の低所得世帯児童に対して、学習塾等の受講料（塾代）、高校・大学などの受験料の貸付金の相談や申込受付を行います。	福祉部	272
		作業宿泊所の維持管理	区内の低所得者に対して、住居と就業の場を与え、生活の安定と自立の助長を図ります。	福祉部	273
	福祉全般	民生委員・児童委員の活動等	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、地域の中で援助を必要とする方の生活上の相談や助言を行っています（任期は3年）。	福祉部	274
		民生委員・児童委員協議会に対する事業助成	民生委員・児童委員の資質向上のために自主的に研修等を行っている新宿区民生委員・児童委員協議会に助成し、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、民生委員・児童委員活動の活性化を図ります。併せて、10地区の民生委員・児童委員協議会が行う研修活動費等を助成し、民生委員相互の連携と資質の向上を図ります。	福祉部	275
		新宿区社会福祉協議会運営助成	新宿区社会福祉協議会に対する運営助成を行います。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体であり、公私の福祉関係者の参加と協力を得て、福祉サービスを必要とする住民に対し、必要なサービスを総合的に提供・援助しています。	福祉部	276
		福祉サービスの利用者支援	福祉に関する総合的な情報提供と相談体制の充実やサービス評価の仕組みにより、区民が安心してサービスを選び、利用できるようにします。福祉総合電話相談、福祉サービス第三者評価等を実施します。	福祉部	277
		旧軍人等援護事務	戦没者等の遺族に対して、特別弔慰金、特別給付金等の請求受付・進達などを行います。	福祉部	278
		行旅病人及び行旅死亡人取扱事務	行旅病人（旅行中に病気で入院治療を要する短期滞在等の外国人）に対して応急的援護を行います。また、行旅死亡人（身元不明人、引取人のいない死亡人）の火葬処理、遺骨の保管等を行います。	福祉部	279
		社会福祉法人認可及び指導検査等事務	社会福祉法人の認可や適正な検査・指導等を行い、社会福祉法人の安定的な運営を図ります。	福祉部	280
		中等度難聴児発達支援	身体障害者手帳の交付対象にならない中等度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。	福祉部	281
		新宿区保護司会への事業助成	青少年非行防止、地域環境浄化活動・更生保護活動推進のため、保護司会が行う事業に助成します。	子ども家庭部	282
		基礎年金事務等	「国民年金法」に基づき、国民年金の資格の取得・喪失、老齢基礎年金等の裁定請求の受理、保険料免除等に係る申請の受理及び国民年金に関する相談・広報を行います。	健康部	283
		福祉年金事務	国民年金発足の際に、加入する期間がないため年金を受けられない方（主に明治44年4月1日以前に生まれた方）を対象にした老齢福祉年金の住所・氏名の変更、死亡の届出等の受付を行います。	健康部	284
		7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	15 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、関係部署と連携して企業への支援や働きかけを行っています。ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進している企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定するとともに、専門的な助言や指導が必要な企業に対して、コンサルタントを派遣します。そのほか、企業向けセミナーや勉強会を開催する等、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進します。また、国の男性育休取得促進に向けた動向に併せ、企業における育児支援の強化を検討します。	子ども家庭部
	若者の区政参加の促進		持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるための効果的な仕組みづくりに取り組めます。	総合政策部	286
	男女共同参画の推進		男女共同参画社会の実現を目指すとともに、性別にとらわれず多様な生き方を認め合う社会づくりに向けて、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」に沿って、情報誌や啓発講座等を活用した意識啓発や情報提供を行います。	子ども家庭部	287

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.		
暮らしやすさ1番の新宿	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力 (DV = ドメスティック・バイオレンス) に対する正しい知識や理解を促進するための啓発講座等を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っています。また、1年を通じて、女性への暴力廃絶を訴える「パールリボン運動」の周知・普及啓発にも力をいれて取り組んでいます。	子ども家庭部	288		
		人権思想の普及啓発	人権啓発パネル展の開催や啓発資料の掲示・配布等を行います。また、人権擁護委員と連携して、小学生を対象に人権の花運動や人権メッセージを、中学生を対象に人権作文コンテストを実施し、人権を尊重する思想の普及高揚を図ります。	総務部	289		
		はたちのつどい	はたちの節目をお祝いするため、区内在住のはたちの若者を対象に式典 (はたちのつどい) を行います。	総務部	290		
		ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	区が行っているワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請し受理された企業等に対し、融資制度 (ワーク・ライフ・バランス企業応援資金) により、その経営を支援します。	文化観光産業部	291		
		しんじゅく女性団体会議の運営	区内の女性団体と女性区議会議員からなる「しんじゅく女性団体会議」を設置・運営し、女性問題解決のための学習活動等を行います。この活動を通じて、団体相互の交流を深め、女性のエンパワーメントを図ります。	子ども家庭部	292		
		図書・資料による情報提供	男女共同参画推進センターで男女共同参画に関する様々な情報を収集・提供します。図書・資料は閲覧が可能で、貸出も行います。また、区立図書館情報システムと連携し、相互に蔵書検索や貸出・返却を行っています。	子ども家庭部	293		
		悩みごと相談室	多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。また、区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。	子ども家庭部	294		
		男女共同参画推進センターの管理運営	区民、事業者及び地域団体の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、男女共同参画推進センターの管理運営を行います。	子ども家庭部	295		
		男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画の推進に関する基本的事項について、区長の諮問に応じて調査・審議するほか、男女共同参画に関して区長に意見を述べます。	子ども家庭部	296		
		配偶者暴力相談支援センター事業	DV (ドメスティック・バイオレンス) の被害者からの相談や証明書の発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。	子ども家庭部	297		
		男性の育児・介護サポート企業応援事業	男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる区内中小企業の事業者へ、育児休業・介護休業の取得実績に応じて奨励金を支給します。	子ども家庭部	298		
		若者のつどい	20代・30代を中心とした若者に、行政やNPOをはじめ地域で活動している団体などを知ってもらうとともに、若者同士が出会い、交流しながらつながるきっかけをつくるイベントを実施します。	子ども家庭部	299		
		8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の实情に合ったまちづくりの推進	16 町会・自治会活性化への支援				
			① 「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	地域住民・マンション居住者・事業者・地域団体等が、町会・自治会活動に自主的に関わるための「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」を制定します。また、条例を推進するための「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化等推進プラン」を策定します。	地域振興部	300	
② 町会・自治会活性化支援	地域のコミュニティづくりの中心的役割である町会・自治会が抱えている課題等を解決するために、専門家 (アドバイザー) による支援及び加入促進に向けた取組を支援していきます。また、区公式LINEを活用したマンション向け地域情報・防災情報等の発信や、タワーマンションへの個別訪問の実施など、マンションと地域のコミュニティづくりへの支援をしていきます。		地域振興部	301			
17 大久保通り周辺 (大久保地区) のまちづくりの推進	大久保通り周辺の混雑対策や生活環境の向上、そしてまちの魅力再発見に向けて課題解決に継続的に取り組むための協議会を立ち上げ、区、町会、商店街・駅・道路管理者・交通管理者・大学等が一体となって、継続的に各種対策に取り組み、「暮らしやすく快適に過ごせる大久保のまち」の実現を目指す「大久保通り周辺 (大久保地区) を良くするプロジェクト」を推進していきます。		地域振興部 みどり土木部 環境清掃部	302			
多様な主体との協働の推進	区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働をさらに推進していきます。		地域振興部	303			
新年賀詞交歓会	新年にあたり、区内各種団体の役員等を招待して、新年の賀詞を交歓し、併せて区政の発展を祝います。	総務部	304				

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	新宿NPO協働推進センターの管理運営	社会貢献活動団体のネットワークづくりの支援や活動の場の提供など、社会貢献活動を支援するとともに、社会貢献活動に関する情報発信の拠点として、新宿NPO協働推進センターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	305
		協働促進のための情報提供	地域を支える多様な主体の活動や協働と参画によるまちづくりへの区民の一層の理解・参加を図るため、社会貢献活動団体の情報や協働の取組に関する情報提供を行います。	地域振興部	306
		地域活動への支援	コミュニティづくりの推進のため、特別出張所等において、地域行事等の情報収集・提供や、地域活動援助物品として行事、活動等で利用する物品の整備・貸出を行います。	地域振興部	307
		コミュニティ推進員の活動	特別出張所（10所）にコミュニティ推進員を1名ずつ配置し、地区内のコミュニティ活動の総合支援を行います。	地域振興部	308
		コミュニティ活動補償制度	区民が公益的な活動で被った損害を補償するために、区が一括して保険に加入し安心して活動に取り組める環境を整備します。	地域振興部	309
		地域コミュニティ事業助成	地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進のため、区民が主体となって活動している地域団体が行う事業に対して、特別出張所区域ごとに助成を行います。	地域振興部	310
		掲示板の維持管理	町会・自治会等と連携し、区内に設置されている掲示板を通じ、区事業の周知等区民に対する広報活動を行います。併せて掲示板の維持改善を行います。	地域振興部	311
		四谷ひろばの維持管理	旧四谷第四小学校跡地を、地域の自主運営による交流・施設開放の場「地域ひろば」、及び地域と協働で事業を担うNPOの施設「CCAAアートプラザ」「東京おもちゃ美術館」からなるひろばとして活用します。	地域振興部	312
		地域センターの管理運営	地域のコミュニティ活動の拠点として会議室や多目的ホールを持つ地域センターの管理運営を行います。運営は、地域住民等で構成する管理運営委員会（指定管理者）が行っています。	地域振興部	313
		地域センター受付システムの運用等	地域センターの受付・承認業務にインターネットシステムを活用します。	地域振興部	314
	ふるさと新宿区わがまち応援寄附金団体支援金	ふるさと納税制度による寄附金が地域社会や区政に有意義に活用されるよう区内で公益的活動を行う団体への支援金制度を運用します。	総務部	315	
	9 地域での生活を支える取組の推進	18 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、就労意欲を持ちながらも働くことに支援を必要とする全ての人に対し、就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。また、受注センター事業では、新宿区障害者福祉事業所等ネットワークの主要事業である養蜂事業を実施し、商品開発や販路拡大を進めていきます。	文化観光産業部	316
		19 高齢者や障害者等の住まい安定確保	高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、家賃等債務保証料助成及び入居者死亡保険料助成等、家主が抱える不安を解消するための支援に取り組みます。また、助成制度の更なる利用促進を図るため、普及啓発の強化を含めた助成制度の見直しを行います。さらに、居住支援協議会を運営し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援等について情報共有や連携体制の強化を図ります。	都市計画部	317
		人材確保支援事業	国や東京都が実施する人材確保等に関する補助金の活用やハローワークとの連携等により、求職者と中小企業のマッチングを支援するとともに、女性及び外国人を中心とした就業希望者に対する就労支援に取り組みます。	文化観光産業部	318
		成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実による制度の利用促進を図っていきます。また、市民後見人の養成と活用に取り組んでいくとともに、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、新宿区社会福祉協議会（新宿区成年後見センター）による法人後見を実施していきます。	福祉部	319
		成年後見人等申立費用及び報酬助成等	申立費用及び後見人等報酬の負担が困難な高齢者や障害者に対し、助成を行います。また、成年後見制度利用にあたり申立人がいない方などについて、区長が審判請求を行い、福祉の向上を図ります。	福祉部	320
		新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等	総合的な就労支援を行うため、新宿ここから広場しごと棟で事業を実施する公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターに対して、運営の助成を行います。	文化観光産業部	321
		都営住宅公募事務	東京都が実施する都営住宅の公募に際し、募集案内を配布します。また、新宿区内の都営住宅の地元割当を受けた場合、新宿区が区民を対象に公募を行い、抽選後、使用登録者名簿を東京都に提出します。	都市計画部	322

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	9 地域での生活を支える取組の推進	住宅まちづくり審議会の運営	区民が安心して住み続けられ、健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的に設置された、新宿区住宅まちづくり審議会の運営を行います。	都市計画部	323
		住宅相談	宅地建物取引士による住み替え相談（民間賃貸住宅の物件情報の提供）及び不動産取引相談（不動産売買や賃貸借等への助言）や、ファイナンシャルプランナーによる住宅金融融資相談（住宅取得等の住宅ローンへの助言）を実施しています。	都市計画部	324
		住宅資金利子補給	区内に住宅の建設・購入又は増改築を行う場合で一定の条件に該当するときに、必要な資金の一部について融資あっ旋と利子補給を行いました。受付は平成9（1997）年度を持って終了し、利子補給のみ行っています。	都市計画部	325
		民間賃貸住宅家賃助成	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯に対し、家賃の一部を助成します。	都市計画部	326
		住み替え居住継続支援	区内民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により転居を余儀なくされる高齢者、障害者及びひとり親世帯に、転居に要する費用の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。	都市計画部	327
		災害時居住支援	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居場所として民間賃貸住宅等に入居した場合、住宅確保に要する経費の一部を一定期間助成します。	都市計画部	328
		多世代・次世代育成居住支援	親世帯とその子世帯が、区内で新たに近居もしくは同居する際の初期費用の一部を助成し、子育てファミリー世帯が区内で住み替えをする際に移転費用と家賃差額の一部を助成します。	都市計画部	329
		区営住宅の管理運営	住宅に困窮する所得が一定基準以内の区民に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、区営住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部	330
		特定住宅の管理運営	区民住宅としての用途を廃止した住宅について、引き続き15年の期間に限り所得が区営住宅の基準以上で20歳未満の子を扶養している世帯が居住できる住宅として、特定住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部	331
II 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	20 建築物等の耐震性強化			
		① 建築物等耐震化支援事業	「新宿区耐震改修促進計画」に基づき、普及啓発と支援制度の周知・利用促進を図ることで、建築物等の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現します。	都市計画部	332
	② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	擁壁及びがけの適切な安全化対策による敷地の耐震化を促進するため、所有者に対し安全化指導及び啓発を行います。また、擁壁コンサルタントや土砂災害アドバイザーとして専門技術者を派遣し、安全化促進を支援します。居住者・家屋に大きな危害を及ぼす恐れのある擁壁及びがけについて築造工事を行う際は、工事費の一部助成を行います。また、土砂災害警戒区域内の擁壁及びがけについて、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、工事費の一部助成を行います。	都市計画部	333	
	②木造住宅密集地域解消の取組の推進	21 木造住宅密集地域の防災性強化			
		① 木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）	若葉地区及び若葉・須賀町地区において、老朽化した木造住宅の建替えや共同化を推進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。	都市計画部	334
		② 不燃化推進特定整備事業（西新宿五丁目地区）	不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定されている西新宿五丁目地区において、不燃化特区内の支援制度を活用することに加え、西新宿五丁目南エリアでは、地元発意によるまちづくり構想に基づいて、まちづくりが行えるよう支援していくことにより、地区の防災性の向上を進めていきます。	都市計画部	335
		木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	木造住宅密集地域のうち、特に不燃化の推進を位置付けている区域や、地域住民により新防火規制又は地区計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進している区域を対象に、耐火建築物等への不燃化建替え及び既存木造建築物の除却に対して助成を行い、火災に強いまちを実現します。	都市計画部	336
	新たな防火規制による不燃化の促進	木造住宅が密集している地域を対象として、新たな防火規制や地区計画等の導入による不燃化促進、道路状空間の確保などを行うことで、木造住宅密集地域の解消に取り組みます。	都市計画部	337	

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.		
Ⅱ 新宿の 高度防 災都市 化と安 全安心 の強化	1 災害に 強い、逃 げないす まちなま ちづくり	③市街地 整備による 防災・住 環境等の 向上	22 再開発による市街地の整備				
			① 市街地再開発事業助成 （西新宿五丁目中央南地区）	西新宿五丁目中央南地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。	都市計画部	338	
			② 市街地再開発事業助成 （西新宿三丁目西地区）	西新宿三丁目西地区を対象に、「都市再開発法」に基づく手続き、再開発組合運営の支援及び補助金交付を行います。	都市計画部	339	
			③ 市街地再開発の事業化支援	高田馬場駅東口地区、西新宿七丁目地区、西新宿五丁目南地区、新宿三丁目駅前西地区を対象に、市街地再開発準備組合等の活動支援を行います。	都市計画部	340	
			土地区画整理事業認可等事務	土地区画整理事業認可に関する関係機関との調整や地元組織等への指導・相談業務、「土地区画整理法」に係る認可等の事務、換地処分が行われた土地の図面の閲覧等を行います。	都市計画部	341	
		都心共同住宅供給事業	都知事の認定を得た都心共同住宅供給事業の共同建替え事業のうち、区のまちづくりに資する事業について、建設費等の一部を補助します。	都市計画部	342		
		④災害に 強い都市 基盤の整 備	23 細街路の拡幅整備	「新宿区細街路拡幅整備条例」に基づき、幅員4m未満の細街路を拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。	都市計画部	343	
			24 道路の無電柱化整備	「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図ります。また、民間大規模開発等の機会をとらえ、事業者が無電柱化の整備を要請していきます。	みどり土木部	344	
			25 道路・公園の防災性の向上				
			① 道路の治水対策	「東京都豪雨対策基本方針」に基づく豪雨対策を計画的に実施します。道路の治水対策として、水害の発生した地域等において、経年劣化により透水機能が低下した舗装等の機能回復や、浸透及び貯留機能の拡充を実施していくことで、区内における水害を軽減します。	みどり土木部	345	
	② 道路・公園擁壁の安全対策		擁壁本体及び周辺の安全性を確保していく必要があることから、5年ごとの定期点検を行うとともに、必要な箇所での改修及び補修を行うことで、災害に強い安全な道路・公園の整備を図ります。	みどり土木部	346		
		26 まちをつなぐ橋の整備	「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・補強工事を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行います。	みどり土木部	347		
		地籍情報の調査	公図一筆ごとの土地の境界等の実態を調査し、地籍図と地籍簿を作成することにより、道路区域の境界確認を進め、大規模災害時の復旧等にも活用します。街区調査（官民境界）を一筆調査に先行して実施しています。	みどり土木部	348		
		水防対策	神田川・妙正寺川の水位・雨量の観測情報を迅速にホームページや携帯端末に公開します。また、消防署と連携した水防演習や、東京河川改修促進連盟総会への参加、雨水流出抑制施設設置の促進などを行います。	みどり土木部	349		
		橋りょうの維持管理	区が管理する橋りょうや歩道橋の耐久性を維持するため、橋りょう等の路面や欄干を維持補修します。	みどり土木部	350		
		安全・安心な建築物づくり	安全で安心な建築物づくりを促進するために、新築建築物の検査受検率の向上を図るための施策や、建築に関する相談会を行います。	都市計画部	351		
		違反建築物是正事務	違反建築物の是正指導に係る事務を行います。必要に応じ消防署等と連携し安全化指導を行います。	都市計画部	352		
		既存建築物の防災対策指導	既存建築物外壁及びブロック塀等調査並びに住民からの相談等に基づき、建築物等の適正な維持管理の啓発、安全化指導を行うほか、営業許可申請にあわせて、建築関係法令に関する適合状況等を確認し、その結果を警察・保健所へ通知等を行います。	都市計画部	353		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	27 被災者生活再建支援体制の強化	災害時における被災者生活再建支援の強化に向けて、体制整備を行います。罹災証明書の前提となる住家被害認定調査や罹災証明書発行事務のデジタル化、職員に対して実践的な研修を行うことにより、発災後の対応の迅速化を図ります。	総務部	354
		28 マンション防災対策の充実	区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援します。また、マンションと地域との連携を促進することにより、地域の防災力の向上を図ります。	総務部	355
		29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実	区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないで済む安全なまちづくりを目指しています。高齢者、障害者等の要配慮者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすことが最重要課題だと考えています。要配慮者が普段利用する障害・介護サービス事業者との連携等の取組を行っていますが、自宅が被災した要配慮者の受入れ先の確保も必要となります。要配慮者が安心できる避難所体制とするため、災害発生時に要配慮者を収容する福祉避難所（二次避難所）に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設・運営訓練の支援等を行っていきます。これらの取組により、より確実な避難所管理体制の確保と災害時における要配慮者支援体制の充実を図ります。	福祉部 子ども家庭部	356
		女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実	避難所において、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。	総務部	357
		福祉避難所の充実と体制強化	災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成助奨を実施し、広く普及啓発を行います。また、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル」に基づいた二次避難所（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施します。さらに二次避難所（福祉避難所）の備蓄物資を計画的に更新し、災害時応急体制の強化を図ります。	福祉部	358
		災害用備蓄物資の充実	避難所の食糧等の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査し、災害時における避難所の機能の充実を図ります。また、避難所の備蓄物資を補充するため、拠点となる区備蓄倉庫を整備し、円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。	総務部	359
		災害情報の収集及び発信	災害時の情報収集伝達手段である災害情報支援システムの運用及び維持管理を行います。また、気象情報を収集し、防災対策に活用するとともに区ホームページ、防災気象情報メール及び区公式LINEを通して区民等への情報提供を行います。	総務部	360
		帰宅困難者対策等の推進	新宿駅周辺防災対策協議会を中心に、地元事業者、大学、医療機関等と連携し、帰宅困難者対策をはじめ新宿駅周辺地域の防災対策を推進します。	総務部	361
		災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者対策を推進するため、災害時要援護者名簿への登録を助奨するとともに、災害時要援護者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」の配布、家具類転倒防止器具等の無料取付及び防災ラジオの無償貸与を実施します。	総務部 福祉部	362
		災害医療体制の充実	医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品・医療資器材等を計画的に更新し、機能維持を図ります。また、医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設・運営訓練や区内関係機関との災害医療運営連絡会・検討会の開催等により、災害医療体制を充実させます。	健康部	363
		職員応急態勢の整備	災害発生時における迅速な初動態勢を確立するための緊急時職員参集システムの運用や緊急時に備えて応急対策活動に従事する職員への防災服の貸与などの環境整備を行います。	総務部	364
		防火防災協会及び防犯協会への事業助成	防火防災協会の火災予防広報活動、防火防災イベント等に対する助成を行います。また、防犯協会の各種防犯活動を支援し、安全で安心なまちづくりを進めます。	総務部	365
		職員防災住宅の維持管理	災害発生時における迅速な初動態勢の確立に向けて、職員防災住宅の管理運営を行うとともに、居住職員に対する研修や防災訓練等を実施します。	総務部	366
		地域の初期消火体制等の確立	地域の初期消火体制等を確保するため、地域配備消火器の維持管理、生活保護受給世帯に対する簡易型消火具の配布、防災区民組織に配備している小型消防ポンプの保守点検を実施するとともに、防火貯水槽等の維持管理を行います。また、生活用水の確保のため災害用協定井戸等の点検・補修等を行います。	総務部	367
		家具類転倒防止対策の推進	家具類の転倒防止対策を推進するため、設置場所に適した家具類転倒防止器具取付についての調査及び器具の取付けを行う専門業者を無料で派遣します（器具代利用者負担）。	総務部	368

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり	感震ブレーカーの普及	大規模震災発生時において、延焼火災につながる電気火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置助成を行うことで、感震ブレーカーの普及を促進し、地域の安全性向上を図ります。	総務部	369
		地域防災コミュニティの育成	地域の自主防災体制の強化を目的として、防災区民組織に対する活動助成や、防災ボランティアの育成を推進します。	総務部	370
		防災思想の普及	防災講演会事業、地域の防災イベント、防災ビデオの貸出などを通して防災思想の普及啓発を行い、区民の防災意識の高揚を図ります。また、消火器、住宅用火災警報器等の防災用品のあっせんや家具類転倒防止対策を推進します。	総務部	371
		災害訓練等の実施	避難所防災訓練や起震車訓練などを実施するとともに、町会・自治会等による自主防災訓練を支援し、地域防災力の向上を図ります。	総務部	372
		備蓄倉庫の維持管理	避難所備蓄倉庫や区備蓄倉庫内の災害用備蓄物資を良好に保管するため、各種物資の点検や備蓄倉庫の維持管理を行います。	総務部	373
		防災施設等の管理運営	災害時の本庁舎のバックアップ機能や防災教育・啓発活動の拠点として防災センターの管理運営を行います。また、職員の防災活動拠点である小滝橋地域防災活動拠点の管理運営や地域の防災活動拠点である多目的環境防災広場の維持管理を行います。さらに、避難標識などの設置及び維持管理を行います。	総務部	374
		消防団活動への振興助成	地域に密着した防災機関である消防団の活動や各種事業に対する助成を行います。	総務部	375
		ペット防災対策事業	災害時の避難所において、公衆衛生の観点から人と動物を分離し、被災動物を保護するための普及啓発とあわせて、各避難所への災害用動物用品の配備等を行います。	健康部	376
		土木職員への救命技能（普通）訓練	現場に出て作業することの多い土木職員が、区民等が交通事故や急病などで命の危機にさらされた際に応急処置を施し、救急隊員に適切に引き渡すことのできる体制づくりのため、救命訓練等を行います。	みどり土木部	377

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現	①犯罪のない安心なまちづくり	安全安心推進活動の強化	区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、区民・警察・区が一体となって地域課題や情報を共有する新宿区安全・安心推進協議会を中心に、地域に根ざした安全安心推進活動の強化に取り組んでいきます。また、重点地区や防犯ボランティアグループの相互に連携した防犯活動を促進するとともに、警察等と連携を図りながら活動を支援していきます。	総務部	378
			客引き行為防止等の防犯活動強化	新宿区内の公共の場所における客引き行為等を防止するため、地域・警察・区が一体となってパトロールなどの防犯活動を行っていきます。また、危険薬物の撲滅に向けて、関係機関との連携を強化していきます。	総務部	379
			防犯対策の推進	まちの犯罪を抑止するため、地域、警察、区が連携し、広く防犯に関する啓発活動を行うとともに、防犯カメラの設置等への補助及び自動通話録音機の普及を進め、防犯力の向上を図ります。	総務部	380
			詐欺・消費者対策	特殊詐欺等身近な犯罪の防止、子どもから高齢者までの消費者教育の推進に取り組んでいきます。また、消費生活センターにおいて消費生活に関するトラブルの相談や解決に取り組むとともに、関係機関や地域の団体等との連携により消費者講座を実施するなど、消費者問題に的確に対応していきます。	総務部 文化観光産業部	381
			消費生活展	消費生活に関する知識の普及と消費者団体の活動発表の場として、楽しみながら学べる総合的な生活展を開催します。また、消費生活に関するシンポジウムやパネル展を開催し、情報提供と知識の普及に努めます。	文化観光産業部	382
			消費者活動の事業助成等	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、消費者活動を行う区民の拡大を図るために、消費者団体が行う公益性のある事業に対し、事業費の2/3を助成します。	文化観光産業部	383
			多重債務特別相談	多重債務問題を解決するため、消費生活相談員による消費生活相談、弁護士による債務整理等の相談をはじめ、生活福祉課で実施している生活支援相談窓口とも連携した相談を行います。	文化観光産業部	384
			消費生活地域協議会の運営	消費生活の安定及び向上に向けて必要な事項を協議するための新宿区消費生活地域協議会を運営します。	文化観光産業部	385
			消費生活センター分館の施設利用	区民が安心して消費生活を営むことを支援するために設置した消費生活センター分館の会議室等を、消費者団体等の自主的活動の場として貸出します。	文化観光産業部	386
			街路灯及び橋りょう灯の維持管理	交通の安全確保、防犯、都市景観向上のため、街路灯・橋りょう灯の新設改修や電球交換等の日常管理を行います。	みどり土木部	387
			民有灯及び商店街灯の支援	町会等が所有する民有灯と商店街灯の維持経費の助成を行います。また、民有灯においては計画的な灯具の改修と球交換を実施します。	みどり土木部	388
	②感染症の予防と拡大防止	30 新型インフルエンザ等対策の推進	今後の新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等の発生に備え、区民等への正しい知識の普及や啓発に努めるとともに、関係機関による新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、地域医療機関等との連携強化を図ります。流行期に区内の診療所で適切な医療が提供できるよう、防護服やマスクを計画的に配布します。発生時の様々な状況を想定した訓練を実施し、地域医療体制の整備を進めます。また、令和5年度中に策定する「新宿区感染症予防計画」にそって、今後の感染症の発生やまん延の防止に備え、感染症対策の充実を図ります。	健康部	389	
			感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）	感染症予防関係法令に基づき、感染症に関する知識の普及や啓発や検査を行い、結核・HIV・性感染症の早期発見・まん延防止に努めます。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応ができるような体制を整備します。	健康部	390
			予防接種	「予防接種法」に定められた疾病予防のため、区民を対象に定期予防接種（ポリオ、麻疹・風しん等）を実施するとともに、任意予防接種を実施することで、公衆衛生の向上及び増進を図り、区民の健康の保持に寄与します。	健康部	391
			食品衛生の普及啓発	より安全な食生活を実現するため、動画の配信、パンフレット等の配布により、消費者に対しタイムリーな情報提供を行うとともに、食品衛生知識の普及啓発を行います。	健康部	392

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	31 マンションの適正な維持管理及び再生への支援	マンションの良好な維持・管理を促進し、住環境の保全・向上を図るため、建物の維持・保全及びマンション管理組合の運営に関する啓発活動、情報提供及び相談を行います。	都市計画部	393
		空家等対策の推進	管理不全な空家やごみ屋敷の解消及び空家等の適正管理の促進・発生の抑制に向けて、「新宿区空家等対策計画」に基づく空家等の対策を総合的かつ計画的に実施します。	総務部 環境清掃部 都市計画部	394
		民泊の適正な運営の確保	住宅宿泊事業法令に基づき、住宅宿泊事業に関する届出事務、監視指導等を実施します。また、区民、事業者、宿泊者ヘルルブック等により普及啓発を行います。	健康部	395
		路上喫煙対策の推進	地域等との協働によるキャンペーン活動や路上喫煙禁止パトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、受動喫煙やたばこの火による被害を防止します。	環境清掃部	396
		公害の監視・規制・指導	公害のない良好な生活環境づくりのため、特定建設作業及び特定施設や工場・指定作業場に係る規制指導、石綿含有建築物解体作業の監視、地下水汚染調査、繁華街・駅周辺の拡声器の騒音規制、日常生活に伴う公害の苦情対応などを行います。	環境清掃部	397
		アスベスト対策	アスベスト対策が必要な建物所有者等に対して継続的に吹付けアスベスト除去等工事の啓発、助言、安全化指導を行います。また、吹付けアスベスト調査員派遣の実施や除去等工事費用の助成を行うことで、アスベスト対策の促進を図ります。	都市計画部	398
		被災者支援施設の運営	災害等で住宅に被害を受けた被災者の一時的な生活の場の提供及び生活再建の支援を行うための一時滞在施設の運営を行います。	総務部	399
		屋外広告物許可及び是正事務	都条例に基づく屋外広告物の掲示等の許可・届出事務、違反広告物に対する是正・撤去等について、「事務処理特例条例」の委任に基づき実施します。	みどり土木部	400
		公衆便所の維持管理	公衆便所の清掃を、基本的に毎日1回、利用頻度が高い公衆便所は2～4回行うとともに、適宜、便所設備の交換等を行っています。	みどり土木部	401
		測定調査	区内の大気や水質などに関する環境の現況を的確に把握するため、常時測定局における大気監視、大気中のダイオキシン類の濃度測定及び自動車騒音・振動測定、河川の水質調査、酸性雨の調査、光化学スモッグ情報の提供を行います。	環境清掃部	402
		ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	区内全域で、空き缶等のごみのポイ捨て防止の意識啓発を行うとともに、「ごみゼロデー」等まち美化清掃活動を区民・事業者等とともに実施します。また、新宿駅周辺など美化推進重点地区では、地元商店街等との協働で「新宿駅・高田馬場駅周辺地区散乱防止計画」を策定し、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン、まち美化清掃活動を実施します。	環境清掃部	403
		カラス等対策	カラスの被害に対応するため、住民からの通報や依頼に対応し、状況確認のうえ、巢の撤去等を行います。また、ハクビシン等の被害に対応するため、住民から棲みつかれ等の被害通報があった場合、委託業者による捕獲・処分を行います。	環境清掃部	404
		自動販売機対策の推進	「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づき、屋外に設置する飲料用自動販売機の管理者等からの設置届等を受け、回収容器の設置・再生・資源化について啓発・指導を行います。	環境清掃部	405
		土地取引に関する届出等事務	土地取引の届出の受理等を行います。 ・「国土利用計画法」に基づく土地取引届出等の受理に関する事務 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務	都市計画部	406
住宅修繕工事等業者あつ旋	区民が住宅の増改築・修繕等を行う場合、区が窓口となり新宿区住宅リフォーム協議会を通じて工務店等をあつ旋します。	都市計画部	407		
事業住宅の管理運営	木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建て替え又は除却により、住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し住宅を提供することで、区民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、事業住宅を設置しており、その維持管理等を行います。	都市計画部	408		
マンション管理状況届出制度事務	東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づくマンションの管理状況届出制度が創設され、令和2年度から事務処理特例条例により区が昭和58（1983）年12月31日以前に新築された分譲マンションの届出の受理等の事務を行います。	都市計画部	409		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ③良好な生活環境づくりの推進	建築許可・確認等事務	「建築基準法」及び関係法令に基づき、建築物・工作物等の確認申請の審査や許可、認定の事務を行います。また、建築物等の中間検査や完了検査など、建築物が建築基準関係規定に適合しているかの検査業務も行います。	都市計画部	410
		建築相談等	中高層建築物の建築により近隣住民と建築主との間に生じる日照障害、電波障害、プライバシーの侵害、工事中の騒音・振動等の問題について、条例に基づき相談を行います。	都市計画部	411
		建築審査会の運営	「建築基準法」に規定する特定行政庁の許可に係る同意や特定行政庁・建築主事等の処分等に係る審査請求についての裁決、「建築基準法」の施行に関する重要事項を調査審議するため、新宿区建築審査会を運営します。	都市計画部	412
		都市計画行政資料整備	区ホームページ上の地理情報システム（GIS）により都市計画情報を提供し、利用者へのサービス向上を図ります。	都市計画部	413
		建築関係統計調査	建築工事届・建築物除却届に基づき、建築動態統計を作成します。	都市計画部	414
		建築行政資料整備	建築確認支援システムや建築計画概要書証明発行システムを使用して、建築行政情報を区民等に提供するとともに円滑な事務処理に役立てます。	都市計画部	415
	保健衛生全般	衛生関係統計調査	国民生活や保健衛生の実態を把握し、公衆衛生行政の基礎資料とするため、国民生活基礎調査、医療施設調査等の統計調査を行います。	健康部	416
		食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	食品衛生関係法令に基づき、営業許可、監視指導、食品等の収去検査を行います。また、食中毒発生時の調査や違反が発生した場合の不利益処分、食品衛生推進員の委嘱、食品衛生実務講習会等を行います。	健康部	417
		環境衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	環境衛生関係法令に基づき、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール等の営業許可・届出事務等や、水質検査・空気環境測定等衛生管理に関する監視指導等を行います。	健康部	418
		住まいの環境衛生相談	快適で健康的な住まい方に関する相談や講習会を実施するとともに、相談内容に対応して住まいの環境診断を実施します。	健康部	419
		医療関係法令に基づく医療指導等事務	医療関係法令に基づき、施設・業務に関する監視指導事務、医療関係従事資格に関する免許経由事務、衛生検査所の登録業務等を行います。	健康部	420
		薬事関係法令に基づく監視指導及び営業許可等	薬事関係法令に基づき、薬局及び医薬品販売業等の開設許可・監視、麻薬・向精神薬・覚せい剤の取締監視等、毒物・劇物の取締監視等、有害物質を含有する家庭用品の監視・指導を行います。	健康部	421
		食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等	区民の安全な生活を確保するために、食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査（収去品検査(食品細菌)、おしぼり検査等）、砂場の寄生虫卵検査、食品等の放射性物質測定検査、蚊のウイルス検査及びレジオネラ検査（緊急時のみ）を行います。	健康部	422
		ねずみ駆除相談・ハチ衛生害虫相談	区民の良好な衛生環境の維持向上を図るため、ねずみ族、カ・ハエ、ハチ類その他害虫の駆除相談や駆除対策を実施します。	健康部	423
		水害被災区域の消毒	台風、集中豪雨等により床上浸水等の水害が発生した際に、被災した住宅等に対する消毒薬の散布や配布を行います。また、大規模水害が発生した際は、専門業者による消毒作業が行える体制を整備します。	健康部	424
		環境衛生講習会	環境衛生自治指導員講習会を開催し、関係営業の衛生基準の周知と衛生知識の普及啓発を図ります。	健康部	425
		狂犬病予防対策等	狂犬病の発生予防やまん延防止のため、犬の所有者に義務付けられている畜犬登録や狂犬病予防注射の業務を行います。また、予防注射の実施率向上のための啓発事業等を行います。	健康部	426
		人と動物が共生するまちづくり	犬猫等の飼養問題や飼い主のいない猫などについて、身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、保護譲渡に要した費用や猫の去勢・不妊手術の助成を行います。また、ペットなんでも相談や犬のしつけ教室など、適正飼育に関する事業も実施します。	健康部	427
		公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付等	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく療養給付等や、空気清浄機等購入費補助等の公害保健福祉事業、ぜん息デイキャンプ等の環境保健事業を行います。	健康部	428
		大気汚染障害者認定審査会の運営	「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査・審議を行います。	健康部	429

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	32 新宿駅周辺地区の整備推進			
		① 新宿駅直近地区のまちづくり	新宿駅直近地区では、誰にとっても優しい次世代の「新宿グランドターミナル」とするため、「新宿の拠点再整備方針」に基づき、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編することで、利便性や回遊性の向上を図りながら、新宿の国際競争力を高める総合的なまちづくりを推進します。新宿駅直近地区のまちづくりを進めるため、都市施設や地区計画などの都市計画手続きとともに、事業化に向けた調整を行います。	都市計画部	430
		② 新宿通りモール化	まちの賑わいと魅力をより向上させるため、新宿通りを歩きやすく魅力的な歩行者空間としてモール化を行い、歩いて楽しいまちづくりを進めます。	都市計画部 みどり土木部	431
		③ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援	新宿駅周辺地区における連続的な地下歩行者ネットワークの整備によって、地上部と地下部の多層的な歩行者ネットワークを構築し、まち全体の賑わい創出や歩行者の回遊性向上を図ります。このため、沿道のまちづくり事業等との連携や関係機関等との調整を行い、事業化を促進します。	都市計画部	432
		④ 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」の実現に向け、地元組織との協働によるまちづくりを推進し、進捗状況に応じて地区計画等のまちづくりルールを策定・変更していきます。	都市計画部	433
		新宿駅周辺地区の利便性向上	新宿駅及びその周辺へのアクセスルートが誰にもわかりやすく利用しやすいよう、利便性の向上を図ります。	都市計画部	434
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントの実現	33 歌舞伎町地区のまちづくり推進			
		歌舞伎町安全・安心対策事業助成	歌舞伎町地区において、若者や女性を対象とする「健全育成」や「性犯罪の防止」など、安全・安心なまちづくりを目的として自発的に行われる活動を支援し、歌舞伎町地区に集まる様々な困難を抱えた若者や女性の犯罪被害を防止します。	文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	435
		歌舞伎町安全・安心対策寄附金	歌舞伎町地区に集まる若者や女性の犯罪被害防止活動への支援や歌舞伎町地区の安全・安心なまちづくりに賛同する個人・団体からの寄附金を受け付けます。	総務部	436
		区役所本庁舎前平和の泉イルミネーション	歌舞伎町の賑わいを創出することを目的として、NPO法人新宿歌舞伎町区役所通り3Aの会が実施する新宿歌舞伎町区役所通りイルミネーションと連携し、区役所本庁舎前平和の泉でイルミネーションを実施します。	文化観光産業部	438
		道路を活用したオープンカフェ	道路の魅力的な空間とまちの賑わいの創出を目的に、新宿モア4番街のオープンカフェを実施します。	みどり土木部	439
		3 地域特性を活かした都市空間づくり	34 地区計画等のまちづくりルールの策定		
	景観に配慮したまちづくりの推進		「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、景観まちづくり相談員を活用し、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成を推進します。	都市計画部	440
	住居表示の実施・維持管理		住居表示審議会の運営、未実施地域(約23%)に対する新しい住居表示制度についての趣旨普及、実施済地区での建物等新改築等についての付定処理、劣化した住居表示街区案内板等の更新などを行います。	地域振興部	442
	まちづくり事業の支援		まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家(まちづくり相談員)の派遣などにより助言、相談や技術的支援を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを支援します。	都市計画部	443
	都市計画審議会の運営		「都市計画法」に基づき区が定める都市計画や区が提出する意見など、都市計画上必要な事務について調査・審議するため、同法及び区条例に基づき設置された新宿区都市計画審議会の運営を行います。	都市計画部	444
	開発行為等許可事務		「都市計画法」に基づき開発行為の許可を行い、無秩序な開発等を抑制し、良好な都市環境を確保します。(開発行為許可審査、完了検査等)	都市計画部	445

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.		
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	バリアフリーの整備促進	高齢者や障害者等の誰もが円滑な移動を確保できるよう、令和3年11月策定の「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、各施設管理者に対して周知啓発を図り、区内のバリアフリー整備を促進します。	都市計画部	446		
		ユニバーサルデザインまちづくりの推進	「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、建築等の計画の早い段階から事前協議制度等を実施し、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。また、ユニバーサルデザインまちづくりの普及・啓発を図り、区民等のユニバーサルデザインまちづくりに対する理解を深めていきます。	都市計画部	447		
		ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営	「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき設置された新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を運営します。審議会は、当該条例に基づく勧告や公表などについて調査・審議します。	都市計画部	448		
	5 道路環境の整備	35 都市計画道路等の整備（百人町三・四丁目地区の道路整備）	百人町三・四丁目地区における防災機能の強化と快適な歩行空間の形成のため、地区計画に基づく道路整備の完了を目指し、用地買収、道路の整備を行います。			みどり土木部	449
			36 人にやさしい道路の整備				
		① 道路の改良	幹線道路及び区内主要道路等の区道について、歩道の設置、線形の改良や修景等を行います。また、道路のライフサイクルコストを考慮した道路の改良や、震災時の緊急道路の機能確保のための改良を実施します。	みどり土木部	450		
		② バリアフリーの道づくり	「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した整備路線において、高齢者、障害者、子育て世代等の当事者参加による意見交換などを踏まえて整備内容を検討し、全ての人が安全・安心して通行できる、歩行環境を整備していきます。	みどり土木部	451		
		37 道路の環境対策	道路を環境に配慮した舗装（遮熱性舗装等）にすることで、ヒートアイランド現象の抑制及びCO ₂ の抑制を目指すとともに、道路の街路灯をエネルギー効率の良いLED街路灯に積極的に改修することで、CO ₂ の抑制と省エネルギー化を図り、道路の環境対策を進めます。	みどり土木部	452		
		道路の適正利用	法に基づく道路占用許可事務（電柱、ガス管、看板等）を行い、条例に基づく占用料を徴収します。また、道路沿道掘削の協議等を行い、道路の適正利用を推進します。	みどり土木部	453		
		路面下空洞調査	防災上重要な路線や救急病院周辺及びバス路線等の区道において、道路陥没による被害を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、レーダー探査機による路面下の空洞を調査します。	みどり土木部	454		
		受託事業（掘さく道路復旧、公共下水道の整備）	道路の繰返し掘削を防止するため、関係企業と工事情報の共有化を図り、掘削工事の集中化と工期の調整等を行います。また、道路工事の際は、雨ます等の改修と下水道施設の補修を同時に行い、工期短縮を図ります。	みどり土木部	455		
		私道整備助成	区内の私道所有者等が私道を修繕（舗装、排水設備）する場合、助成金（区が算定する工事費用の8割が上限）を交付します。	みどり土木部	456		
		工事・公園事務所等の維持管理等	工事・公園事務所等及び土木事業を進めるうえで必要となる車両、機械等の維持管理を行います。また、「統計法」に基づき、建設工事及び建設業の実態について、建設工事統計調査を実施します。	みどり土木部	457		
		道路認定及び特定公共物の管理	「道路法」に基づく区道認定及び区域変更等を行うとともに、その成果をもとに道路台帳を補正し、窓口での証明及び閲覧を行います。また特定公共物に関する調査等を実施し、区有地を適正に管理します。	みどり土木部	458		
		道路の維持管理	区道の適正な維持管理のため、舗装、排水施設、道路付属物の維持修繕や応急補修、道路の清掃、区道上で死亡した動物の死体処理、地下歩行者道の維持管理などを行います。	みどり土木部	459		
		都市計画道路等の整備促進	「都市計画法」上の都市施設（道路、河川、公園、下水道、地域冷暖房等）に係わる関係機関との連絡調整、協議及び都市計画事業の進捗状況の確認などを行います。さらに、主要な生活道路の整備を推進するため、機会を捉えて関係機関等と調整・検討を行いながら整備を誘導していきます。	都市計画部	460		
建築基準法に基づく道路の調査等	「建築基準法」第42条第2項の道路の判断基準となる基準時の道路の存否、道路の位置、形状、道路中心線等について、調査を行い確定します。また、指定道路図・指定道路調書の維持管理を行います。	都市計画部	461				

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	6 交通環境の整備	38 自転車通行空間の整備	「新宿区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車の通行空間を整備することで、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間を創出します。また、国道や都道、他区の路線とのネットワーク化を進め、周辺区や各種施設との回遊性を向上させることで、地域・観光の活性化を図っていきます。	みどり土木部	462	
		39 安全で快適な鉄道駅の整備促進				
		① 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	京王線新宿駅において、バリアフリーに配慮した乗換え経路の新設等、総合的な整備を促進し、歩行者混雑を緩和することなどにより、歩行者の回遊性や来街者の利便性の向上を図ります。	都市計画部	463	
		② ホームドア等の設置促進	鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドア及びエレベーターの設置促進を図ります。	都市計画部	464	
		駐輪場等の整備	「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」に基づき、放置自転車の解消に向けて、すべての区営駐輪施設を民間事業者を活用した駐輪施設に移行し、区民ニーズの高い時間利用の駐輪場を拡充するとともに、区内を東西2つのエリアに分けて、それぞれを事業者が包括的かつ効率的に運営管理します。また、一定規模の集客施設等では、施設所有者による駐輪場整備が義務づけられていますが、駐輪場が十分に活用されていないことや附置義務の対象とならない商店街や集合住宅の周辺では、放置自転車が散見されることから、地域の駐輪課題の解決につながる附置義務駐輪場の制度の見直しを検討します。	みどり土木部	465	
		放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動	放置自転車の解消を目指し、整理指導員による声掛けや条例に基づく撤去活動を行うとともに、地域住民等との協働による啓発活動を進め、自転車を放置させない環境をつくっていきます。	みどり土木部	466	
		自転車シェアリングの推進	区民の移動手段の充実や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、いつでも、どこでものサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能な自転車シェアリング事業を推進します。また、他区との広域相互利用等による自転車シェアリングの利用促進を図りながら、サイクルポートを増設し、利用者の利便性を高めます。	みどり土木部	467	
		自動二輪車の駐車対策	路上に放置されている自動二輪車の対策を進めるため、警察と連携した啓発活動等の取組を行い、駐車場の利用促進を図ります。	みどり土木部	468	
		地域公共交通への支援	地域公共交通会議を開催し、新たな地域交通の導入等について協議を行います。また、新宿駅周辺循環型バス(新宿WEバス)の運行に対して支援協力します。	みどり土木部	469	
		みんなで進める交通安全	交通事故を防止し、交通安全思想の普及徹底を図るため、春・秋の交通安全運動等のキャンペーンや交通安全パレード等を警察とともにを行います。また、自転車用ヘルメットの購入費を助成し着用を促進するとともに、子どもや高齢者等を対象に、交通安全の集い等の交通安全教育や講習会を実施します。	みどり土木部	470	
		駐車場整備事業の推進	「新宿区駐車場整備計画」に基づき、総合的・計画的な駐車対策の推進を図るとともに、まちづくり方針等に沿った駐車対策を推進します。	都市計画部	471	
		鉄道施設の整備促進	区内の踏切における安全対策や開かずの踏切の解消に向け、鉄道事業者や東京都などと調整を行います。	都市計画部	472	
		自転車等利用環境の整備促進	交通事故の防止、快適な歩道空間の確保を目指し、自転車利用者に対して遵守すべき自転車利用のルール・マナーについて、普及、啓発を実施します。	みどり土木部	473	
	自転車保管場所等の維持管理	撤去後の放置自転車等の保管場所の維持管理を行います。	みどり土木部	474		
	交通安全施設の整備	歩行者・自転車を交通事故から守り、かつ、交通弱者にも歩きやすい歩行者空間とするため、交通安全施設(路面標示、防護柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を整備します。	みどり土木部	475		
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	40 新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたい公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	みどり土木部	476	
		41 みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行うとともに、地域と連携した公園管理に取り組んでいきます。	みどり土木部	477	
		42 公園施設の計画的更新	遊具等の公園施設について、「新宿区公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な更新等を行い、安全で快適な公園づくりを進めます。	みどり土木部	478	
		43 清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイレの洋式トイレ化も進めていきます。	みどり土木部	479	

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	44 みどりの計画的な保全	区立公園・児童遊園等の樹木について、専門家による健全度調査を計画的に行い、倒木や枝の落下を原因とした重大事故等を防止し、公園利用者及び近隣住民等の安全と安心を確保します。	みどり土木部	480
		45 次世代につなぐ桜並木	平成18年3月に策定した「新宿区街路樹管理指針」の見直しを行った上で、リーディングプロジェクトとして老木化した神田川における桜について、区民参加のもと、承継に向けたアクションプランを作成し、次世代に向けて桜並木が維持・承継できるよう取り組んでいます。	みどり土木部	481
		新宿らしい都市緑化の推進	公共施設において、生物多様性にも配慮しながらみどりの保全及び緑化推進を行います。また、都市化の進展が著しい新宿のまちにおいて、建築物の屋上や壁面を活用した緑化を進めるため、助成や更なる普及啓発を図っていきます。	みどり土木部	482
		樹木、樹林等の保存支援	区内にある大きな樹木、まとまった樹林、りっぱな生垣を、保護樹木、保護樹林、保護生垣に指定し、維持管理や移植の費用の一部助成や維持管理修繕に対する支援など、様々な支援を実施することにより、都市部における貴重なみどりの保存を図っていきます。	みどり土木部	483
		地域に根ざしたみどりの普及や啓発	講座・イベントの開催や緑化相談、商店街と協働でハンギングバスケットの維持管理を行うなど、区民が暮らしの中でみどりとふれあう機会を増やし、地域に根ざしたみどりの普及や啓発を行います。また、区民グループや地域の団体とみどりの協定を結び、緑化材料を支給し、地域の緑化を推進します。	みどり土木部	484
		みどりの推進審議会の運営	新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査、審議するために設置する新宿区みどりの推進審議会を運営します。みどりに関する計画、保護樹木等の指定、解除等について審議します。	みどり土木部	485
		みどりのしくみづくり	みどりの保全と創出のため、条例に基づき、敷地面積250㎡以上の建築等を行う際に緑化計画書の認定を行い、工事完了後に履行を確認します。また、「新宿区みどりの基本計画」の見直し（10年おき）、みどりの実態調査（5年おき）を行います。	みどり土木部	486
		みどり公園基金積立金	公園・緑地等の用に供する土地の取得や整備を行い、区内のみどりの創出・保全や公園の充実を図るため、みどり公園基金を設置し、基金利子及び区民や事業者等からの寄附を基金として積み立てます。	みどり土木部	487
		街路樹の維持管理	平成18年に策定した街路樹管理指針の見直しを行います。また、適宜、街路樹の剪定、植樹帯等の清掃、病害虫の駆除等を実施するとともに、「道のサポーター」制度を活用し、区民等との協働による管理を促進します。	みどり土木部	488
		魅力ある水辺づくり	神田川ファンクラブを運営します。また、神田川ふれあいコーナーや親水テラスを活用して、区民が神田川とふれあう機会を増やしていきます。さくらの開花時期にあわせ、神田川・妙正寺川・外濠に、さくらの名所としての魅力をより高めるためのライトアップを行います。	みどり土木部	489
		河川等の維持管理	神田川・妙正寺川の護岸補修工事、浮遊物等の除去、しゅんせつ等を行うとともに、河川の占用許可、占用料の徴収等を行います。また、飯田濠の清掃等の維持管理に要する経費を千代田区との協定により負担しています。	みどり土木部	490
		公園の維持管理	区立公園等の維持管理のため、公園の補修・改修、清掃・廃棄物処理、樹木の剪定等、警備・門扉開閉、直営作業のための自動車の雇上げ及び指定管理者による新宿中央公園の管理運営を行います。	みどり土木部	491
		公園のサポーター制度	区民等が自発的かつ自主的に公園を管理する制度です。園地清掃や草とり等の活動を区とサポーターとで協働により進めることで、公園のより快適な環境の実現と活性化を図ります。	みどり土木部	492

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	8 地球温暖化対策の推進	46 地球温暖化対策の推進				
		① 区内における地球温暖化対策の推進	「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、区有施設における再生可能エネルギー電力等の環境に配慮した電力調達を推進するなど、率先してCO ₂ 排出削減に取り組みます。また、「家庭部門」及び「業務部門」のCO ₂ 排出削減を推進するため、区民・事業者に対する省エネルギー・創エネルギーの取組に対する支援を行います。さらに、「業務部門」の電力由来のCO ₂ 排出量が、区内全体の約50%を占めることから、重点的に事業者の再生可能エネルギー電力導入に対する支援を行います。	環境清掃部	493	
		② 他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した「新宿の森」において、森林の確保や整備・管理によるカーボン・オフセット事業に取り組みます。また、「新宿の森」を活用し、区民を対象とした自然体験を実施し、環境配慮の意識啓発を図ります。さらに、新たな「新宿の森」の展開や、Jクレジットを活用するなど、CO ₂ 排出削減の施策を検討・実施し、他自治体等との連携による地球温暖化対策を推進していきます。	環境清掃部	494	
		③ 区有施設の照明設備LED化	区有施設の照明設備を計画的にLED化することにより、区有施設のエネルギー消費量削減の取組を推進していきます。	関係部	495	
		47 環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進	区民・事業者に対する環境意識の醸成・啓発は、環境施策全体の推進に向けて基盤となる重要な取組であり、特に「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けては、長期的・継続的なCO ₂ 排出削減の取組が必要となることから、次代を担う子どもたちに対する環境学習・環境教育のより一層の充実を図ります。また、区内大学と連携し、若者に向けた環境意識啓発事業を構築します。こうした取組により、できる限り環境に負荷をかけない「人と環境の調和したまちづくり」のための行動変容を促進します。	環境清掃部	496	
		環境学習・環境教育の推進	環境学習ガイド等を活用し、学校教育、生涯学習など様々な場における環境学習・環境教育を推進します。また、みどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等が整備された学校施設を整備します。児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した取組を行うとともに、学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、学校における環境教育の取組を推進していきます。	環境清掃部 教育委員会 事務局	497	
		環境審議会の運営	「新宿区環境基本条例」に基づき設置する新宿区環境審議会を運営します。区長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、その他環境の保全に関する基本的事項を調査・審議します。	環境清掃部	498	
		環境基本計画の推進	「新宿区環境基本計画」を推進します。また、計画の進捗状況や目標達成状況を点検・評価し、その結果を区のホームページ等で公開します。	環境清掃部	499	
		環境マネジメントシステムの推進	環境マネジメントシステムにより継続的に環境改善を進め、エネルギー使用量削減、CO ₂ 排出量削減に向けて、全庁を挙げて取り組みます。	環境清掃部	500	
		エコライフ推進員の活動	地域の環境保全活動の中心的存在としての役割を担うエコライフ推進員を区長が委嘱し、協議会等を開催するとともに、分科会ごとに各分野に関する調査・研修を行います。	環境清掃部	501	
		環境学習情報センター	環境問題に取り組む区民や団体、事業者の活動の場の提供など、環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点として、環境学習情報センターの管理運営（指定管理者）を行います。また、区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、具体的な実践行動に結びつけられるよう、イベントの実施や様々な情報提供を通じて普及啓発を行います。	環境清掃部	502	

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	9 資源循環型社会の構築	48 資源循環型社会の構築				
		① 食品ロス削減の推進	食品ロスの削減に向けて、区民、事業者、区の様々な主体が連携し、相互に理解を深めながら、食品ロス削減協力店登録制度やフードドライブ等の食品ロス削減に関する取組を推進していきます。	環境清掃部	503	
		② 資源プラスチック回収の推進	令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、製品プラスチックを容器包装プラスチックと併せて回収し、プラスチックの資源循環を促進します。また、資源プラスチックの回収量の増加を図っていくため、組成調査を実施するほか、周知啓発動画を作成するなど区民周知を徹底し、プラスチックの正しい分け方・出し方の定着に努めます。	環境清掃部	504	
		③ 民間との協働・連携による資源循環	ごみの減量とリサイクルの推進に向けて、区民、事業者及び区による意見交換の場として3R推進協議会を運営し、相互に理解を深めながらレジ袋やストロー、ペットボトル等の使い捨てプラスチックの削減をはじめとする、ごみ発生抑制に関する取組を推進しています。	環境清掃部	505	
		資源回収の推進	資源循環型社会を目指し、地域住民が自主的に行う資源集団回収の推進のため、資源回収実践団体及び回収事業者への支援を実施します。併せて、資源・ごみ集積所や回収拠点において区の資源回収を推進し、安定した資源回収の実現を図っていきます。また、区が収集した金属・陶器・ガラスごみや粗大ごみからも資源をピックアップ回収します。	環境清掃部	506	
		事業系ごみの減量推進	事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査を行い、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導するとともに、法令改正や社会環境の変化を踏まえた廃棄物管理責任者講習会を開催します。	環境清掃部	507	
		リサイクル清掃審議会の運営	リサイクル清掃審議会を運営し、清掃事業の基本方針に関すること、その他リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項を調査・審議します。	環境清掃部	508	
		清掃協会の活動支援	地域の自主運営組織である清掃協会の普及啓発事業を支援することで、ごみ発生抑制を推進するとともに、区民の清掃事業への理解を深め、清掃事業の円滑な運用を図ります。	環境清掃部	509	
		廃棄物情報管理システムの運用	廃棄物情報管理システムは、清掃工場、清掃事務所、最終処分場等をネットワークで結んでいる23区共通のシステムです。このシステムにより、ごみの搬入やごみ量の把握等を適正に行うなど業務の効率化を図ります。	環境清掃部	510	
		一般廃棄物処理業の許可事務等	法律、条例に基づき、一般廃棄物処理業・収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可指導事務や立入検査を実施します。	環境清掃部	511	
		一般廃棄物収集運搬業務に関わる職員の安全衛生管理	職員が一般廃棄物収集運搬業務等に安全かつ衛生的に従事するため、産業医を設置しての健康管理、被服・保護具の購入及びクリーニング、破傷風予防等を行います。	環境清掃部	512	
		清掃一部事務組合及び清掃協議会への分担金	ごみの中間処理（焼却、破砕等）等を23区で共同処理するため設立した東京二十三区清掃一部事務組合、及び連絡調整を図る東京二十三区清掃協議会への分担金を負担します。平成22年度からは、清掃負担の公平に伴う調整額も加算されています。	環境清掃部	513	
		ごみの発生抑制に向けた普及啓発	ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的として、啓発パンフレットを作成するとともに、児童・幼児等向け講座やごみ減量・リサイクル功労者表彰等を実施します。	環境清掃部	514	
		一般廃棄物の収集運搬業務	粗大ごみを除く一般廃棄物の収集運搬が適切に行えるよう作業計画をたて、必要な車両や人員、機材等の配置を行います。また、資源・ごみ集積所の排出状況改善のため、排出指導や不法投棄対策を行います。	環境清掃部	515	
		粗大ごみの収集運搬業務	粗大ごみの受付、収集、運搬を民間委託し実施しています。また、収集した粗大ごみを豊島区内にある豊島区と共同利用する施設で大型車に積替えてから東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破砕処理施設に運搬しています。	環境清掃部	516	
		有料ごみ処理券の交付等	「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」に基づく廃棄物処理手数料の適正な徴収のため、粗大ごみ排出者と日量50kg未満のごみ（資源）を排出する事業者を対象とした有料ごみ処理券を、コンビニ等の取扱店で販売します。	環境清掃部	517	
		本庁舎以外の区施設の資源回収	本庁舎以外の区施設について、本庁舎同様に資源をリサイクルし、ごみの減量化を図ります。	環境清掃部	518	
		新宿清掃事務所等の管理運営	ごみの収集運搬、資源回収事業等を行う新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター及び若宮町ストックヤードの管理運営を行います。	環境清掃部	519	

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	9 資源循環型社会の構築	新宿中継・資源センターの管理運営	新宿中継・資源センターの管理運営を行います。新宿中継・資源センターは、新宿区、中野区、杉並区、渋谷区及び練馬区の不燃ごみを受入れ、大型コンテナに積み替えて東京二十三区清掃一部事務組合の不燃ごみ処理センターまで運ぶことにより、収集作業の効率化と道路渋滞の回避、CO ₂ 排出削減等に貢献しています。また区が回収した資源の一時保管も行っています。	環境清掃部	520	
		リサイクル活動センターの管理運営	区民のごみ減量及びリサイクルの活動拠点として、指定管理者による管理運営のもと、不用品再利用事業やリサイクルに関する情報発信等を区民との連携により実施します。	環境清掃部	521	
		建設リサイクル事務	法律に基づき、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事及び新築工事等について、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別処理に関する届出の受付、指導等を行います。	都市計画部	522	
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	49 観光と一体となった産業振興				
		① 「しんじゅく逸品」の普及	区内の優れた商品を「しんじゅく逸品」に登録し、様々な方法での販売を通じて新宿の魅力を発信することで、来街者の増加による地域経済の活性化につなげます。	文化観光産業部	523	
		新宿ものづくりの振興	区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術・技能を持つ方を、新宿ものづくりマイスター「技の名匠」に認定します。また、ものづくり産業発信動画を活用し、区内外に広くPRすることで、区内のものづくり産業を志す人材の創出とさらなる活性化を図ります。	文化観光産業部	524	
		地場産業の魅力発信	区が主催する行事等において、染色業及び印刷・製本関連業の魅力を発信することにより、地場産業に対する区民及び来街者の認知度を向上し、両地場産業団体の振興を図ります。	文化観光産業部	525	
		中小企業新事業創出支援	中小企業者の革新性や技術力を活かした新事業の創出を支援するため、「新宿ビジネスプランコンテスト」において、創業期の事業者が持つ可能性を発掘・支援するとともに、「新製品・新サービス開発支援助成」では、中小企業者が取り組む新たな事業等に対する助成を行います。また、「新宿ビジネス交流会」では、中小企業者相互の交流の場を提供することにより、新事業の創出を支援します。	文化観光産業部	526	
		産業振興会議の運営	産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくため、条例に基づき設置された新宿区産業振興会議を運営します。	文化観光産業部	527	
		中小企業支援ネットワーク会議の運営	中小企業の現状・課題に関する情報交換や施策検討などの場として、金融機関等とのネットワーク会議を運営します。	文化観光産業部	528	
		中小企業向け制度融資	区内中小企業が事業資金（運転・設備資金、環境改善・情報技術の導入資金等）の融資を低利で利用できるよう、取扱金融機関へ紹介を行います。あわせて、利子や信用保証料の助成を行います。	文化観光産業部	529	
		小規模事業者経営改善資金利子補給	区内小規模事業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金を受けている小規模事業者に対して、支払った利子の一部を補助します。	文化観光産業部	530	
		勤労者福利厚生資金貸付	区内中小企業在勤者及び都内中小企業在勤の区民を対象に、住居移転、冠婚葬祭、医療、出産、教育、不慮の災害及び生活全般に必要な臨時の資金等に係る資金の融資が、低利で利用できるよう指定金融機関への紹介を行います。あわせて、保証料の助成を行います。	文化観光産業部	531	
		商工相談	商工相談員が中小企業者等に対して、経営全般に関する相談、診断及び助言などを行います。また、景気動向調査を年4回実施します。	文化観光産業部	532	
		新宿商談会	区内に本・支店のある金融機関と連携して中小企業とバイヤーの商談の場を設けることで、中小企業の販路拡大を支援します。	文化観光産業部	533	
ビジネスアシスト新宿	中小企業者等の経営全般に係る相談に対し、専門家を派遣して支援を行います。また、事業者向けの行政書士無料相談会を行います。	文化観光産業部	534			
経営力強化支援事業	区内中小企業者、個人事業主の全業種を対象に、経営計画等策定支援をはじめとする、総合的な支援を行います。	文化観光産業部	535			
売上向上実践講座	企業や店舗が持つ潜在的な魅力を向上させ、売上向上に結びつける講演会や実践講座を開催します。	文化観光産業部	536			
地域商業活性化推進事業	地域経済の活性化と生活応援のため、プレミアム付商品券の発行を行います。	文化観光産業部	537			

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	産業コーディネーターの活用	産業振興に関する専門的知識を有する学識経験者等を産業コーディネーターとして委嘱し、区内企業の経営改革・活性化のための事業の実施に活かします。	文化観光産業部	538	
		事業承継支援	事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、円滑な事業承継に向けた基本的な考え方や手法、事例を踏まえたセミナーを行うほか、国等が行う各支援施策の情報発信を行います。	文化観光産業部	539	
		地場産業団体の展示会等支援	地場産業の各団体が自主的・自立的に取り組む事業の経費を助成し、地場産業全体の活性化を図ります。また、金融機関と連携し、地場産業の販路開拓を支援します。	文化観光産業部	540	
		地場産業団体分担金等	区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色業の業界が厳しい経営環境にある中、振興策として分担金の負担等を行うことで、総合的な育成及び振興を図ります。	文化観光産業部	541	
		地場産業振興小野基金利子の運用	地場産業振興小野基金を活用し、地場産業振興を目的とした事業に対して、経費の一部を助成します。	文化観光産業部	542	
		産業関連情報の発信	区の産業振興施策や各種産業情報を提供するため、区内中小企業者向けに、「新宿ビスタウニクス」を年2回発行するとともに、メールマガジンを配信します。	文化観光産業部	543	
		産業振興推進員の活用	区内中小企業の課題等の把握及び情報提供を行うため、専門的な知識や企業での事業実務経験を有する者を、産業振興推進員として採用し、配置します。	文化観光産業部	544	
		産業会館の管理運営	中小企業支援の活動拠点としての位置付けに基づき、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、中小企業の活性化を推進します。	文化観光産業部	545	
		高田馬場創業支援センターの管理運営	区内での創業や経営改革を目指す方に、オフィススペースを提供するとともに専門家による支援を行います。	文化観光産業部	546	
	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	50 大学等との連携による商店街支援	大学等が持つ専門性や人的資源を活かしながら、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取組を支援していきます。また、大学等と地域（商店街）の連携・交流を進めることにより、商店街の魅力づくりを推進します。	文化観光産業部	547	
			商店会情報誌の発行	商店会、商店主向けの情報誌を発行し、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘など、商店経営、商店会活動の参考となる情報を提供することにより、商店会等の魅力的な取組を支援し、商店街の活性化を図ります。	文化観光産業部	548
			にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	商店会等が実施する、イベント事業や活性化事業、商店街路灯のLED化による省電力化事業等に対して、必要な費用の助成を行い支援することで、にぎわいにあふれ、環境にもやさしい商店街づくりの支援を行います。	文化観光産業部	549
			生鮮三品小売店活性化事業	区民に新鮮で良質な生鮮三品（鮮魚・青果・食肉食鳥）を提供する新宿区生鮮三品小売店連絡会が行う消費者との交流事業や、販売促進の取組等の自主的な活動に対する支援を行います。	文化観光産業部	550
			商店会サポート事業	区内の商店会及び商店街振興組合に適切な助言を行うことができる専門知識のある職員を、商店会サポーターとして採用し、配置します。	文化観光産業部	551
			新宿区商店会連合会への事業助成	地域商業の振興を図るため、新宿区商店会連合会が自主的に行う事業に対し、助成を行います。	文化観光産業部	552
			商店街消費拡大推進事業	商店街における消費拡大と活性化を図るため、区内全域の商店街でスピードくじ方式の抽選券を配布するなどのキャンペーンを、新宿区商店会連合会に委託して実施します。	文化観光産業部	553
			商店街空き店舗情報の提供	民間不動産会社の持つ区内空き店舗情報を活用した商店街空き店舗検索サイトを運営し、商店街の空き店舗での開業を促進します。	文化観光産業部	554
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	51 新宿の魅力としての文化の創造と発信	新宿の文化資源を活用した多様な主体による文化芸術イベントを集約し、音楽・美術・演劇・伝統芸能・パフォーマンス・まち歩き・歴史探訪など、幅広いジャンルのイベントからなる「新宿フィールドミュージアム」として実施することにより、文化芸術の振興を図り、新宿のまちの魅力を創造・発信します。また、魅力ある文化情報をさらに発信するため、ICTを活用した文化情報の発信強化等の実施に向け、検討を進めます。	文化観光産業部	555	
			52 新宿の歴史・文化の魅力向上	区内の文化財、文化施設を巡るイベント等を開催し区の魅力をPRするとともに、区ゆかりの人物・文化財等を貴重な文化歴史資源として全国に広く情報発信し区内回遊を促進します。また、令和9年度には、漱石山房記念館が開館10周年を迎えることから、10周年記念企画を実施します。令和10年度には、新宿歴史博物館が開館40周年を迎えることから、40周年記念企画の実施に向けた検討を進めます。	文化観光産業部	556
			大新宿区まつり	「ふれあいフェスタ」「新宿まちフェス」の2つの主要イベントと商店街などが開催する協賛イベントからなる「大新宿区まつり」を区内各所で開催し、人々の交流の輪を広げるとともに、にぎわいを創出します。	文化観光産業部	557

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	文化体験プログラム	専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図りながら、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用した魅力あるプログラムを提供し、気軽に本格的な文化体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。	文化観光産業部	558
		名誉区民選定委員会の運営	名誉区民の選定にあたり、その人選に関する区長の諮問機関として設置・運営しています。現在までに20名の方を名誉区民として選定しています。	総務部	559
		名誉区民周知事業	名誉区民を広く区民に周知し、区民が身近に感じ、親しみを持ってもらうための周知事業を行います。	総務部	560
		新宿未来創造財団運営助成 (文化財、郷土資料調査研究)	公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、文化財、郷土資料の調査研究等を進めます。また、高田馬場流鏑馬の公開、伝統芸能フェスティバル、特別展・所蔵資料展等の普及啓発事業を行います。	地域振興部 文化観光産業部	561
		文化財保護審議会の運営	文化財保護審議会は、教育委員会の文化財に関する諮問に応じて、文化財の保存・活用に関して審査、審議し、教育委員会に答申し、意見を述べる機関であり、その運営を行います。	文化観光産業部	562
		文化財保護保存調査等	文化財の周知や文化財保護の啓発を行い、また文化財調査や都市開発事業等により破壊の恐れのある埋蔵文化財を保護し、活用を図ります。	文化観光産業部	563
		文化財協力員の活用	区内に多数所在している文化財資料・歴史資料の発掘、所在・現状調査を文化財協力員とともにし、それらを活用していく体制づくりを行います。	文化観光産業部	564
		夏目漱石記念施設整備基金積立金	漱石山房記念館のさらなる魅力向上を図ることを目的に、夏目漱石に関する資料収集や展示整備を行うため、新宿区夏目漱石記念施設整備基金を活用します。また、引き続き寄付の募集を行い、あわせて漱石山房記念館のPRIに努めています。	文化観光産業部	565
		ミニ博物館の充実	区内の文化財を有する寺社等や地場産業・伝統芸等をミニ博物館として整備し、区民の身近な文化資産として一般公開します。	文化観光産業部	566
		新宿歴史博物館の管理運営	新宿歴史博物館は、郷土資料の収集保存・調査研究・公開、地域の歴史と文化を守り継承するために設置された施設であり、その管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	567
		林芙美子記念館の管理運営	作家・林芙美子の旧居を記念館として整備・公開し、貴重な資料を展示するとともに、林芙美子に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	568
		佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営	洋画家・佐伯祐三のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、佐伯祐三に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	569
		中村彝アトリエ記念館の管理運営	洋画家・中村彝のアトリエを記念館として整備し、アトリエ内部を公開するとともに、中村彝に関する様々な情報を発信するなど、その管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	570
		漱石山房記念館の管理運営	文豪・夏目漱石にとって初の本格的記念館「漱石山房記念館」において、漱石が晩年を過ごした「漱石山房」を再現し公開するとともに、漱石の作品や功績を広く発信するなど、その管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	571
		文化芸術振興会議の運営	「新宿区文化芸術振興基本条例」に基づき、区長の附属機関として設置した新宿区文化芸術振興会議を運営します。新宿区における文化芸術振興について、調査審議、提言を行います。	文化観光産業部	572
		乳幼児文化体験事業	乳幼児とその保護者等へ文化芸術体験の機会の提供を行い、子どもの生きる力と豊かな心を育むとともに、文化芸術の次代の担い手の育成を図ります。	文化観光産業部	573
		国内友好都市交流の推進	友好提携を結んでいる長野県伊那市との友好交流を進めます。	文化観光産業部	574
		新宿文化センターの管理運営	区内における文化芸術活動の拠点として、文化芸術活動の更なる活性化を進めていくため、新宿文化センターの管理運営 (指定管理者) を行います。	文化観光産業部	575
		新宿未来創造財団運営助成 (文化活動・国際交流)	公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、地域文化活動の推進、地域と友好都市等との交流の推進等を行います。	地域振興部 文化観光産業部	576

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.		
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	53 新宿ブランドを活用した取組の推進					
		① 魅力ある観光情報の発信	国際観光都市としての魅力とブランド力の向上を図るため、官民一体で新宿の観光振興を担っている一般社団法人新宿観光振興協会の情報媒体を活用して観光情報を発信します。新宿ならではの新たなスポットや隠れた観光資源、まちの記憶である文化歴史資源、イベントやグルメ等、新宿の持つ多様な魅力を観光客の視点から発信していきます。	文化観光産業部	577		
		② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	区内のパブリックアートをはじめとした魅力あるスポット等の新しい観光資源を発掘するとともに、まちの記憶である文化歴史資源と併せて、「新宿観光マップ」により情報発信します。また、新宿文化観光資源案内サイト「温故知新！じゅく散歩」を運営し、新宿の多彩な文化観光資源を発信するとともに、新たな区内回遊促進策を検討します。	文化観光産業部	578		
		新宿観光案内所の運営	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成等を行い、新宿観光案内所を、新宿の懐の深さや高いポテンシャルを発信する拠点にして、新宿を訪れる多くの方々に、区内の各エリアの魅力を提供することで回遊性を高め、何度も訪れたい国際観光都市・新宿を目指します。	文化観光産業部	579		
		一般社団法人新宿観光振興協会を中心とした新宿の魅力の発信	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成等を行い、各種媒体による観光情報の発信やイベントによる賑わい創出等を推進します。	文化観光産業部	580		
		新宿フリーWi-Fiの運用	訪日観光客から特に要望が多い無料公衆無線LAN環境を運用するとともに、一般社団法人新宿観光振興協会による観光用ポータルサイトと連携した集客力や回遊性の向上を図ることにより、旅行者が何度も訪れたいまちづくりを進めます。	文化観光産業部	581		
		観光関連団体との事業連携・情報交換	一般社団法人新宿観光振興協会や他自治体等の観光関連団体と事業連携し、情報の交換と相互周知を行い、新宿の魅力を広く区内外に発信して地域活性化を図ります。	文化観光産業部	582		
		多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進(さくらのライトアップ事業周知)	ライトアップされる神田川、妙正寺川等をはじめとした区内各地のさくらの名所について、マップ等により広く発信していきます。	文化観光産業部	583		
		ふるさと納税管理事務	区内で生産・加工された商品が手に入るモノ消費と、新宿ならではの体験ができるコト消費などの返礼品を導入し、新宿区への寄附を広く募ります。	総務部	584		
		14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	54 新中央図書館等の建設	「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。	総合政策部 教育委員会 事務局	585	
			55 スポーツ環境の整備				
			① 「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定から10年が経過し、区民を取り巻くスポーツ環境や社会情勢は大きく変化しました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承や、パラスポーツを通じた「共生社会」の実現など、スポーツ施策に求められる新たな課題も踏まえ、「新宿区スポーツ環境整備方針」を改定します。	地域振興部	586	
			② スポーツコミュニティの推進	「新宿区スポーツ環境整備方針」の基本理念を持続的・継続的な視点を持って着実に推進するため、スポーツ体験イベントを実施します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承と、スポーツを通じた「共生社会」の実現に向けて、パラスポーツの体験会、障害者向け運動教室を実施します。	地域振興部	587	
			③ 総合運動場の整備	現在の戸山公園箱根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、より快適に・多目的・多目的に使用できる総合的な運動場としての整備を行います。また、引き続き東京都へ積極的な働きかけを行います。	地域振興部	588	
④ 「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用し、スポーツ施設を整備することにより区民のスポーツへの参加を促進します。		地域振興部	589			
図書館サービスの充実(区民にやさしい知の拠点)	図書館利用者に幅広い知識や情報を提供するため、多様な図書館資料の収集・所蔵・提供を図っていきます。あわせて、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、図書館独自で作成できるデジタル情報を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。		教育委員会 事務局	590			
子ども読書活動の推進	「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。		教育委員会 事務局	591			
新宿未来創造財団運営助成	生涯学習の拠点機能を担う公益財団法人新宿未来創造財団の運営助成を行い、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進し、区民のニーズに応える総合的な生涯学習事業を展開します。		地域振興部	592			
学校施設等の活用	学校教育に支障のない範囲で、区立小・中学校等の校庭・体育館・特別教室等を活用し、区内スポーツ・学習・文化活動の場として地域に活用します。		地域振興部	593			

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを 楽しむ環境の充実	運動広場の開放	北新宿公園多目的広場、新宿こころから広場多目的運動広場のほか、都立戸山公園（箱根山地区）多目的運動広場など他自治体や民間等との協定により、運動広場をスポーツの場として開放します。	地域振興部	594
		スポーツ推進委員の活動	「スポーツ基本法」に基づき委嘱するスポーツ推進委員は、スポーツコミュニティの醸成に向けた地域スポーツ推進の役割を担います。	地域振興部	595
		スポーツ環境会議の運営	「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づき、区民・スポーツ団体・事業者・学識等によって構成する「スポーツ環境会議」を設置し、意見交換を行うとともに、社会的な変化に伴う区民ニーズの多様化にも対応できる体制づくりを検討します。	地域振興部	596
		区民ギャラリーの管理運営	区民等に創作品を展示・発表する場を提供し、区民の創作意欲を促進するため、区民ギャラリーの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	597
		ギャラリー“みるつく”の運営	区内スポーツ施設等を使用し、絵画・写真等を展示できます。区民の創作品を発表する場を提供することにより、区民の創作意欲を促進します。	地域振興部	598
		生涯学習館の管理運営	区民等に様々な生涯学習の機会と場所を提供するため、生涯学習館の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	599
		新宿スポーツセンターの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿スポーツセンターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	600
		新宿コスミックスポーツセンターの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、新宿コスミックスポーツセンターの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	601
		公園内運動施設の管理運営	西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場及び妙正寺川公園運動広場の管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	602
		大久保スポーツプラザの管理運営	区民等にスポーツ、生涯学習の場を提供するため、大久保スポーツプラザの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	603
		四谷スポーツスクエアの管理運営	スポーツ・文化的活動・相互交流及び会議の新たな場を提供するため、四谷スポーツスクエアの管理運営（指定管理者）を行います。	地域振興部	604
		図書館資料の充実	区立図書館の資料の充実を図るとともに、地域の課題解決や学習に役立つ多様なデータベースの情報を提供し、利用者の調査研究を支援します。	教育委員会事務局	605
		図書館の管理運営	図書館奉仕員の雇用、図書館運営協議会の開催、図書館サポーター制度の活用のほか、施設の維持管理を行い、区立図書館を運営します。	教育委員会事務局	606
		障害者への図書館サービス	活字を読むことが困難な方のために対面朗読、録音図書製作・貸出等を行うとともに、図書館への来館が困難な方に配本サービスを提供します。	教育委員会事務局	607

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	15 多文化共生のまちづくりの推進	56 多文化共生のまちづくりの推進	国籍や民族等が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。多文化共生のまちづくりを推進するため、「新宿区多文化共生まちづくり会議」を運営し、提言を踏まえた施策の検討・実施に取り組みます。あわせて、関連事業である外国人への情報提供や外国人相談、日本語学習支援、しんじゅく多文化共生プラザを拠点としたネットワーク事業などに総合的に取り組んでいます。	地域振興部	608
		しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	日本語学習コーナー、資料・情報コーナー、外国人相談コーナー、多目的スペースを有するしんじゅく多文化共生プラザを拠点として、多文化共生のまちづくりを進めます。	地域振興部	609
		多文化共生連絡会の運営	地域住民や活動団体の情報交換や活動をPRできる場として「新宿区多文化共生連絡会」を運営することで、多文化共生のために活動する人々を支援し、ネットワーク化を進めます。	地域振興部	610
		外国人への情報提供	外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、新宿生活スタートブック・外国人住民のための生活情報紙・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。	地域振興部	611
		外国人相談窓口の運営	日常生活等の悩み事や、わからないことについて気軽に相談できる多言語（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語）による相談窓口を設置・運営します（区役所及びしんじゅく多文化共生プラザ）。	地域振興部	612
		日本語学習への支援	新宿区で生活する外国人の言語に対する不安を取り除くため、しんじゅく多文化共生プラザ等区内10か所において日本語教室を開催するほか、区立学校に通う小学校4年生から中学校3年生を対象とした子ども日本語教室の運営を行います。	地域振興部	613
		国際交流事業	国際交流を促進させ、多様な文化の相互理解を深めることを目的に、外国人と地域住民とが交流する事業を、各種団体と連携して行います。また、友好提携を結んでいるギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区との交流を行います。	地域振興部	614
		外国人留学生学習奨励基金	留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要としている区内在住の学業成績優秀な外国人留学生に対し、学習奨励金を支給します。	地域振興部	615
		外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	新宿区に居住し、経済的理由で就学が困難と認められる学校法人東京朝鮮学園・東京韓国学園及び東京中華学校に通学している児童・生徒の保護者を対象に助成します。	地域振興部	616
		窓口等における多言語対応の推進	タブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入し、窓口等において職員と外国人住民の円滑なコミュニケーションを促進します。	地域振興部	617
16 平和都市の推進	57 平和啓発事業の推進	「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進します。平和の尊さを感じる機会として戦争と平和に関する資料・ポスター展示やコンサート等を行うとともに、地域における平和の担い手を育むため被爆地の広島・長崎へ区民の親子を派遣します。さらに、平和派遣に参加された方々で構成する「新宿区平和派遣の会」と協働し、様々な平和啓発事業を行うことで、戦争の悲惨さと平和の大切さを共有し次世代に伝えていきます。	総務部 教育委員会 事務局	618	

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

〔No.〕欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	58 公民連携（民間活用）の推進	民間の柔軟な発想や専門性を活かし、質の高い行政サービスを提供するため、民間提案制度を活用し、様々な分野にまたがる民間との連携を推進していきます。また、実証実験の企画提案を募集し、質の高い行政サービスの提供につながるが見込まれる企画提案について、実証実験の場の提供・資金の補助・事業周知による支援を行います。さらに、民間事業者等を対象に既存のプラットフォームや関係団体へのアウトリーチ型の制度周知・情報発信を行い、公民のパートナーシップを深めていきます。	総合政策部	619
		59 効果的・効率的な業務の推進			
		① 業務改善・業務の見直しの推進	区民サービスの向上や働き方改革への対応につなげるため、効果的・効率的な業務の推進に向けて、業務手順や執行体制の見直し、RPA、文章生成AI等のICTの利活用など、窓口サービス・業務の見直しに取り組んでいます。	総合政策部	620
		② 滞納整理業務の一元化	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）と国民健康保険料の滞納整理業務を一元的に担当する部門を新たに設置するとともに、滞納整理業務の一元化に係るシステムの整備等を進め、区民の負担軽減や業務の効率化を図ります。また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理業務部門との情報共有・連携やシステムの整備等を進め、区民の生活状況に応じた納付相談等を実施していきます。	総合政策部 総務部 福祉部 健康部	621
		60 基幹業務システム基盤の整備	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムの導入及び国が整備するガバメントクラウドの活用に向けて、住民記録・税・国民年金・印鑑登録の基幹業務システムを運用しているホストコンピュータ（大型汎用機）を廃止し、基幹業務システムの基盤の整備を行い、情報システムの運用の効率化と経費削減を図ります。	総合政策部	622
		行政評価制度の推進	区が行う施策や事業を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的に、「新宿区総合計画」の個別施策や「実行計画」に掲げる事業を中心に行政評価を実施します。このことにより、行政運営におけるPDCAサイクルの強化を図っていきます。	総合政策部	623
		広聴活動	区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果はホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。	総合政策部	624
		区民の声委員会の運営	区政に関する区民からの苦情を公正かつ中立的な立場から処理する機関として、区民の声委員会を設置・運営しています。これにより、区政の透明性を高め、区民からの信頼を確保します。	総合政策部	625
		区民意見システムの運用	区民意見システムにより、区民の意見、要望や問い合わせを一体管理し、集積されるデータや分析結果を活用し、回答処理の迅速性、的確性を高めます。	総合政策部	626
		広報活動	広報新宿（点字版・声の広報を含む）、区ホームページ、SNS、映像による広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します。	総合政策部	627
		情報公開制度及び個人情報保護制度の運営	区が保有する情報を積極的に区民等に提供することにより区の説明責任を全うします。また、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保します。	総合政策部	628
		区政情報センターの運営	区政情報センターは、中央図書館区役所内分室、行政資料コーナー、区民相談コーナー、情報コーナーにより構成され、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。	総合政策部	629
		新公会計システムの運用	発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた新公会計に対応したシステムに基づき財務書類4表を作成し、区の資産と負債の評価や行政コストについて財政情報の開示を行います。	総合政策部	630
		予算編成事務	「地方財政法」の地方財政運営に関する基本原則をはじめ、法令や社会経済状況に即して予算の調製を行います。また、毎年6月と12月には歳入歳出の執行状況や財産等の財政状況を公表します。	総合政策部	631
		区債の発行及び償還等	区債の発行とその償還を行います。	総合政策部	632
		電子計算組織の運用	住民記録・税等の区の基幹業務システムや、財務会計・文書管理等内部情報システムを効率的に運用します。	総合政策部	633
電子区役所の推進	区民によりよいサービスを効率的に提供するため、社会保障・税番号制度の活用を図る等、利便性の高い電子区役所を推進します。	総合政策部	634		

(5) 区の施策・事業の全体像 (計画事業と経常事業)

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容 (P.20～150)」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行政運営	基金積立金	年度間の財源調整を図るための財政調整基金、区債の償還財源確保のための減債基金など、必要な財源を確保するための基金の積立てを行います。	総合政策部	635
		行政不服審査制度の運営	「行政不服審査法」に基づく審査請求があった場合に、弁護士等による審理員が審理するとともに、有識者から成る新宿区行政不服審査会に諮問し、審査庁の判断を公正、中立に審査します。	総合政策部 総務部	636
		特別職報酬等審議会の運営	区長の諮問に応じ、区長や議員等の特別職報酬等の額について審議します。審議会の委員は10名で、区内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が任命します。	総務部	637
		庁用自動車の維持管理	特別職の職務を円滑に進めるため、特別職等連絡車(2台)を運行し、維持管理します。	総務部	638
		公益保護通報制度の運営	区の公益を保護するための通報の仕組みを定めています。これにより、区の公益を害する事実を早期に発見し、是正します。公益保護委員は3名で、任期は2年です。	総務部	639
		契約事務	工事の請負、物品の買入れ・売却、業務の委託等の契約に関する事務や、入札参加資格審査に関する事務を行います。	総務部	640
		電子調達システム等の運用	電子調達システム(入札情報、資格審査申請受付、入札)及び電子契約サービスの利用により、業務の効率化と迅速化、入札の透明性や競争性の向上、企業の負担軽減を図ります。	総務部	641
		労働報酬等審議会の運営	「新宿区公契約条例」の制定に伴い、同条例により設置されている新宿区労働報酬等審議会の運営に係る業務を行います。	総務部	642
		検査事務	「新宿区契約事務規則」により任命された検査員が、工事の請負、物品の買入れ、業務の委託等の契約の履行に関する検査を行います。検査に合格したときは、直ちに検査証を作成します。	総務部	643
		全国市長会等負担金	市(区)政に関し中央と地方の連絡調整、地方自治法の規定に基づく内閣や国会に対する意見の申し出等を行う機関としての全国市長会に加入しています。	総務部	644
		特別区人事・厚生事務組合等分担金	23区全体で共同して行う事業を効率的に運営するために、特別区協議会・特別区人事厚生事務組合・特別区長会事務局へ分担金を支払います。	総務部	645
		税に関する正しい知識の普及啓発	副読本(小・中学生向けフリーレット)を配布し、税知識の普及啓発を図ります。ホームページ等で税金に関する情報を提供するほか、税理士会の協力により税の無料相談を実施します。納税貯蓄組合連合会への事業助成を行います。	総務部	646
		区税収納率の向上	納税推進計画を策定するとともに、滞納整理支援システムや納税催告センターを活用し、徴収力を強化しています。東京都との連携やインターネット公売を利用した滞納整理を行います。さらに、在宅で納付できるクレジットカード納付やペイジー納付を導入し、納付の機会を拡大しています。	総務部	647
		課税事務の効率的な運営	課税資料管理システムの運用など、課税事務の一層の効率化、適正化を図ります。	総務部	648
		住民基本台帳人口調査	町丁別世帯数・人口報告、年齢別人口報告、住民基本台帳月報、主要国籍別人員調査表などを調査・作成します。	地域振興部	649
		各種統計調査	「統計法」等に基づき、国勢調査、経済センサス、学校基本調査などの統計調査を行います。	地域振興部	650
		学校等警備委託	学校での火災や盗難、その他の不良行為に迅速に対応するための機械警備や、有人による学校施設管理、学校安全管理業務を委託により効果的・効率的に実施します。	教育委員会事務局	651
		学校用務委託	用務職員の退職不補充に伴う職員数の不足に対応するため、区の施設運営における民間活用の推進や業務の委託化への取組に関する方針を踏まえ、学校用務業務を民間委託します。	教育委員会事務局	652
		会計事務	会計室は、区の会計機関として、現金及び有価証券の出納保管、支出負担行為の確認、支出命令の審査、物品の出納保管及び財産の記録管理、決算の調製等を行います。	会計室	653
		監査事務	監査委員は、区の事務事業の執行について、最少の経費で最大の効果をあげているか、法令等に従って適正に行われているかなどについて監査を行います。	監査事務局	654
選挙事務	選挙管理委員会事務局は、「公職選挙法」のほか、「地方自治法」等の定めにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務、「地方自治法」に基づく直接請求事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者選定に関する事務等を行います。	選挙管理委員会事務局	655		
議会事務	区議会事務局は、本会議や委員会の運営の補助、インターネットによる議会中継、請願・陳情の受付や区議会だよりの発行などの事務を行います。また、議会活動を助けるために必要な資料の収集や調査を行います。	議会事務局	656		

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.	
IV 健全な区財政の確立	2 公共施設マネジメントの強化	61 区有施設等の長寿命化				
		① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	個別施設計画の実施方針に基づき、区有施設の長寿命化と経費の削減・平準化を図るため、予防保全の考え方に立った中長期修繕計画による、適切な修繕を行います。	関係部	657	
		区立住宅の維持保全	「新宿区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改善を実施し、区立住宅の有効な活用を図ります。	都市計画部	658	
		道路の維持保全	道路施設のアセット・マネジメントの考え方にに基づき、計画的に修繕を実施し、区道の安全な維持管理を行います。	みどり土木部	659	
		62 区有施設のマネジメント				
		① 牛込保健センター等複合施設の建替え	牛込保健センター等複合施設前面の外苑東通り拡幅事業による施設への影響や、施設使用上の課題の解決、新宿生活実習所の定員の拡充等を図るため、牛込保健センター等複合施設の建替えを行います。建替え工事中は、牛込保健センターは旧都立市ヶ谷商業高等学校に、新宿生活実習所は旧都立市ヶ谷商業高等学校及び細工町高齢者在宅サービスセンターに、弁天町保育園は鶴巻南公園（仮園舎）に、榎町高齢者総合相談センターは防災センターに、それぞれ移転し施設の運営を行います。	福祉部 子ども家庭部 健康部	660	
		② 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地を、福祉、防災、教育等に資する場として、隣接する牛込第一中学校の敷地と一体で活用し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の設置や防災広場の整備、牛込第一中学校の建替えを行います。また、中町図書館を移転し、牛込第一中学校に併設します。	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会 事務局	661	
		本庁舎整備検討調査	区役所本庁舎及び分庁舎は、機能の分散化や窓口の待合スペースの混雑など様々な課題を抱えているため、今後のあり方について、調査・検討を実施します。	総合政策部	662	
		西新宿七丁目事務所建設負担金	都と区の合築施設である、西新宿七丁目事務所（現新宿都税事務所及び健康部分室等）を建替えます。建築工事等を都が実施するため、都に対して負担金を支払います。	総務部	663	
		庁舎の維持管理	区役所本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎及び第二分庁舎分館の施設の維持管理等を行います。	総務部	664	
		区公共施設の計画保全	区施設の管理者へ、予防保全を目的とした修繕計画を提案します。また、「建築基準法」に基づく法定点検や改修内容のデータ化の業務委託を実施し、その結果に基づきデータを更新して、修繕計画に反映させます。	総務部	665	
		土木アセットマネジメントシステムの運用	道路や公園など土木施設の台帳を土木アセットマネジメントシステムで管理します。また、路面性状調査など必要な調査、点検を定期的実施し、結果をシステムに取り込み解析することで、資産の長寿命化や予算の平準化を図ります。	みどり土木部	666	
		区有財産の管理	区が所有する土地及び建物等の公有財産のうち、各部の事務事業の用に供している財産（行政財産）の管理・総合調整、事務事業の用に供していない財産（普通財産）の有効活用等を行います。	総務部	667	
		新宿区土地開発公社への運用資金貸付金等	土地の先行取得に必要な金融機関からの借入金に対する債務保証を行います。また、借入金等の返済に必要な資金の貸付けや事務費等を負担しています。	総務部	668	

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
V 好感度 1番の 区役所	1 行政サービスの向上	63 多様な決済手段を活用した電子納付の推進	公金の納付について、電子マネー等による新たな決済手段を導入し、納付手段の拡充による区民の利便性の向上を図ります。	総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 健康部	669
		64 行政手続のオンライン化等の推進	行政手続について、区民が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、共同運営電子申請サービス及びマイナポータル・びったりサービスを活用した電子申請等を推進し、区民の利便性向上を図ります。	総合政策部 総務部 地域振興部	670
		オープンデータの活用推進	区が保有する公共データを誰もが自由に二次利用できるようにするため、オープンデータカタログサイトを運用しています。オープンデータを活用した官・民・学の連携による地域課題の解決に取り組めるよう、利用者のニーズに応じて、公開するデータを順次増やしていきます。	総合政策部	671
		コールセンターの運営	区民の多様なライフスタイルに対応するため、新宿区コールセンターを運営し、土曜、日曜、夜間も含め、電話・FAXによる区政に関する簡易な問い合わせに回答します。	総合政策部	672
		窓口案内業務委託	窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮等を図るため、窓口の案内・申請書の記入方法についての説明・誘導を行うプロアシスタントを委託により配置しています。（税務・戸籍住民・医療保険年金・高齢者医療担当）	総務部 地域振興部 健康部	673
		コンビニ交付	マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書及び特別区民税・都民税証明書を発行します。	総務部 地域振興部	674
		特別出張所の管理運営	地域の「ミニ区役所」として、窓口サービスを提供し、コミュニティ支援を行う特別出張所（10所）の管理運営を行います。	地域振興部	675
		自動車臨時運行許可事務	未登録または車検証の有効期限が切れた自動車が検査登録・整備・廃車等のための回送を目的として特例的に運行する場合の臨時運行に関する許可事務（申請受付・審査・許可証の交付、番号標の貸与）を行います。	地域振興部	676
		戸籍事務	「民法」「戸籍法」等に基づく戸籍届出の受理、戸籍・附票の記載、他区市町村への通知、埋火葬・改葬の許可、戸籍謄抄本等戸籍証明の交付等の事務を行います。	地域振興部	677
		住民基本台帳事務	「住民基本台帳法」に基づき、日本人及び外国人住民の転入転出等異動届出の受理、住民基本台帳の整備、住民票の写し等証明書の交付、居住実態の調査を行います。	地域振興部	678
		印鑑登録事務	「新宿区印鑑条例」に基づき、印鑑登録（登録・廃止・印鑑登録証引替交付）や印鑑登録証明書の交付事務を行います。	地域振興部	679
		中長期在留者居住地届出等事務	「出入国管理及び難民認定法」等に基づき新規入国後の居住地届出、居住地の変更届出、特別永住許可申請受付、特別永住者証明書の交付等の事務を行います。	地域振興部	680
		個人番号カードの交付等	「番号法」に基づき、新たに住民基本台帳に記録された方へマイナンバーを指定し、個人番号通知書によりマイナンバーを通知し、希望者からの申請によりマイナンバーカードを交付します。また、「公的個人認証法」に基づき、電子証明書発行等の事務を行います。	地域振興部	681
	住民記録・印鑑登録システムの運用等	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、現行の住民記録・印鑑登録システムを法に基づく標準システムへ移行させ、区民の利便性の向上を図ります。	地域振興部	682	
	2 職員の能力開発、意識改革の推進	65 自治体DXを推進する人材の育成	区は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、区民の利便性の向上や、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。これまでもDXの推進に取り組んできましたが、全庁を挙げてさらに進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革やスキルの習得が必要です。このため、DXに取り組む人材の育成を計画的に進めていきます。	総合政策部 総務部	683
		区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	「新宿区人材育成基本方針」に基づき、実務を遂行するうえで欠かせない知識や法令等の基礎的能力向上とともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を継続するほか、職員の能力を活かす職場づくりに取り組むため、スマートワーキングや、ハラスメントのない職場づくりを推進します。	総務部	684
		新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上	区が直面する課題を的確に把握・分析し、区民ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していくため、区職員と学識経験者が連携して政策研究と政策提言を行う新宿自治創造研究所を運営し、区の政策形成能力を高めます。	総合政策部	685
		目標管理型人事考課制度の推進	目標管理型的人事考課制度を推進することにより、現場・現実を重視し、多様化・高度化するニーズに対応できる行政感覚を備える職員を育成するとともに、配置管理、昇給・昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。	総務部	686

(5) 区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）

「No.」欄網掛けあり：「2(3)計画事業等の内容（P.20～150）」に記載のある事業 / 網掛けなし：それ以外の事業

基本政策	個別施策	事業名	事業概要	所管部	No.
V 好感度 1番の 区役所	3 地方分権の推進	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	都区制度改革や地方分権改革の取組の中で、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区が、“自己決定・自己責任”に基づく自立した行財政運営が行えるよう、特別区長会や全国市長会等を通じ、国や都に対して働きかけていきます。	総合政策部	687
		自治基本条例の推進	新宿区の自治のあり方の基本理念、基本原則を明らかにする「新宿区自治基本条例」の区民への周知を引き続き図るとともに、自治のまち新宿の実現に向けて更なる自治の推進を図ります。	総合政策部	688
	人事制度全般	人事給与事務	職員の人事や給与に関する事務を行います。	総務部	689
		職員表彰	新宿区に永年勤続している職員、永年勤続し退職する職員及び善行等他の模範となる行為を行った職員を表彰します。	総務部	690
		職員の健康管理	職員の健康診断、健康相談及び健康教育を行い、職員ひとりひとりの健康の保持増進及び職務能率の向上を図ります。	総務部	691
		職員の福利厚生	職員の福利厚生の充実を図り、また、職務執行上必要な被服を貸与します。	総務部	692
		学校職員の福利厚生	学校職員（教職員を含む）の勤務能率向上を図るため、各種健康管理事業や被服の貸与等を行います。	教育委員会事務局	693

(6) 第二次実行計画との関連表

令和5年1月のローリング（見直し）後の
第二次実行計画との関連（※）を整理しています。

※ 新規、継続、拡充、縮小、統合、分割、
手段改善、終了、経常事業化

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

- 計画事業数 65 (第二次実行計画 67)
- 枝事業を含む事業数 89 (第二次実行計画 93)
- 内訳

第三次実行計画から取り組む新規事業…………… 12	第二次実行計画事業を統合した事業…………… 2
第二次実行計画からの継続事業…………… 50	第二次実行計画事業を分割した事業…………… 0
第二次実行計画事業を拡充した事業…………… 24	第二次実行計画から手段改善を行う事業…………… 1
第二次実行計画事業を縮小した事業…………… 0	

- 第二次実行計画で終了した事業…………… 4
- 第三次実行計画から経常事業化した事業…………… 12

※「経常事業化」以外で施策体系に位置付けた経常事業は、以下の関連表において「-」で表示しています。

※ 第二次実行計画の事業数は、令和5年1月0-リング後のものです。

基本政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別施策	計画事業名	枝事業名		個別施策	計画事業名	枝事業名
I 暮らしやすさ1番の 新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実				1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実		
		1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備		拡充		1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備	
		2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	継続		2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業
			② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	拡充			② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
		【経常事業】健康な食生活へのサポート		-		【経常事業】健康な食生活へのサポート	
		【経常事業】生活習慣病治療中断者への受診勧奨		経常事業化			① 生活習慣病治療中断者への受診勧奨
		【経常事業】糖尿病予防対策の推進		-		3 生活習慣病の予防	【経常事業】糖尿病予防対策の推進
		【経常事業】糖尿病性腎症等重症化予防事業		-			【経常事業】糖尿病性腎症等重症化予防事業
		【経常事業】女性の健康支援		-		【経常事業】女性の健康支援	
		【経常事業】こころの健康づくり		-		【経常事業】こころの健康づくり	
		【経常事業】自殺総合対策		-		-	
		【経常事業】生涯を通じた歯と口の健康づくり		-		【経常事業】乳幼児から始める歯と口の健康づくり	
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進				2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進		
		3 地域で支え合うしくみづくりの推進		拡充		4 地域で支え合うしくみづくりの推進	② 「地域支え合い活動」の展開
		4 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備	継続		5 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備
			② 特別養護老人ホームの整備	継続			② 特別養護老人ホームの整備
			③ ショートステイの整備	継続			③ ショートステイの整備
		5 認知症高齢者への支援体制の充実		拡充		6 認知症高齢者への支援体制の充実	
		【経常事業】多様な主体による支え合いの推進		経常事業化		4 地域で支え合うしくみづくりの推進	① 多様な主体による支え合いの推進
		【経常事業】認知症高齢者支援の推進		-		【経常事業】認知症高齢者支援の推進	
		【経常事業】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス		-		【経常事業】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス	
		【経常事業】高齢者総合相談センターの機能の充実		-		【経常事業】高齢者総合相談センターの機能の充実	
		【経常事業】在宅医療・介護連携ネットワークの推進		-		【経常事業】在宅医療・介護連携ネットワークの推進	
	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備				3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備		
	6 障害者グループホームの設置促進		継続		7 障害者グループホームの設置促進		
	7 区立障害者福祉施設の機能の充実		継続		8 区立障害者福祉施設の機能の充実		
	【経常事業】障害を理由とする差別の解消の推進		-		【経常事業】障害を理由とする差別の解消の推進		

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本 政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別 施策	計画事業名	枝事業名		個別 施策	計画事業名	枝事業名
I 暮らしやすさ 1番の 新宿		4 安心できる子育て環境の整備				4 安心できる子育て環境の整備	
		8	保育基盤整備の推進	継続		9	着実な保育所待機児童対策の推進
		9	学童クラブの定員拡充	拡充		10	放課後の子どもの居場所の充実
		10	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	拡充		11	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
		11	児童相談体制の整備	継続		12	児童相談所設置準備
			【経常事業】子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	-			【経常事業】子どもから若者までの切れ目のない支援の充実
			【経常事業】子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	-			【経常事業】地域における子育て支援サービスの推進
			【経常事業】子どもショートステイ	-			
			【経常事業】家事育児サポート事業	-			【経常事業】発達に心配のある児童への支援の充実
			【経常事業】発達に心配のある児童への支援の充実	-			
			【経常事業】放課後子どもひろば	-			-
			【経常事業】子どもの貧困の連鎖を防止するための取組	-			【経常事業】子どもの貧困の連鎖を防止するための取組
			【経常事業】子どもの施策への参画促進	-			-
			【経常事業】家庭・地域の教育力向上支援	-			-
			【経常事業】ひとり親家庭への支援	-			-
			【経常事業】子ども未来基金	-			-
		【経常事業】学校安全対策	-			-	

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本 政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別 施策	計画事業名	枝事業名		個別 施策	計画事業名	枝事業名
I 暮 ら し や す さ 1 番 の 新 宿		5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実			5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実		
		12	不登校児童・生徒への支援	拡充		16	不登校児童・生徒への支援
		13	ICTを活用した教育の充実	拡充		18	ICTを活用した教育の充実
			【経常事業】地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	経常事業化		13	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実
			【経常事業】学校サポート体制の充実	—			【経常事業】学校サポート体制の充実
			【経常事業】学校評価の充実	—			【経常事業】学校評価の充実
			【経常事業】創意工夫ある教育活動の推進	—			【経常事業】創意工夫ある教育活動の推進
			【経常事業】部活動運営支援事業	—			【経常事業】部活動運営支援事業
			【経常事業】特別支援教育の推進	経常事業化		14	特別支援教育の推進
			【経常事業】日本語サポート指導	経常事業化		15	日本語サポート指導
			【経常事業】専門人材を活用した教育相談体制の充実	—			【経常事業】専門人材を活用した教育相談体制の充実
			【経常事業】伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実	—			【経常事業】伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実
			【経常事業】障害者理解教育の推進	—			【経常事業】障害者理解教育の推進
			【経常事業】英語キャンプの実施	—			【経常事業】英語キャンプの実施
			【経常事業】I C Tを活用した英語教育の推進	—			【経常事業】I C Tを活用した英語教育の推進
			【経常事業】外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進	—			【経常事業】外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進
			【経常事業】学校図書館の充実	—			【経常事業】学校図書館の充実
			【経常事業】時代の変化に応じた学校づくりの推進	—			【経常事業】時代の変化に応じた学校づくりの推進
			【経常事業】公私立幼稚園における幼児教育等の推進	—			【経常事業】公私立幼稚園における幼児教育等の推進
			【経常事業】学校支援アドバイザーの派遣	—			—
			【経常事業】外国籍児童の教育支援等	—			—
			【経常事業】入学前プログラム	—			—
			【経常事業】家庭の教育力向上支援	—			—
			—	終了		17	学校施設の改善
			—	—			【経常事業】スポーツギネス新宿の推進
			—	—			【経常事業】創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進
			—	—			【経常事業】英検チャレンジ
			6 セーフティネットの整備充実			6 セーフティネットの整備充実	
		14	生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進	新規		—	
			【経常事業】ホームレスの自立支援の推進	—		【経常事業】ホームレスの自立支援の推進	
			【経常事業】生活保護受給者の自立支援の推進	—		【経常事業】生活保護受給者の自立支援の推進	
			【経常事業】生活困窮者の自立支援の推進	—		【経常事業】生活困窮者の自立支援の推進	
		7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進			7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進		
		15	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	拡充		21	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
			【経常事業】若者の区政参加の促進	経常事業化		22	若者の区政参加の促進
			【経常事業】男女共同参画の推進	—			【経常事業】男女共同参画の推進
			【経常事業】配偶者等からの暴力の防止	—			【経常事業】配偶者等からの暴力の防止

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別施策	計画事業名	枝事業名		個別施策	計画事業名	枝事業名
I 暮らしやすさ 1番の 新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進				8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進		
	16	町会・自治会活性化への支援	① 「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	新規	23	町会・自治会活性化への支援	-
			② 町会・自治会活性化支援	継続			-
	17	大久保通り周辺(大久保地区)のまちづくりの推進		新規	24	多様な主体との協働の推進	-
	【経常事業】多様な主体との協働の推進		経常事業化	-			
	9 地域での生活を支える取組の推進				9 地域での生活を支える取組の推進		
	18	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進		拡充	26	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	
				継続			
	19	高齢者や障害者等の住まい安定確保		継続	27	高齢者や障害者等の住まい安定確保	
	【経常事業】人材確保支援事業		-				
【経常事業】成年後見制度の利用促進			経常事業化	25	成年後見制度の利用促進		
II 新宿の 高度 防災 都市 化と 安全 安心 の 強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり				1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり		
	① 建築物等の耐震化の推進				① 建築物等の耐震化の推進		
	20	建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業	継続	28	建築物等の耐震性強化	① 建築物等耐震化支援事業
			② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	継続			② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援
	② 木造住宅密集地域解消の取組の推進				② 木造住宅密集地域解消の取組の推進		
	21	木造住宅密集地域の防災性強化	① 木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)	拡充	29	木造住宅密集地域の防災性強化	① 木造住宅密集地域の整備促進(若葉・須賀町地区)
			② 不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)	継続			② 不燃化推進特定整備事業(西新宿五丁目地区)
			【経常事業】木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	経常事業化			③ 木造住宅密集地域における不燃化建替え促進
			【経常事業】新たな防火規制による不燃化の促進	-			【経常事業】新たな防火規制による不燃化の促進
	③ 市街地整備による防災・住環境等の向上				③ 市街地整備による防災・住環境等の向上		
	22	再開発による市街地の整備	① 市街地再開発事業助成(西新宿五丁目中央南地区)	継続	30	再開発による市街地の整備	① 市街地再開発事業助成(西新宿五丁目中央南地区)
			② 市街地再開発事業助成(西新宿三丁目西地区)	継続			② 市街地再開発事業助成(西新宿三丁目西地区)
			③ 市街地再開発の事業化支援	継続			④ 市街地再開発の事業化支援
			-	終了			③ 防災街区整備事業助成(西新宿五丁目北地区)
	④ 災害に強い都市基盤の整備				④ 災害に強い都市基盤の整備		
	23	細街路の拡幅整備		継続	31	細街路の拡幅整備	
24	道路の無電柱化整備		継続	32	道路の無電柱化整備		
25	道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策	拡充	33	道路・公園の防災性の向上	① 道路の治水対策	
		② 道路・公園擁壁の安全対策	継続			② 道路・公園擁壁の安全対策	
26	まちをつなぐ橋の整備		継続	34	まちをつなぐ橋の整備		

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別施策	計画事業名	枝事業名		個別施策	計画事業名	枝事業名
Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	2 災害に強い体制づくり				2 災害に強い体制づくり		
		27 被災者生活再建支援体制の強化		新規		—	
		28 マンション防災対策の充実		拡充	36 マンション防災対策の充実		
		29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実		新規		—	
		【経常事業】女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実		経常事業化	35 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実		
		【経常事業】福祉避難所の充実と体制強化		—	【経常事業】福祉避難所の充実と体制強化		
		【経常事業】災害用備蓄物資の充実		—	【経常事業】災害用備蓄物資の充実		
		【経常事業】災害情報の収集及び発信		—		—	
		【経常事業】帰宅困難者対策等の推進		—		—	
		【経常事業】災害時要援護者対策の推進		—		—	
		【経常事業】災害医療体制の充実		—	【経常事業】災害医療体制の充実		
		—		—	【経常事業】多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発		
	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現				3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現		
		① 犯罪のない安心なまちづくり			① 犯罪のない安心なまちづくり		
		【経常事業】安全安心推進活動の強化		—	【経常事業】安全安心推進活動の強化		
		【経常事業】客引き行為防止等の防犯活動強化		—	【経常事業】客引き行為防止等の防犯活動強化		
		【経常事業】防犯対策の推進		—		—	
		【経常事業】詐欺・消費者対策		—		—	
		② 感染症の予防と拡大防止			② 感染症の予防と拡大防止		
		30 新型インフルエンザ等対策の推進		継続	37 新型インフルエンザ等対策の推進		
	【経常事業】感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等(結核等)		—	【経常事業】感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等(結核等)			
	【経常事業】予防接種		—	【経常事業】予防接種			
	【経常事業】食品衛生の普及啓発		—		—		
	③ 良好な生活環境づくりの推進			③ 良好な生活環境づくりの推進			
	31 マンションの適正な維持管理及び再生への支援		拡充	38 マンションの適正な維持管理及び再生への支援			
	【経常事業】空家等対策の推進		—		—		
	【経常事業】民泊の適正な運営の確保		—		—		
	【経常事業】路上喫煙対策の推進		—	【経常事業】路上喫煙対策の推進			
	【経常事業】公害の監視・規制・指導		—		—		
	【経常事業】アスベスト対策		—	【経常事業】アスベスト対策			
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり				1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり		
	32 新宿駅周辺地区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり		継続	39 新宿駅周辺地区の整備推進	① 新宿駅直近地区のまちづくり	
		② 新宿通りモール化		継続		③ 新宿通りモール化	
		③ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援		継続		④ 靖国通り地下通路延伸に向けた支援	
		④ 新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくり		継続		⑤ 新宿駅周辺地区のまちづくりルールの策定	
		—		終了		② 新宿駅東西自由通路の整備	
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現				2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現		
		33 歌舞伎町地区のまちづくり推進		拡充	40 歌舞伎町地区のまちづくり推進		
		【経常事業】歌舞伎町安全・安心対策事業助成		—		—	
		【経常事業】歌舞伎町安全・安心対策寄附金		—		—	

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本 政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別 施策	計画事業名	枝事業名		個別 施策	計画事業名	枝事業名
Ⅲ 賑 わ い 都 市 ・ 新 宿 の 創 造	3 地域特性を活かした都市空間づくり				3 地域特性を活かした都市空間づくり		
		34 地区計画等のまちづくりルールの策定		継続		41 地区計画等のまちづくりルールの策定	
		【経常事業】景観に配慮したまちづくりの推進		経常事業化		42 景観に配慮したまちづくりの推進	
	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり				4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり		
		【経常事業】バリアフリーの整備促進		—		【経常事業】バリアフリーの整備促進	
		【経常事業】ユニバーサルデザインまちづくりの推進		—		【経常事業】ユニバーサルデザインまちづくりの推進	
	5 道路環境の整備				5 道路環境の整備		
		35 都市計画道路等の整備 (百人町三・四丁目地区の道路整備)		継続		44 都市計画道路等の整備 (百人町三・四丁目地区の道路整備)	
		36 人にやさしい道路の整備	① 道路の改良	継続		45 人にやさしい道路の整備	① 道路の改良
			② バリアフリーの道づくり	継続			② バリアフリーの道づくり
		37 道路の環境対策		継続		46 道路の環境対策	
	6 交通環境の整備				6 交通環境の整備		
		38 自転車通行空間の整備		継続		47 自転車通行空間の整備	
		39 安全で快適な鉄道駅の整備促進	① 京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	新規		49 安全で快適な鉄道駅の整備促進	
			② ホームドア等の設置促進	継続			
		【経常事業】駐輪場等の整備		経常事業化		48 駐輪場等の整備	
		【経常事業】放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動		—		【経常事業】放置自転車対策の推進	
		【経常事業】自転車シェアリングの推進		—		【経常事業】自転車シェアリングの推進	
		【経常事業】自動二輪車の駐車対策		—		【経常事業】自動二輪車の駐車対策	
		【経常事業】地域公共交通への支援		—		—	
		【経常事業】みんなで進める交通安全		—		—	
		【経常事業】駐車場整備事業の推進		—		—	
		【経常事業】鉄道施設の整備促進		—		—	
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備				7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備		
	40 新宿中央公園の魅力向上		継続		50 新宿中央公園の魅力向上		
	41 みんなで考える身近な公園の整備		拡充		51 みんなで考える身近な公園の整備		
	42 公園施設の計画的更新		継続		52 公園施設の計画的更新		
	43 清潔できれいなトイレづくり		継続		53 清潔できれいなトイレづくり		
	44 みどりの計画的な保全		新規		—		
	45 次世代につなぐ桜並木		新規		—		
	【経常事業】新宿らしい都市緑化の推進		—		【経常事業】新宿らしい都市緑化の推進		
	【経常事業】樹木、樹林等の保存支援		—		【経常事業】樹木、樹林等の保存支援		

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画		
	個別施策	計画事業名	枝事業名		個別施策	計画事業名	枝事業名
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	8 地球温暖化対策の推進				8 地球温暖化対策の推進		
	46	地球温暖化対策の推進	① 区内における地球温暖化対策の推進	統合	54	地球温暖化対策の推進	① 区民省エネルギー意識の啓発
			② 他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進	統合			② 事業者省エネルギー行動の促進
			③ 区有施設の照明設備LED化	新規			③ 区が取り組む地球温暖化対策の推進
	47	環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進	新規			—	—
		【経常事業】環境学習・環境教育の推進	—		【経常事業】環境学習・環境教育の推進		
	9 資源循環型社会の構築				9 資源循環型社会の構築		
	48	資源循環型社会の構築	① 食品ロス削減の推進	継続	55	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	② 食品ロス削減の推進
			② 資源プラスチック回収の推進	拡充			③ 資源回収の推進
			③ 民間との協働・連携による資源循環	継続			① ごみの発生抑制の推進
			【経常事業】資源回収の推進	—			—
			【経常事業】事業系ごみの減量推進	—			【経常事業】事業系ごみの減量推進
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現				10 活力ある産業が芽吹くまちの実現		
	49	観光と一体となった産業振興	① 「しんじゅく逸品」の普及	手段改善	56	観光と一体となった産業振興	① しんじゅく逸品の普及
【経常事業】新宿ものづくりの振興			—	【経常事業】新宿ものづくりの振興			
【経常事業】地場産業の魅力発信			—	—			
	【経常事業】中小企業新事業創出支援	—		【経常事業】中小企業新事業創出支援			
	—	事業番号53の枝事業とする		56	観光と一体となった産業振興	② 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進	
11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援				11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援			
50	大学等との連携による商店街支援	継続	57	大学等との連携による商店街支援			
	【経常事業】商店会情報誌の発行	—		【経常事業】商店会情報誌の発行			
	【経常事業】にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援	—		【経常事業】にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援			
12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造				12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造			
51	新宿の魅力としての文化の創造と発信	拡充	58	新宿の魅力としての文化の創造と発信			
52	新宿の歴史・文化の魅力向上	継続	59	新宿の歴史・文化の魅力向上			
	【経常事業】大新宿区まつり	—		【経常事業】新宿クリエイターズ・フェスタなどの取組			
	【経常事業】文化体験プログラム	—		【経常事業】文化体験プログラム			
13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上				13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上			
53	新宿ブランドを活用した取組の推進	① 魅力ある観光情報の発信	拡充	60	新宿ブランドを活用した取組の推進	① 魅力ある観光情報の発信	
		② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	継続			③ 【再掲】56② 多彩な観光資源を活かした区内回遊の促進	
		③ 【再掲】49① 「しんじゅく逸品」の普及	手段改善			② 【再掲】56① しんじゅく逸品の普及	
	【経常事業】新宿観光案内所の運営	—		【経常事業】新宿観光案内所の運営			
14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実				14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実			
54	新中央図書館等の建設	継続	61	新中央図書館等の建設			
55	スポーツ環境の整備	① 「新宿区スポーツ環境整備方針」の改定	継続	62	スポーツ環境の整備	① 新宿区スポーツ環境整備方針の策定	
		② スポーツコミュニティの推進	拡充			② スポーツコミュニティの推進	
		③ 総合運動場の整備	継続			③ 総合運動場の整備	
		④ 「新宿区スポーツ施設整備基金」を活用したスポーツ施設の整備	継続			④ 新宿区スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備	
	【経常事業】図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）	—		【経常事業】図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）			
	【経常事業】子ども読書活動の推進	—		【経常事業】子ども読書活動の推進			

(6) 第二次実行計画との関連表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本政策	第三次実行計画			関係区分	第二次実行計画			
	個別施策	計画事業名	枝事業名		個別施策	計画事業名	枝事業名	
Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造	15 多文化共生のまちづくりの推進				15 多文化共生のまちづくりの推進			
		56 多文化共生のまちづくりの推進		継続		63 多文化共生のまちづくりの推進		
		【経常事業】しんじゅく多文化共生プラザの管理運営		—		—		
		【経常事業】多文化共生連絡会の運営		—		—		
		【経常事業】外国人への情報提供		—		—		
		【経常事業】外国人相談窓口の運営		—		—		
		【経常事業】日本語学習への支援		—		—		
	16 平和都市の推進				16 平和都市の推進			
		57 平和啓発事業の推進		継続		64 平和啓発事業の推進		
Ⅳ 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営				1 効果的・効率的な行財政運営			
		58 公民連携（民間活用）の推進		拡充		65 公民連携（民間活用）の推進		
		59 効果的・効率的な業務の推進	① 業務改善・業務の見直しの推進	拡充		66 効果的・効率的な業務の推進		
			② 滞納整理業務の一元化	新規				
		60 基幹業務システム基盤の整備		継続		71 基幹業務システム基盤の整備		
		【経常事業】行政評価制度の推進		—		【経常事業】行政評価制度の推進		
		2 公共施設マネジメントの強化				2 公共施設マネジメントの強化		
		61 区有施設等の長寿命化	① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	継続		67 区有施設等の長寿命化	① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	
			② [再掲] 26 まちをつなぐ橋の整備	継続			② [再掲] 34 まちをつなぐ橋の整備	
			③ [再掲] 42 公園施設の計画的更新	継続			③ [再掲] 52 公園施設の計画的更新	
			【経常事業】区立住宅の維持保全	—			【経常事業】区立住宅の維持保全	
			【経常事業】道路の維持保全	—			【経常事業】道路の維持保全	
	62 区有施設のマネジメント	① 牛込保健センター等複合施設の建替え	継続		68 区有施設のマネジメント	② 牛込保健センター等複合施設の建替え		
		② 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	継続			③ 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用		
		③ [再掲] 46③ 区有施設の照明設備LED化	新規			—		
		—	終了			④ 高齢者活動・交流施設のマネジメント		
Ⅴ 好感度1番の区役所	1 行政サービスの向上				1 行政サービスの向上			
		63 多様な決済手段を活用した電子納付の推進		拡充		69 多様な決済手段を活用した電子納付の推進		
		64 行政手続のオンライン化等の推進		拡充		70 行政手続のオンライン化等の推進		
		【経常事業】オープンデータの活用推進		—		【経常事業】オープンデータの活用推進		
		2 職員の能力開発、意識改革の推進				2 職員の能力開発、意識改革の推進		
		65 自治体DXを推進する人材の育成		新規		—		
		【経常事業】区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成		—		【経常事業】区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成		
		【経常事業】新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上		—		【経常事業】新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上		
		3 地方分権の推進				3 地方分権の推進		
	【経常事業】特別区のあり方の見直しと自治権の拡充		—		【経常事業】特別区のあり方の見直しと自治権の拡充			

(7) 基本構想で示す

基本目標との対応表

第三次実行計画の各事業が、基本構想で示す基本目標のどこに位置付けられるかを示しています。

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

■ まちづくり編

基本構想	第三次実行計画					
基本目標	5つの基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部	
I 区民が自治の主体として、考え、行動していけるまち	V 好感度1番の区役所	3 地方分権の推進	【経常事業】特別区のあり方の見直しと自治権の拡充		総合政策部	
		7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	【経常事業】若者の区政参加の促進		総合政策部	
	I 暮らしやすさ1番の新宿	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	16 町会・自治会活性化への支援	① 「(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例」の制定	地域振興部	
				② 町会・自治会活性化支援	地域振興部	
			17 大久保通り周辺(大久保地区)のまちづくりの推進	地域振興部 みどり土木部 環境清掃部		
		【経常事業】多様な主体との協働の推進		地域振興部		
II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	I 暮らしやすさ1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	1 気軽に健康づくりに取り組める環境整備	健康部		
			2 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	① 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業	福祉部 健康部	
				② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	福祉部 健康部	
			【経常事業】健康な食生活へのサポート		健康部	
			【経常事業】生活習慣病治療中断者への受診勧奨		健康部	
			【経常事業】糖尿病予防対策の推進		健康部	
			【経常事業】糖尿病性腎症等重症化予防事業		健康部	
			【経常事業】女性の健康支援		健康部	
			【経常事業】こころの健康づくり		健康部	
			【経常事業】自殺総合対策		健康部	
			【経常事業】生涯を通じた歯と口の健康づくり		健康部	
			4 安心できる子育て環境の整備	8 保育基盤整備の推進	子ども家庭部	
				9 学童クラブの定員拡充	子ども家庭部	
		10 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実		子ども家庭部 健康部		
		11 児童相談体制の整備		子ども家庭部		
		【経常事業】子どもから若者までの切れ目のない支援の充実		子ども家庭部		
		【経常事業】子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援		子ども家庭部		
		【経常事業】子どもショートステイ		子ども家庭部		
		【経常事業】家事育児サポート事業		子ども家庭部		
		【経常事業】発達に心配のある児童への支援の充実		子ども家庭部		
		【経常事業】放課後子どもひろば		子ども家庭部		
		【経常事業】子どもの貧困の連鎖を防止するための取組		子ども家庭部		
		【経常事業】子どもの施策への参画促進		子ども家庭部		
		【経常事業】家庭・地域の教育力向上支援		子ども家庭部		
		【経常事業】ひとり親家庭への支援		子ども家庭部		
		【経常事業】子ども未来基金		子ども家庭部		
		5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実		12 不登校児童・生徒への支援	教育委員会	
			13 ICTを活用した教育の充実	教育委員会		
			【経常事業】地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実		教育委員会	
【経常事業】学校サポート体制の充実			教育委員会			
【経常事業】学校評価の充実			教育委員会			
【経常事業】創意工夫ある教育活動の推進			教育委員会			

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本構想	第三次実行計画						
	基本目標	5つの基本政策	個別施策		計画事業名	枝事業名	所管部
だれもが 人として尊 重され、 自分らしく 成長して いけるまち	I 暮らしやすさ 1番の新宿	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実			【経常事業】部活動運営支援事業		教育委員会
					【経常事業】特別支援教育の推進		教育委員会
					【経常事業】日本語サポート指導		教育委員会
					【経常事業】専門人材を活用した教育相談体制の充実		教育委員会
					【経常事業】伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実		教育委員会
					【経常事業】障害者理解教育の推進		教育委員会
					【経常事業】英語キャンプの実施		教育委員会
					【経常事業】ICTを活用した英語教育の推進		教育委員会
					【経常事業】外国人英語教育指導員等を活用した英語教育及び国際理解教育の推進		教育委員会
					【経常事業】学校図書館の充実		教育委員会
					【経常事業】時代の変化に応じた学校づくりの推進		教育委員会
					【経常事業】公立幼稚園における幼児教育等の推進		教育委員会
					【経常事業】学校支援アドバイザーの派遣		教育委員会
					【経常事業】外国籍児童の教育支援等		教育委員会
	【経常事業】入学前プログラム		教育委員会				
	【経常事業】家庭の教育力向上支援		教育委員会				
	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	15 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		子ども家庭部			
		【経常事業】男女共同参画の推進		子ども家庭部			
		【経常事業】配偶者等からの暴力の防止		子ども家庭部			
	II 新宿の高度 防災都市化と 安全安心の 強化	3 暮らしやすい安全 で安心なまちの実 現	② 感染症の予防と拡 大防止	30 新型インフルエンザ等対策の推進		健康部	
【経常事業】感染症予防関係法令に基づくまん延防止対策及び健康診断等（結核等）					健康部		
【経常事業】予防接種					健康部		
【経常事業】食品衛生の普及啓発					健康部		
III 賑わい都市・ 新宿の創造	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実			54 新中央図書館等の建設		総合政策部 教育委員会	
				55 スポーツ環境の整備	① 「新宿区スポーツ環境整備方針」の 改定	地域振興部	
					② スポーツコミュニティの推進	地域振興部	
					③ 総合運動場の整備	地域振興部	
					④ 「新宿区スポーツ施設整備基金」を 活用したスポーツ施設の整備	地域振興部	
				【経常事業】図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）		教育委員会	
				【経常事業】子ども読書活動の推進		教育委員会	
安全で安 心な、質 の高いら しを実感 できるまち	I 暮らしやすさ 1番の新宿	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包 括ケアシステムの推進			3 地域で支え合うくみづくりの推進		福祉部
					4 介護保険サービスの基盤整備	① 地域密着型サービスの整備	福祉部
						② 特別養護老人ホームの整備	福祉部
						③ ショートステイの整備	福祉部
					5 認知症高齢者への支援体制の充実		福祉部
					【経常事業】多様な主体による支え合いの推進		福祉部
					【経常事業】認知症高齢者支援の推進		福祉部
					【経常事業】一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス		福祉部
					【経常事業】高齢者総合相談センターの機能の充実		福祉部
					【経常事業】在宅医療・介護連携ネットワークの推進		福祉部 健康部

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本構想	第三次実行計画							
基本目標	5つの基本政策	個別施策		計画事業名	枝事業名	所管部		
安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち III	I 暮らしやすさ 1番の新宿	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	6 障害者グループホームの設置促進			福祉部		
			7 区立障害者福祉施設の機能の充実			福祉部		
			【経常事業】 障害を理由とする差別の解消の推進			福祉部		
		6 セーフティネットの整備充実	14 生活困窮世帯の子どもへの学習支援の推進			福祉部		
			【経常事業】 ホームレスの自立支援の推進			福祉部		
			【経常事業】 生活保護受給者の自立支援の推進			福祉部		
			【経常事業】 生活困窮者の自立支援の推進			福祉部		
		9 地域での生活を支える取組の推進	18 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進			文化観光産業部		
			19 高齢者や障害者等の住まい安定確保			都市計画部		
			【経常事業】 人材確保支援事業			文化観光産業部		
			【経常事業】 成年後見制度の利用促進			福祉部		
		II 新宿の高度 防災都市化と 安全安心の 強化	1 災害に強い、逃げ ないですむ安全な まちづくり	① 建築物等の耐震化の推進	20 建築物等の耐震性強化		① 建築物等耐震化支援事業	都市計画部
					② 擁壁・がけの安全化の総合的な支援	都市計画部		
	② 木造住宅密集地域解消の取組の推進			21 木造住宅密集地域の防災性強化		① 木造住宅密集地域の整備促進 (若葉・須賀町地区)	都市計画部	
						② 不燃化推進特定整備事業 (西新宿五丁目地区)	都市計画部	
						【経常事業】 木造住宅密集地域における不燃化建替え促進	都市計画部	
						【経常事業】 新たな防火規制による不燃化の促進	都市計画部	
	③ 市街地整備による防災・住環境等の向上			22 再開発による市街地の整備		① 市街地再開発事業助成 (西新宿五丁目中央南地区)	都市計画部	
						② 市街地再開発事業助成 (西新宿三丁目西地区)	都市計画部	
						③ 市街地再開発の事業化支援	都市計画部	
	④ 災害に強い都市基盤の整備			23 細街路の拡幅整備				都市計画部
				24 道路の無電柱化整備				みどり土木部
				25 道路・公園の防災性の向上		① 道路の治水対策	みどり土木部	
					② 道路・公園擁壁の安全対策	みどり土木部		
	3 暮らしやすい安全 で安心なまちの実現		2 災害に強い体制づくり	27 被災者生活再建支援体制の強化			総務部	
				28 マンション防災対策の充実			総務部	
		29 高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実			福祉部 子ども家庭部			
【経常事業】 女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実				総務部				
【経常事業】 福祉避難所の充実と体制強化				福祉部				
【経常事業】 災害用備蓄物資の充実				総務部				
【経常事業】 災害情報の収集及び発信				総務部				
【経常事業】 帰宅困難者対策等の推進				総務部				
【経常事業】 災害時要援護者対策の推進				総務部 福祉部				
【経常事業】 災害医療体制の充実				健康部				
① 犯罪のない安心な まちづくり	【経常事業】 安全安心推進活動の強化			総務部				
	【経常事業】 客引き行為防止等の防犯活動強化			総務部				
	【経常事業】 防犯対策の推進			総務部				
	【経常事業】 詐欺・消費者対策			総務部 文化観光産業部				

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本構想	第三次実行計画											
	基本目標	5つの基本政策	個別施策		計画事業名	枝事業名	所管部					
III	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	II	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現	③	良好な生活環境づくりの推進	31 マンションの適正な維持管理及び再生への支援	都市計画部			
								【経常事業】空家等対策の推進	総務部 環境清掃部 都市計画部			
								【経常事業】民泊の適正な運営の確保	健康部			
IV	持続可能な都市と環境を創造するまち	II	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化	3	暮らしやすい安全で安心なまちの実現	③	良好な生活環境づくりの推進	【経常事業】路上喫煙対策の推進	環境清掃部			
								【経常事業】アスベスト対策	都市計画部			
								【経常事業】公害の監視・規制・指導	環境清掃部			
		III	賑わい都市・新宿の創造	1	回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	32	新宿駅周辺地区の整備推進	①	新宿駅直近地区のまちづくり	都市計画部		
										②	新宿通りモール化	都市計画部 みどり土木部
										③	靖国通り地下通路延伸に向けた支援	都市計画部
										④	新宿駅周辺地区の地区計画等のまちづくりルールの策定	都市計画部
				4	誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	【経常事業】バリアフリーの整備促進	都市計画部					
						【経常事業】ユニバーサルデザインまちづくりの推進	都市計画部					
				5	道路環境の整備	35	都市計画道路等の整備 (百人町三・四丁目地区の道路整備)	みどり土木部				
						36	人にやさしい道路の整備	①	道路の改良	みどり土木部		
								②	バリアフリーの道づくり	みどり土木部		
				37	道路の環境対策	みどり土木部						
				6	交通環境の整備	38	自転車通行空間の整備	みどり土木部				
						39	安全で快適な鉄道駅の整備促進	①	京王線新宿駅における乗換え経路等の改善	都市計画部		
								②	ホームドア等の設置促進	都市計画部		
						【経常事業】駐輪場等の整備	みどり土木部					
						【経常事業】放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動	みどり土木部					
						【経常事業】自転車シェアリングの推進	みどり土木部					
						【経常事業】自動二輪車の駐車対策	みどり土木部					
						【経常事業】地域公共交通への支援	みどり土木部					
						【経常事業】みんなで進める交通安全	みどり土木部					
						【経常事業】駐車場整備事業の推進	都市計画部					
				【経常事業】鉄道施設の整備促進	都市計画部							
		7	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	44	みどりの計画的な保全	みどり土木部						
				45	次世代につなぐ桜並木	【経常事業】新宿らしい都市緑化の推進	みどり土木部					
						【経常事業】樹木、樹林等の保存支援	みどり土木部					
46	地球温暖化対策の推進					① 区内における地球温暖化対策の推進 環境清掃部 ② 他自治体等との連携による地球温暖化対策の推進 環境清掃部 ③ 区有施設の照明設備LED化 関係部						
8	地球温暖化対策の推進	47	環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進	環境清掃部								
		【経常事業】環境学習・環境教育の推進	環境清掃部 教育委員会									

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

基本構想	第三次実行計画					
	基本目標	5つの基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部
IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	III 賑わい都市・新宿の創造	9 資源循環型社会の構築	48 資源循環型社会の構築	① 食品ロス削減の推進	環境清掃部	
				② 資源プラスチック回収の推進	環境清掃部	
				③ 民間との協働・連携による資源循環	環境清掃部	
				【経常事業】資源回収の推進	環境清掃部	
				【経常事業】事業系ごみの減量推進	環境清掃部	
V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	III 賑わい都市・新宿の創造	3 地域特性を活かした都市空間づくり	34 地区計画等のまちづくりルールの策定		都市計画部	
			【経常事業】景観に配慮したまちづくりの推進		都市計画部	
		7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	40 新宿中央公園の魅力向上		みどり土木部	
			41 みんなで考える身近な公園の整備		みどり土木部	
			42 公園施設の計画的更新		みどり土木部	
43 清潔できれいなトイレづくり		みどり土木部				
VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	III 賑わい都市・新宿の創造	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	33 歌舞伎町地区のまちづくり推進		文化観光産業部 みどり土木部 環境清掃部	
			【経常事業】歌舞伎町安全・安心対策事業助成		総務部	
			【経常事業】歌舞伎町安全・安心対策寄附金		総務部	
		10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	49 観光と一体となった産業振興		① 「しんじゅく逸品」の普及	文化観光産業部
					【経常事業】新宿ものづくりの振興	文化観光産業部
			【経常事業】地場産業の魅力発信		文化観光産業部	
			【経常事業】中小企業新事業創出支援		文化観光産業部	
		11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	50 大学等との連携による商店街支援		文化観光産業部	
			【経常事業】商店会情報誌の発行		文化観光産業部	
			【経常事業】にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援		文化観光産業部	
		12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	51 新宿の魅力としての文化の創造と発信		文化観光産業部	
			52 新宿の歴史・文化の魅力向上		文化観光産業部	
			【経常事業】大新宿区まつり		文化観光産業部	
			【経常事業】文化体験プログラム		文化観光産業部	
		13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	53 新宿ブランドを活用した取組の推進		① 魅力ある観光情報の発信	文化観光産業部
					② 観光資源を活かした区内回遊性の向上	文化観光産業部
③ [再掲] 48①「しんじゅく逸品」の普及	文化観光産業部					
【経常事業】新宿観光案内所の運営		文化観光産業部				
15 多文化共生のまちづくりの推進	56 多文化共生のまちづくりの推進		地域振興部			
	【経常事業】しんじゅく多文化共生プラザの管理運営		地域振興部			
	【経常事業】多文化共生連絡会の運営		地域振興部			
	【経常事業】外国人への情報提供		地域振興部			
	【経常事業】外国人相談窓口の運営		地域振興部			
	【経常事業】日本語学習への支援		地域振興部			
16 平和都市の推進	57 平和啓発事業の推進		総務部 教育委員会			

(7) 基本構想で示す基本目標との対応表 (計画事業と施策体系を構成する主要な経常事業)

■ 区政運営編

基本構想		第三次実行計画			
基本目標	5つの基本政策	個別施策	計画事業名	枝事業名	所管部
I 好感度一番の区役所の実現	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	【経常事業】行政評価制度の推進		総合政策部
			(ICTの計画的な更新等に係る取組)		総合政策部
			(定員の適正化などの取組)		総務部
	V 好感度1番の区役所	1 行政サービスの向上	63 多様な決済手段を活用した電子納付の推進		総合政策部 総務部 地域振興部 福祉部 健康部
			64 行政手続のオンライン化等の推進		総合政策部 総務部 地域振興部
			【経常事業】オープンデータの活用推進		総合政策部
			(休日窓口の開設)		総合政策部
		2 職員の能力開発、意識改革の推進	65 自治体DXを推進する人材の育成		総合政策部 総務部
			【経常事業】区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成		総務部
			【経常事業】新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上		総合政策部
II 公共サービスのあり方の見直し	IV 健全な区財政の確立	1 効果的・効率的な行財政運営	58 公民連携(民間活用)の推進		総合政策部
			59 効果的・効率的な業務の推進	① 業務改善・業務の見直しの推進	総合政策部
				② 滞納整理業務の一元化	総合政策部 総務部 福祉部 健康部
			60 基幹業務システム基盤の整備		総合政策部
			(負担の公平性の確保の取組や受益者負担のあり方の検討)		総合政策部
		2 公共施設マネジメントの強化	61 区有施設等の長寿命化	① 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全	関係部
				② [再掲] 26 まちをつなぐ橋の整備	みどり土木部
				③ [再掲] 42 公園施設の計画的更新	みどり土木部
				【経常事業】区立住宅の維持保全	都市計画部
				【経常事業】道路の維持保全	みどり土木部
	62 区有施設のマネジメント		① 牛込保健センター等複合施設の建替え	福祉部 子ども家庭部 健康部	
			② 旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用	総合政策部 総務部 福祉部 教育委員会	
			③ [再掲] 46③ 区有施設の照明設備LED化	関係部	
	(新宿区公共施設等総合管理計画)		総合政策部		
	(個別施設計画(長寿命化計画))		総合政策部		
	(公有地の有効活用)		総合政策部		

(8) 区の基本政策・個別施策と SDGs の目標との対応表

区が総合計画で示す基本政策・個別施策と、SDGs の目標との
対応状況を示しています。

SDGsの推進

1 SDGs (エスディーゼーズ)とは

SDGs (エスディーゼーズ)とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことであり、2015年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択されました。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本でもSDGs 推進本部を設置し、SDGs 実施指針のもと積極的に取り組んでいます。

2 SDGs で掲げる 17 の国際目標 (17 のゴール)

SDGs では、社会が抱える問題を解決し、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、「貧困」「保健」「教育」「エネルギー」「気候変動」「まちづくり」など17分野にわたる国際目標を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

	1. 貧困をなくそう		2. 飢餓をゼロに		3. すべての人に健康と福祉を
	4. 質の高い教育をみんなに		5. ジェンダー平等を実現しよう		6. 安全な水とトイレを世界中に
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8. 働きがいも経済成長も		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10. 人や国の不平等をなくそう		11. 住み続けられるまちづくりを		12. つくる責任 つかう責任
	13. 気候変動に具体的な対策を		14. 海の豊かさを守ろう		15. 陸の豊かさを守ろう
	16. 平和と公正をすべての人に		17. パートナリーシップで目標を達成しよう		

3 新宿区の「5つの基本政策」と「SDGs」

区では、持続的に発展する新しい新宿のまちの創造に向けて、「5つの基本政策」の下、「健康寿命の延伸」「教育の充実」「まちづくり」「地球温暖化対策」「資源循環型社会の構築」「平和都市の推進」など様々な施策に取り組んでいます。

これらは、SDGs に合致するものであり、区の施策の推進が、SDGs の目標達成につながるものと考えています。

区の基本政策・個別施策とSDGsの目標との対応表

基本政策	個別施策	SDGsの目標
I 暮らしやすさ 1番の新宿	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実	2,3,4,12,17
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進	3,11,17
	3 障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備	3,11,17
	4 安心できる子育て環境の整備	1,2,3,4,11,16,17
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実	4,7,17
	6 セーフティネットの整備充実	1,2,17
	7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進	4,5,8,10,17
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進	11,17
	9 地域での生活を支える取組の推進	3,8,11,17
II 新宿の 高度防災都市化と 安全安心の強化	1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ① 建築物等の耐震化の推進 ② 木造住宅密集地域解消の取組の推進 ③ 市街地整備による防災・住環境等の向上 ④ 災害に強い都市基盤の整備	11,13,17
	2 災害に強い体制づくり	11,17
	3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ① 犯罪のない安心なまちづくり ② 感染症の予防と拡大防止 ③ 良好な生活環境づくりの推進	3,11,16,17
III 賑わい都市・ 新宿の創造	1 回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり	9,11,17
	2 誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現	11,17
	3 地域特性を活かした都市空間づくり	9,11,17
	4 誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり	3,11,17
	5 道路環境の整備	3,7,9,11,13,17
	6 交通環境の整備	3,9,11,17
	7 豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	6,11,13,15,17
	8 地球温暖化対策の推進	7,11,12,13,14,17
	9 資源循環型社会の構築	11,12,14,17
	10 活力ある産業が芽吹くまちの実現	8,9,17
	11 魅力ある商店街の活性化に向けた支援	7,8,9,17
	12 まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造	11,17
	13 国際観光都市・新宿としての魅力の向上	8,9,17
	14 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	3,4,17
	15 多文化共生のまちづくりの推進	10,11,16,17
	16 平和都市の推進	16,17
IV 健全な区財政の 確立	1 効果的・効率的な行財政運営	11,17
	2 公共施設マネジメントの強化	11,17
V 好感度1番の 区役所	1 行政サービスの向上	11,17
	2 職員の能力開発、意識改革の推進	11,17
	3 地方分権の推進	11,17

印刷物作成番号
2023 - 21 - 2101

新宿区第三次実行計画

発行年月 令和6年2月

発行 新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3502 (直通)
FAX 03-5272-5500